法科大学院認証評価

自　己　評　価　書

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
法曹実務専攻

平成２０年６月

横　浜　国　立　大　学

目　　次

Ⅰ対象法科大学院の現況及び特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ　章ごとの自己評価
第１章　教育目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第２章　教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第３章　教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第４章　成績評価及び修了認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第５章　教育内容等の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
第６章　入学者選抜等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
第７章　学生の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３
第８章　教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
第９章　管理運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９
第10章　施設、設備及び図書館等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６

Ⅰ対象法科大学院の現況及び特徴

１　現況

（１）法科大学院名
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
法曹実務専攻

（２）所在地　　神奈川県横浜市

（３）学生数および教員数
（平成 20 年５月１日現在）
学生数：　　153 名
教員数：専任　20 名（うち実務家
教員６名）

２　特徴

法科大学院制度は、司法制度改革の一環として、『理論的教育と実務的教育を架橋する』法曹養成制度として設計されている。そして、その教育は①『専門的資質能力の習得』と、『豊かな人間性の涵養、向上』を図ること、②専門的な法知識の確実な習得とともに、批判的・創造的な思考力、問題解決に必要な法的分析能力や法的議論の能力を育成すること、③『先端的な法領域』について基本的な理解を得させるとともに、法曹としての責任感や倫理観を涵養するよう努め、社会への貢献を行う機会を提供しうるものとすることが求められている。また、法曹およびそれを養成する法科大学院の多様性の確保のため、『法学部以外の出身者や社会人に広く門戸を開く』ことが要請されている。

このような要請の下で、本学が法科大学院を設置するにいたった背景、考え方および現状と特色は次のようなものである。

①本学には、法学部は設置されていない。しかし、経済学部に経済法学科が置かれ、経済学と法学の双方の基礎教育を行うことによっても、法曹を 40 名ほど養成し、法曹に必要な『専門的資質・能力の育成でも成果』を上げてきた。その後、「法学の大学院である国際経済法学研究科が設置」され、企業法務や行政部門で『法務専門職業人』として活躍する者や研究者の育成を 15 年にわたり行っており、裁判官あるいは弁護士も輩出し、横浜国立大学出身の法曹は、後進の指導を積極的に行ってきた。こうした実績の上に、＜学部のない法科大学院＞という、ロースクールの趣旨に相応しい法科大学院を設置した。

②本学の大学院教育の実績は、『法学部出身でない者や社会人に広く門戸』を開き、それを法務専門職業人、法曹に育ててきたものである。それを背景に門戸開放の実績を本学法科大学院も達成している。開設前、全国の志願者の法学部出身者：非法学部出身者の比率はほぼ１：１であり、他の多くの法科大学院が法学部出身者に大きく傾斜した設計をしたのに比して、逆に本学では、社会的使命を考え、当初法学部出身者：非法学部出身者の比率を４：６とすることを目標とし、平成 16 年度入試ではそれに近い実績を残し、非法学部出身者に社会人を加えると７割以上を達成した。その後１、２年で全国の志願者の８割近くが法学部出身者と大きく変化したが、非法学部出身者や社会人に十分配慮した入試を実施することにより、17 年度では非法学部出身者や社会人の比率がほぼ５割、18 年度以降 20 年度までは３～４割という結果を示しており、＜他法科大学院よりもいっそう広い門戸の開放＞を維持している。

③本学法科大学院は、国際経済法学研究科が発展した国際社会科学研究科の１専攻として設置され、経済学部の経済法学科は廃止されたため、教員は「全員大学院専任」である。そのため、全専任教員を原則的にはすべて大学院教育にあてることができ、しかも１学年 50 名の学生に対し専任教員 20 名（他に、平成 20 年５月１日現在長期海外研修中であるが、９月に帰国予定の専任教員が１名いる。）という「設置基準の２倍程度の専任教員」によって、＜充実した少人数教育＞を実施している。

④国際経済法学研究科および国際社会科学研究科は、国際関係法専攻と経済関係法専攻という、国際と経済に関連あるいは特化した法分野で構成されていたため、基本法分野だけでなく、『先端・展開的法分野での教育研究に実績』があり、法科大学院に期待される先端的法領域の教育が他大学より優位に提供でき、特に＜租税法務、国際企業法務において充実＞した法科大学院となっている。

⑤ 850 万人を擁する神奈川県において、弁護士会から本学が地域の法曹養成の拠点になることが求められている。そのため、＜横浜弁護士会の全面的な協力＞が得られ、専任教員の派遣による実務基礎科目を中心とした授業科目の充実、研究者教員との協同による授業の実施だけでなく、会を上げての教材開発のバックアップ、エクスターンシップ学生の受け入れ、裁判所・検察庁等関連施設の見学と討論などによって、『実務への架橋』と、『法曹としての責任感、倫理観の涵養』とを、講義科目教育とともに日常的に実現していく体制が組まれている。こうした実績をもとに、平成 16 年度ないし 18 年度においては、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：実践的教育推進プログラム」の１つとして「持続可能な実務教育教材開発－『よこはまモデルの導入』－」により、

文部科学省より補助金の交付を受けて、民事系・刑事系の教材開発を行い、成果をホームページに公開し、さらにこれを発展させて、平成 19 年度および 20 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムとして「展開・先端科目を中心とした教材開発－地域弁護士会と連携して」が採択されている。

Ⅱ　目的

Ⅱ　目的

１　本学は、横浜の地にあり、その歴史と将来果たすべき役割とを踏まえて、「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」に富んだ教育を理念としている。この大学としての教育理念の下で、法科大学院（国際社会科学研究科法曹実務専攻）においては、それを、法科大学院制度の４つの主旨、『実務への架橋』『専門的資質能力の習得』『先端的法領域の理解』『非法学部出身者・社会人への門戸の開放』と結びつけるという特色の下で、複雑化する社会に積極的に貢献できる、以下のような法曹を養成することを目的としている。そしてこの目的を教育内容だけによってではなく教育体系および組織的連携を活用した体制によって実現するこことしている。

【養成しようとする法曹像】①租税法務に強い法曹 ②国際企業法務に強い法曹③市民密着型法曹

２　まず、大学の理念と本学法科大学院の目的および実現の体制と法科大学院制度の主旨との関連を具体的に見ると、「実践性」は、地域連携型法科大学院として、横浜弁護士会との教育上の密接な連携によって、実現に努めることとしている。横浜弁護士会との連携により、実務家専任教員、みなし専任教員、実務家非常勤講師の派遣について積極的な協力を得るのみならず、ローヤリング、法律相談等のフィールド・ワークについては同弁護士会による十分な協力の下での、「実践的」な教育の実施を可能とする。それは、『実務への架橋』という法科大学院の制度主旨との関連でも「実践的」である。

３　「開放性」という面では、他の法科大学院に比べて一層、非法学部出身者や社会人にも『広く門戸を開いた』法科大学院とする。それをこれまでの法律系大学院での教育の伝統を継承することによって裏打ちする。(「Ｉ対象法科大学院の現況及び特徴」の「２特徴」を参照)

４　「国際性」、「先進性」に富んだ教育という面では、国際取引法分野などの先進的な国際企業法務に関して視野の広い知見に富んだ法曹や、知的財産権法分野をはじめとする経済活動に関連する先進法領域、とくに租税法務等の領域に専門的知識を有する『先端的』な法曹の育成に努める。このとき、別の法律系専攻である国際関係法専攻との教育的連携をも活用する。法曹の原点である市民密着型法曹の養成にあっても『実務の先端』を意識した教育によって、競争の激化が予想される法曹界において先端に立つことのできる市民密着型法曹を養成する。この点では横浜弁護士会との教育的連携が行われており、その実績により、平成 16 年度ないし 18 年度においては、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：実践的教育推進プログラム」の１つとして「持続可能な実務教育教材開発－『横浜モデルの導入』－」により、文部科学省より補助金の交付を受けて、民事系・刑事系の教材開発を行い、成果をホームページに公開したほか、これらをさらに発展させて、平成 19 年度および 20 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムとして「展開・先端科目を中心とした教材開発－地域弁護士会と連携して」が採択されている。また、国際社会科学研究科の１専攻として、国際関係法専攻など他の法律系専攻に学ぶ留学生である外国人法曹との大学生活および共通授業における日常的な交流によって、「国際性」を高める環境を提供する。

５　さらに、法科大学院の主旨と本学法科大学院の目的および教育体系との関連を具体的にみると、まず、すべての法曹に共通に必要な『法的資質・能力を育成』するためのカリキュラムとして、法曹養成の核となるコア科目群を設定し、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、総合演習科目群を置く。

６　次に、本学に特徴的な法曹を養成するため、展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群を置き、展開・先端科目Ⅰ群には、『先端的法領域』である租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、展開・先端科目Ⅱ群には、市民密着型法務で『実務の先端』を中心に講じる科目を配置する。Ⅰ群は、①租税法務に強い法曹、②国際企業法務に強い法曹を養成することを目的とし、Ⅱ群は、③市民密着型法曹を養成することを目的とする。

７　コア科目群に、法律実務基礎科目群とともに、研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法科大学院における法学教育を完成させる科目群として、総合演習科目群を置いて、『実務への架橋』をいっそう実際的なものとする。

８　選択科目に、別の専攻において英語で開催される科目や留学生も含め共通に受講できる科目を加えて、その受講により「国際性」を高めることを可能とする。

９　非法学部出身者や社会人に『広く門戸を開く』ことから、第１年次の必修科目数を少なめに設定し、円滑な履修の可能なカリキュラムを設定する。

Ⅲ　章ごとの自己評価

第１章　教育目的

1　基準ごとの分析

１－１　教育目的

基準１－１－１
各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準１－１－１に係る状況）
（基準に係る状況）

本学に特色的な法曹、具体的には①租税法務に強い法曹②国際企業法務に強い法曹③市民密着型法曹を養成するため、修得されるべき能力を、法曹に共通に必要とされる能力と先端的な法曹としての能力とに整理して、以下のような工夫によりその修得を実現する理論的かつ実践的な教育を体系的に行っている。

具体的には、法曹としての実務に「必要な学識を習得」させるものとして法律基本科目群とくに双方向型講義科目群を、その「応用能力を涵養」するものとして演習科目群を、法律「実務の基礎的素養を涵養」するものとして実務基礎科目群を置いてカリキュラム構成の基礎としている。それを踏まえて、総合演習科目群により、関連法分野の総合的理解および理論と実務の統合的理解に到達させるよう創意工夫している。(【資料１－１－１－１】開講科目一覧表参照)

法曹に必要な基本的学識を習得させるこれらの科目群をコア科目群と呼び、その授業体系において、段階的学習方式をとり、基礎から応用へ、理論から実務への架橋が実効的に行われるよう、組み立てられている。コア科目群により修得すべき、法曹に共通に必要な法的資質・能力は、(イ) 専門的な法知識、(ロ) 柔軟で批判的創造的な法的思考力、(ハ) 説得・交渉能力、(ニ) 法知識を文書作成など実務に反映させる能力、(ホ) 法曹としての倫理観と捉え、これを、第１段階「双方向型講義（法律基本科目)」、第２段階「演習」、第３段階「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目)」という、着実な段階的学習によって、体系的に修得させる。(【資料１－１－１－２】段階的学習・科目群・修得される資質の対照表参照)

以上の科目群とそれにより修得される学識・能力を支える科目群として専門的学識の基礎となる基礎法学・隣接科目群を、それらの学識・能力を発展させ特徴のある法曹を養成する科目群として展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群を置いている。展開・先端科目Ⅰ群は、租税法務・国際企業法務に関する科目を配置し、別の法律系専攻である国際関係法専攻からの兼担教員が主として担当する。展開・先端科目Ⅱ群には、市民密着型法務に関する科目を配置し、横浜弁護士会の第一線の弁護士である兼任教員が主として担当する。

このことにより人的構成の面からも体系的な実施が図られているほか、研究者教員と実務家教員が横浜弁護士会所属の中堅・若手の弁護士と共同して、展開・先端科目に関する教材開発に携わり、実際の教育にフィードバックしながら、学生の理解を深める努力をしている（民事系・刑事系の法律基本科目に関する教材開発については、平成１６年度ないし１８年度における「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：実践的教育推進プログラム」）（【資料１－１－１－３】法曹実務専攻ホームページ参照）。また、展開・先端科目に関する教材開発については、【資料１－１－１－４】平成１９年度における「専門職大学院等教育推進プログラム」（平成１９年度選定分）の交付内定等について参照）。

こうした本学のカリキュラムの特色は、学生インタビューによれば、受験生段階でもすでに広く知られており、特に展開・先端法分野を自己の専門領域とする法曹になろうとする学生を集める誘因効果を持つことがわかっている（【資料１－１－１－５】『法学教室』記事参照）。

成績評価も、各分野における教育内容・方法・試験問題の相互点検、分野間の情報交換・協議、採点基準の設定・公表、成績分布の点検・公表などによって、厳格な性格を保つよう設計され、実施されている。具体的には①各学期開始前および学期途中に行われる教育内容・方法のＦＤを経て学期末試験問題を各法分野の教員間で試験実施前に点検し、②全科目の成績分布を教員および学生に配布することにより、成績分布・到達度の相互点検を行い、③司法試験委員の経験のある教員（川島、野村）を中心に司法試験合格基準を参考とした到達度基準を策定し、これに基づき成績評価水準を点検するという、厳格な制度を採っている。（詳細については、第４章の本文および資料参照）

修了認定は、以上の段階的履修を基礎とする厳格な成績評価の蓄積と最終年次に置かれる必修科目としての総合演習の単位取得を経て実施される。

資料１－１－１－１（１）　開講科目一覧表

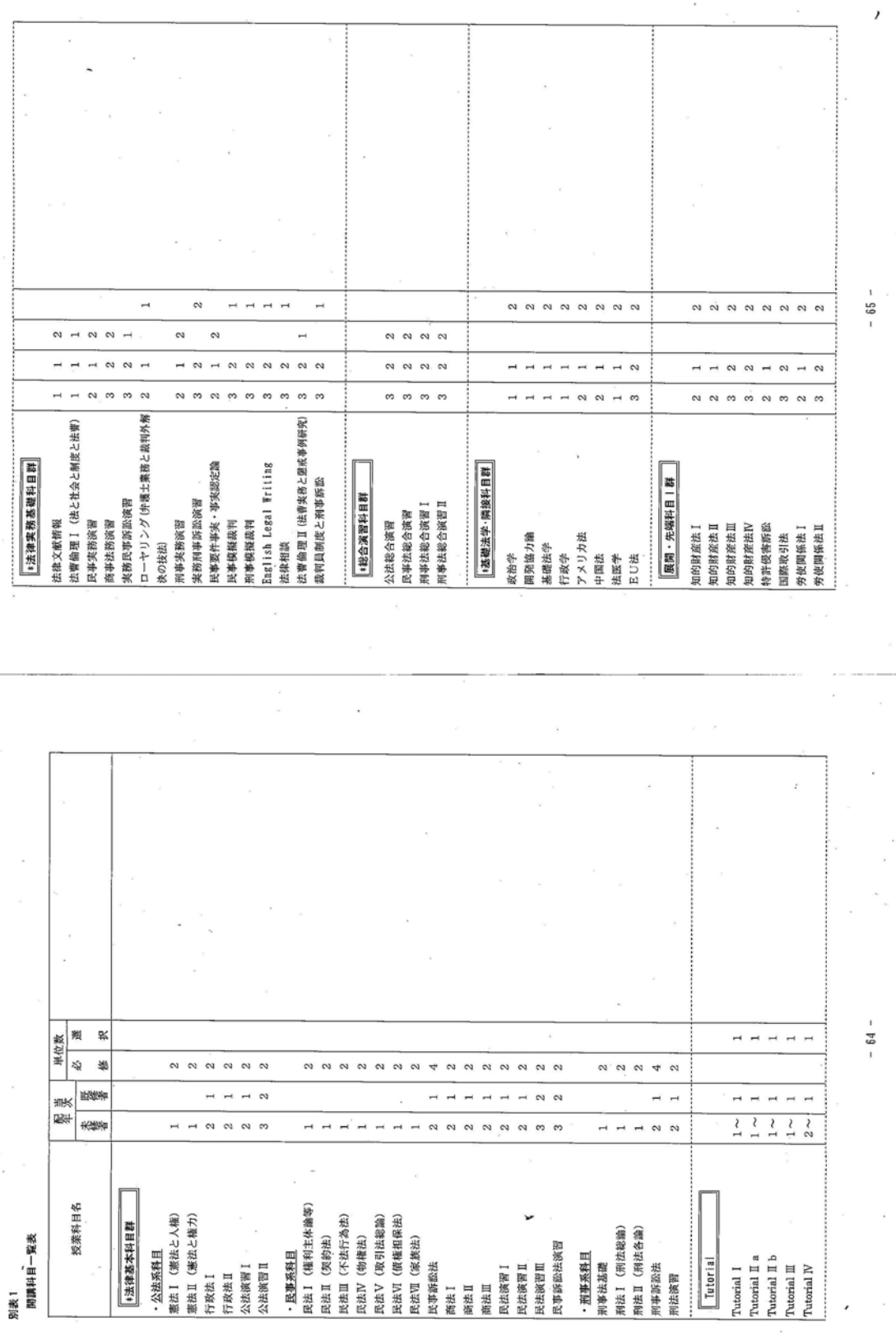

別表１
開講科目一覧表

授業科目名	配当年次 未修者	配当年次 既修者	単位数 必修	単位数 選択
＊法律基本科目群				
・公法系科目				
憲法Ⅰ（憲法と人権）	1		2	
憲法Ⅱ（憲法と権力）	1		2	
行政法Ⅰ	2	1	2	
行政法Ⅱ	2	1	2	
公法演習Ⅰ	2	1	2	
公法演習Ⅱ	3	2	2	
・民事系科目				
民法Ⅰ（権利主体論等）	1		2	
民法Ⅱ（契約法）	1		2	
民法Ⅲ（不法行為法）	1		2	
民法Ⅳ（物権法）	1		2	
民法Ⅴ（取引法総論）	1		2	
民法Ⅵ（債権担保法）	1		2	
民法Ⅶ（家族法）	1		2	
民事訴訟法	2	1	4	
商法Ⅰ	2	1	2	
商法Ⅱ	2	1	2	
商法Ⅲ	2	1	2	
民法演習Ⅰ	2	1	2	
民法演習Ⅱ	2	1	2	
民法演習Ⅲ	3	2	2	
民事訴訟法演習	3	2	2	
・刑事系科目				
刑事法基礎	1		2	
刑法Ⅰ（刑法総論）	1		2	
刑法Ⅱ（刑法各論）	1		2	
刑事訴訟法	2	1	4	
刑法演習	2	1	2	
Tutorial				
Tutorial Ⅰ	1～	1		1
Tutorial Ⅱ a	1～	1		1
Tutorial Ⅱ b	1～	1		1
Tutorial Ⅲ	1～	1		1
Tutorial Ⅳ	2～	1		1

＊法律実務基礎科目群				
法律文献情報	1	1	2	
法曹倫理Ⅰ（法と社会と制度と法曹）	1	1	1	
民事実務演習	2	1	2	
商事法務演習	3	2	2	
実務民事訴訟演習	3	2	1	
ローヤリング（弁護士業務と裁判外解決の技法）	2	1		1
刑事実務演習	2	1	2	
実務刑事訴訟演習	3	2		2
民事要件事実・事実認定論	2	1	2	
民事模擬裁判	3	2		1
刑事模擬裁判	3	2		1
English Legal Writing	3	2		1
法律相談	3	2		1
法曹倫理Ⅱ（法曹実務と懲戒事例研究）	3	2	1	
裁判員制度と刑事訴訟	3	2		1
＊総合演習科目群				
公法総合演習	3	2	2	
民事法総合演習	3	2	2	
刑事法総合演習Ⅰ	3	2	2	
刑事法総合演習Ⅱ	3	2	2	
＊基礎法学・隣接科目群				
政治学	1	1		2
開発協力論	1	1		2
基礎法学	1	1		2
行政学	1	1		2
アメリカ法	2	1		2
中国法	2	1		2
法医学	1	1		2
ＥＵ法	3	2		2
展開・先端科目Ⅰ群				
知的財産法Ⅰ	2	1		2
知的財産法Ⅱ	2	1		2
知的財産法Ⅲ	3	2		2
知的財産法Ⅳ	3	2		2
特許侵害訴訟	2	1		2
国際取引法	3	2		2
労使関係法Ⅰ	2	1		2
労使関係法Ⅱ	3	2		2

出典：平成 20 年度履修案内　P 64-65

資料１－１－１－１（２）　開講科目一覧表

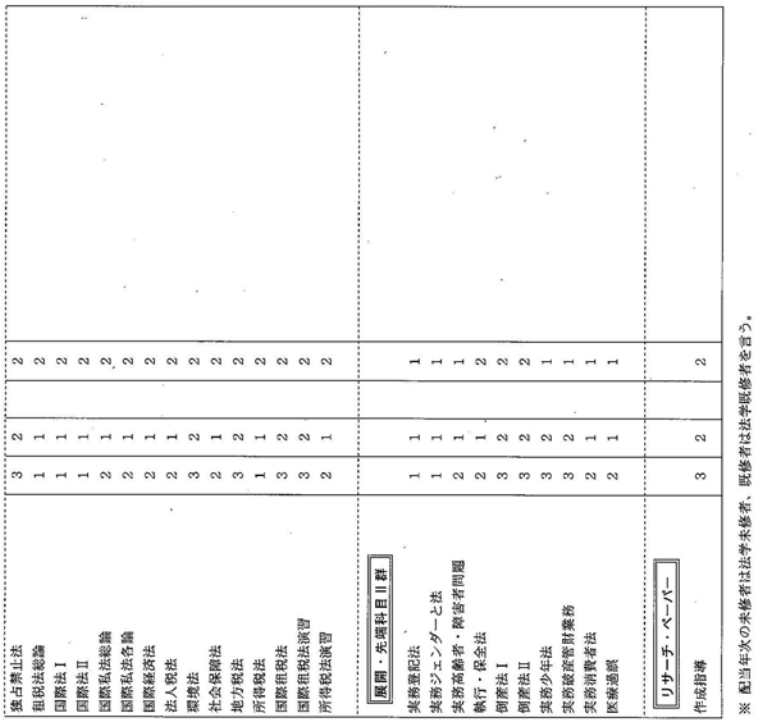

独占禁止法	3	2			2
租税法総論	1	1			2
国際法Ⅰ	1	1			2
国際法Ⅱ	1	1			2
国際私法総論	2	1			2
国際私法各論	2	1			2
国際経済法	2	1			2
法人税法	2	1			2
環境法	3	2			2
社会保障法	2	1			2
地方税法	3	2			2
所得税法	1	1			2
国際租税法	3	2			2
国際租税法演習	3	2			2
所得税法演習	2	1			2
展開・先端科目Ⅱ群					
実務登記法	1	1	1		
実務ジェンダーと法	1	1	1		
実務高齢者・障害者問題	2	1	1		
執行・保全法	2	1	2		
倒産法Ⅰ	3	2	2		
倒産法Ⅱ	3	2	2		
実務少年法	3	2	1		
実務破産管財業務	3	2	1		
実務消費者法	2	1	1		
医療過誤	2	1	1		
リサーチ・ペーパー					
作成指導	3	2			2

※ 配当年次の未修者は法学未修者、既修者は法学既修者を言う。

出典：平成 20 年度履修案内　Ｐ66

資料１－１－１－２　段階的学習・科目群・修得される資質の対照表

段階的学習・科目群・・資質の対照表

学習レベル	第１段階	第２段階	第３段階	
科目群（履修単位数）	法律基本科目		実務基礎科目	総合演習科目
	双方向型講義科目（必修42単位）	演習科目（必修14単位）	（必修13単位）	（必修8単位）
年次	←――1年――→	←――――2年――――→	←――3年――→	
修得される資質	専門的法知識 法的思考力 説得・交渉能力 法実務能力 法曹倫理観 総合的資質			

出典：平成 20 年度履修案内　Ｐ69

資料１－１－１－３（１）　法曹実務専攻ホームページ

横浜国立大学大学院　国際社会科学研究科法律系専攻　1/1 ページ

News

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科 法律系専攻

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

過去の情報

'06 12/8 H19(2007)年度法曹実務専攻(法科大学院)(B日程)募集要項抜粋について(pdf)

'06 11/28 H19(2007)年度法曹実務専攻(法科大学院)学生募集要項(B日程)の請求受付について

'06 11/22 ★お知らせ★ 「ミガク法科大学院特集」に本学修了生の新司法試験合格者のインタビュー記事が掲載されました。

'06 11/17 H19年度学生募集要項配布のお知らせ(第二次)

'06 10/31 H19年度法曹実務専攻(法科大学院)入学試験(B日程)のお知らせ(第2次選抜の科目名を訂正しました)

'06 10/20H19年度法曹実務専攻(法科大学院)学生募集要項(A日程)の請求受付について

'06 9/26 H18年度第1回横浜国際経済法学会研究会のお知らせ

'06 8/24 法科大学院公開授業「民事模擬裁判」のお知らせ(pdf)

'06 7/21 国際社会科学研究科博士課程前期国際関係法H19年度学生募集要項のお知らせ

'06 6/9 法科大学院「実践的教育推進プログラム」に民事法総合演習2(pdf)と商法演習(pdf)を追加しました

'06 6/8 平成18年度法科大学院説明会のお知らせ

'06 5/23 法科大学院「実践的教育推進プログラム」に民事実務演習(pdf)を追加しました

'06 5/22 平成18年度 法曹実務専攻(法科大学院)入学試験結果の概要の発表(PDF)

'06 5/2 平成19年度 法曹実務専攻(法科大学院)入学試験A日程のお知らせ(PDF)

'06 4/24 平成17年度 法曹実務専攻(法科大学院)学位授与式の報告

'06 3/9 平成19年度 法曹実務専攻(法科大学院)入学試験における適性試験の取り扱いについて(PDF)

'06 3/7 企業法セミナー開催のお知らせです

'06 2/9 円谷峻教授退職記念研究会開催のお知らせ

最新ページへ戻る

▶ Page Top

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

Copyright (c) 2004 Yokohama National University. All rights reserved

http://www.iblaw.ynu.ac.jp/news/news2006.html　2008/05/02

資料１－１－１－３（２）　法曹実務専攻ホームページ

「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：実践的教育推進プログラム」の成果について

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻

本専攻においては、平成16年度～18年度における「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：実践的教育推進プログラム」の1つとして、「持続可能な実務教育教材開発―『横浜モデルの導入』―」との事業について文部科学省から補助金の交付を受け、鋭意作業を進めてきました。この事業は、本専攻に所属する実務家専任教員が担当する科目の教材開発と実務教育体制の確立を通して、教員の継続的確保並びに教育水準の維持を図ることを目的とするものです。この目的を達成するために、各実務家専任教員について、横浜弁護士会所属の中堅・若手の弁護士3－4名からなるバックアップ・チームを組織し、データベースや関連図書・資料を整備しつつ、研究会等を通じて実務家専任教員担当科目の教材・実施提要を作成してきました。この作業とその成果の具体的内容を各チームごとにまとめると以下のとおりです。

(1)　第1チーム

『商法演習』及び『民事法総合演習2』に使用するための事件記録を収集し、当該記録から教材として適切と考えられ事件を選択した。その事件記録に基づき教材（依頼者の事情聴取書や登記簿謄本等の資料から構成されるもの）を作成し、実際にそれに基づいて授業を実施した。『商法演習（2年次配当）』に関しては、1年目の経験を踏まえて、教材の改訂・授業の実施方法の再検討を行った。

(2)　第2チーム

法律相談の授業を本学の地元である 横浜市 保土ヶ谷区和田町地区所在の自治会及び商店街と連携して実施するため、地元自治会及び商店街と法律相談実施に向けた協議を行い、実際にその授業を行った。

(3)　第3チーム

『民事実務演習（2年次配当）』に使用するための事件記録を収集して、教材として適切と考えられる事件を選択した上、事件記録に基づき教材を作成し、実際にそれに基づいて授業を実施した。17年度には、前年の経験を踏まえて、教材の改訂・授業の実施方法の再検討を実施した。
『民事訴訟演習』については、派遣裁判官が収集した事件素材を基に教材を作成し、授業の実施方法を検討したうえ、実際に授業を行った。

(4)　第4チーム

エクスターンシップ（授業科目名『ローヤリング』）について、学生に提出させる誓約書、学生に周知徹底させる注意事項、指導担当弁護士に対する推奨研修項目、授業終了後に学生に提出される報告書、指導弁護士に提出を求める評価書等を作成した。これに基づいて、16年度・17年度に授業を実施した。

(5)　第5チーム

『刑事模擬裁判』に用いるための事件記録を収集精査し、効率的な授業を行うために、一定の事実関係を所与の前提とした証人尋問及び被告人質問を実施し、その場合における主尋問、反対尋問、裁判所による補充尋問並びにそれらに対する異議申出とその裁定を行わせ、その都度に教員が論評を行った。その際の被告人役及び証人役を横浜弁護士会所属の中堅の弁護士にお願いし、実務に近い尋問のやりとりを実施した。

(6)　合同チーム（第1チーム、第3チーム）

資料１－１－１－３（３）　法曹実務専攻ホームページ

『民事模擬裁判』に用いるための事件記録を収集し、授業に適切と考えられる事件を選択し、模擬裁判実施用の教材（訴状、答弁書、準備書面、各当事者の言い分を記載した書面等から構成されるもの）を作成した。その後、当事者・証人役等を横浜弁護士会所属の中堅・若手の弁護士にお願いし、実際に模擬裁判の授業を実施した。この授業は一般にも公開し、ビデオにも収録した。

このように、この事業は既に一応の成果をあげておりますので、その一端として、幾つかの科目の1回分の教材と民事模擬裁判の様子を録画したビデオを、準備が整い次第、順次、以下に公開致します。

- 民事訴訟演習（pdf）
- 民事実務演習（pdf）
- 民事法総合演習2（pdf）
- 商法演習（pdf）

民事模擬裁判

▶ Page Top

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

Copyright (c) 2004 Yokohama National University. All rights reserved

資料１－１－１－４　平成１９年度における「専門職大学院等教育推進プログラム」（平成１９年度選定分）の交付内定等について

１９文科高第３７３号
平成１９年９月２１日

国立大学法人横浜国立大学長　殿

文部科学省高等教育局長
清　水　　潔

平成１９年度における「専門職大学院等教育推進プログラム」（平成１９年度選定分）の交付内定等について（通知）

標記のことにつきましては、下記のとおりとなりましたので通知します。

つきましては、「大学改革推進等補助金交付要綱」、「平成１９年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領」及び「平成１９年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）交付申請書等作成・提出要領」等に従って交付申請書等関係書類を作成し、平成１９年９月２８日（月）までに文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室推進係へ提出願います。

本補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」等の適用を受けますので、補助金の取扱いについて遺漏なきようお願いします。

なお、補助金交付内定額は、あくまで現時点での見通しであり、補助金交付申請書等を踏まえ、額の変更等があり得ます。

また、平成１９年度事業については、交付内定日より事業を開始し、必要な契約等を行っていただいて差し支えありません（必要な経費は、補助金受領後に支出するか、大学等が立て替えて補助金受領後に清算してください）。

記

事　業　名　称	展開・先端科目を中心とした教材開発
補助対象経費の総額	１９，８９０千円
補助金交付内定額	１９，８９０千円

資料１－１－１－５（１）『法学教室』

新連載開始!!

◆基礎講座

窪田充見：家族法――民法を学ぶ

井田　良：ゼロからスタート☆刑法"超"入門講義

◆論点講座

石川健治／駒村圭吾／巽理　格：憲法の解釈

◆判例講座

野坂泰司：憲法基本判例を読み直す

山本隆司：判例から探究する行政法

大内伸哉：Live! Labor Law

◆展開講座

山本　豊：現代契約法講義

道垣内弘人：さみしがりやの信託法

大垣尚司：金融と法

川出敏裕：入門講義 少年法

中谷和弘：ロースクール国際法

◆特集　法律学の学び方――法学部入門

Ⅰ　先生・先輩からのメッセージ

〔座談会〕法律学の学び方・楽しみ方

宍戸善一／久保野恵美子 ほか

Ⅱ　実務家からのメッセージ

法曹三者の仕事と法学部生の頃

井戸俊一・丸山嘉代・岸本史子

◆時の問題　**山口久枝**：新司法試験の結果(3) 公法系・刑事系科目のヒアリング概要

※国会概観　**伊藤和子**：第168回国会主要成立法律

※KEY WORD　**河合幹雄**：PFI刑務所

◆法科大学院を歩く　**横浜国立大学法科大学院**

◆海外Topic & Report　**笹田栄司**：国際シンポジウム

※演　習

有斐閣

出典：『法学教室』有斐閣

法科大学院を歩く㉚

横浜国立大学法科大学院

http://www.iblaw.ynu.ac.jp/houka/index.html

横浜市営地下鉄・三ツ沢上町で下車，キャンパスまで徒歩15分ほどの距離でした。

《法科大学院長に聞く》

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻長・岩崎政明先生にうかがいました。

法教：横浜国大法科大学院の特色についてお聞かせください。

岩崎：本学の特色として４点挙げることができます。１番目は大学院国際社会科学研究科に設置された法学部を擁しない独立したロー・スクールであること。２番目に，１学年50名に対し専任教員が24名という徹底した少人数指導体制であること，３番目に実務家教員の充実，４番目に特色ある法曹の養成を挙げられます。

特色ある法曹養成を目的として，本学では，租税法務，国際企業法務，市民密着型法務といったものに照準をあわせた授業科目を多数用意しています。市民密着型法務というのは民事系・刑事系という基本的な法律科目にあたりますが，その担当者には，研究者教員のほか，タイアップしております横浜弁護士会からその分野に詳しい専門家の弁護士を専任教員として派遣していただいております。租税法については３名の教員がおりまして，その人的資源を利用してさまざまな科目を用意しています。国際企業法務では，国際法関係の科目，知的財産法など企業実務に関係する科目を重視しています。知的財産法分野にも３名の教員がおりますが，特許法等をご専門とする弁護士の先生方と著作権法に関しては文部科学省著作権課から派遣していただいている教員とで担当しております。

法教：横浜国大法科大学院は，展開・先端科目が充実しているということですね。

岩崎：司法試験に合格した後に，自分の専門をもって活躍してもらいたいということから，多くの科目を用意しています。また，展開・先端科目群については，これまで２年次，３年次の配当としていましたが，2008年度から基礎的なものは１年次配当とする予定です。学生のアンケートを見ますと，２年次，３年次には演習科目が入ってきて勉強の負担が重くなり，興味があっても，多くの展開・先端科目を履修することが難しいという意見がありました。そこで，比較的授業負担の少ない１年次から，展開・先端科目についても履修できるようにしたほうがよいと考えまして，租税法務や国際企業法務の授業の一部を１年次に配当することにしたわけです。

岩崎政明先生

〈授業紹介〉：「所得税法」
〈インタビュー〉

法教：横浜国大法科大学院での租税法関係の科目についてお聞かせください。

岩崎：租税法総論，所得税法，法人税法，地方税法，国際租税法，所得税法演習，国際租税法演習の授業があります。2008年度から租税法総論と所得税法については，１年次配当となります。

法教：所得税法の授業内容についてお聞かせください。

岩崎：司法試験科目である所得税法については講義科目と演習科目が用意されていまして，本日，見ていただいたのは講義科目のほうです。所得税法の基本的な知識を理解してもらうことを目標にしていまして，教材は，金子宏先生の『租税法〔第12版〕』（弘文堂）と私が書きました『ハイポセティカル・スタディ租税法〔第２版〕』（弘文堂）の２冊を使っています。講義では基本的な事項を教え，具体的な事例について考え解答をつくるというのは演習のほうで扱うという割り振りにしています。

法教：租税法は難しいという印象があります。

岩崎：確かに，租税法の最先端の問題は，国際課税がらみであることが多く，複雑な租税回避行為について，どの法律をどのように解釈適用するかを考えるのは，とても難しい問題です。が，当面，司法試験に合格する範囲の租税法というのは基本的な知識があれば，確実に対応できると思います。あまりおそれずに，積極的に取り組んでいただければ，司法試験に合格する知識・力は法科大学院にいる間に必ず身につくと思います。

法教：学生にはどのような法曹になってほしいとお考えですか。

岩崎：経済社会の発展に迅速に対応できる法曹になっていただきたいと思います。たとえば，租税法は旧司法試験科目ではなかったので，租税訴訟を専門とする法曹は，裁判官も検察官も弁護士も非常に少なかったんですね。しかし，国民，地方公共団体の住民もよりよいサービスの提供を受けるために身銭を切って高い税金を払っているわけですから，これからは訴訟が多くなっていくと思います。そのような紛争をうまく解決できるような専門知識をもった法曹がたくさん育つとよいなと思います。

美勢克彦先生

〈授業紹介〉：「知的財産法Ⅰ」
〈インタビュー〉

法教：「知的財産法Ⅰ」の講義内容についてお聞かせください。

美勢：知的財産法Ⅰは，特許法を中心に，意匠制度についても触れます。教科書は中山信弘先生の『工業所有権法(上)特許法〔第２版増補版〕』（弘文堂）を指定していますが，ほかの教科書でもかまわないということにしています。授業では，教科書にとらわれずに，手作りの教材，判決例，資料――具体的な特許公報や出願関係の書類――も配って，実務的に考えてもらうようにしています。

法教：知財分野ではそのほかにどのような科目がありますか。

美勢：知的財産法はⅠからⅣまでありまして，Ⅱ（２年次・２単位）は著作権法を，Ⅲ（３年次・２単位）はブランド保護を，Ⅳ（３年次・２単位）はライセンス契約を扱います。そのほか，２年次の冬期休業の集中講義で特許侵害訴訟（２単位）があります。

法教：講義の進め方についてお聞かせください。

美勢：教科書を読んでわかることについてではなく，その背後にあって，それを理解することによって教科書の記載が理解できることを重点的に教えるように努めています。私自身実務家ですので，侵害訴訟ですとか，審決取消訴訟という訴訟を通して，知的財産法の理解を深めてもらうというやり方で講義をしています。

法教：講義のほかに，レポートなどの課題を与えることはありますか。

美勢：いろいろやってみました。たとえば，クレームをつくってみようですとか，この講義ではありませんが，学生を２つにグループ分けして，討論をさせたり，ライセンサー側とライセンシー側に分けて契約書案を交換させたりなど，いろいろやりましたが，限られた時間ということがあり，講義をすることのほうがだんだん増えています。が，この知的財産法Ⅰでも，ある人に考えを聞いて，それについて賛成グループ，反対グループに分け，それぞれ根拠など聞き，賛成派・反対派で議論をさせて，進めることもあります。

法教：知的財産法を学ぶにあたって，学生にはどういった姿勢が必要でしょうか。

美勢：民法や民事訴訟法といった基礎の上に知的財産法がありますので，そういう科目をしっかり勉強するようにと常にいっています。また，知的財産の専門家を目指すのであれば，特許の関係ですと技術を扱うことが前提となります。少なくともその部分を忌避するのでなくて，興味と意欲をもってやっていく必要があると思います。

法教：学生にはどのような法曹になってほしいとお考えですか。

美勢：司法というのは最終的には少数者あるいは社会的弱者の味方という部分が根本にあると思います。ですから，どこにいってもそういう人たちに対する共感というか暖かい気持ちをもった法曹になってほしいと思っています。知的財産法に関していうと，そういう暖かい気持ちを根底に置きながらも，国益ということもかかわってきます。広い視野をもった法曹になってほしいなと思っています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

《学生さんに聞く》

澤村暁さん（２年生）と安田善紀さん（２年生）にうかがいました。

法教：法科大学院へ進学するきっかけについてお聞かせください。

澤村：法学部を卒業後，自治体に就職しました。そこで，課税事務を担当し，４年ほど勤務しました。税法について実務的なことは何となくわかってきたのですが，その上にある基本的な思想ですとか考え方をもっと勉強したいと思いまして，税法関係が充実している横浜国大法科大学院へ進むことにしました。卒業後は，自治体で政策法務などにかかわりたいと思っています。

安田：私も法学部の出身で，卒業後テレビ局に就職し，10年ほど番組を制作する仕事をしました。音楽関係の番組をつくる中で，エンターテイメントビジネス関係の人たちと一緒に仕事をしまして，映像作品ですとか音楽作品というものを根底から支えていくような，芸術文化の育成にかかわることを，法律面からやってみたいと思い，法科大学院へ進みました。

法教：実務を経験された目から見て，法科大学院の税法分野の講義のご感想はどうですか。

澤村：実務では，訴訟に発展するほど大きな争いのある案件はそれほどありません。法科大学院の講義は，条文・判例の理解を中心に学習していきますが，それは，実務における限界線を考える上で非常に役に立つことだと思います。

法教：大学の設備についてお聞かせください。

澤村：法科大学院専門の講義棟がなく，移動に多少時間がかかるところが，若干不便なところです。自習室は一人１席与えられていて，無線LANも使用できます。また，24時間利用できるところが魅力的だと思います。

安田：人里離れたところに立地しているのが，勉強にとっては，良いんじゃないかと最近気づきました。遊ぶところはありませんので。ただ，夜８時ぐらいになると食事をするところがなくなってしまう。その点，改善されればなという気はします。

法教：法科大学院を目指している方へメッセージをお願いします。

澤村：私のまわりの学生はみな目標意識が高くて，勤勉な方が多く，とても刺激になります。法科大学院を目指される方は，高い目標をもっていらっしゃる方が多いと思います。是非，法科大学院に進んでいただき，一緒にがんばっていければと思います。

安田：法科大学院が開校して４年程度経ちました。大学の個性というのも出てきていると思います。各大学院のホームページやオープンキャンパスなど，特色を知る機会がいろいろあると思います。いろいろ吟味すれば，自分に一番あった法科大学院を選択できると思います。

《取材後記》

インタビューをした学生さんは社会人経験者でした。学生の印象も含め法科大学院全体に大人の雰囲気がありました。　（A）

出典：『法学教室』有斐閣

基準１－１－２
各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準１－１－１に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準１－１－２に係る状況）
（基準に係る状況）

ＨＰ、パンフレット、学生募集要項（入学者選抜要項）において、本学法科大学院の特色・目標、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像を明らかにするとともに、それと関連付けて、開講科目の特色・位置づけおよび開講科目一覧を示し、内容の細部については、履修案内においてシラバスを提示している。

即ちまず、本学法科大学院の特色を①法学部をもたない、ロースクールの趣旨に相応しい法科大学院、②他法科大学院よりもいっそう広く門戸を開く法科大学院、③教員（専任も兼任も）全員大学院専任でかつ設置基準の２倍程度の専任教員による充実した少人数教育の法科大学院、④租税法務・国際企業法務に関して充実した法科大学院、⑤横浜弁護士会の全面的な協力を背景とした実務にも強い法科大学院と表記している（Ⅰ「対象法科大学院の現況及び特徴」）の「２特徴」参照)。ついで教育の理念・目標を、①本学の「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」を基礎とし、②租税法務に強い法曹、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹を、それぞれ養成することに置くことを明らかにしている（Ⅱ「目的」参照)。それを具現化するため、法曹に共通に必要な法的能力を修得させるコア科目群と、本学に特色的な法曹に必要な先端的な能力を修得させる展開・先端科目群を設置し、そのことを提示している。

【別添資料Ⅰ「法科大学院パンフレット」参照】

こうした本学のカリキュラムの特色は、前述のとおり、学生インタビューにより、受験生段階でもすでに広く知られており、特に展開・先端法分野を自己の専門領域とする法曹になろうとする学生を集める誘因効果を持つことがわかっている(【資料１－１－１５】『法学教室』記事参照)。また、展開・先端科目に関する教材開発に当たっては、研究者教員・実務家教員・横浜弁護士会が連携して研究を重ねており、この実績に基づき、平成 19・20 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムとして「展開・先端科目を中心とした教材開発－地域弁護士会と連携して」が採択されている（【資料１－１－１－４】平成 19 年度における「専門職大学院等教育推進プログラム」(平成 19 年度選定分）の交付内定等について〔前出 12 ページ〕参照)。

本学法科大学院を特徴付ける科目群としての展開・先端科目群を、Ⅰ、Ⅱに分け、Ⅰには本学他専攻の研究者教員による租税法務・国際企業法務と関連する応用法学科目群を配置した上で、Ⅱには実務家教員を中心とした実践的科目を配置して、本学法科大学院の養成しようとする法曹像に適合的な履修モデルを提示している（【資料１－１－２－１】履修モデル参照)。

また、広く門戸を開きはじめて法学を学ぶ学生も受け入れることから次のような工夫をしている。①第一年次の必修科目数を少なめに設定して円滑な履修を可能にしている。

②ディスカッション中心の演習科目への移行が容易となるよう、少人数討論形式のTutorialという名称のプレ演習科目を設置している。③夏期および冬春期休業中にも一定の科目の履修を設定して前後学期を含む３年間の履修を合理的に配分している（【資料１－１－２－１】履修モデル及び【資料１－１－２－２】年次配当表参照）。

この教育の実績として、学生相談を担当するために組織された教員３名（うち１名は実務家教員を含む）のチームによる、アカデミックアドバイスの結果（【別添資料Ⅱ】法曹実務専攻アカデミックアドバイス学生個人カード参照）、履修モデルに従った適切な科目選択と履修がなされていることがわかる（詳細は【別添資料Ⅴ】平成 20 年度 LS 科目及び共通科目履修登録状況参照）。次に、3 年次生におけるいわゆる留年者の数が少ないことがあげられる。これは少人数教育と個別指導体制の成果と考えられる（詳細は第４章基準４－１－３の本文及び資料参照）。以上により、適切な履修を実現していると判断される。

【解釈指針１－１－２－１】との関係では、修了生のうち新司法試験に合格した数及びその割合は資料に記載したとおり、平成 16 年度既修者については、11 名の入学者のうち、旧司法試験を合格して退学した１名を除く 10 名の修了者のうち、１回目の受験（平成 18 年度新司法試験）において５名が、２回目の受験において４名が合格しており、90％の合格率を達成することができた。しかし、平成 16 年度未修者及び平成 17 年度既修者が受験した第２回の新司法試験の合格率は芳しいものではなかったので、在学生に対して、新司法試験の合否結果と本学の成績との相関を説明する資料を配付し、学習の目安を明らかにした（【別添資料Ⅲ】「法曹実務専攻新司法試験受験状況表」、「平成１９年度新司法試験結果の分析と本専攻の取組について」及び「法曹実務専攻の成績と新司法試験合格との相関について」参照）。

なお、修了生のうち新司法試験の合格者に対しては、本学 OB の法曹（本学経済学部卒業生及び独立大学院国際経済法学研究科修了生）によって構成される同窓会が、実務的な進路指導等のバックアップを担当している（【資料１－１－２－３】『富丘会報』参照）。

資料１－１－２－１　履修モデル

第４表　履修モデル【平成20年度入学法学未修者】

（１）租税法務（税務）に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基礎科目	公法系・民事系・刑事系　全２６科目	必修56単位
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論、刑事実務演習、商事法務演習、実務民事訴訟演習	必修13単位
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系　全４科目	必修８単位
基礎法学・隣接科目のうち	行政学、アメリカ法　などから	４単位
展開・先端科目Ⅰのうち	租税法総論、所得税法、法人税法、国際租税法、地方税法、国際租税法演習、所得税法演習などから	12単位
展開・先端科目Ⅱのうち	実務登記法、執行・保全法　などから	
その他科目	実務刑事訴訟演習、民事模擬裁判、法律相談などから	３単位
		合計96単位

（２）国際企業法務に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基礎科目	公法系・民事系・刑事系　全２６科目	必修56単位
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論、刑事実務演習、商事法務演習、実務民事訴訟演習	必修13単位
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系　全４科目	必修８単位
基礎法学・隣接科目のうち	アメリカ法、中国法、開発協力論、ＥＵ法などから	４単位
展開・先端科目Ⅰのうち	知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅲ、独占禁止法、環境法、国際法Ⅰ、国際私法総論、国際私法各論、国際租税法、国際経済法　などから	12単位
展開・先端科目Ⅱのうち	執行・保全法、倒産法Ⅰ・Ⅱ　などから	
その他科目	法律相談、民事模擬裁判、English Legal Writing などから	３単位
		合計96単位

（３）市民密着型の法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基礎科目	公法系・民事系・刑事系　全２６科目	必修56単位
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ、民事実務演習、民事要件事実・事実認定論、刑事実務演習、商事法務演習、実務民事訴訟演習	必修13単位
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系　全４科目	必修８単位
基礎法学・隣接科目のうち	基礎法学、法医学　などから	４単位
展開・先端科目Ⅰのうち	租税法総論、環境法、社会保障法、知的財産法Ⅱ、国際私法総論、国際私法各論などから	12単位
展開・先端科目Ⅱのうち	実務登記法、実務ジェンダーと法、実務少年法、実務高齢者・障害者問題、実務消費者法、実務建設業務、医療過誤、執行・保全法などから	
その他科目	実務刑事訴訟演習、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、裁判員制度と刑事訴訟　などから	３単位
		合計96単位

出典：平成 20 年度履修案内　P 80-81

資料１－１－２－２（１）　年次配当表（平成 20 年度入学者法学未修者）

第２表　年次配当表（１）【平成２０年度入学法学未修者】　　※ カッコ内数字：単位数

科目群 / 配当時期	法律基本科目群			Tutorial	実務基礎科目群	総合演習科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目Ⅰ群	展開・先端科目Ⅱ群
	公法系科目	民事系科目	刑事系科目						
1年初週					法律文献情報（2）				
1年前期	憲法Ⅰ（2）	民法 Ⅰ（2） Ⅱ（2） Ⅲ（2） Ⅳ（2）	刑事法基礎（2）				政治学（2） 開発協力論（2）	租税法総論（2） 国際法Ⅰ（2）	
1年夏休				Tutorial Ⅰ（1） Tutorial Ⅱa（1）	法曹倫理Ⅰ（1）		基礎法学（2）		実務ジェンダーと法（1）
1年後期	憲法Ⅱ（2）	民法 Ⅴ（2） Ⅵ（2） Ⅶ（2）	刑法Ⅰ（2） 刑法Ⅱ（2）				行政学（2）	国際法Ⅱ（2） 所得税法（2）	
1年冬・春休				Tutorial Ⅱb（1） Tutorial Ⅲ（1）			法医学（2）		実務登記法（1）
2年前期	行政法Ⅰ（2） 公法演習Ⅰ（2）	民事訴訟法（4） 商法 Ⅰ（2） Ⅱ（2） 民法演習Ⅰ（2）	刑法演習（2）					知的財産法Ⅱ（2） 国際私法総論（2） 社会保障法（2） 法人税法（2）	
2年夏休				Tutorial Ⅳ（1）					実務高齢者・障害者同居（1） 実務消費者法（1） 医療過誤（1）
2年後期	行政法Ⅱ（2）	商法Ⅲ（2） 民法演習Ⅱ（2）	刑事訴訟法（4）		民事実務演習（2） 民事要件事実・ 事実認定論（2）		アメリカ法（2） 中国法（2）	知的財産法Ⅰ（2） 国際私法各論（2） 労使関係法Ⅰ（2） 国際経済法（2） 所得税法演習（2）	執行保全法（2）
2年冬・春休					刑事実務演習（2） ローヤリング（1）			特許侵害訴訟（2）	
3年前期	公法演習Ⅱ（2）	民法演習Ⅲ（2） 民事訴訟演習（2）			商事法務演習（2） 実務民事訴訟演習（1） 実務刑事訴訟演習（2）	刑事法総合演習Ⅰ（2）	ＥＵ法（2）	知的財産法Ⅳ（2） 国際取引法（2） 独占禁止法（2） 環境法（2） 国際租税法（2） 労使関係法Ⅱ（2）	倒産法Ⅰ（2）
3年夏休					刑事模擬裁判（1） English Legal Writing(1) 法律相談（1） 法曹倫理Ⅱ（1）				実務少年法（1） 実務破産管財業務（1）
3年後期					裁判員制度と刑事訴訟（1） 民事模擬裁判（1）	公法総合演習（2） 民事法総合演習（2） 刑事法総合演習Ⅱ（2）		知的財産法Ⅲ（2） 地方税法（2） 国際租税法演習（2）	倒産法Ⅱ（2）

出典：平成 20 年度履修案内　P 78

資料１－１－２－２（２）　年次配当表（平成 19 年度入学者法学未修者・平成 20 年度入学法学既修者）

第２表　年次配当表【平成１９年度入学法学未修者・平成２０年度入学法学既修者】

※ カッコ内数字：単位数

科目群 / 配当時期	法律基本科目群			Tutorial	実務基礎科目群	総合演習科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目Ⅰ群	展開・先端科目Ⅱ群
	公法系科目	民事系科目	刑事系科目						
1年初週					法律文献情報(2)				
1年前期	憲法Ⅰ(2)	民法 Ⅰ(2) Ⅱ(2) Ⅲ(2) Ⅳ(2)	刑事法基礎(2)				政治学(2) 開発協力論(2)		
1年夏休				Tutorial Ⅰ(1) Tutorial Ⅱa(1)	法曹倫理Ⅰ(1)		基礎法学(2)		実務ジェンダーと法(1)
1年後期	憲法Ⅱ(2)	民法 Ⅴ(2) Ⅵ(2) Ⅶ(2)	刑法Ⅰ(2) 刑法Ⅱ(2)				行政学(2)		
1年冬・春休				Tutorial Ⅱb(1) Tutorial Ⅲ(1)			法医学(2)		実務登記法(1)
2年前期	行政法Ⅰ(2) 公法演習Ⅰ(2)	民事訴訟法(4) 商法 Ⅰ(2) Ⅱ(2) 民法演習Ⅰ(2)	刑法演習(2)					知的財産法Ⅱ(2) 租税法総論(2) 国際法Ⅰ(2) 国際私法総論(2) 社会保障法(2)	
2年夏休				Tutorial Ⅳ(1)					実務高齢者・障害者問題(1) 実務消費者法(1) 医療過誤(1)
2年後期	行政法Ⅱ(2)	商法Ⅲ(2) 民法演習Ⅱ(2)	刑事訴訟法(4)		民事実務演習(2) 民事要件事実・ 事実認定論(2)		アメリカ法(2) 中国法(2)	知的財産法Ⅰ(2) 国際法Ⅱ(2) 国際私法各論(2) 所得税法(2) 労使関係法Ⅰ(2)	執行保全法(2)
2年冬・春休					刑事実務演習(2) ローヤリング(1)			特許侵害訴訟(2)	
3年前期	公法演習Ⅱ(2)	民法演習Ⅲ(2) 民事訴訟法演習(2)			商事法務演習(2) 実務民事訴訟演習(1) 実務刑事訴訟演習(2)	刑事法総合演習Ⅰ(2)	EU法(2)	知的財産法Ⅳ(2) 国際取引法(2) 独占禁止法(2) 環境法(2) 法人税法(2) 国際租税法(2) 労使関係法Ⅱ(2)	倒産法Ⅰ(2)
3年夏休					刑事模擬裁判(1) English Legal Writing(1) 法律相談(1) 法曹倫理Ⅱ(1)				実務少年法(1) 実務破産管財業務(1)
3年後期					裁判員制度と刑事訴訟(1) 民事模擬裁判(1)	公法総合演習(2) 民事法総合演習(2) 刑事法総合演習Ⅱ(2)		知的財産法Ⅲ(2) 国際経済法(2) 所得税法演習(2) 地方税法(2) 国際租税法演習(2)	倒産法Ⅱ(2)

出典：平成 20 年度履修案内　P 91

資料１－１－２－３（１）『富丘会報』132 号 37 頁新司法試験合格祝賀会

横浜高等商業学校・横浜国大経済学部・経営学部
大学院国際社会科学研究科同窓会　FUKYUKAI

富丘会報

No.132
2007.12
December

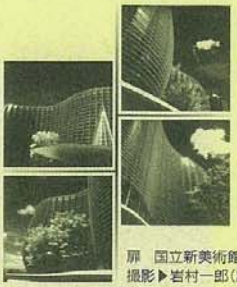

扉　国立新美術館
撮影▶岩村一郎（22高）

富丘会・同窓会連合ニュース

2 財団法人富丘会理事会・評議員会議事報告
4 同窓会連合会長会「クラブYNU」
5 第81回富丘会総会開催のお知らせ

常盤台便り

特集 第2回ホームカミングデー開催
6 ホームカミングデー　概要
9 【基調講演】「横浜国大はこんなにいい大学」　学　長　飯田　嘉宏
10 講演会 Part① 宮脇　昭　若杉　明　松本　勉
12 見学会 Part① 福田　幸男　國分　泰雄　池田　龍彦
14 講演会 Part② 竹内一郎・さいふうめい　熊野　英生
16 ホームカミングデー　会場スナップ
18 オープンキャンパス2007　学務部入試課
19 ロースクールの現況と新司法試験の結果　大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻長（法科大学院長）　岩崎　政明
21 第2回ビジネスプランコンテスト開催　実行委員長　光田　卓司　・　優勝チーム　岩舘　朋子
24 経営学部長に就任して　経営学部長　茂垣　広志
26 学部および大学院教育改革に関する助成の獲得について　経済学部長　秋山　太郎
28 よこはま高度実装技術コンソーシアム創立1周年記念シンポジューム
29 「企業成長戦略研究センター」設立記念シンポジウム開催　企業成長戦略研究センター

コラム

30 エノケンこと湯川真藏氏について　藤江　武
32 東と西を和合させる日本の使命　伊藤　勝啓

グループ便り

34 劇友会・41年二木会・越村先生生誕100年記念会
新司法試験合格祝賀会・YNUS・長野富丘会
大学三期生同期会・大阪二木会・ながす懇話会
金港会ゴルフ対抗戦・神無会・富丘ゴルフ会

48 編集後記　竹岡　倫示
49 事務局便り

出典：『富丘会報』132 号

資料１－１－２－３（２）『富丘会報』132 号　新司法試験合格祝賀会

新司法試験合格祝賀会

山﨑　哲男（47 営）

平成 19 年 11 月２日、銀座クルーズクルーズにおいて、横浜国大法曹会主催の本年度新司法試験合格者の祝賀会が開催されました。

弁護士金井正人会長のご挨拶・乾杯から始まり、池田龍彦横浜国大国際経済法学系委員長のご挨拶（ロースクールは、法学部以外の出身者からも合格者を出し、多様な法曹の育成を目的としているが、横浜国大法曹会のメンバーはそれを先取りしているとのご指摘があった）の後、歓談の時間となり、合格者は、先輩弁護士に色々な経験談を聞かされ、また、１年先輩の昨年合格した修習生には修習の状況を質問するなど、今後の自分達の進路を考える上で大いに参考になったと思います。

本年度合格者は、13 名（合格率は 38%）で、横浜国大法曹会の仲間が大幅に増加しました。来年度はさらなる合格者増加を期待します。

なお、出席者は、下記のとおり。

金井正人、池田龍彦横浜国大教授、円谷峻横浜国大名誉教授・明治 LS 教授、川上明弘、松井宜彦、小田修司、大津卓慈、金子和弘、西本暁、島村謙、山﨑哲男（以上教授以外は弁護士）。

中野頼房、藤田章弘、藤田香織（以上司法修習生）

伊東結子、荻谷聡史、落合真吾、金澤嘉明、川島道世、東城聡、平井佑希、日向輝彦、古川慎一郎、松嶋未玲、若松みずき（以上合格者）。

グループ便り

出典『富丘会報』132 号Ｐ37

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①法科大学院の教育目的を、法科大学院制度の主旨だけでなく、本学の大学全体の教育理念とも関連づけて構成していること。

②教育目的の設定が、沿革的かつ組織的な実績・裏付けの下でなされていること。

③教育目的を実現するために、修得させるべき資質・能力を明確にするとともに、それに相応しいカリキュラム構成とし、かつ、その実現過程を３年間の期間の中で明確にして、科目配置にも結びつけていること。

④「広く門戸を開く」という法科大学院制度の理念・目的を入試という受入段階だけでなく、受入後の履修の段階にも反映していること。具体的には、第一に、はじめて法学を勉強する学生にあっても円滑な履修が可能となるよう、第一年次の必修科目数を少なめに設定していること。第二に、法学部以外の出身者にあってもディスカッションを中心とする演習科目への移行がスムーズに行えるよう、双方向型講義科目と演習科目との間に、少人数討議形式の Tutorial という名称のプレ演習科目を設置していること。

⑤法学部出身者を含めて「専門的資質能力の修得」という理念・目的を３年あるいは２年で達成することを現実的なものとするために、学期中の履修だけでなく、夏期休業期間・冬春期休業期間中にも適切な科目を合理的に配置して、年間として修学期間を通じて効率的な教育が可能となるように工夫していること。

⑥「実務への架け橋」という理念・目的を実現するために、単に実務家による実務基礎科目を置くにとどまらず、実務への架け橋を意識したまとめ科目として、総合演習科目群の中に研究者教員と実務家教員の合同で行われる、理論と実務を統合する科目を置いていること。

⑦租税法務・国際企業法務という本学に特徴的な展開・先端科目として、研究者教員を中心とした充実した教員による Ⅰ群とともに、市民密着型法曹にとって特に必要な実務感覚を育成できるよう、市民密着型法分野について実務的問題をも講じるⅡ群を置き、実務家を中心として実施していること。そして、研究者教員と実務家教員とが密接に共同して独自の教材を開発し、教育の実をあげるように工夫していること。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点

平成16年度未修者･平成17年度既修者が受験した第2回新司法試験の平均合格率が、未修受験者の全国平均合格率とほぼ等しい状況であり、予測よりもあまり良くなかったことがあげられる。この点については、専任教員が司法制度改革や法科大学院制度の理念を遵守しつつも、法曹養成機関として、新司法試験問題を分析し、それに応えられるような教育内容を工夫すべき課題であると認識している。

第２章　教育内容

１　基準ごとの分析

２－１　教育内容

基準２－１－１
教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準２－１－１に係る状況）
（１）本学には、法科大学院開設前には経済学部に経済法学科という学科が存在し、学部段階での法学教育を行ってきたが､法科大学院開設とともに同学科は廃止されたため、本学法科大学院（法曹実務専攻）は基礎になる学部を有しない全国でもユニークな法科大学院として存在している。また、本学法科大学院は、法学部出身者・非法学部出身者、社会人・非社会人といった様々な経歴を問わず、広く人材を受け入れることを旨としている。したがって､本学法科大学院は特定の法学部における法学教育を念頭におかずに、１から法律を学ぶ者にも対応しうるように教育課程を編成している(【資料２－１－１－１】法科大学院案内参照)。もっとも、既に一定程度の法律知識を有する者を排斥しているわけではなく、そのような者に対しては、憲法、民法、刑法の試験を行うことにより基礎的な法律知識を有していることが確認できれば、これらの科目に対応した法律基本科目中の双方向型講義科目の履修を免除することにより、２年間で課程を修了する途を開いている（【資料２－１－１－２】法学既修者参照）
(２)以上のような一般的前提の下に､具体的には教育課程は次のように編成されている。
開講される科目は、コア科目群としての法律基本科目群、法律実務基礎科目群、総合演習科目群と、本専攻の特色を有する科目群としての展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群、及び、それらの科目群の基礎を提供する科目群としての基礎法学・隣接科目群と Tutorial（小集団学習指導）に分けられる。法律基本科目群に属する科目は、さらに、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に細分される。
コア科目群たる法律基本科目群の科目は本専攻に所属する専任教員が担当する（ただし、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、Ⅲ、民法Ⅴ、刑法Ⅱは非常勤講師が担当している)。総合演習科目群は、実体法を専攻する研究者教員と手続法を専攻する研究者教員、研究者教員と実務家教員といったように異なった背景を有する教員が合同で担当することにより、理論の統合、理論と実務の統合を目指す法科大学院における法学教育を完成させる科目として開設されるものである。展開・先端科目Ⅰ群には、本学法科大学院が養成を目指す法曹に必要な租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、本学国際社会科学研究科内のもうひとつの法律系専攻である国際関係法専攻からの兼担教員が主として担当する。展開・先端科目Ⅱ群には、本学法科大学院が養成を目指すもうひとつの類型の法曹に必要な市民密着に関する科目を配置し、横浜弁護士会の第一線の弁護士である兼任教員が

主として担当する。基礎法学･隣接科目群の科目は、国際関係法専攻の兼担教員と兼任教員が担当する。

コア科目群では、段階的学習による、法曹に共通に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。この資質・能力は、（イ）専門的な法知識、（ロ）柔軟で批判的創造的な法的思考力、（ハ）説得・交渉能力、（ニ）法知識を文書作成など実務に反映させる能力、（ホ）法曹としての倫理観と捉えられうる能力、これを、第１段階「双方向型講義（法律基本科目)」、第２段階「演習」、第３段階「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目)」という、着実な段階的学習によって、体系的に修得させる。(各科目の具体的な内容は、【別添資料Ⅳ】平成 20 年度履修案内 135 頁(Ⅷ。シラバス)参照)。

その際、第３段階を実務への架橋と位置づけるとともに、法律実務基礎科目群だけでなく総合演習科目群を設定し、一層確実な実務への架橋を図り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成を目指している。実地教育の一環としての法律相談や模擬裁判など実務への橋渡しとなる科目を、民事実務演習や刑事実務演習など教室で行なわれる授業科目とともに配置し､法律実務基礎科目群として比較的多い単位数を設定している。

この段階的学習と、科目群、年次、習得される資質の関係は、【資料１－１－１－２】段階的学習・科目群・修得される資質の対照表［前出８ページ］のとおりである。年次が進むにつれ、実務家教員の関与と実務的な視点が強まり、実務との架橋が十分に意識される。基礎法学･隣接科目は、基本的に１年次を中心に履修する。展開･先端科目群Ⅰ・Ⅱ群の科目は、１年次から３年次に履修し、年次が進むにつれ、より多く履修することが期待される。【解釈指針２－１－１－１】。

【資料２－１－１－３】法曹実務専攻履修細目､【資料２－１－１－４】法曹実務専攻案内参照。

【資料２－１－１－１】法科大学院案内

は じ め に

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会のさまざまな分野で質の高い法的サービスを提供することができる法曹の養成が求められています。また、横浜国立大学は、実践性、先進性、開放性、国際性に富んだ教育を理念とし、これまで、法学部を有しない法学教育・研究機関として、全国的にもユニークな法学教育を国際経済法学研究科や国際社会科学研究科において行ってきました。そのような横浜国立大学に設置された法科大学院・法曹実務専攻（以下「本専攻」といいます。）は、この伝統を継承しつつ、上記のような社会的要請に応えるために、上記の大学の理念に基づいた法曹実務教育を展開することとしています。

まず、実践性という観点からは、地域連携型法科大学院として、横浜弁護士会との教育上の密接な連携を図り、実務家専任教員、みなし専任教員、実務家非常勤講師の派遣についてのみならず、ローヤリング、法律相談等のフィールド・ワークについても同弁護士会による十分な協力を得て、実践的な教育を実施する体制を整えています。大学と地域弁護士会がこのような密接な教育的提携をとっていることは、日本の中でも極めて稀なケースであり、地域連携型の法科大学院として特色あるものといえましょう。

社会のさまざまな分野での質の高い法的サービスを提供するという社会的要請や国際性、開放性、先進性に富んだ教育という観点からは、視野の広い国際的な知見に富んだ法曹実務家や経済活動に関連する法領域、とくに租税法務等の領域に専門的知識を有する法曹実務家の育成に努めることを目標としています。

他方で、いわゆる法曹のうち、在野法曹としての弁護士は、自らの法的資質と良心に従い、未成年者や高齢者などの法的弱者や一般市民の保護の役割を担う、法治国家における重要な存在であることはいうまでもないところです。本専攻の目標の１つが、そのような在野法曹として、刑事弁護や民事調停などの市民の法的需要に的確に応ずることのできる専門家を養成することにもあることは当然のことです。

また、本専攻は、横浜国立大学の教育の開放性という理念の１つの現れとして、非法学部出身者、法学部出身者そして法学既修者という多様な学生を受け入れることとしています。本専攻は、このような法学知識について異なった基盤を有する多様な学生を受け入れつつ、カリキュラム上、教育指導上で手厚く、きめの細かい教育を行う体制をとることにより、入学当初における法律的基盤の相違を克服できるように配慮し、教育していきます。

この履修案内は、多様な学生が本専攻の教育目標に沿った法曹になるための勉学の手順を示したものです。学生の皆さんが、これを熟読したうえで勉学に励まれることを希望します。

出典：平成 20 年度履修案内

【資料２－１－１－２】法学既修者

(2)法学既修者

法学既修者と認定された者に関しても、卒業に必要な単位数は、その他の者に関してと同様とする。

ただし、合格した科目に対応する授業科目に関しては、必要な単位数を修得したものとみなす（下記の表を参照のこと)。これにより、１年の在学期間の短縮が可能となる。

法学既修者と認定されるためには、入学前に行われた法学既修者認定試験に合格していなければならない。この試験の結果、全科目の試験科目に合格した者が法学既修者と認定される。

試験科目	対応する授業科目	修得したものとみなす単位数
憲　法	憲法Ⅰ・Ⅱ	計４単位
民　法	民法Ⅰ～民法Ⅶ	計14単位
刑　法	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ	計６単位

出典：平成 20 年度履修案内　Ｐ84

Ⅶ－１．法曹実務専攻履修細目【平成20年度入学未修者】

(一)　開講科目の区分と特色・担当教員

開講される科目は、コア科目群としての法律基本科目群、法律実務基礎科目群、総合演習科目群と、本専攻の特色を有する科目群としての展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群、及び、それらの科目群の基礎を提供する科目群としての基礎法学・隣接科目群とチュートリアル（小集団学習指導）に分けられる。法律基本科目群に属する科目は、さらに、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に細分される。

コア科目群の科目は、本専攻に所属する専任教員が担当する。総合演習科目は、研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法科大学院における法学教育を完成させる科目群として設定するものである。展開・先端科目Ⅰ群には、租税法務と国際企業法務に関する科目を配置し、本研究科内のもうひとつの法律系専攻である国際関係法専攻からの兼担教員が主として担当する。展開・先端科目Ⅱ群には、市民密着型法務に関する科目を配置し、横浜弁護士会の第一線の弁護士である非常勤講師が主として担当する。基礎法学・隣接科目群の科目は、国際関係法専攻の兼担教員と非常勤講師が担当する。

(二)　カリキュラムの体系

コア科目群では、段階的学習による、法曹に共通に必要な法的資質・能力の体系的修得を目指す。この資質・能力は、(イ) 専門的な法知識、(ロ) 柔軟で批判的創造的な法的思考力、(ハ) 説得・交渉能力、(ニ) 法知識を文書作成など実務に反映させる能力、(ホ) 法曹としての倫理観と捉えられうる。これを、第１段階「双方向型講義（法律基本科目）」、第２段階「演習」、第３段階「発展的演習（法律実務基礎科目と総合演習科目）」という、着実な段階的学習によって、体系的に修得させる。

その際、第３段階を実務への架橋と位置づけるとともに、法律実務基礎科目群だけでなく総合演習科目群を設定し、一層確実な実務への架橋を図り、理論と実務の統合による法科大学院教育の完成を目指している。実地教育の一環としての法律相談や模擬裁判など実務への橋渡しとなる科目を、民事実務演習や刑事実務演習など教室で行なわれる授業科目とともに配置し、法律実務基礎科目群として比較的多い単位数を設定している。

この段階的学習と、科目群、年次、習得される資質の関係は、次頁の表のとおりである。年次が進むにつれ、実務家教員の関与と実務的な視点が強まり、実務との架橋が十分に意識される。法学基礎・隣接科目は、基本的に１年次を中心に履修する。展開・先端科目群Ⅰ・Ⅱ群の科目は、２・３年次に履修し、年次が進むにつれ、より多く履修することが期待される。

段階的学習・科目群・・資質の対照表

学習レベル	第１段階	第２段階	第３段階	
科目群（履修単位数）	法律基本科目 双方向型講義科目（必修42単位）	演習科目（必修14単位）	実務基礎科目（必修13単位）	総合演習科目（必修8単位）
年　次	←1年→	←2年→	←3年→	
修得される資質	専門的法知識 法的思考力	説得・交渉能力	法実務能力 法曹倫理観	総合的資質

なお、開講科目とその必修・選択の別、担当者の全体については第１表を、開講科目の年次配当については、第１表と第２表を参照されたい。必修科目は法曹に共通に必要な法的資質・能力を修得させることを、選択科目は、それらを適宜組みあわせることにより、租税法務、国際企業法務に通暁する法的能力を修得させることを目的としている。また、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務のそれぞれに強い法曹を目指す場合の履修モデルについては、第４表～第６表を参照されたい。ただし、これらの履修モデルは、学科やコース制といった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎない。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特質、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、後述のアカデミック・アドバイス制度などを通して、このような観点からのアドバイスも行われる。

(三)　履修方法

(1) 修了要件

開講科目の総単位数は１６５単位である。修了のためには、本専攻に３年以上在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければならない。

法律基本科目群	必　修	５６単位
法律実務基礎科目群	必　修	１３単位
総合演習科目群	必　修	８単位
基礎法学・隣接科目群	選　択	４単位
展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群	選　択	１２単位

その他、以上において選択しなかった法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群と展開・先端科目Ⅱ群、チュートリアルの中から選択として合わせて３単位以上（ただし、チュートリアルは２単位までしか修了要件単位に算入しえず、リサーチ・ペーパーは修了要件単位に算入しえない。）

合　計　　９６単位以上

修了要件一覧表

必修					選択			その他	修了要件
法律基本科目			基礎科目	総合演習科目	隣接科目	展開科目Ⅰ先端	展開科目Ⅱ先端		
公法系	民事系	刑事系							
１２	３２	１２	１３	８	４	１２		３	９６
７７					１６				

⑵ 法学既修者

法学既修者と認定された者に関しても、卒業に必要な単位数は、その他の者に関してと同様とする。

ただし、合格した科目に対応する授業科目に関しては、必要な単位数を修得したものとみなす（下記の表を参照のこと）。これにより、１年の在学期間の短縮が可能となる。

法学既修者と認定されるためには、入学前に行われた法学既修者認定試験に合格していなければならない。この試験の結果、全科目の試験科目に合格した者が法学既修者と認定される。

試験科目	対応する授業科目	修得したものとみなす単位数
憲　法	憲法Ⅰ・Ⅱ	計４単位
民　法	民法Ⅰ～民法Ⅶ	計14単位
刑　法	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ	計６単位

⑶ 他研究科等・専攻の授業科目の履修

① 教育上有用と認めるときは、横浜国立大学大学院の他研究科若しくは研究院又は国際社会科学研究科の他専攻（国際関係法専攻を除く。）と協議の上、学生に当該研究科若しくは学府又は専攻の授業科目を履修させることができる。

② 学生は、担当教員の許可を得て、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際関係法専攻開講の選択科目である授業科目を履修することができる。履修した科目の単位は、選択科目の単位として認定することができる。これにより与えることのできる単位は、⑷により与える単位と合わせて１２単位を超えないものとする。

③ 学生は、担当教員の許可を得て、横浜国立大学大学院国際関係法専攻開講の特別講義（教育研究上の必要から、基礎的又は応用的知識の補充のために年度ごとに開講される１単位又は２単位の科目及び外国語関連科目をいう）である授業科目を履修することができる。ただし、履修した科目の単位は修了要件単位に算出しえない。

⑷ 入学前既修得単位の認定

専攻への入学前に大学院で修得した科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻のカリキュラムと照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位としても認定することができる。これにより与えることのできる単位は、⑶により与える単位と合わせて、１２単位を超えないものとする。

⑸ 長期履修学生

３年の標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する学生（長期履修学生）に対しては、専攻会議の議を経て、専攻のカリキュラムの体系に適合する範囲で、これを認める。ただし、この制度は、標準修業年限により課程を修了する学生に対する教育成果を見極めるのに必要な期間、これを実施しない。

⑹ 科目等履修生

科目等履修生については、展開・先端科目などにおいて、専攻会議の議を経て、正規学生の教育に支障のない範囲で、これを認める。

(四)　履修登録

⑴ 履修登録期間

① 履修登録は、前学期の初めの履修登録期間内に行われなければならない。

なお、後学期の初めに、後学期開講科目（冬季・春季休業期間開講科目含む）の追加（取消）履修登録期間を設ける。ただし、法曹実務専攻開講科目に限る。

② 夏季休業期間中に開講される科目に関しては、夏季休業期間の初めに、冬季・春季休業期間中に開講される科目に関しては、冬季・春季休業期間の初めに、追加履修登録期間を設ける。

③ 特別な事情が生じたときは、①②のほかに履修登録期間を設けることがある。

⑵ クラス分け

(ｲ) 演習科目・法曹倫理Ⅱ

２年次以上の各学生は、ＡまたはＢのいずれかのクラスに所属する。このクラスは、同一内容の授業が２コマ開講される次の科目の受講単位となる。

公法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ～Ⅲ、商事法務演習、刑法演習、民事実務演習、実務民事訴訟演習、刑事実務演習、実務刑事訴訟演習、法曹倫理Ⅱ、公法総合演習、民事訴訟法演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ

学生は所属するクラスの授業を受けなければならない。ただし、履修登録状況上、上記の科目履修に支障を生じる者は、クラスの一部を変更することができる。（支障を生じる科目に限る）

(ﾛ) チュートリアル

チュートリアルの１クラスの上限は１０人程度とする。このクラスの編成については、担当教員による指定を行うことがある。

(ﾊ) ローヤリング

ローヤリングは、横浜弁護士会での集合研修と各法律事務所での個別研修からなる。各学生の各法律事務所への割り振りは、春季休業期間の初めに行う。

⑶ 学年配当

① 授業科目は、第２表に示された年次に従って履修しなければならない。ただし、在学年次より下の年次に配当されている授業科目を履修することは妨げられない。３年次（当該学生の在学予定最終年次）に在学する学生は、必修科目を除き、春季休業期間中に開講される授業科目を履修することはできない。

② 第１表の科目のうち必修科目について、学生は当該授業科目の配当年次に達した場合、必ず履修登録しなければならない。（第３表に指定する授業科目のうち、その履修要件を満たしていない科目を除く。⑸参照。）

⑷ 履修登録制限

１年次３６単位、２年次３６単位、３年次４２単位を超えて履修登録することはできない。これは、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位を含む。

⑸ 履修に必要な既修得授業科目・単位

第３表に指定する授業科目の履修登録をするためには、同表右欄に示す授業科目・単位を既に履修・修得していなければならない。

⑹ 履修登録のキャンセル

① 必修科目を除き、別に定めるキャンセル期間内に届け出ることにより履修登録をキャンセルすることができる。

② 学期末試験を受験しなかった者又は学期末試験に代わるレポートを提出しなかった者は、履修登録をキャンセルしたものとみなす。

(五) 学生の守秘義務等

学生は、法律相談・ローヤリングの実施に先立ち、法律相談実施要項、ローヤリング心得に定められた義務（守秘義務等）を遵守する旨、誓約書を提出しなければならない。この義務に違反した学生は、横浜国立大学学則第６１条により懲戒の対象とする。

(六) アカデミック・アドバイス

専任教員によるアカデミック・アドバイスを実施する。各アカデミック・アドバイス・チームは、１チーム１学年につき５名程度の担当する学生に対し、勉学方法や、履修モデルを参考にした、租税法務、国際企業法務、または市民に密着した法分野に強い法曹になるための進路目標の設定や履修について、きめ細かなガイダンスを年間を通して行う。各学生がどのチームに所属するかについては、入学年次の前学期の初めに決定する。

(七) 成績評価

(1) 成績評価の方法

(イ) 単位認定の方法

双方向型講義においては、主として学期末試験により、加えて教室での応答によっても評価する。試験問題は、(イ)当該科目の正確な法知識を問う問題とともに、(ロ)法的思考力をみる問題を加味する。

演習においては、答案（試験またはレポート）にやや比重を置きつつ、教室での討論も重視して評価する。試験またはレポートは、事例問題によって、(ロ)法的思考力（柔軟で、批判的、統合的な思考力）をみるものとする。討論では、(ロ)とともに、(ハ)説得・交渉力をみる。

発展的演習においては、答案（試験またはレポート）と教室その他授業の現場で示した到達内容との両方をそれぞれ重視して評価する。法律実務基礎科目では、科目に応じて訴訟関係文書の作成や弁論、(ハ)説得・交渉力、(ニ)法知識を実務に反映させる能力、(ホ)法曹としての倫理観をみることとし、総合演習科目では、(イ)から(ホ)を総合的に評価する。

(ロ) 単位認定の実質的到達レベル

双方向型講義においては、基本的な法知識を正確に修得し、基礎的な法的思考力を身につけたと判断できるレベルとする。

演習においては、説得的な論理構成に基づき妥当な結論を導く能力を身につけたと判断できるレベルとする。

発展的演習においては、法務博士（専門職）にふさわしい、法的説得・交渉力、法的知識を実務に反映させる能力、また科目によっては法曹としての倫理観を身につけたと総合的に判断できるレベルとする。

(2) 評点

① 評点は点数によって行い、９０から１００点を秀、８０から８９点を優、７０から７９点を良、６０から６９点を可とし、以上を合格とする。５９点以下を不可とし、不合格とする。各科目の成績分布を公表する。

② 不可のみ再履修を認める。再履修を行って合格した科目の成績は可とする。

③ 履修登録をキャンセルした授業科目（キャンセルしたものとみなされた授業科目を含む。）は履修登録科目から削除する。

(3) ＧＰ（Grade Point）

① 個々の科目について、評価（成績）のランクに数値（Grade Point）を与える。

② 評価に対応するGrade Pointは以下のとおりである。

評　価	Grade Point	評価点
秀	4.5	100～90
優	4	89～80
良	3	79～70
可	2	69～60
不可	0	59～

② 入学前既修得単位として認定された科目には、ＧＰを与えない。

③ ＧＰは、修了要件には関係しない。

(八) 学位等

① 本専攻を修了した者に対しては、法務博士（専門職）の学位を授与する。

② 本専攻を修了した者は、新司法試験の受験資格を取得する。新司法試験は、修了の日後の最初の４月１日から５年後の期間（受験期間）において３回の範囲内で受験することが可能である。

４．法曹実務専攻案内

Ⅰ　本学法曹実務専攻の特徴

１．法学部を擁しない独立したロー・スクール

本専攻は、法学部を有しない大学院で、大学院国際社会科学研究科の一つの専攻として設置されました。法学部などの学部に所属するいわゆる学部兼担の教授はいません。これは、他大学の法科大学院構想と比較しても珍しいものですが、わが国が制度の導入にあたってモデルの一つとした、アメリカ合衆国のロー・スクールに最も近い形態だということもできます。本専攻の教員は、研究者教員、実務家教員ともに、法曹実務教育に専念して法学教育にあたります。入学を希望する学生には、出身学部が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとにかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

２．徹底した少人数指導体制

本専攻は、入学定員５０名（一学年）に対して専任教員が２４名です。この専任教員の比率は、文部科学省が定める設置基準を大幅に上回るものです。その中には、法学部を擁する大学の法科大学院の多くに見られるような学部兼担教員は含まれていません。また、本学所属の法律系教員が兼担する科目も多数用意し、専任、兼担をあわせれば、本学の約４０名の法律系教員・実務家教員が、本専攻での教育にあたっています。

授業によっては、この５０人をさらに複数のクラスに分割し、できる限り少人数のクラス編成とします。また、アカデミック・アドバイス制度による勉学方法・進路目標の設定や、習熟度に応じた５人から７人程度の学生に対するチュートリアルを実施するなど、きめ細やかで手厚い学習指導の仕組みを用意しています。

３．実務家教員の充実～実務家との高度な連携

本専攻は、横浜弁護士会の全面的な協力を得ることになりました。

横浜弁護士会と本学の間では、すでに過去数年間にわたり、精力的に多面的な協議を重ねて参りました。現在、横浜弁護士会からは、専任教員として３名の弁護士の派遣を受けているほか、みなし専任教員並びに非常勤教員として複数名の弁護士の派遣の協力を得ています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。横浜弁護士会という本学にとって地元の弁護士会との密接な協働は全国的にも珍しいものであり、また、実務教育として望ましいものでもあります。

実務教育の内容についても、横浜弁護士会は教材開発・教授法について専門チームを組織し、本学教員との間で、教育内容の具体的な提携作業を行っています。

その他、本学が神奈川県下の法学実務教育の拠点となることの重要性から、裁判所・法務省からも、実務家教員の派遣などについて、充実した内容の協力を受けています。さらに、知的財産法などの分野でも、文部科学省などから教員が派遣されています。

４．特色ある法曹の養成

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会のさまざまな分野で質の高い法的サービスを提供することができる法曹の養成が求められています。本専攻では、このような社会的要請に応えるため、税務（租税法務）、国際企業法務、市民密着型法務、などの履修モデルを用意し（開講科目一覧および履修モデル参照）、知的財産法、経済法、国際経済法、消費者保護法、環境法、租税法、国際租税法などの法分野について高度な専門知識を修得できるようにしています。

いわゆる法曹のうち、在野法曹としての弁護士は、自らの法的資質と良心に従い、未成年者や高齢者、一般市民などの法的弱者保護の役割を担う、法治国家における重要な存在であることはいうまでもありません。本専攻においても、そのような在野法曹として、刑事弁護や民事調停などの市民の法的需要に的確に応ずることのできる専門家を養成することを目標としています。また、今日の経済社会の発展に伴い生起している複雑な取引構造を理解し、企業家の法律遵守を先導することのできる法曹としての弁護士も、ビジョンとして想定しています。後掲の履修モデルでは、これらの専門家像を現実のものとするための履修科目案を示しています。

なお、これらの履修モデルは、学科やコースといった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎません。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特性、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、そのような観点からのアドバイスも行います。

Ⅱ　修了要件

１．概　要

(1) すべての法曹に共通に必要な法的な資質・能力を身につけるための法律基本科目等のコア科目群と、租税法務（税務）、国際企業法務という特定領域に特色を有する科目群を組み合わせた教育課程編成を行います。

(2) **コア科目群**として、法律基本科目群、実務基礎科目群、総合演習科目群（研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法学教育を完成させる科目群）を置き、**特色を有する科目群**として、展開先端科目Ⅰ・Ⅱ群を置きます。それらの**基礎を提供する科目群**として、基礎法学・隣接科目群を置きます。

(3) 修了要件は９６単位、内訳は、必修７７単位、選択１６単位、その他３単位です。必修科目により法曹に共通の法的資質を、選択科目等で、租税法務（税務）、国際企業法務に通暁する法的能力を、それぞれ修得することを目指します。

２．必須修得単位数

必修					選択			その他科目	修了要件
法律基本科目			実務基礎科目	総合演習科目	基礎法学隣接科目	展開先端科目Ⅰ	展開先端科目Ⅱ		
公法系	民事系	刑事系							
１２	３２	１２	１３	８	４	１２		３	
７７					１９				９６

３．学位等

本専攻を修了した者には、**法務博士（専門職）**の学位が授与されます。また、今年度から実施される**新司法試験の受験資格**が得られます。（修了の日後の最初の４月１日から５年間の期間（受験期間）において３回の範囲内で受験することができます。）

基準２－１－２
次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。
（１）法律基本科目
（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
（２）法律実務基礎科目
（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
（３）基礎法学・隣接科目
（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
（４）展開・先端科目
（応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

（基準２－１－２に係る状況）
（１）法律基本科目としては、双方向型講義科目として、憲法に関する科目２科目、行政法２科目、民法に関する科目７科目、民事訴訟法１科目、商法に関する科目３科目、刑法に関する科目３科目、刑事訴訟法１科目を開設している。これらの科目は、将来どのような法曹を目指すかに関係なく必要とされる基礎的な法律科目について基本的な知識を身につけさせることを目的としており、そのような内容となっている。
法律基本科目としては、そのほか、演習科目として、公法演習２科目（憲法中心の科目と行政法中心の科目）、民法演習３科目、民事訴訟法演習、刑法演習を設けている。これらは、双方向・多方向の議論により、双方向型講義科目により得られた知識を定着させるとともに、その応用能力を涵養するための科目である。【解釈指針２－１－２－１】
（２）法律実務基礎科目としては、法律文献情報、法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習、商事法務演習、刑事実務演習、実務民事訴訟演習、実務刑事訴訟演習、ローヤリング、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事要件事実・事実認定論、English Legal Writing、法律相談、裁判員制度と刑事訴訟の 15 科目を開設している。これらは法律基本科目を踏まえた上での実務への導入教育となっている。これらの科目の多くは横浜弁護士会所属の実務家専任教員によって担われている。なお、法律文献情報は、法科大学院における教育を始めるにあたって必須の基礎的・技術的知識を与えるものとして、１年次の前学期の冒頭に開講される（【資料２－１－２－１】法科大学院４月当初予定参照）。【解釈指針２－１－２－２】
（３）基礎法学・隣接科目としては、政治学、開発協力論、基礎法学、行政学、法医学、アメリカ法、中国法、EU 法を開設している。これらの科目は、法科大学院で主として学ぶ日本の実定法に関わる知識を相対化し、それを異なった角度から考察する視点の基礎を与えることを目指すものである。【解釈指針２－１－２－３】
（４）展開・先端科目はⅠ群とⅡ群に分けて開設される。本学法科大学院では租税法務、国際企業法務に強い法曹と市民密着型の法曹の養成を目指しており、Ⅰ群には主として

前者に関わる科目を、Ⅱ群には主として後者に関わる科目を配置している。

具体的には、Ⅰ群には、租税法に関する科目を７科目、国際企業法務に関連した科目として、国際法Ⅰ、国際法Ⅱ、国際経済法、国際私法総論、国際私法各論、国際取引法を配置している。さらに、Ⅰ群には、知的財産法に関する科目を５科目、労働法に関する科目を２科目のほか、独占禁止法、環境法、社会保障法を配置している。これらの科目の多くは、本学法科大学院と並ぶ本学国際社会科学研究科内のもう１つの法律系の専攻である国際関係法専攻所属の兼担教員によって担われているほか、みなし専任、兼任の実務家教員も相当数の科目を担当している。以上に対し、Ⅱ群には、専任教員が担当する執行・保全法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、司法書士が担当する実務登記法のほか、横浜弁護士会所属の弁護士が兼任教員として担当する「実務ジェンダーと法」等の実務的な科目６科目が配置されている。【解釈指針２－１－２－４】

（５）本学法科大学院では、上級の演習科目は、法律基本科目としての演習科目とは別建ての総合演習科目としている。ここには、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ、刑事法総合演習Ⅱが配置されており、いずれも実体法の研究者と訴訟法の研究者、研究者教員と実務家教員といったように、異なった背景を有する教員が合同で担当し、最終的な仕上げの教育にあたっている。そのほか、比較的早期の段階で発表能力や議論の能力を高めるために Tutorial５科目を開設している（【資料１－１－２－２】年次配当表〔前出 18-19 ページ〕参照）。

（６）総合演習科目群に属する授業科目のうち、刑事法総合演習Ⅰは内容的には法律基本科目に相当し、その他の総合演習科目群に属する授業科目は法律実務基礎科目に相当する。また、Tutorial 群に属する５科目は内容的には法律基本科目に相当する。

内容的に法律基本科目にあたる授業科目で履修細目上の法律基本科目群に配置されていないもの、内容的に法律実務基礎科目にあたる授業科目で履修細目上の法律実務基礎科目群に配置されていないものは以上の授業科目だけである。【解釈指針２－１－２－５】

【別紙様式１】開講授業科目一覧）

【別添資料Ⅳ】平成 20 年度履修案内」P135(Ⅷシラバス)

資料２－１－２－１　法科大学院４月当初予定

法科大学院４月当初の予定（最終版）

Ⅰ．日本学生支援機構奨学生募集(在学採用)説明会（希望者は必ず出席）

日　時　　３月３１日（月）　１３：１５～１４：００
場　所　　教育文化ホール

（主な必要書類）
①連帯保証人の印鑑登録証明書(父または母)･･･申込内容により２枚要する場合あり
②本人等の収入に関する証明書（平成１９年分・２０年分）
③成績証明書（出身大学の成績証明書）

※ この件に関する質問は下記にお願いします。
横浜国立大学学務部学生支援課育英奨学係　045-339-3112

Ⅱ．「法律文献情報」の開講

全ての授業に先立ち、「法律文献情報（２単位：必修科目)」を開講しますので、必ず受講してください。(別添「法律文献情報案内」参照)

１．事前ガイダンス

日　時　**4月1日(火)　10:00～**(※)（集合時刻　９：５０）
場　所　経済学部講義棟２０１教室

※ A日程合格者には9時開始とお知らせしてましたが、変更となりました。

２．授業日程等

（１）日　程

４月１日(火)	13:00～16:10	４月14日(月)	14:40～17:45
２日(水)	13:00～17:45	28日(月)	14:40～17:45
３日(木)	8:50～14:30	５月26日(月)	14:40～17:45

（２）場　所　経済学部講義棟２０１教室

（３）持参するもの（必携）
指宿信ほか監修　いしかわまりこ他著『リーガル・リサーチ（第３版)』
(2008・日本評論社)　　※ 横浜国立大学生協３月下旬入荷

基準２－１－３

基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準２－１－３に係る状況）

（１）法律基本科目

法律基本科目群では、公法系科目として、双方向型講義科目８単位（憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ　各２単位）、演習科目４単位（公法演習Ⅰ、公法演習Ⅱ　各２単位）、合計 12 単位分が開設されている。民事系科目として、双方向型講義科目 24 単位（民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ、民法Ⅵ、民法Ⅶ、民事訴訟法、商法Ⅰ、商法Ⅱ、商法Ⅲ。民事訴訟法は４単位、その他は各２単位）、演習科目８単位（民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ、民事訴訟法演習。各２単位）、合計 32 単位分が開設されている。刑事系科目として、双方向型講義科目 10 単位（刑事法基礎、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑事訴訟法。刑事訴訟法は４単位、その他は各２単位）、演習科目２単位（刑法演習）、合計 12 単位分開講されている。

総合演習科目群の中で、刑事法総合演習Ⅰ（2 単位）は内容的には法律基本科目に当たる。

以上をまとめると、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位であり、合計 58 単位である。以上の科目はすべて必修科目である。【解釈指針２－１－３－１】

（２）法律実務基礎科目

イ）法律実務基礎科目としては、まず、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ（各１単位、いずれも必修科目）が開設されている。また、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事実務演習（２単位、必修科目。そのシラバスについては【資料２－１－３－１】シラバス（民事実務演習）参照）、商事法務演習（２単位、必修科目）、実務民事訴訟演習（1 単位、必修科目）が開設されている。なお、要件事実及び事実認定に関しては、民事要件事実・事実認定論（2 単位、必修科目）でより詳しく学ぶ機会が設けられている。事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関しては、刑事実務演習（２単位、必修科目）が開設されている。以上の合計単位数は 11 単位となる。

法曹倫理Ⅰでは、法曹や法曹を利用する人々との交流等を通じて、法曹の果たしている、あるいは果たすべき役割についての理解を深め、法曹の責任感・倫理観を涵養する教育の第一歩としている。法曹倫理Ⅱでは、具体的ケースを題材とした議論を通じて、法曹倫理が問題となる場面に関する知識の修得、法曹倫理に関する理解の深化に努めている（例として法曹倫理Ⅱのシラバスを示す。【資料２－１－３－２】シラバス（法曹倫理Ⅱ（法曹実務と懲戒事例の研究））参照）。

ロ）法情報調査に関しては、1 年次の前学期にすべての科目に先立って開講される法

律文献情報（２単位、必修科目）において十分な教育が行われている。法文書作成に関しては独立の科目は設けられていないが、民事実務演習、刑事実務演習、実務民事訴訟演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅱ（すべて必修科目）などの中で適宜指導が行われている。また、そのほか必修科目ではないが、実務刑事訴訟演習、執行・保全法などの科目の中でも指導が行われている。

ハ）総合演習科目群に配置されている４科目のうち、民事法総合演習（２単位、必修科目。そのシラバスについては【資料２－１－３－３】シラバス（民事法総合演習Ⅱ）参照）には実務家専任教員も関与し、教材も横浜弁護士会作成のものを用いるなど、相当実務的な内容のものとなっているので、内容的には法律実務基礎科目に相当する。公法総合演習と刑事法総合演習Ⅱ（各２単位、いずれも必修科目）も内容的には法律実務基礎科目に相当する。

ニ）法律実務基礎科目としては、以上の必修科目、既に言及した選択科目としての実務刑事訴訟演習（２単位）のほか、ローヤリング、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、English Legal Writing、法律相談、裁判員制度と刑事訴訟が開設されている。これらは、すべて１単位の選択科目である。

ホ）法律実務基礎科目としては、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目は開設されていない。本学法科大学院が目的の一部としている租税法務についての訴訟領域の実務に関する科目も現状では開設されていないが、国際企業法務との関連では、基礎法学・隣接科目群の中のアメリカ法（２単位、選択科目）、展開・先端科目Ⅰ群の中の国際取引法（２単位、選択科目）が、弁護士であるみなし専任教員により開講されている。これに対し、市民密着型法務とのとの関連では医療過誤（そのシラバスについては【資料２－１－３－４】シラバス（医療過誤）参照）等、主として横浜弁護士会から派遣されている実務家兼任教員による特定の専門領域に関する実務的な科目７科目が開設されている。【解釈指針２－１－３－２】

（３）基礎法学・隣接科目群には８科目（すべて２単位）が開設されており、このうち４単位を修得しなければならない。【解釈指針２－１－３－３】

（４）展開・先端科目Ⅰ群には、23 科目（すべて２単位）を配置している。展開・先端科目Ⅰ群と同Ⅱ群（10 科目、執行・保全法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱは各２単位、他の７科目は各１単位）の科目から 12 単位以上を履修することを求め、これによって本学法科大学院が掲げる租税法務と国際企業法務に強い法曹の要請という目標の達成を期している。【解釈指針２－１－３－４】

（５）学生の選択した特定の課題について、責任指導教員の指導の下に、相当な長さの論文を執筆することを目的とする科目として、リサーチ・ペーパー（２単位）を開設している。リサーチ・ペーパーの責任指導教員になりうるのは、原則として法曹実務専攻の教授・准教授であるが（ただし、実務家教員は除く）、必要と認めた場合には国際関係法専攻の兼担教員も責任指導教員になりうる。自ら資料を収集して思考を重ねることにより研究成果をまとめる訓練をすることを目的とする科目である。なお、リサーチ・ペーパーの単位は修了必要単位に算入しない。

（６）各科目と学年による段階的履修との関係については【基準２－１－１】の（基準に係る状況）の説明(2)において詳述した。そこで述べた考え方に基づいて、具体的な

個々の科目を年次別に配置している。

【別紙様式１】開講授業科目一覧

【資料２－１－３－５】修了要件一覧表

【資料２－１－３－６】時間割表、前学期、後学期

【資料１－１－２－２】年次配当表（前出 18-19 ページ）

必修科目２単位　２年次後学期配当

民事実務演習

教　授　川島清嘉
法曹実務客員教授　高橋健一郎

Ⅰ　授業の目的

民事法分野について、講義科目としての民法等で習得した知識を深め、司法試験合格後の実務修習に耐えうる基礎的な実務能力を涵養することを目的とする。

Ⅰ－２　履修目標

当事者の主張や証拠書面などから法律的に意味のある事実、或いは、証拠上裏付けのある事実を取捨選択して法律構成をし、それを具体的に実現するにはどうすればよいかを判断する能力を身につけることを目標とする。

Ⅰ－３　関連科目との関連

民法演習ⅠⅡⅢは、やや複雑な事案につき、確定された事実を前提としてそこに含まれた実体法上の問題点を議論・検討し、法的思考能力を高めることを主眼としている。これに対し、この授業では、より実務的な内容を取り込み、陳述書、登記簿謄本、戸籍謄本等を材料とし、生の事実から種々の法律構成とその問題点などを考えさせることを主眼とする。

本授業は、講義科目としての民法のほか、民法演習Ⅰの単位を習得していることを前提とする。この授業で取り上げる素材にも、当然手続法的な要素が含まれてくるが、主として実体法の問題を扱う。手続法の問題点がより強く含まれた実務的な演習としては、民事法総合演習Ⅱを予定している。なお、本実務演習は、民法演習Ⅱ及びⅢを受講していない段階で行われる。このため、本実務演習で得た実務的知識を前提として、学生が将来受講する民法演習Ⅱ及びⅢにおいて、さらに高度の実体法上の法的思考力を養成することに寄与することも目的としている。

Ⅱ　授業方法

事前に指定した資料を読み、指定した設問に回答するよう学生に指示したうえで、双方向、多方向の授業を行う。数回に1回は、授業中の議論を踏まえて書面を作成してくることを宿題とする。なお、授業時間については１回９０分の枠組にこだわらず、２コマ連続して１８０分の授業を行うなど、密度の高い集中した授業が可能になるよう工夫を図る。

Ⅱ－２　教科書・参考書

横浜弁護士会法科大学院支援委員会バックアップチームが作成する民事実務教材を活用するほか、日本弁護士連合会、東京弁護士会等の作成に係る関連教材の中から適切なものを選択して利用する。

Ⅲ　成績評価の方法

学期末試験にやや比重を置きつつ（概ね６０パーセントの比重）、提出を受けた書面及び教室での討論も重視して評価する（概ね４０パーセントの比重）。期末試験及び提出書面は、①実務的見地からの法的

思考力をみるものとする。討論では、上記①とともに、②説得・交渉力をみることとする。

Ⅳ　授業計画（主題と内容）

下記主題を予定しているが、演習科目という授業の性質上、主題の順序或いは内容を変更することもあり得る。

1　借地上の建物を取り壊した場合の借地権の効力等の検討
　借地上建物の建替資金の融資の可否についての検討を通じて、建物の建て替えに伴う敷地に設定された抵当権の効力を議論する。

2　瑕疵担保責任と不完全履行責任の検討
　売買契約の目的物に瑕疵があった場合に、買主の代理人として、売主に対していかなる法律構成に基づき、いかなる法的責任追及がなし得るかという点の検討を通じて、瑕疵担保責任と不完全履行責任の区別等についての理解を深める。

3　主債務につき消滅時効期間が経過した場合の保証債務の帰趨の検討
　法人の金銭債務を当該法人とは別法人の会社が保証していた事案で、保証人の代理人としていかなる法律構成で保証人の利益となる主張をなし得るかについて、消滅時効援用の可否等の検討を通じて、時効中断、時効援用権の喪失などについての理解を深める。

4　詐害行為取消請求事件の検討
　保証人が、主債務者である会社が倒産する頃、唯一の財産である不動産を配偶者に贈与し、その後第三者が同不動産に対し担保を設定した事案を取り上げ、貸主がとり得る手段、特に債権者取消権について検討する。

5　代理権授与の有無についての主張・反論の検討
　根抵当権設定登記の抹消登記請求事件を通じ、登記簿謄本、根抵当権設定証書などの具体的資料を示しつつ、代理権の授与等の理論が実務上どのような場面で問題になるか、及び不動産登記手続の基本を理解する。併せて、代理権授与の有無につき、いかなる間接事実がいかなる意味を有するかを議論する。

6　賃貸不動産の明渡請求可否の検討
　賃貸不動産の明渡請求に関して、依頼者が述べる具体的な話から、依頼者の目的に沿う法律構成を検討し、それを基礎づける事実の整理を行う。

Ⅴ　開講前の予習について

民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法の基本書を通読し、ひととおり条文にあたっておくことが望ましい。

出典：平成２０年度履修案内　P204-205

必修科目１単位　３年次前学期(夏季)配当

法曹倫理Ⅱ（法曹実務と懲戒事例の研究）

教　授　高原將光
法曹実務客員教授　高橋健一郎

Ⅰ　授業の目的

法曹倫理に関する歴史と現状の倫理規定の内容を理解させたうえ、法曹倫理が問題となる具体的ケースをとりあげ、学生との議論により、法曹倫理がどのような場面で問題となるかを理解させる。さらに、倫理問題の背景にある社会的事実や価値判断についても検討し、法曹倫理についての理解を深化させる。

Ⅰ－２　履修目標

法曹としての活動を開始した後、危険な状況を回避し、また、これを事前に察知するための知識と能力を身につける。さらに、解決困難な問題に遭遇した場合に、これを克服するための能力を修得することを履修目標とする。

Ⅰ－３　関連科目との関係

①　法曹倫理Ⅰでは、主として法曹が社会において果たすべき役割と責任について理解させることを目標とするが、法曹倫理Ⅱでは、狭義の「法曹倫理」に関する問題を取り扱う。

②　弁護士倫理については、法曹倫理Ⅰ及びⅡにだけでなく、他の科目（例えば民事法演習科目、民事裁判総合演習、法律相談・ローヤリング等）においても、具体的事案の処理過程において生じる倫理上の問題を積極的に検討させ、弁護士倫理の理解をより深いものにする。

Ⅱ　授業方法

担当教官と学生との討論形式による授業

学生が予習をしておくべき論文、文献等を、教官が事前に指示する。

Ⅱ－２　教科書･参考資料など

横浜弁護士会では、平成元年から、全国に先駆けて「倫理研修会」を実施していて、討論のための具体的題材や弁護士のアンケート結果などを数多く集積している。したがって、これらの素材や自由と正義に公表された具体的懲戒事例を資料として利用する。

Ⅲ　成績評価の方法

何回か宿題として課する書面の出来栄えを３分の２、教室での議論への参加状況を３分の１として評価する。

Ⅳ　授業計画（主題と内容）

1　依頼者に対する弁護士の責任（Ⅰ）：依頼者に対する説明義務

依頼者に対する説明義務違反が問題とされた懲戒事例を題材にして、①説明義務が問題とされる場面、②説明の内容及びその程度、③説明の手段・方法等について検討する。さらに、この授業では、弁護士業務の迅速な処理と報告の必要性についても議論する。

2　依頼者に対する弁護士の責任（Ⅱ）：守秘義務

依頼者に対する守秘義務違反が問題とされた懲戒事例を題材にして、弁護士の守秘義務が必要とされる理由及びその範囲について検討する。

3　依頼者に対する弁護士の責任（Ⅲ）：弁護士報酬と預かり金の処理

諸費用等を含めて借地権売却代金の約４０％を報酬として受け取っていた懲戒事例を題材にして、弁護士報酬及び預かり金に関する規定を理解させ、トラブルに巻き込まれないため、弁護士として、報酬及び預かり金の処理についてどのような措置をとるべきかを理解させる。

4　依頼者に対する弁護士の責任（Ⅳ）：真実義務

刑事弁護における真実義務に関する古典的理論の理解を前提に、少年事件において犯行現場を撮影したビデオテープの原本を弁護人が入手していたケースを題材に、①真実義務が問題となる場面、②その場合の代理人・弁護人の対処方法について検討する。

5　弁護士が職務を行い得ない行為

①相続事件において、複数の相続人から依頼を受けたケース、②会社売買について売主・買主の双方から弁護士報酬を受領したケース等を題材にして、弁護士法２５条、弁護士職務基本規定２７、２８条の職務を行い得ない行為について検討する。

6　相手方及び相手方弁護士との関係

債務整理の依頼を受けた弁護士が、事件の処理を相当期間遅延した場合に、事件の相手方である金融業者から懲戒の申立てを受けたケースを題材に、弁護士の相手方及び相手方弁護士との関係を検討する。

7　弁護士に対するアクセス及び弁護士の公益活動

弁護士ゼロ・ワンマップ、日弁連ひまわり基金法律事務所の活動状況等を題材に、市民の弁護士に対するアクセスの確保、弁護士の公益活動の必要性について検討する。

8　裁判官・検察官の倫理について

①裁判官については、最高裁判所の「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」における議論を素材にして、②検察官については、刑事裁判手続における被害者・遺族の関与等の問題を素材として、裁判官及び検察官の倫理について議論する。

Ⅴ　開講前の予習について

別途連絡する。

必修科目２単位　３年次後学期配当
（※）平成19年度以後の入学者（平成19年度入学法学既修者含まない）にあっては
「民事法総合演習」

民事法総合演習Ⅱ

教　授　奥山恭子
教　授　高橋寿一
教　授　川島清嘉
准教授　角田美穂子
非常勤講師　池田陽子

Ⅰ　授業の目的

実体法と手続法の交錯する分野について、民法、商法、民事訴訟法分野の講義科目、演習科目で修得した知識を前提とし、さらに基礎的な実務的知識を加え、現実に生じる民事事件を解決するための応用能力を涵養することを目的とする。

Ⅰ－２　履修目標

実体法と手続法、理論と実務、これらすべてを総合した法科大学院における民事法教育の到達点に位置する科目であり、司法試験合格後の実務修習に耐えうる高度な能力を修得することを目標とする。

Ⅰ－３　関連科目との関連

講義科目としての民法、民事訴訟法、演習科目である民法演習Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟演習、民事実務演習、民事法総合演習Ⅰの単位をすべて習得していることを前提とする。実体法の分野により偏いた実務的な演習としては、民事実務演習が、実体法と手続法の交錯領域に関するより理論に偏いた演習としては、民事法総合演習Ⅰがある。先端展開科目の執行・保全法も履修していることが望ましい。

Ⅱ　授業方法

事前に指定した資料を読み、指定した設問を検討するよう学生に指示したうえで、双方向、多方向の授業を行う。数回に１回は、資料及び授業中の議論を踏まえて書面を作成してくることを宿題とする。

Ⅱ－２　教科書・参考書

担当教員が横浜弁護士会法科大学院支援委員会民事バックアップチームの協力を得て作成した教材を利用する。

Ⅲ　成績評価の方法

提出を求めた書面（試験又はレポート等）にやや比重を置きつつ、教室での討論も重視して評価する。試験又はレポート等の書面は、①正確な法知識、②実務的見地からの法的思考力、③法曹としての倫理感をみるものとする。討論では、上記①～③とともに、④説得・交渉力をみることとする。

具体的評価基準は、3年次の民事科目の集大成であることに鑑み、最終試験（70％）により達成度を評価し、平常点（３０％）の内訳は、全員最低2回（19年度実績）の提出が必須となる起案作成を２０％、

授業時の取り組み姿勢を１０％とする。

Ⅳ　授業計画（主題と内容：平成１９年度の例）

１～２　建物明渡請求事件

建物明渡請求事件を素材として、訴訟の当事者となるべき者及び訴訟で請求する権利内容の特定、並びに、訴訟における争点の所在を確認したうえ、原告被告双方の主張を検討する。民事訴訟法上の問題についても扱う。

３～４　損害賠償請求事件

不動産の売買契約に係る損害賠償請求事件を素材として、不動産の売主の瑕疵担保責任及び仲介業者の責任を検討する。共同訴訟における民事訴訟法上の問題点についても扱う。

５～６　閉鎖会社の創業者が死亡し、相続人間で会社支配権について争いが生じた場合の事例問題

閉鎖会社の創業者株主が死亡し、相続人間で会社支配権について争いが生じた場合において、株式の相続に関係する会社法上の問題点について検討する。

７～８　詐害行為取消請求事件

詐害行為取消請求事件の記録を素材として、当該事件における法的問題点を検討したうえ、被告代理人として行う主張・立証の内容について検討する。

９～１０　損害賠償請求事件

建築工事の現場で職人が負傷した事故について、建築工事に関係する当事者に生じる損害賠償責任について検討する。

１１～１２　損害賠償請求事件

非常に複雑な損害賠償請求事件の記録を素材として、損害論を含めた実体法上及び訴訟法上の問題について検討する。加えて、原告代理人として選択すべき法的救済手段及び法律構成についても議論する。

１３～１４　賃料請求事件

賃料請求事件の記録を素材として、債権差押命令発令後に建物が譲渡された場合の賃料債権の帰属その他の実体法上の問題及び訴訟法上の問題について検討する。法曹倫理に関する問題も扱う。

Ⅴ　開講前の予習について

初回の設問を事前に配布し、授業開始前に回答の提出を求める予定である。

出典：平成 20 年度履修案内 P 230-231

選択科目１単位　３年次前学期(夏季)配当

医　療　過　誤

非常勤講師　　折　本　和　司

Ⅰ　授業の目的と履修目標

1　医療過誤事件に取り組む上で必要な、証拠保全、鑑定、医師に対する証人尋問などに関する実践的な知識・能力を、講義、起案、討論を通じて身につけさせる。

2　医療過誤事件を通じて、臨床医療の実態を知ることで、インフォームドコンセントなどの患者の人権のあり方、生命倫理等についての理解を深め、あわせて、法曹としての倫理観や弁護士の社会的役割を考える姿勢を養う。

Ⅰ－２　関連科目との関係

民法、民事訴訟法関係の講義科目、演習科目。

Ⅱ　授業方法

1　医療過誤事件の手続に沿って、証拠保全申立書、訴状、鑑定書などを提示して、具体的な事例を想定しながらの授業を行う。

2　実務上の要点を講義形式で説明し、さらには討論、起案を織り込んで、実務に関する具体像を理解させる。

3　医師や医療ジャーナリストに授業に参加してもらい、医療の実態を質疑応答も交えて説明してもらう。

これらの手法を適宜組み合わせることを予定している。

Ⅱ－２　教科書・参考資料など

特定の教科書を指定することは、現時点では予定していない。

ただし、各回の授業の前に、事前に購読しておくべき判例、文献、事件記録、その他参考資料などがあればその都度指示する。

Ⅲ　成績評価の方法

レポート、起案、授業中における発言などを基礎に、授業の到達目標に対する達成度を判断するが、特に、細かな知識やテクニックより、法曹に求められる基本的な考え方の理解度を重視して成績評価を行う。

Ⅳ　授業計画（主題と内容）

1　医療過誤問題に取り組む意義、手続の流れなどについて

弁護士が医療過誤事件に取り組む意義を説明し、また、医療過誤訴訟の受任から解決に至る流れを具体的な事例を参考にしながら概観する。

今後の授業の予定を説明し、資料などを配布する。

2　医療事件の相談及び受任について

医療過誤の相談から受任に至る手順を説明する。

診療記録など検討資料が揃っていない段階で事件について見通しを立て、事件を受任するか否かの判断はどうやって行うのかを知ってもらう。

可能であれば当事者の話を聞く。

3　証拠保全手続に関する諸問題

診療記録の証拠保全手続などによる医療情報入手の手順、当該事件に関する医学的知識を得る方法を、証拠保全申立書などの資料を基に説明する。

また、証拠保全手続における裁判所との打ち合わせや証拠調べ手続実施についての実務上のノウハウを理解してもらう。

可能であれば、証拠保全申立書を作成してもらう。

4　交渉から提訴に至るまでの要点

証拠保全手続によって入手した診療記録一式を検討して、医師や病院の責任の有無を判断し、交渉や訴訟提起に踏み切るか否かを判断する段階における、実務上重要なポイントを、訴状などの資料を基に説明する。

また、最近裁判所において検討している訴訟手続上の工夫についても説明する。

可能であれば、訴状を起案してもらう

5　医師に対する尋問および鑑定手続

医療の専門家である医師らに対する尋問を行う上での注意事項を、具体例を通じて理解するとともに、医療過誤訴訟で大きな影響力を持つ鑑定の手続について、鑑定書などの資料を基に、実務上のポイントを説明する。

6　判例研究

医療過誤事件に関する過去の重要判例を提示して、医学的な問題が、過失、因果関係などの法律的な争点にどのように関連づけられるかなどを考えさせ、討論などを通じて法曹としての素養を身につけてもらう。

7　医療現場の実態を理解する

医師などの医療従事者に授業に参加してもらい、医療現場の実態を理解して、現実の医療が抱えるさまざまな問題点を認識し、医療の適正化に向けた法曹の役割と、そのための医療関係者との連携について知ってもらう。

8　医療過誤刑事事件、患者の人権、生命倫理の問題

医療ジャーナリストに授業に参加してもらい、刑事事件となった最近の医療過誤事件を取り上げながら、刑事事件として扱うことの意味を考えさせ、また、インフォームドコンセント、カルテ開示、電子カルテ、生殖医療、生命倫理の問題など、弁護士が取り組むべき課題とそのアプローチを概観する。

Ⅴ　開講前の予習について

別途連絡する。

出典：平成20年度履修案内　P316-317

資料２－１－３－５　修了要件一覧表

（１）**修了要件**

開講科目の総単位数は１６５単位である。修了のためには、本専攻に３年以上在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければならない。

法律基本科目群	必　修	５６単位
法律実務基礎科目群	必　修	１３単位
総合演習科目群	必　修	８単位
基礎法学・隣接科目群	選　択	４単位
展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群	選　択	１２単位

その他、以上において選択しなかった法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群と展開・先端科目Ⅱ群、チュートリアルの中から選択として合わせて３単位以上（ただし、チュートリアルは２単位までしか修了要件単位に算入しえず、リサーチ・ペーパーは修了要件単位に算入しえない。）

合　　計　　９６単位以上

修了要件一覧表

必修					選択			その他	修了要件
法律基本科目			基礎科目	実務科目	隣接科目	基礎法学	展開科目		
公法系	民事系	刑事系					Ⅰ先端 Ⅱ先端		
12	32	12	13	8	4	12			
77					16			3	96

出典平成 20 年度履修案内　P70

平成20年度　国経法系時間割表（前学期・2008. 4～）

H20国経法系時間割0407

	1限(8:50～10:20)	教室	2限(10:30～12:00)	教室	3限(13:00～14:30)	教室	4限(14:40～16:10)	教室	5限(16:15～17:45)	教室
月	① 国際法Ⅰ（柳）（旧LS／IR 国際法）（②）	305	②【必】刑法演習(AB)（田中利・齋野） ③ 国際取引法（田中誠）	A)305 B)国205 201	①【必】民法Ⅱ（契約法）（渡邉拓） ③ 知的財産法Ⅳ（美勢）（旧LS ライセンス契約）	済201 国601	③【必】公法総合演習(AB)（隔週） （三邊・原田・佐久間、岩崎・君塚・大和田）	A)305 B)国205	③【必】公法総合演習(AB)（隔週） （三邊・原田・佐久間、岩崎・君塚・大和田）	A)305 B)国205
	・ Globalization and International Rules（柳） ・ 対外政策決定過程（福嶋）	101 202	・ Criminal Law（田中） ・ 開発協力基礎研究（花島） ・ Seminar Ⅲ（指導教員）	国602 305 203	・ Research Method（ランド）	202	・ プログラムドリーディング１（ランド）	202		
火	① 租税法総論（岩崎）(②)	済201	①【必】民法Ⅲ（不法行為法）（円谷） ③【必】民事法総合演習Ⅰ(AB) （野村・渡邉拓・今村・伊東）（新 民事訴訟法演習）	済201 A)305 B)国205	①【必】憲法Ⅰ（憲法と人権）（原田） ③ 倒産法Ⅰ（野村） （旧 LS 倒産法／IR 破産・民事再生手続）	済201 202	②【必】行政法Ⅰ（三邊）（旧 行政法） ① 政治学（花島）	済201 305	②【必】民事訴訟法(1)（伊東）	済201
	・ 民法特殊講義Ⅰ（今村）（旧 債権管理）	203	・ 貿易投資法Ⅰ（榎） ・ Business Law and Legal Dispute Resolution in Japan （鈴木正）	201 202	・ 開発協力行政Ⅰ（池田） ・ English Writing（ゲイジ）	201 203	・ 環境政策（加藤） ・ Contract Law（円谷）	201 202	・ International Political Economy（花島）	203
水	③ 環境法（加藤）	201	③【必】民法演習Ⅲ(A)（今村・高橋寿・奥山恭） ① 開発協力論（池田） ③ 労使関係法Ⅱ（奥山明）(②)	国205 305 201	②【必】公法演習Ⅰ(AB)（君塚・原田）	A)国206 B)305	③【必】民法演習Ⅲ(B)（今村・高橋寿・奥山恭） ② 知的財産法Ⅱ（岸本織）（旧LS／IR 著作権法）	国205 済201	②【必】民事訴訟法(2)（伊東）	済201
	・ 比較公共政策（小池）	203	・ Public Policy and Management（小池） ・ 国際協力法（森川）	203 202	・ Aging and Law（関）	203	・ 開発協力ワークショップ（開発国際法共同） ・ 刑事法基礎研究Ⅰ（田中） ・ Private International Law（根本）	305 201 202	・ 開発協力ワークショップ（開発国際法共同） ・ 公法基礎研究Ⅰ（君塚） ・ 高齢者法（関）	305 201 203
木	③ EU法（庄司） （旧 LS ヨーロッパ取引法／IR EU域内市場法）	201	②【必】民法演習Ⅰ(A)（高橋寿・今村） ③【必】刑事法総合演習Ⅰ(AB)（隔週） （田中・齋野・藤原・村上）	営中会 A)国205 B)305	②【必】民法演習Ⅰ(B)（高橋寿・今村） ③【必】民事訴訟演習(A)（野村・杉原・伊東・土谷） （新 実務民事訴訟演習）	営中会 国205	②【必】商法Ⅰ（大澤） ③【必】刑事法総合演習Ⅰ(AB)（隔週） （田中・齋野・藤原・村上）	済201 A)国205 B)305	①【必】民法Ⅳ(物権法)（高橋寿） ③【必】民事訴訟演習(B)（野村・杉原・伊東・土谷） （新 実務民事訴訟演習） ② 社会保障法（関）(③)	済201 305 国205
	・ ビジネス英語１（ランド）	202	・ 安全保障論（佐島） ・ エッセイライティング１（ランド）	203 202	・ 開発協力ケーススタディⅡ（内田） ・ パブリックスピーキング１（ランド）	201 202	・ 国際法研究Ⅱ（森川） ・ 資源・環境問題（松村）（8回）	201 101	・ 資源・環境問題（松村）（8回）	101
金			①【必】刑事法基礎（田中利） ③【必】商法演習(A)（大澤・川島） ③［LS］刑事訴訟演習(B)（藤原） （新 実務刑事訴訟演習）	済201 国205 305	③【必】商法演習(B)（大澤・川島） ③［LS］刑事訴訟演習(A)（藤原） （新 実務刑事訴訟演習） ③ 独占禁止法（来生）(②) ・ 公法基礎研究Ⅱ（吉村）	国205 305 国601 101	①【必】民法Ⅰ（権利主体論）（中村） ② 国際私法総論（根本） ② 法人税法（吉村） （旧LS 企業行動と租税） （旧IR 法人の活動とタックスプランニング）	済201 202 305	②【必】商法Ⅱ（久留島）	済201

教室　無印 国経法棟
国 国社棟
済 経済学部講義棟
営中会 経営学部中会議室

1. 丸数字は、配当年次。(括弧付き丸数字は昨年度までの配当年次。)
2. 丸数字付科目に、【必】または[LS]が付されている科目は、LS科目。それ以外は、LSおよびIR共通科目。 丸ゴシックで記載されている科目は、ＩＲ科目。
3. 旧科目名は、小フォントで表記した。ただし、新科目名のうち、学年進行により平成19年度は適用されない科目名は、旧科目名同様に小フォントで表記している。

H20国経法系時間割0407

平成20年度　国経法系時間割表（後学期・2008. 10～）

	1限(8:50～10:20)	教室	2限(10:30～12:00)	教室	3限(13:00～14:30)	教室	4限(14:40～16:10)	教室	5限(16:15～17:45)	教室
月	・ Japanese Constitutional Law （村山史）	101	①【必】刑法Ⅰ（刑法総論）（齋野） ③ 国際租税法（川端）（旧LS／IR 国際租税法総論） ・ 民法特殊講義Ⅱ （渡邉拓）（旧 比較契約法） ・ 開発協力基礎研究 （柾島） ・ SeminarⅢ （指導教員）	済201 101 201 305 203	③【必】刑事法総合演習Ⅱ(AB)(隔週) （田中・齋野・藤原・高原） ② 知的財産法Ⅰ （美勢）（旧 特許法・意匠法） ・ International Law （森川） ・ パブリック・スピーキング2 （ランド）	A)国205 B)305 国601 201 202	③【必】刑事法総合演習Ⅱ(AB)(隔週) （田中・齋野・藤原・高原） ・ ビジネス英語2 （ランド） ・ 刑事法特殊講義 （齋野）（隔週）（旧 国際・経済刑法）	A)国205 B)305 202 201	・ プログラムドリーディング2 （ランド） ・ 刑事法特殊講義 （齋野）（隔週）（旧 国際・経済刑法）	202 201
火	① (LS) 行政学／(IR) 公共管理論 （小池） （旧IR ガバナンスと行政改革） ・ Japan's Development Experience Ⅱ （荒木/大澤/柾島/吉村/川端）	101 305	①【必】民法Ⅴ（取引法総論）（円谷） ②【必】民法演習Ⅱ(A)（今村・渡邉拓） ② アメリカ法（田中誠） ③ 知的財産法Ⅲ（伊藤）（旧LS ブランド保護） (②) ③ 倒産法Ⅱ（野村） ・ 南北問題 （ハク） ・ 比較公共政策研究 （小池） （旧 比較公共政策特殊講義） ・ 民法特殊講義Ⅲ（奥山）	済201 国205 201 305 202 203 101 国601	②【必】民法演習Ⅱ(B)（今村・渡邉拓） ① 所得税法 （岩崎）（旧LS／IR 租税政策と所得税法） (②) ・ 国際政治学（柾島） ・ English Writing A （ゲイジ）	国205 済201 202 203	①【必】刑法Ⅱ（刑法各論）（辰井） ③【必】民事法総合演習Ⅱ(AB)(隔週) （奥山恭・高橋寿・川島・角田・池田陽） （新 民事法総合演習） ② 国際経済法（荒木）	済201 A)305 B)国205 203	③【必】民事法総合演習Ⅱ(AB)(隔週) （奥山恭・高橋寿・川島・角田・池田陽） （新 民事法総合演習） ② 執行・保全法（野村） ・ 民事訴訟法特殊講義（伊藤） ・ (IMP)Social Systems for Environmental Management ／(LPP)Environmental Policy （加藤）	A)305 B)国205 済201 201 101
水	・ 貿易投資法Ⅱ（荒木）	201	①【必】民法Ⅵ（債権担保法）（今村） ② 労使関係法Ⅰ（奥山明） ・ 開発法学（松尾）	済201 国205 203	①【必】憲法Ⅱ（憲法と権力）（君塚） ・ Development policy-making （池田）	済201 201	②【必】民事実務演習(AB)（川島・高橋健） ・ 民事法基礎研究Ⅰ（角田） ・ Workshop （柳）	A)305 B)国205 202 201	②【必】民事実務演習(AB)（川島・高橋健） ・ Workshop （柳）	A)305 B)国205 201
木	・ Communication Skill （ランド）	202	・ 国際環境法（臼杵） ・ エッセイライティング2 （ランド）	203 202	②【必】刑事訴訟法(1)（村上） ③ (LS) 所得税法演習／(IR) 所得税法研究 （川端） （旧LS／IR 租税条約） ・ 民事法基礎研究Ⅱ（高橋）	済201 203 202	②【必】刑事訴訟法(2)（村上） ① 国際法Ⅱ （森川）（旧IR科目 国際金融法） (②)	済201 203	②【必】民事要件事実・事実認定論（土谷） ③ (LS) 国際租税法演習／(IR) 国際租税法研究 （川端）（旧LS／IR 国際租税法各論）	済201 203
金	・ 法人税法研究 （吉村） （旧共通科目 LS② 金融商品の課税 ／IR 金融取引と課税） ・ 開発協力ケーススタディⅠ（廻原）（隔週） ・ 刑事法基礎研究Ⅱ（金子）	202 101 201	③【LS】裁判員制度と刑事訴訟（藤原）(8回) ② 国際私法各論（根本） ・ 都市計画法 （原島） ・ Commercial Law （大澤） ・ 開発協力ケーススタディⅠ（廻原）（隔週）	済201 202 203 201 101	①【必】民法Ⅶ（家族法）（奥山恭） ② 中国法（崔） ③ 地方税法（吉村） （旧 LS地方分権と課税／IR 地方税の現状と課題） ・ 産業経済法（来生）	済201 201 101 国601	②【必】行政法Ⅱ（新山） ・ 商事法（久留島）	済201 202	②【必】商法Ⅲ（久留島） （旧共通科目 LS／IR 企業取引と法）	済201

教室　無印 国経法棟
国 国社棟
済 経済学部講義棟
営中会 経営学部中会議室

1. 丸数字は、配当年次。(括弧付き丸数字は昨年度までの配当年次。)
2. 丸数字付科目に、【必】または[LS]が付されている科目は、LS科目。それ以外は、LSおよびIR共通科目。 丸ゴシックで記載されている科目は、ＩＲ科目。
3. 旧科目名は、小フォントで表記した。ただし、新科目名のうち、学年進行により平成19年度は適用されない科目名は、旧科目名同様に小フォントで表記している。
4. 現在開講曜限等が未定のため記載していない科目は、「行政法特殊講義」（ＩＲ科目）。

基準２－１－４
各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第２１条から第２３条までの規定に照らして適切であること。

（基準２－１－４に係る状況）

本学法科大学院においては、前学期及び後学期の通常の授業期間のほか、夏期、冬期、春期の休業期間中にも授業を行うという独自の制度を採用している。これは、学生の予習・復習を含めての負担が一時期に偏らないようにし、１年を通じての円滑で効果的な教育を実施するためのものである（【資料１－１－２－２】（年次配当表）〔前出 18-19 ページ〕、【資料２－１－３－６】（時間割表）〔前出 42-43 ページ〕参照）。

前期・後期の通常の授業期間中に実施している科目に関しては、試験期間を含めて 90 分授業を 15 回行うことをもって２単位としている（【資料２－１－４－１】（学年暦）参照）。

２単位の授業は１週間に１回行われるのが通常である。しかし、中には、１週間に２回の授業を毎週行い８週（ただし、８週のうちの１週は１回）で終了する２単位の授業科目（民事実務演習）、学期を通して１週間に２回の授業を隔週で行う２単位の授業科目（公法総合演習、民事法総合演習（旧：民事法総合演習Ⅱ）、刑事法総合演習Ⅰ、刑事法総合演習Ⅱ）もある。

また、１週間に２回の授業を毎週行う４単位の授業科目（民事訴訟法、刑事訴訟法）、1 週間に１回の授業を８回行う１単位の授業科目（裁判員制度と刑事訴訟）もある。なお、これらについても【資料１－１－２－２】（時間割表）（前出 18-19 ページ）参照。

休業期間中に開講される授業科目の単位数も以上に準じている。ただし、休業期間中に開講される科目の大部分は集中講義の形式をとっており、また、弁護士等の実務家教員による実務的な科目が多く配置されているのが特徴である（これらについても、【資料２－１－２－１】年次配当表〔前出 33 ページ〕、【資料２－１－３－６】時間割表〔前出 42-43 ページ〕のほか【資料２－１－４－２】平成 20 年度春季集中講義等日程参照）。

なお、授業は諸般の事情により止むを得ず休講になることがないわけではないが、休講にした場合は補講により補うこととしている（【資料２－１－４－３】休講と補講に関するお知らせ参照）。

【別紙様式１】開講授業科目一覧

【別添資料Ⅳ】平成 20 年度履修案内 P135（Ⅷシラバス）参照

資料２－１－４－１（１）　学年歴

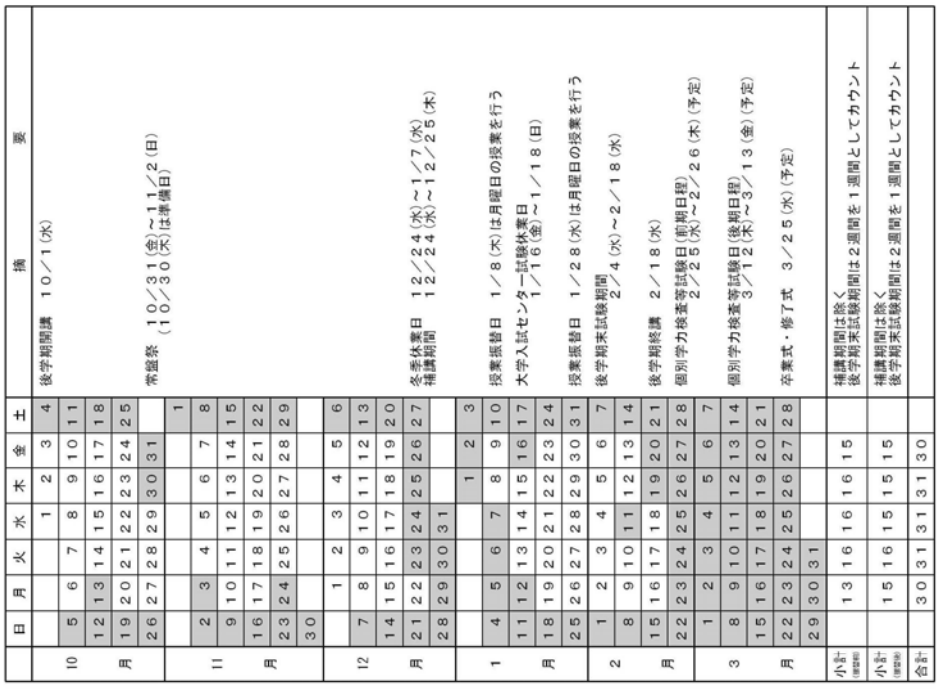

２．平成２０年度大学院学年暦授業日数表

	日	月	火	水	木	金	土	摘　　要
（前　学　期）								
4 月			1	2	3	4	5	春季休業日　4／1(火)～4／5(土)
	6	7	8	9	10	11	12	入学式　4／4(金)
	13	14	15	16	17	18	19	前学期開講　4／8(火)
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30				
5 月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	清陵祭　5／31(土)～6／1(日)
	11	12	13	14	15	16	17	（5／30(金)は準備日）
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
6 月	1	2	3	4	5	6	7	開学記念日　6／1(日)
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30						
7 月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	授業振替日　7／16(水)は月曜日の授業を行う
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	前学期末試験期間　7／24(木)～7／30(水)
	27	28	29	30	31			
8 月						1	2	補講期間　7／31(木)～8／4(月)
	3	4	5	6	7	8	9	夏季休業日　8／1(金)～9／30(火)
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	31							
9 月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					前学期終講　9／30(火)
小計（授業日）		14	15	17	16	15		前学期末試験期間を含み、補講期間は除く
小計（授業週）		15	15	16	16	15		前学期末試験期間を含み、補講期間は除く

	日	月	火	水	木	金	土	摘　　要
（後　学　期）								
10 月				1	2	3	4	後学期開講　10／1(水)
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		常盛祭　（10／31(金)～11／2(日)）
11 月							1	（10／30(木)は準備日）
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30							
12 月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	冬季休業日　12／24(水)～1／7(水)
	28	29	30	31				補講期間　12／24(水)～12／25(木)
1 月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	授業振替日　1／8(木)は月曜日の授業を行う
	11	12	13	14	15	16	17	大学入試センター試験休業日
	18	19	20	21	22	23	24	1／16(金)～1／18(日)
	25	26	27	28	29	30	31	授業振替日　1／28(水)は月曜日の授業を行う
2 月	1	2	3	4	5	6	7	後学期末試験期間
	8	9	10	11	12	13	14	2／4(火)～2／18(水)
	15	16	17	18	19	20	21	後学期終講　2／18(水)
	22	23	24	25	26	27	28	個別学力検査等試験日(前期日程)
3 月	1	2	3	4	5	6	7	2／25(水)～2／26(木)(予定)
	8	9	10	11	12	13	14	個別学力検査等試験日(後期日程)
	15	16	17	18	19	20	21	3／12(木)～3／13(金)(予定)
	22	23	24	25	26	27	28	卒業式・修了式　3／25(水)(予定)
	29	30	31					
小計（授業日）		13	16	16	16	15		補講期間は除く 後学期末試験期間は２週間を１週間としてカウント
小計（授業週）		15	16	15	15	15		補講期間は除く 後学期末試験期間は２週間を１週間としてカウント
合計		30	31	31	31	30		

出典：平成 20 年度履修案内 P333-335）

資料２－１－４－１（２）　学年歴

X．平成２０年度大学院学年暦

事　項	期日又は期間	備　考
春季休業日（※1）	4月　1日（火）～　4月　5日（土）	
入学式	4月　4日（金）	
前学期開講	4月　8日（火）	
清陵祭	5月31日（土）～6月1日（日）（5月30日(金)は準備日）	
開学記念日	6月　1日（日）	
授業振替日（※2）	7月16日（水）は月曜日の授業を行う。	
前学期末試験期間	7月24日（木）～7月30日（水）	
補講期間	7月31日（木）～8月　4日（月）	
夏季休業日（※3）	8月　1日（金）～9月30日（火）	
前学期終講	9月30日（火）	
後学期開講	10月　1日（水）	
常盤祭	10月31日（金）～11月2日（日）（10月30日(木)は準備日）	
冬季休業日（※4）	12月24日（水）～　1月　7日（水）	
補講期間	12月24日（水）～12月25日（木）	
授業振替日	1月　8日（木）は月曜日の授業を行う。	
大学入試センター試験休業日	1月16日（金）～　1月18日（日）	
授業振替日	1月28日（水）は月曜日の授業を行う。	
後学期末試験期間	2月　4日（水）～　2月18日（水）	
後学期終講（※5）	2月18日（水）	
個別学力検査等試験日（前期日程）	2月25日（水）～　2月26日（木）	（予定）
個別学力検査等試験日（後期日程）	3月12日（木）～　3月13日（金）	（予定）
卒業式・修了式	3月25日（水）	（予定）

※1　「法律文献情報」（総論）は4月1日(火)開講。（4月3日(木)まで）
※2　法曹実務専攻および国際関係法専攻以外の専攻・研究科等・学部は、7月23日(水)が授業振替日。
※3　前期集中(夏季)科目は、この期間中に開講。
※4　後期集中(冬季)科目は、12月24日(水)～26日(金)の期間中に開講。
※5　後期集中(春季)科目は、2月19日(木)～3月31日(火)の期間中に開講。

出典：平成 20 年度履修案内 P333-335）

資料２－１－４－２　春季集中講義日程

平成20年度　法曹実務専攻（法科大学院）春季集中講義等日程

平成２０年４月１８日現在

種別年次	単位（※）	授業科目名	教員	専攻	教室	2月19(木)	20(金)	21(土)	22(日)	23(月)	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	28(土)	3月1(日)	2(月)	3(火)	4(水)
時限						1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
Tuto①	選択１	TutorialⅡb	角田・渡邉			●(2,3,4)	●(2,3,4)			●(3,4)									
Tuto①	選択１	TutorialⅢ	辰井								●(2,3,4)		●(2,3,4)	●(2,3,4)					
法実②	必修２	刑事実務演習（A・B）	高原・藤原				●(1,2)										●(1,2)		●(1,2)
法実②	選択１	ローヤリング	高橋（健）							▲(1-5)	▲(1-5)	▲(1-5)	▲(1-5)	▲(1-5)					
基隣①	選択２	法医学	佐藤（啓）														●(3,4,5)		●(3,4,5)
展Ⅰ②	選択２	特許侵害訴訟	美勢																
											前期日程設営	前期日程初日							

種別年次	単位（※）	授業科目名	教員	専攻	教室	3月5(木)	6(金)	7(土)	8(日)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	14(土)	15(日)	16(月)	17(火)	18(水)
時限						1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
Tuto①	選択１	TutorialⅡb	角田・渡邉																
Tuto①	選択１	TutorialⅢ	辰井																
法実②	必修２	刑事実務演習（A・B）	高原・藤原				●(1,2)			●(1,2)		●(1,2)					●(1,2)		■(1,2)
法実②	選択１	ローヤリング	高橋（健）																
基隣①	選択２	法医学	佐藤（啓）							●(3,4,5)							●(3,4,5)		●(3,4,5)
展Ⅰ②	選択２	特許侵害訴訟	美勢			●(3,4,5)					●(3,4,5)							●(3,4,5)	
												後期日程設営	後期日程初日	■(1-5)			■(1-5)		

種別年次	単位（※）	授業科目名	教員	専攻	教室	3月19(木)	20(金)	21(土)	22(日)	23(月)	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	28(土)	29(日)	30(月)	31(火)
時限						1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
Tuto①	選択１	TutorialⅡb	角田・渡邉															
Tuto①	選択１	TutorialⅢ	辰井															
法実②	必修２	刑事実務演習（A・B）	高原・藤原															
法実②	選択１	ローヤリング	高橋（健）															
基隣①	選択２	法医学	佐藤（啓）															
展Ⅰ②	選択２	特許侵害訴訟	美勢			●(3,4,5)				●(3,4,5)								
春季開講科目期末試験および再試験・追試験期間												■(1-5)		■(1-5)			■(1-5)	■(1-5)

凡例

（種別年次）丸付数字は配当年次
- Tuto‥‥Tutorial
- 法実‥‥法律実務基礎科目群
- 基隣‥‥基礎法学・隣接科目群
- 展Ⅰ‥‥展開・先端科目Ⅰ群

（単位）〔※〕
- 必修‥‥必修科目
- 選必‥‥選択必修科目（２年・３年）
- 自由‥‥自由選択科目（２年・３年）
- 選択‥‥選択科目（１年）

（教室）
- 無印数字‥‥国経法棟
- 済‥‥‥‥経済学部講義棟
- 営‥‥‥‥経営学部講義棟
- 営会‥‥‥‥経営学部研究会議室
- 国‥‥‥‥国社棟

（時限枠）
●‥‥学内　▲‥‥学外　■‥‥試験　？‥‥開講時限未定

※ 単位欄の単位種別について
単位種別は、今年度、配当年次とされている学年に、在学している学年分のみ記載してあるので、それ以外の学年の者は、履修案内を参照すること。

資料２－１－４－３　休講・補講に関するお知らせ（休講と補講の掲示物の実例）

★ 休講・補講 ★

日　　時　　１０月１６日（火）４限

科　　目　　憲法Ⅱ（憲法と権力）

担当教員　　原田教授

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【補講】　　１０月１８日（木）２限
経済学部講義棟２０１教室

１０月１日（月）

法科大学院係
045-339-3660

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①本学法科大学院においては、十分な数の基本的法律科目が開設されており、その履修により基礎的法律知識を身につけうるよう配慮されている。そして、それを踏まえた上で、法律実務基礎科目の履修に進み、最後に総合演習科目をおいて仕上げの教育としている。このように、段階的学習を明確に意識した教育課程の編成をしている点は、優れた点として指摘しうると思われる。

②法律実務基礎科目のみならず、法律基礎科目、総合演習科目の幾つかにおいても研究者教員と実務家教員との共同で授業を行っている。これにより、学生は理論と実務とがいかに架橋されるか、研究者の視点と実務家の視点がいかに異なり、双方がともに他を必要としているかを理解することが可能となっている。また、展開・先端科目Ⅱ群においては、弁護士等の兼任教員により多くの実務的な科目が開講されており、これによっても、学生は、法律基本科目等において身につけた法律知識がいかに実務において適用・応用されているかを理解しうるようになっている。これらのことは、本学法科大学院が設置・運営について横浜弁護士会の全面的な協力を得ている地域密着型の法科大学であることにより可能となっていることである。

③法曹としての責任感や倫理観を涵養するため、法曹倫理に関する授業科目が「法曹倫理Ⅰ」および「法曹倫理Ⅱ」として、独立して開設されている。

④前述のように、本学法科大学院は横浜弁護士会の全面的な協力を得ている。そして、その一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、１名につき同弁護士会所属の３名ないし４名の弁護士からなるバックアップ・チームが付されている。これらの弁護士教員が担当する、または担当者の１人となっている科目に関してはバックアップ・チームの関与により充実した教材が作成されている。さらに、横浜弁護士会との教育的連携の一環として、平成 19 年度・20 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムとして、「展開・先端科目を中心とした教材開発―地域弁護士会と連携して―」が採択された。これらは本学法科大学院の特色ある取組みとして特記すべきであろう。

⑤本学法科大学院は展開・先端科目に租税法務・国際企業法務に関する授業科目を配置し、実践性・国際性・開放性・先進性に富む教育の実現を目指している。さらに市民密着型の法曹の養成をも目指している。このうち、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹の養成は他の法科大学院でも特色として打ち出しているところが比較的多いように見受けられるが、租税法務を前面に打ち出しているところは少ないのではなかろうか。本学法科大学院は、国際社会科学研究科内のもう１つの法律系の専攻である国際関係法専攻にも２名の租税法の専門家を擁しているという強みを生かし、多数の租税法関係の科目を開設している点も、本学法科大学院の特色として指摘しうる点であろう。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

①展開・先端科目では、Ⅰ群とⅡ群から 12 単位以上を修得すべきものとされている。このため、学生がいずれか一方の群（特に、新司法試験選択科目の配置されているⅠ群）に偏って履修しないか、検討を要するかもしれない。

②本学法科大学院では、現在のところ、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目は開設されておらず、今後の課題として残されている。

第３章　教育方法

１　基準ごとの分析

３－１　授業を行う学生数

基準３－１－１
法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準３－１－１に係る状況）
（１）本学法科大学院においては、少人数教育を１つの特色とし、学生定員１学年 50 人（収容定員 150 人）に対し、専任教員 21 人により手厚い教育を行う体制を整えている。具体的には、必修科目である法律基本科目中の双方向型講義科目については１クラスのみ開講であるが、法律基本科目群の中の演習科目、法律実務基礎科目群の中のいくつかの科目及び総合演習科目（公法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商事法務演習（商法演習）、刑法演習、民事実務演習、実務民事訴訟演習（民事訴訟演習）、刑事実務演習、実務刑事訴訟演習（刑事訴訟演習）、公法総合演習、民事訴訟法演習（民事法総合演習Ⅰ）、民事法総合演習（民事法総合演習Ⅱ）、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ）については１学年の学生を２つに分けて２クラスを開講している（【資料３－１－１－１】クラス分け参照）。そのため、大規模のクラスは未修者と既修者が一クラスで学ぶ若干の必修科目（これには、同年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、法律文献情報、法曹倫理Ⅰがあり、異年度入学の未修者と既修者が一緒に学ぶ科目として、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民事訴訟法、商法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、刑事訴訟法、民事要件事実・事実認定論がある）であるが、これでも実際のクラス規模は 49 名から 57 名である。なお、クラス分けをする科目のクラス規模はその半分となる（【別添資料Ⅴ】平成 20 年度 LS 科目及び共通科目履修登録状況参照）。

その他の科目のクラス規模の詳細については【別添資料Ⅴ】平成 20 年度 LS 科目及び共通科目履修登録状況を参照されたい。そこから明らかなように、クラス規模は数名から 50 名程度となっており、適正な規模となっていることは明らかである。【解釈指針３－１－１－１】
（２）本学法科大学院は、本学国際社会科学研究科内における国際関係法専攻と並ぶ専攻の１つとして位置付けられている。そこで、法律実務基礎科目群（法律文献情報のみ）、基礎法学・隣接科目群（８科目）、展開・先端科目Ⅰ群（特許侵害訴訟を除く 22 科目）、展開・先端科目Ⅱ群（10 科目）は国際関係法専攻との共通科目として開講されている（41 科目）。

法律基本科目群、Tutorial、法律実務基礎科目群（法律文献情報を除く）、総合演習科目群に属する授業科目は国際関係法専攻の学生の履修を認めてい

ない。

また、他大学大学院、本学大学院の他研究科、国際社会科学研究科の他専攻（国際関係法専攻を除く。）所属の学生にも、展開・先端科目Ⅰ群、展開・先端科目Ⅱ群の科目の履修を認めているが、これには正規学生の教育に支障がない限りとの留保を付している（【資料３－１－１－２】他大学大学院・本学大学院他研究科等の学生による授業科目の履修参照）。科目等履修生に関しても各授業科目の収容人数等を考慮して選考している（【資料３－１－１－３】平成 20 年度科目等履修生募集要項参照）。いずれにせよ、上記のような措置により、法科大学院の学生の教育に支障が出るようなクラス規模となっていないことは以下の資料により明らかである。【解釈指針３－１－１－２】【解釈指針３－１－１－３】

資料３－１－１－１　クラス分け

クラス分け

(ｲ)　演習科目・法曹倫理Ⅱ

２年次以上の各学生は、ＡまたはＢのいずれかのクラスに所属する。このクラスは、同一内容の授業が２コマ開講される次の科目の受講単位となる。

公法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ～Ⅲ、商事法務演習、刑法演習、民事実務演習、実務民事訴訟演習、刑事実務演習、実務刑事訴訟演習、法曹倫理Ⅱ、公法総合演習、民事訴訟法演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ

学生は所属するクラスの授業を受けなければならない。ただし、履修登録状況上、上記の科目履修に支障を生じる者は、クラスの一部を変更することができる。（支障を生じる科目に限る）

(ﾛ)　チュートリアル

チュートリアルの１クラスの上限は１０人程度とする。このクラスの編成については、担当教員による指定を行うことがある。

(ﾊ)　ローヤリング

ローヤリングは、横浜弁護士会での集合研修と各法律事務所での個別研修からなる。各学生の各法律事務所への割り振りは、春季休業期間の初めに行う。

出典：平成 20 年度履修案内 72 頁(2)

資料３－１－１－２　他大学大学院・本学大学院他研究科等の学生による授業科目の履修

Ⅴ　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則

（抜粋）

（平成 16 年４月１日制定　　最新改正 平成 20 年４月１日）

（他大学大学院等の学生による授業科目の履修）

第８条　教育上有益と認めるときは、展開・先端科目等において、正規学生の教育に支障のない範囲で、別に定めるところにより、他大学大学院と協議の上、当該大学院に所属する学生の授業科目の履修を認めることができる。

２　教育上有益と認めるときは、展開・先端科目等において、正規学生の教育に支障のない範囲で、横浜国立大学の他研究科若しくは学府又は国際社会科学研究科の他専攻（国際関係法専攻を除く。）と協議の上、当該研究科若しくは学府又は専攻に所属する学生の授業科目の履修を認めることができる。

３　国際関係法専攻に所属する学生は、展開・先端科等において、担当教員の許可を得て、授業科目を履修することができる。

出典：平成 20 年度履修案内 P62（法曹実務専攻規則第８条）

平成２０年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科専門職学位課程
法曹実務専攻　科目等履修生募集要項

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

本研究科では、下記の要領で「科目等履修生」の募集を行います。
この制度では、本学の学生以外の者を対象に、本研究科で開講される専門教育科目のうち、一又は複数の授業科目を選択して履修しようとする者に対して、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ「科目等履修生」として入学を許可するものです。
履修した授業科目については、学期末試験の結果等に基づき単位を認定・授与します。

１．出 願 資 格

次の各号の一に該当するものとします。
（１）学校教育法第５２条に定める大学を卒業した者及び入学時までに卒業見込みの者。
（２）学校教育法第６８条の２第３項の規定により学士の学位を授与された者及び入学時までに学士の学位を取得見込みの者。
（３）外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者（入学時までに修了予定の者を含みます）。
（４）昭和２８年文部省告示第５号をもって文部科学大臣の指定した者。
（５）その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
なお、本研究科での講義の特質上、かなりの専門的基礎知識が必要となるので、大学院修士課程修了者あるいは、希望する科目にかかわる研究又は学士の学位を取得した後実務に３年以上従事している者であることが望ましい。

２．入 学 時 期

入学時期は、前学期・通年科目は４月、後学期科目は１０月とします。

３．履修科目及び履修科目数と単位の取得方法

（１）本研究科で開講している展開先端科目・リサーチペーパーを対象に履修することができます。
（２）申請できる科目数は前学期・後学期とも４科目(８単位)以内とします。
（３）単位は、講義参加状況、学期中又は学期末に行われる試験・レポート等による総合評価に基づき認定・授与します。又、必要に応じ授与単位の証明書を交付します。

４．出 願 要 領

（１）出願受付期間及び受付時間

４月入学(前学期・通年科目)：平成２０年３月　３日（月）～ 平成２０年３月　５日（水）
１０月入学(後学期科目)：平成２０年９月１７日（水）～ 平成２０年９月１９日（金）
※受付時間は９：００～１６：００（昼休み１２：４５～１３：３０を除く）

（２）出 願 書 類

① 入学願書（本研究科交付の用紙）　１通
② 最終出身校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書　各１通
（留学生で学士(修士)の学位をもっている者は、そのことを証明する書類を提出してください）
③ 修学年数調書（本研究科交付の用紙）　１通
④ 就職している者にあっては、勤務先所属長の承諾書　１通
⑤ 登録原票記載事項証明書（外国籍の者のみ）　１通
（出願時提出できないものは、出願時にはパスポートを提示し、入学時に「登録原票記載事項証明書」を提出。）
⑥ 日本語能力試験（１級）の成績証明書（外国籍の者のみ）　１通
⑦ 返信用封筒（角２の封筒に住所・氏名を明記し１４０円切手を貼付したもの）　１枚
⑧ 検定料払込済みの郵便振替払込受付証明書を貼付用紙に貼ったもの
⑨ その他本研究科が必要と認める書類

（３）検定料：９，８００円

本研究科指定の払込取扱票を用いて、郵便局の受付窓口にて検定料の払い込みをしてください。
（ＡＴＭは使用不可）
郵便振替払込証明書を貼付用紙に貼付けの上、必ず出願書類と一緒に提出してください。
払込時に別途必要な払込手数料は入学志願者本人の負担となります。

※検定料の返還
出願を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還いたしません。
1）検定料の返還請求ができるもの
ア）検定料を払い込んだが、本研究科に出願しなかったとき。
イ）検定料を誤って二重に振り込んだとき。
2）返還請求の方法
「法曹実務専攻科目等履修生入試」と冒頭に記したうえ、
①返還請求理由、②氏名（ふりがな）、③現住所、④連絡電話番号を明記した検定料返還請求願（様式任意）を作成し、必ず「郵便振替払込受付証明書（お客様用）」を添付し、配達記録で本学社会科学系法科大学院係（下記４、出願先）へ速やかに送付してください。追って手続き詳細をお知らせします。

（４）出願先

横浜国立大学 社会科学系法科大学院係（国際社会科学研究棟２階201号室）
〒240－8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4　電話：045-339-3660
窓口時間：９：００～１６：００（１２：４５～１３：３０までを除く）

５．選考方法及び選考結果の通知

研究科において収容人数等を考慮に入れ、出願書類に基づき選考します。
科目によって、出願した科目に関連する専門知識について試験を行う場合があります。
（選考日時等は個別に連絡します）

６．入学手続き

選考により合格通知を受けた者は、下記期間内に誓約書（本研究科で交付の用紙）とともに、
入学料 ２８，２００円（現行）と　授業料１単位あたり１４，８００円（現行）を納入してください。
《入学手続期間》　４月入学：平成２０年　４月 １日(火)～平成２０年　４月 ３日(木)
１０月入学：平成２０年１０月 １日(水)～平成２０年１０月 ３日(金)
※受付時間は９：００～１６：００（土曜日・日曜日および昼休み１２：４５～１３：３０を除く）
※入学料及び授業料は改定される場合があります。ご了承ください。

７．その他

（１）出願書類及び入学手続きの際には、本人が直接来学し手続をとることが望ましい。
（２）いったん提出した書類及び納入金は、一切返還しません。
（３）出願の際卒業（修了）見込の者は、入学時に卒業（修了）証明書を提出してください。
（４）手続期間内に入学手続をしない者に対しては、入学を許可しません。
（５）時間割については、変更になる場合があります。ご了承ください。
（６）その他不明な点は、出願先窓口に問い合せてください。

国際社会科学研究科博士課程前期の他専攻（経済学専攻，国際経済学専攻，経営学専攻 会計・経営ｼｽﾃﾑ専攻）開講科目履修希望者は各専攻の募集要項を請求してください。

基準３－１－２
法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、５０人を標準とすること。

（基準３－１－２に係る状況）

法律基本科目群に配置されている科目で 50 人以上の学生に対して１クラスで授業を行っているものは、行政法Ⅰ（57 名）、行政法Ⅱ（55 名）、民事訴訟法（55 名）、刑事訴訟法（55 名）、商法Ⅰ、商法Ⅱ、商法Ⅲ（各 54 名）である。これ以外の法律基本科目の一クラスの受講者数は 50 名未満である。すなわち、民法Ⅵ（43 名）、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ（各 42 名）、憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ、民法Ⅶ、刑事法基礎（各 41 名）である。

法律基本科目群に配置されている演習（公法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、刑法演習、民事法総合演習、刑事法総合演習Ⅰ）はクラス分けをしているために１クラスの受講者数は 30 名以下である。

なお、総合演習科目群に配置されている科目のうち、民事法総合演習Ⅰ（平成 19 年度入学未修者、平成 20 年度入学既修者からは法律基本科目群に配置されている民事訴訟法演習に対応する）と刑事法総合演習Ⅰは内容的には法律基本科目であるが、いずれもクラス分けをしているために１クラスの学生数は 30 名以下である。以上については前出の【別添資料Ⅴ】平成 20 年度 LS 科目及び共通科目履修登録状況参照。

【解釈指針３－１－２－１】

３－２　授業の方法

基準３－２－１

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

（基準３－２－１に係る状況）

（１）授業科目の性質に応じた授業方法としては、以下のような方法がとられている。

【別添資料Ⅳ】平成 20 年度履修案内 P135(Ⅷシラバス)参照

まず、法律基本科目中の双方向型講義に属する科目、展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群に属する多くの科目においては、予め配布された教材、指定された教科書の該当箇所を学生が読んできていることを前提に、それらに関連した基礎的知識を質問により確認しつつ、場合によっては具体的な事例を検討するといった方法で授業が行われている。

演習科目、総合演習科目においては、より複雑な事例問題について学生に予めまたはその場で作成・提出させた書面を基に双方向、多方向の議論を行いつつ授業を進めている。また、実務的な演習科目や刑事・民事の模擬裁判、法曹倫理Ⅱなどにおいては、教材として、教室事例ではなく、具体的な事件記録に基づく記録を用いることも行っている。

法曹倫理Ⅰ、ローヤリングにおいては、実地見学、実地研修が行われている。法律相談では、弁護士教員の指導の下、実際の事件に向き合う機会を設けている。【解釈指針３－２－１－１】【解釈指針３－２－１－２】【解釈指針３－２－１－３】

（２）ローヤリングにおいては、参加学生から守秘義務等に関する誓約書を法曹実務専攻長宛と指導弁護士宛てに提出させ、かつ、各弁護士事務所での個別研修に先立ち、本学法科大学院兼任教員である弁護士教員の下で行われる集合研修の場で適切な指導が行われている(【別添資料Ⅵ】平成 19 年度ローヤリング配属先一覧、【資料３－２－１－１】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）学生の守秘義務等、【資料３－２－１－２】横浜国立大学大学院学則（抜粋）懲戒、【別添資料Ⅶ】誓約書、【資料３－２－１－３】ローヤリング心得参照)。

ローヤリングの成績評価は、受入弁護士からの報告に基づき、集合研修を担当する弁護士教員によって責任を持って行われている(【別添資料Ⅷ】学生からローヤリング

担当弁護士教員への学習結果報告書、【別添資料Ⅸ】受入弁護士からローヤリング担当弁護士教員への成績評価報告書参照)。参加学生が研修先等から報酬を受け取ってはならないことはもちろんであり、この旨もローヤリング心得に明記され、かつ、集合研修の場で指導が行われている（【資料３－２－１－３】ローヤリング心得参照)。【解釈指針３－２－１－４】

（３）授業計画はシラバスにより予め学生に周知されているほか、それぞれの授業において、次回の予習箇所の指示の際に次回授業の内容が予告される。成績評価の基準もシラバスにおいて明示されているほか（【資料３－２－１－４】成績評価参照)、より詳細については、学期末の試験前に別途、学生に書面によって開示している。【解釈指針３－２－１－５】

（４）授業時間外における学習を充実させるための措置は次のとおりである。

イ）本学法科大学院では、平成 19 年度入学未修者・平成 20 年度入学既修者から、履修登録制限は休業期間中（入学直後、夏休み、冬休み、春休み）に開講される科目に対しても及ぶこととした。履修登録制限単位数は、具体的には、１年次及び２年次で各 36 単位、３年次では 42 単位である。２年次の履修登録制限は未修者・既修者いずれに対しても等しく適用される。

履修登録制限の結果、１年次及び２年次では前学期および後学期にそれぞれ 18 単位取得することが標準となり、１週間では 90 分の授業９コマに出席することになる。これは、１週間のうち 44 日間は各２科目履修し、残る１日は１科目を履修することを意味するから、学生の予習復習に回す時間は十分確保できる。

また、休業期間中に開講される科目を履修する場合は、履修登録制限の結果、履修登録し得る学期中開講科目の数が減少し、その結果、予習復習に回し得る時間は増加する。

３年次では前学期と後学期にそれぞれ 21 単位修得することが標準となり、１週間では 90 分の授業 10.5 コマに出席することになる。これは、毎日 2.1 科目履修することを意味するから、学生の予習復習に回す時間は十分確保できる。休業期間中に開講される科目を履修する場合に、履修登録し得る学期中開講科目の数が減少することは、１、２年生について述べたのと同様である。

ロ）各授業においては、予め教材を配布したり、次回授業の範囲を予告したりしているほか、必要に応じて復習に際して留意すべき事項なども指示される。

ハ）自習のためには、各学生のために固定机を備えた自習室が用意されている。この自習室は、日曜・祝日を含め、24 時間利用可能である。自習室には無線 LAN が備えられ、学生は自己のパソコンにより各種データベースを利用しうる。また、図書資料は中央図書館、社会科学系研究図書館、国際経済法学資料室（以下「国経法資料室」という）などに備えられている。最近の文献の多くが置かれている国経法資料室がこのうちでは最も重要であるが、この資料室は月曜日から金曜日までは午前９時から午後９時 45 分まで、土曜日は午前 10 時から午後４時 30 分まで開室して、学生の利用に供されている。

なお、後出の基準１０－１－１の（基準に係る状況）の５および６の説明、

基準１０－２－１の（基準に係る説明）も参照のこと。【解釈指針３－２－１－５】

（５）休業期間中に開講される科目の多くは集中講義として行われる。集中講義の履修登録をした学生には、担当教員の用意した教材を授業開始の１カ月前に配布し、もって学生が十分な予習をして授業に臨めるよう配慮している。また、集中講義については、最後の授業から間を置いた休業期間末に試験を行うなどして復習の時間を確保している。【解釈指針３－２－１－６】

資料３－２－1－１　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）

（学生の守秘義務等）

第 14 条　法律相談、ローヤリングを履修する学生は、法律相談実施要項、ローヤリング心得に定められた守

秘義務等を遵守しなければならない。これら法律相談実施要項、ローヤリング心得に定められた義務に違

反した学生は、横浜国立大学学則第６１条により懲戒の対象とする。

出典：平成 20 年度履修案内　P 63

資料３－２－1－２　横浜国立大学大学院学則（抜粋）

（懲戒）

第６１条　学長は、教育上必要があると認めたときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めたときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

２　前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

３　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　正当の理由がなくて出席常でない者

(3)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

４　第１項及び第２項の規定による停学の期間が３月を超える場合は、第１５条に規定する修業年限に算入しない。

出典：平成 20 年度履修案内　P 38

資料３－２－１－３　ローヤリング心得

ローヤリング心得

１　今回の研修は学内ではなく一般社会の中で行われるのであるから、そのことをよく自覚し、一般的な常識と礼儀をわきまえた行動をすること。
２　服装や髪型は研修の場にふさわしいものとすること。
３　時間を厳守し、無断で遅刻、早退及び欠席をしないこと。
４　研修時間中は携帯電話の電源を切り（又は、マナーモードに設定し）、着信音等が鳴らないようにしておくこと。
５　研修に当たっては指導担当弁護士の指示に従い、事務職員等に対しても失礼のない態度を心掛けること。
６　記録は指導担当弁護士の許可を受けない限り閲覧等をせず、許可を受けた場合でも、記録の取扱いは特に慎重に行い、コピーや持ち出しはしないこと。
７　法律相談等に同席する場合は、指導担当弁護士の許可なく発言せず、また、不適切な態度で相手の感情を害したり、指導担当弁護士の信用を傷つけたりすることがないよう特に注意すること。
８　自己と依頼者その他の事件の関係者との間に特別な関係があることが判明した場合には、直ちにその旨を担当弁護士に申し出て、当該事件に関わる研修を中止すること。
９　研修中又は研修後に依頼者その他事件の関係者と個人的な接触はしないこと。
１０　相談者や相手方の住所・氏名、相談内容等研修中に知った秘密については、研修中はもちろんのこと、研修後も絶対に他に漏らさないこと。
１１　法律事務所における研修は、法曹実務専攻における教育の一環として実施されるものであり、学生から指導担当弁護士やその他の依頼者等に対し、賃金や報酬等の請求することができないこと。
１２　研修中に誓約書及び注意事項に反する行為がなされた場合、直ちにその研修を打ち切られることがあること。

資料　３－２－１－４　成績評価

（七）　成績評価

⑴成績評価の方法

(ｲ)　単位認定の方法

双方向型講義においては、主として学期末試験により、加えて教室での応答によっても評価する。試験問題は、(ｲ)当該科目の正確な法知識を問う問題とともに、(ﾛ)法的思考力をみる問題を加味する。

演習においては、答案（試験またはレポート）にやや比重を置きつつ、教室での討論も重視して評価する。試験またはレポートは、事例問題によって、(ﾛ)法的思考力（柔軟で、批判的、統合的な思考力）をみるものとする。討論では、(ﾛ)とともに、(ﾊ)説得・交渉力をみる。

発展的演習においては、答案（試験またはレポート）と教室その他授業の現場で示した到達内容との両方をそれぞれ重視して評価する。法律実務基礎科目では、科目に応じて訴訟関係文書の作成や弁論、(ﾊ)説得・交渉力、(ﾆ)法知識を実務に反映させる能力、(ﾎ)法曹としての倫理観をみることとし、総合演習科目では、(ｲ)から(ﾎ)を総合的に評価する。

(ﾛ)　単位認定の実質的到達レベル

双方向型講義においては、基本的な法知識を正確に修得し、基礎的な法的思考力を身につけたと判断できるレベルとする。

演習においては、説得的な論理構成に基づき妥当な結論を導く能力を身につけたと判断できるレベルとする。

発展的演習においては、法務博士（専門職）にふさわしい、法的説得･交渉力、法的知識を実務に反映させる能力、また科目によっては法曹としての倫理観を身につけたと総合的に判断できるレベルとする。

⑵ 評点

① 評点は点数によって行い、９０から１００点を秀、８０から８９点を優、７０から７９点を良、６０から６９点を可とし、以上を合格とする。５９点以下を不可とし、不合格とする。各科目の成績分布を公表する。

② 不可のみ再履修を認める。再履修を行って合格した科目の成績は可とする。

③ 履修登録をキャンセルした授業科目（キャンセルしたものとみなされた授業科目を含む。）は履修登録科目から削除する。

⑶ＧＰ（Grade Point）

① 個々の科目について、評価（成績）のランクに数値（Grade Point）を与える。

② 評価に対応する Grade Point は以下のとおりである。

評　価	Grade Point	評価点
秀	4.5	100～90
優	4	89～80
良	3	79～70
可	2	69～60
不可	0	59～

② 入学前既修得単位として認定された科目には、ＧＰを与えない。

③ ＧＰは、修了要件には関係しない。

出典：平成 20 年度履修案内 P 73-74

３－３　履修科目登録単位数の上限

基準３－３－１
法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計３６単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、４４単位が上限とされていること。

（基準３－３－１に係る状況）

（１）履修登録上限に関しては、法曹実務専攻規則５条１項により、次のような規則を設けている（【資料３－３－１－１】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）（履修登録）参照）。「１年次 36 単位、２年次 36 単位、３年次 42 単位を超えて履修登録をすることはできない。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位数を含む。」

この規定は、平成 20 年度入学未修者・平成 21 年度入学既修者から適用される。この規則では、各年次において授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるように、1 年次、2 年次の履修登録制限を標準に合わせ、3 年次の履修登録制限を標準より 2 単位少なくした。3 年次で標準より 2 単位少なくしたのは、本学法科大学院では法科大学院における学習の仕上げとして 3 年次に総合演習が配当されているので、総合演習の学習に支障を来さないようにする配慮に出るものである。

なお、履修登録制限は、平成 18 年度入学未修者・平成 19 年度入学既修者までは、1 年次 30 単位、2 年次 42 単位、3 年次 42 単位であり、この制限は休業期間中科目には及ばなかった。また、平成 19 年度入学未修者・平成 20 年度入学既修者については、1 年次 34 単位、2 年次 38 単位、3 年次 42 単位であり、この制限は休業期間中科目にも及ぶ。【解釈指針３－３－１－１】【解釈指針３－３－１－２】【解釈指針】３－３－１－３】【解釈指針３－３－１－４】

（２）学生の履修登録状況は上記の制限内に収まっている（【別添資料Ｘ】平成 20 年度学生別履修登録状況参照）。

資料３－３－１－１　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）

（履修登録）

第５条　１年次３６単位、２年次３６単位、３年次４２単位を超えて履修することはできない。この単位数には、前年度に不合格となったため、再履修する科目の単位を含む。

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①本学法科大学院は、学生定員１学年 50 人（収容定員 150 人）に対し、専任教員 21 人により手厚い教育を行う体制を整えている。その結果、実際にも、文字どおり少人数教育を実現し得ていることは、本学法科大学院の優れた点として指摘しうると考える。また、本学法科大学院は、少人数教育とともに、横浜弁護士会の全面的な協力の下に設置・運営されている点も特色としており、そのため、ローヤリングの授業につき希望者全員（選択科目であるが、約 40%の学生が履修を希望する。）に受講の機会を与え得ている。これも大規模校にはない長所の１つということができよう。

②前述のように、本学法科大学院は横浜弁護士会の全面的な協力を得ている。そして、その一環として、同弁護士会から派遣されている専任・みなし専任の弁護士教員には、１名につき同弁護士会所属の３名ないし４名の弁護士からなるバックアップ・チームが付されている。これらの弁護士教員が担当する、または担当者の１人となっている科目に関してはバックアップ・チームの関与により充実した教材が作成されている。さらに、横浜弁護士会との教育的連携の一環として、平成 19 年度・20 年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムとして、「展開・先端科目を中心とした教材開発―地域弁護士会と連携して―」が採択された。これらは、前章においても本学法科大学院の特色ある試みとして指摘したことであるが、ここで繰り返し優れた点として特記することが許される点であろう。

③本学法科大学院は、履修登録単位数の上限として、１年次 36 単位、２年次 36 単位、３年次 42 単位というように、標準に従って単位数を設定しており、この制限は休業期間中科目に対しても及ぶ。これは、各年次において学生が予習復習の時間を十分に取ることができるよう配慮したためであり、本学法科大学院の特色の１つである。

④本学法科大学院は、夏期、冬期、春期休業期間中にも、主として弁護士教員による実務的な科目を中心に相当数の科目を開講している。これは、日頃実務に忙しい多くの実務家を専任・兼任の教員として迎え入れて多様な科目を開講する可能性を大きくするとともに、学生の学習の負担を平準化する試みとして、１つの特色ということができよう。

⑤本学法科大学院にはおいては、Tutorial という少人数による一種の演習科目を設け、基礎的な法的討論能力（①法的議論の中で自他の見解の共通点・類似点・相違点を把握、整理する基礎的能力、②議論の筋道から逸れずに積極的に自己の意見を主張し噛み合わせていくための主体的発言能力、③議論の過程を文書にまとめる基礎的能力）を身につけさせることを目指している。これは、後続する演習、総合演習をより効果的なものにするために、法律基本科目の双方向型講義と本格的な演習との間に位置づけられる、本格的な演習への橋渡しをなす予備的演習である。本格的な演習の行われる学期の直前の夏期または春期の休業期間を利用して行われ、選択科目に位置づけられる。法学に関する演習の経験がない非法学部出身者を含め、多様な学生に対してきめ細かい教育を行う本学法科大学院の教育上の特徴の１つであり、学生数に比して多

くの専任教員を配置している本学法科大学院でこそ可能な取組みと考える。

⑥本学法科大学院は、学生の自習のために、固定机が備えられた自習室を用意し、各学生に一個の机を割り当てて専用としている。自習室は日曜・祝日を含めた 24 時間いつでも利用しうる体制を整えている。この結果、自宅で勉強する環境にない学生でも予習・復習に十分な時間をかけることができる。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

該当なし。

第４章　成績評価及び修了認定

１　基準ごとの分析

４－１　成績評価

基準４－１－１

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。

（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準４－１－１に係る状況）

（１）成績評価基準の設定と学生への周知

成績評価に関する基本方針は、「法曹実務専攻における成績評価の指針」（法曹実務専攻会議平成16年7月12日決定、平成19年5月21日改正。以下、「指針」と呼ぶ。【別添資料ＸⅠ】法曹実務専攻における成績評価の指針・平成16年当時、【別添資料ＸⅡ】法曹実務専攻における成績評価の指針・平成19年改正現行参照）で明らかにし、この「成績評価の指針」に基づき、学期末試験の実施に向けて８項目からなる「法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ」（【別添資料ＸⅢ】法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ参照・「成績評価の指針」と同日の専攻会議決定、以下「学期末試験に関する申し合わせ」と呼ぶ）を取り決め、それらにより、成績評価を行っている。その骨子は、まず基本的な方針として次の２点を挙げるものである。

第１に、成績評価に当たっては、授業の性質上不適当なものを除いて、学期末試験を実施し、これと併せて学期中のレポートや小テスト、授業中の質問に対する応答の評価などを織り込んだ多元的方法を用い、学期末試験と学期中の平常点の比率は講義形式の科目にあっては７対３、演習形式の科目にあっては６対４を基本とする。

第２に、専門職大学院設置基準第10条２項が求める成績評価基準の客観性と厳格性は、担当教員が、予め受講生に明示した当該授業の到達目標に即して具体的な採点基準を設け、これを適正に用いることによって確保すること。特に、学期末試験については、関連する科目の担当教員が相互に出題内容等を検討し合い、問題の難易度の平準化、採点基準の共通化を図る必要があり、このためにも、各科目の単位を認定するうえで最低限度と考えられる水準については、関連科目ごとに具体的な最低水準（ミニマム・スタンダード）を設定しておくこと。

次いで、成績評価の基準として、法律基本科目にあっては、基本的な法知識を基礎的な法的思考力、演習科目にあっては、事例問題の解決における説得的な論理構成に基づ

く妥当な結論を導く能力、実務基礎科目にあっては問題処理能力や柔軟な思考力・表現力といった実務的な基礎能力、総合演習科目にあっては、事例問題解決に必要な応用能力、基礎法学・隣接科目と展開・先端科目にあっては、基本課題についての説明、分析、解決能力について、それぞれ特に秀でたレベルに達しているものを秀（100 点～90 点）、優れたレベルに達しているものを優（89 点～80 点）、合格よりもやや優れたレベルに達しているものを良（79～70 点）、一応の合格レベルに達しているものを可（69～60 点）、まだ不足しているものを不可（59 点～0 点）と定めるものである。平常点についても「毎回の授業における受け答え、小テストやレポートの成績を十分に加味して評価することとし、出席点のみによる評価を避けるものとする」という「成績評価等に関する申し合わせ」に基づいた評価が実施されている（平成 17 年 1 月 24 日付けの教務厚生・研究教育高度化合同委員会決定【別添資料ⅩⅣ】法曹実務専攻における厳正な成績評価等に関する申し合わせ第１項参照、以下「成績評価等に関する申し合わせ」という）。

成績評価は絶対評価方式を採用しているが、この方式による担当教員間の統一を図るため、開設当初から各学期各科目の成績ランク分布の教員間点検を実施して不断に分布の再点検を行っている。その結果、毎学期相当数の科目で不合格者が生じている。また新司法試験受験者の合否成績と法科大学院での成績の相関も点検している。その結果、修了者は新司法試験合格の可能性があることおよび合格率と法科大学院での成績との相関が高いことも判明している（【別添資料Ⅲ】「法曹実務専攻の成績と新司法試験合格との相関について」参照）。そのため、現在のランク分け、分布の在り方で基本的に客観性が保たれ、それを教員および学生に示すことで、予め明確な基準となっていると思料されるが、厳格な成績評価のより一層の定着を図るために、平成 18 年度以降は、法曹実務専攻会議において専攻長から口頭で「授業の実施方法等により性質上避けがたい科目以外では、受講者がごく少人数の科目を除けば、優以上が大半となるのは自然ではないので、成績基準は常に点検して欲しい」旨の注意と点検を促している。更に、平成 20 年度からは、必要に応じて専攻長が、学期末試験前に個別に注意を与え、成績確定以前に確認することとした。

上記「成績評価の指針」「成績評価に関する申し合わせ」及び「学期末試験に関する申し合わせ」によって統一された成績評価の基本方針や学期末試験の実施方法は、教員間での周知徹底にとどめるべき事項を除き、学生に対しても、科目ごとの具体的な評価基準とともに伝達されている（【資料４－１－１－１】成績評価等の学生への周知参照、以下「成績評価等の学生への周知」という）。シラバスでも、学期末試験と平常点の内訳（小テスト・レポート、出席状況等）とともにそれぞれ示すようにしている。

（以上により【解釈指針４－１－１－１】を充たしている。）

（２）厳正な成績評価を確保するための措置

「学期末試験に関する申し合わせ」第３項にあるとおり、学期末試験は、原則として筆記試験によることとされており、この筆記試験の採点に際しては、入学試験における場合と全く同じ方法により、受験者の匿名性が確保されている。さらに、採点終了後は、当該担当教員が、平常点を記入した点数表とともに採点済みの答案を法科大学院係に提出し、法科大学院係において最終的な成績を集計する仕組みとなっている。これは、筆記試験採点後の考慮によって成績評価が左右されないようにするための措置であり、採

点者の教員も、法科大学院係から履修学生の成績集計表の通知を受けるまでその集計結果を知ることができない厳格な方法である（【別添資料ＸＶ】法曹実務専攻成績集計参照）。

この平常点となる授業中の成績評価を正確かつ効率的に行うため、平成 16 年度当初から科目ごとの座席指定制が導入されている。

（以上により【解釈指針４－１－１－２（２）】を充たしている。）

（３）成績評価等の各学生への告知

集計された学生の個人別成績表は、各学生に対し、学期末試験期間の経過後およそ１か月以内に交付されている。これに基づき学生は、成績について質問が出来る。平成 19 年度からは、各科目とも、平常点と学期末試験得点の内訳も各学生に対して告知され、学生が評点について質問しやすくなっている（【別添資料ⅩⅥ】学期末試験の模範解答及び講評集参照）。各担当教員には、担当した科目の履修学生全員の成績集計表のほか、学生の問い合わせや個別の学習指導に応じるために提出済みの答案の写しが返却される。実際、学生から相談を受けた担当教員が、個別に対応し、学習目標の到達度に見合った助言・指導を与えるケースは少なくない。

成績表の交付を受けた学生は、同時に交付される解答・講評集により、科目ごとの学期末試験の出題意図や採点基準、配点などを知ることができる。再試験の結果や他専攻の成績を含めた最終成績表は、前学期分については 10 月中旬、後学期分については４月中旬（３年生は３月中旬）に各学生に交付され、その際に併せて科目ごとの成績分布が公表されている。

（以上により【解釈指針４－１－１－２（１）】及び【解釈指針４－１－１－３】を充たしている。）

法曹実務専攻に在学する全学生の成績に関するデータは、法科大学院係で保存され、専攻長及び教務委員長が、これを管理し、入試関係データとのすり合わせやまたは科目ごとの有効活用に供する任を負っている。個人情報保護の観点から、既に述べた各科目の成績分布の全教員への通知と相互点検を除いては、全教員が全データを共有する方法は採用していないが、アカデミック・アドバイスのチームにも学生指導のために必要な情報を提供するなど、教務厚生委員会を中心とするネット・ワークが、関係教員間でのデータ共有を確保する機能を果たしている（【別添資料ＸＶ】法曹実務専攻成績集計参照）。（これにより【解釈指針４－１－１－２（３）】を充たしている。）

（４）学期末試験の適切な実施

前掲「成績評価に関する指針」に明記されているように、学期末試験を実施する前には、関連する科目の担当教員が相互に出題内容等を検討し合い、問題の難易度の平準化、採点基準の共通化を図ることとされ、実施されている。民法関係科目を例にとれば、必ず二度の検討会議を開き、相互に指摘された修正箇所の点検確認を励行している。

追試験及び再試験は、両試験に共通で学期末試験等とは異なる問題を用いて実施される。前者は、病気等のやむをえない事情により学期末試験を受験することができなかった学生のため、後者は、学期末試験において不可の評価を受けた学生のためにその機会が保障されており、科目間の実施時期を調整したうえ、学期末試験と同じ実施方法によるものとされている（【資料４－１－１－１】学期末試験に関する申し合わせ、【別添資

料ＸⅢ】法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ第８項参照)。再試験合格を果たした者は、最終的に可の評価を受ける。厳格な成績評価の結果、再試験受験者は必修科目で平均数名であり、再試験不合格者も科目により発生している。追試験受験者は、通常の採点どおりの評価を受ける一方、不可と評価されても再試験はなく、全体として公平で、利益にも不利益にもならないような制度となっている。

（以上により【解釈指針４－１－１－４】を充たしている）

以上により【基準４－１－１】を充たしている。

資料４－１－１（１）　成績評価等の学生への周知

法曹実務専攻における前学期末試験・成績評価の基本方針、諸手続の日程等について

２００７年５月２１日

法曹実務専攻長　岩崎政明

教務厚生委員長　根本洋一

法曹実務専攻学生の皆さん

２００７年度前学期末試験・成績評価の基本方針、諸手続の日程等を以下のように定めましたので、お知らせします。

Ⅰ　２００７年度前学期末試験・成績評価の基本方針

1.　出題方針

(1)　法律基本科目および新司法試験の対象となっている科目における筆記試験は、当該科目に関する正確な知識を問うとともに法的思考力を見るため、論述式の問題に重点をおき（少なくとも配点の半分以上）、出題することとする。必要に応じて択一式等の問題を加味する。

(2)　法律基本科目および新司法試験の対象となっている科目以外の科目については、担当教員の判断により、筆記試験に代わり、レポート等による成績評価の方法を用いることがある。

2.　試験場への持ち込み

法律基本科目における筆記試験では、学生は、判例付きでない六法以外の物を持ち込むことはできない。判例付きでない六法であっても、書き込みのあるものの持ち込みは認めない。

3.　成績評価方法・基準

(1)　成績評価は、学期末試験の試験結果を重視しつつ、これと併せて学期中のレポートや小テスト、授業中の質問に対する応答の評価などを織り込んだ多元的評価による。

(2)　講義形式の科目については、学期末試験による成績評価と学期中のそれとの割合を７：３とし、演習形式の科目については、おおむね６：４とする。なお、既に提出したレポート等をどの程度、かつ、どのように評価に盛り込むかについては、各科目担当者に問い合わせして下さい。

(3)　評価は絶対評価であり、具体的には以下のような基準とする。

(a)　演習以外の法律基本科目にあっては、

当該科目に関する基本的な法知識を正確に修得し、基礎的な法的思考力を身につけるという点において、

秀：特に秀でたレベルに到達している

優：優れたレベルに到達している

良：合格よりもやや優れたレベルに到達している

可：一応合格のレベルに到達している

不可：まだ不足している

(b)　演習科目にあっては、

当該科目の事例問題の解決において、説得的な論理構成に基づき妥当な結論を導く能力を身につけるという点に関して、

秀：特に秀でたレベルに到達している

優：優れたレベルに到達している

良：合格よりもやや優れたレベルに到達している

可：一応合格のレベルに到達している

不可：まだ不足している

(c)　実務基礎科目にあっては、

基礎的な問題処理能力や柔軟な思考力、表現力を修得しているかどうかに関して

秀：特に秀でたレベルに到達している

優：優れたレベルに到達している

良：合格よりもやや優れたレベルに到達している

可：一応合格のレベルに到達している

不可：まだ不足している

(d)　総合演習科目にあっては、

基本的な法知識を前提に、当該科目の事例問題の解決において必要な応用能力を修得しているかどうかに関して

秀：特に秀でたレベルに到達している

優：優れたレベルに到達している

良：合格よりもやや優れたレベルに到達している

可：一応合格のレベルに到達している

不可：まだ不足している

(e)　それ以外の科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ）にあっては、
当該科目の基本課題について、適切に説明・分析・解決できる能力の修得に関して、
秀：特に秀でたレベルに到達している
優：優れたレベルに到達している
良：合格よりもやや優れたレベルに到達している
可：一応合格のレベルに到達している
不可：まだ不足している

Ⅱ　追試・再試

1.　追試

(1)　学期末試験期間中に試験が行われる科目について、正当な事由により受験できなかった者については、追試の受験を認める。

(2)　追試の受験を希望する者は、受験の障害となった事由を証明する書類を添えて、所定の期間内に追試受験願いを大学院係に提出しなければならない。

(3)　追試の成績評価は、追試が学期末試験期間より後に行われることを考慮しつつ、学期末試験期間内に行われた試験のそれに準じて行う。

(4)　追試により不可の評価を受けた者に対する再試は実施しない。

2.　再試

(1)　学期末試験期間中に試験が行われる科目について不可の成績評価を受けた者については、再試の受験を認める。

(2)　再試の受験を希望する者は、所定の期間内に再試受験願いを大学院係に提出しなければならない。

(3)　再試により当該科目に合格した者の成績評価は、可とするものとする。

3.　試験時期・問題

(1)　追試・再試は、夏期休業期間科目の試験の試験期間内に実施する。

(2)　追試と再試は同一の試験問題を用いる。

4．過去問題等の開示

期間を定めて、前年度学期末試験（今年度前学期開講科目に対応している科目）の過去問題等の開示を行う。

開示方法 … 法科大学院係に設置されているので希望者はこれを自由に閲覧できる。
（持出不可）

Ⅲ　試験・諸手続の日程

７月中旬　前学期末試験日程発表

７月１８日（水）～３１日（火）　過去問題等開示

７月２５日（水）～３１日（火）　学期末試験

レポートの提出に関しては、各科目の担当者の指示に従って下さい。

８月２０日（月）～　成績表配布（法科大学院係）
同時に模範答案と全体講評も配布します。

８月２０日（月）～２２日（水）　再・追試申込（法科大学院係）期間

★　一部科目（「民事訴訟法」「民法演習Ⅲ」、「公法総合演習」「民事法総合演習Ⅰ」）については、９月１０日（月）～１４日（金）に再追試を実施する場合があります。実施の有無および試験日程は、８月２３日（木）にお知らせします。

９月１０日（月）　夏季開講科目、再・追試試験日程発表

９月１０日（月）～２８日（金）　過去問題等開示

９月２６日（水）～２８日（金）　夏季開講科目、再・追試試験期間
（夏季開講科目のうち試験を行うものは、この期間に実施する。）

１０月１２日（金）～　成績表配布（平成１９年度前学期・夏季開講科目分）
（法科大学院係）　同時に模範答案と全体講評も配布します。

※　試験・成績評価に関する質問等については、８月２０日（月）以降、１０月１２日（金）以降、各担当教員に連絡をとって下さい。

基準４－１－２
学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準４－１－２に係る状況）

入学前の既修得単位の認定については、「専攻規則」第９条が次のとおり定めている。

「専攻への入学前に大学院で修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻のカリキュラムと照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位として認定することができる。」（【資料４－１－２－１】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則第９条及び第 10 条参照）

同条の具体的な適用に当たっては、入学前に他の大学院で修得した授業科目に対応する本学法科大学院開講科目の担当教員が、申出者の学業成績証明書、対象科目のシラバス等の内容を精査し、単位認定の可否を判断したうえ、これを受けた教務厚生委員会においてさらにその判断の当否を検討し、そこで到達した結論を専攻会議に提案してその承認を得なければならない。

既修得単位が認定された事例として、平成 16 年度には、１名の申し出があり、本学入学直前に在籍していた北海道大学大学院法学研究科（平成 16 年３月修了）における履修科目の一部が、本学法科大学院の展開・先端科目Ｉ群「著作権法」（２単位）及び基礎法学・隣接科目群「アメリカ法」（２単位）に相応するものとして選択必修計４単位分が認定された（【別添資料ＸⅦ】平成 16 年度既修得単位認定参照）。また、平成 17 年度には、やはり１名の申し出があり、その者が在籍していた慶応義塾大学大学院法学研究科（平成８年３月修了）における履修科目の一部が、当法曹実務専攻の基礎法学・隣接科目群「政治学」（２単位）及び行政学（２単位）に相応するものとして選択必修２単位分が認定された（【別添資料ＸⅧ】平成 17 年度既修得単位認定参照）。

以上により【解釈指針４－１－２】を充たしている。

資料４－１－２－１　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則第９条及び第１０条

（入学前既修得単位の認定）

第９条　専攻への入学前に大学院で修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻のカリキュラムと照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位としても認定することができる。

（認定単位の上限）

第10条　第７条第４項及び前条の規定により与えることのできる単位数は、合計１２単位を超えないものとする。

基準４－１－３
一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準４－１－３に係る状況）

本学法科大学院においては、上記の意味での「進級制」に相当するものとして、２年次以降の法律基本科目群、法律実務基礎科目群及び総合演習科目群に属する演習・実習形式の授業科目につき、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の関連する一定の既修得科目又は既修得単位を履修要件とする制度が設けられている（【資料４－１－３－１】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則　別表２参照）。この制度は、「履修案内」中に掲載された「法曹実務専攻履修細目」（以下、「細目」と略称）でも言及されており、入学時に行われる教務関係のオリエンテーションでも注意を喚起している重要事項の１つである。

同制度によれば、上記の履修要件を満たすことができない学生は、結果として原級にとどまるのとほぼ同様の取扱いとなる。現実に、２年次から３年次に進級するときを中心に毎年数名が次学年の科目の履修要件を充たさず、修了年限を延長して学習している（【別添資料ＸⅨ】履修要件を満たさなかったため配当年次に履修できなかった者（平成 16 年度～平成 19 年度）及び【別添資料ＸＸ】平成 20 年度留年者数参照）。以上により【解釈指針４－１－３－１】を充たしている。

【別添資料ＸＸＩ】平成 19 年度法曹実務専攻修了者数及び未修了者数

資料４－１－３－１　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則

別表２

別表２

履修要件（科目・単位指定）一覧表

科　目　名	履　修　要　件（修得済みであることの必要な科目または単位）
公法演習Ⅰ	憲法Ⅰ、憲法Ⅱのうち１科目以上
公法演習Ⅱ	憲法Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱのうち２科目以上
民法演習Ⅰ	民法Ⅰ～Ⅷのうち４科目以上で、かつ民法Ⅳ、民法Ⅵのうち１科目以上
民法演習Ⅱ	民法Ⅰ～Ⅷのうち４科目以上で、かつ民法Ⅱ、民法Ⅴのうち１科目以上
民法演習Ⅲ	民法Ⅰ～Ⅷのうち４科目以上で、かつ民法Ⅰ、民法Ⅲ、民法Ⅶのうち１科目以上
刑法演習	刑事法基礎、刑法Ⅰ、刑法Ⅱのうち２科目以上
商事法務演習	商法Ⅰ～Ⅲのうち２科目以上
ローヤリング	民法Ⅰ～Ⅷ、民事訴訟法のうち５科目以上
実務民事訴訟演習	民法Ⅰ～Ⅷ、民事訴訟法のうち６科目以上
民事実務演習	民法Ⅰ～Ⅷ、民事訴訟法のうち６科目以上
民事模擬裁判	民法Ⅰ～Ⅷのうち６科目以上で、かつ商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法のうち８単位以上
民事要件事実・事実認定論	民法Ⅰ～Ⅷ、民事訴訟法のうち６科目以上
刑事実務演習	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法のうち６単位以上
刑事模擬裁判	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法のうち８単位以上
公法総合演習	憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、公法演習Ⅰ・Ⅱのうち５科目以上
民事訴訟法演習	民法Ⅰ～Ⅷ、民事訴訟法のうち６科目以上
民事法総合演習	民法Ⅰ～Ⅷ、商法Ⅰ～Ⅲ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、民事実務演習のうち26単位以上
刑事法総合演習Ⅰ	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法、刑法演習、刑事実務演習のうち10単位以上
刑事法総合演習Ⅱ	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法、刑法演習、刑事実務演習のうち10単位以上

出典：平成20年度履修案内Ｐ67

４－２　修了認定及びその要件

基準４－２－１

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、９３単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。

イ　教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ　当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて３０単位（アのなお書きにより３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

（２）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、３年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計１８単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	８単位
イ	民事系科目	２４単位
ウ	刑事系科目	１０単位
エ	法律実務基礎科目	６単位
オ	基礎法学・隣接科目	４単位
カ	展開・先端科目	１２単位

（３）法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の３分の１以上修得していること。（基準２－１－３参照。）

（基準４－２－１に係る状況）

本学法科大学院、すなわち大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻の学生は、「専攻規則」第４条により、同専攻に３年以上在学し、かつ所定の単位数を修得しなければ修了要件を満たすことができない。修了必要単位数は 96 単位である。

平成 19 年度入学未修者・平成 20 年度入学既修者から，予備評価での指摘にしたがって、修了必要単位数 96 単位のうち、法律基本科目群必修 56 単位、法律実務基礎科目群必修 13 単位、総合演習科目群必修８単位、基礎法学・隣接科目群選択４単位、そして展開・先端科目群選択 12 単位、以上において選択しなかった法律実務基礎科目群、基礎法学･隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群と展開・先端科目Ⅱ群、チュートリアルの中から選択として３単位以上（ただし、チュートリアルは２単位までしか修了要件単位に算入しえず、リサーチ・ペーパーは修了要件単位に算入しえない。）と、改めている。（【資料４－２－１－１】修了要件一覧表参照）

予備評価で法律基本科目に分類すべきとされた「企業取引と法」「民事法総合演習Ⅰ」はそれぞれ「商法Ⅲ」「民事訴訟法演習」と改名して法律基本科目 56 単位の中に組み込んでいる。「公法総合演習」は授業内容を改めて、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習Ⅱ」とともに、法律実務基礎科目と位置づけている。そのため、「TutorialⅠ～Ⅳ」、「刑事法総合演習Ⅰ」は法律基本科目と位置づけているが、その単位数（「Tutorial」２科目で２単位、「刑事法総合演習Ⅰ」2 単位）を合わせても、法律基本科目の修了必要総単位数は 60 単位で、法律基本科目以外の総必要単位数 36 単位（96 単位－60 単位）は修了要件単位数の 3 分の 1（32 単位）以上となり、その結果、基準の必要割合が確保されている。また、展開・先端科目の単位数も基準の必要単位数が確保されている。

以上のもとでいくつかの特例が認められている。

第１に、本学法科大学院の学生は、他大学大学院又は本学大学院の他の研究科若しくは学府又は国際社会科学研究科の他の専攻の授業科目を履修することができ（【資料４－２－１－２】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）７条１項ないし３項参照）、これによって修得した単位を一定の範囲で修了要件としての総単位数に算入することができる。また、本学法科大学院に入学する以前に大学院で修得した授業科目の単位についても、すでに述べたように、同専攻カリキュラムと照らし合わせて相応するものに限り、専攻会議の議を経て修了要件単位に算入することができるものとされている（【資料４－２－１－２】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）９条参照）。けれども、これらの特例によって修了要件単位に算入可能な単位数は、合計 12 単位を超えることができない。

第２として、既修者認定試験に合格した者の特例がある。すなわち、同試験合格者は、法律基本科目群の授業科目のうち認定された試験科目の合計 24 単位を修得したものとみなされ、修業年限の１年短縮が可能となる（【資料４－２－１－２】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）第６条参照）。24 単位の内訳は、公法系科目のうち憲法４単位、民事系科目のうち民法 14 単位、刑事系科目のうち刑法６単位である。この場合にも法律基本科目を 32 単位（56 単位－24 単位）修得することが必要となる。

以上により【基準４－２－１】を充たしている。

資料４－２－１－１　修了要件一覧表

（１）**修了要件**

開講科目の総単位数は１６５単位である。修了のためには、本専攻に３年以上在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければならない。

法律基本科目群	必　修	５６単位
法律実務基礎科目群	必　修	１３単位
総合演習科目群	必　修	８単位
基礎法学・隣接科目群	選　択	４単位
展開・先端科目Ⅰ群・Ⅱ群	選　択	１２単位

その他、以上において選択しなかった法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群と展開・先端科目Ⅱ群、チュートリアルの中から選択として合わせて３単位以上（ただし、チュートリアルは２単位までしか修了要件単位に算入しえず、リサーチ・ペーパーは修了要件単位に算入しえない。）

合　計　９６単位以上

修了要件一覧表

必修					選択			その他	修了要件
法律基本科目			基礎科目	実務科目	隣接科目	基礎法学	展開科目		
公法系	民事系	刑事系					Ⅰ先端	Ⅱ先端		
12	32	12	13	8	4	12				
77					16			3	96

（２）**法学既修者**

法学既修者と認定された者に関しても、卒業に必要な単位数は、その他の者に関してと同様とする。

ただし、合格した科目に対応する授業科目に関しては、必要な単位数を修得したものとみなす（下記の表を参照のこと）。これにより、１年の在学期間の短縮が可能となる。

法学既修者と認定されるためには、入学前に行われた法学既修者認定試験に合格していなければならない。この試験の結果、全科目の試験科目に合格した者が法学既修者と認定される。

試験科目	対応する授業科目	修得したものとみなす単位数
憲　法	憲法Ⅰ・Ⅱ	計４単位
民　法	民法Ⅰ～民法Ⅶ	計14単位
刑　法	刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ	計６単位

出典：平成 20 年度履修案内　P70-71

資料４－２－１－２　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻規則（抜粋）

（法学既修者）

第６条　入学に際し、専攻の行う法学既修者認定試験に合格した者は、第４条に定める法律基本科目群の科

目のうち、試験に合格した科目に対応した科目を修得したものとみなす。

2　前項に規定する合格者が専攻の修了に必要な科目及び単位数を２年で修得したときは、第４条に定める修業年限を１年短縮する。

（他大学大学院等の授業科目の履修）

第７条　教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他大学大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

２　教育上有益と認めるときは、横浜国立大学大学院の他研究科若しくは学府又は国際社会科学研究科の他専攻（国際関係法専攻を除く。）と協議の上、学生に当該研究科若しくは学府又は専攻の授業科目を履修させることができる。

３　学生は、担当教員の許可を得て、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際関係法専攻開講の選択科目である授業科目を履修することができる。

４　第１項から第３項の規定に従い修得した授業科目の単位は、選択科目の単位として認定することができる。

（他大学大学院等の学生による授業科目の履修）

第８条　教育上有益と認めるときは、展開・先端科目等において、正規学生の教育に支障のない範囲で、別に定めるところにより、他大学大学院と協議の上、当該大学院に所属する学生の授業科目の履修を認めることができる。

２　教育上有益と認めるときは、展開・先端科目等において、正規学生の教育に支障のない範囲で、横浜国立大学の他研究科若しくは学府又は国際社会科学研究科の他専攻（国際関係法専攻を除く。）と協議の上、当該研究科若しくは学府又は専攻に所属する学生の授業科目の履修を認めることができる。

３　国際関係法専攻に所属する学生は、展開・先端科等において、担当教員の許可を得て、授業科目を履修することができる。

（入学前既修得単位の認定）

第９条　専攻への入学前に大学院で修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、専攻のカリキュラムと照らし合わせて相応するものについては、専攻会議の議を経て、これを専攻における単位としても認定することができる。

（認定単位の上限）

第10条　第７条第４項及び前条の規定により与えることのできる単位数は、合計１２単位を超えないものとする。

（長期履修学生）

第11条　職業を有している等の理由により、定められた標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に課程を修了することを希望する学生（長期履修学生）に対しては、別に定めるところにより、専攻会議の議を経て、専攻のカリキュラムの体系に適合する範囲で、これを認める。

平成 20 年度履修案内　P62

４－３　法学既修者の認定

基準４－３－１

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準４－３－１に係る状況）

本学法科大学院における法学既修者の認定は、既修者認定試験において、憲法、民法、刑法の試験を行い、それぞれの科目すべてに合格点を獲得した者に所定の各単位（憲法Ⅰ・Ⅱの計４単位、民法Ⅰ～Ⅶの計 14 単位、刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱの計６単位）を修得したものとみなして、法学既修者として認定する制度をとっている（【資料４－３－１－１】法学既修者認定試験参照）。開設当時は、行政法が受験科目に含まれ、また一部科目で認定に至らない科目があっても 20 単位以上で既修者認定されていたが、既修者の入学後の履修状況および到達度を検討し、改善した。

平成 17 年度入試以降においては、本大学院の基本理念（公平性、開放性、多様性）をより的確に実現するため、適正規模の法学既修者数を確保できるよう、入試方法を次のように見直すこととした。すなわち、入試時期を２回に分け、A 日程と B 日程を設けた。A 日程入試は、募集人員 40 名とし、平成 16 年度入試と同一の選抜方法により、非法学部出身者や社会人を考慮した試験を行い、B 日程入試は、募集人員を 10 名と少なめに設定するが、既修者認定試験と同一科目・同一配点の法律科目の試験を行うこととした。そして、B 日程の個別入試と同日に、A 日程入試合格者に対する既修者認定試験を併せて行い、法学既修者は、A 日程入試合格者および B 日程入試合格者の中から同一基準により選抜することにした（【資料４－３－１－１】法学既修者認定試験、【資料４－３－１－２】法学既修者認定試験受験者心得及び【資料４－３－１－３】平成 20 年度法学既修者認定試験合格者等一覧参照）。

各年度の既修者として認定された学生の数は【資料４－３－１－３】平成 20 年度法学既修者認定試験合格者等一覧のとおりである。

本法科大学院は法学部をもたない大学院であり、既修者認定は、認定される科目について行われ、それぞれ相応の問題数・解答時間で行われる既修者認定試験のみによって判定され・単位数も 24 単位であることから、同一大学の法学部出身者の入学する可能性や試験科目以外の科目の単位認定や他機関の資料の参照などといった事情から生じる問題はない。

（以上により【解釈指針４－３－１－１】【解釈指針４－３－１－２】【解釈指針４－３－１－３】【解釈指針４－３－１－４】【解釈指針４－３－１－５】を充たしている。）

以上により【基準４－３－１】を充たしている

【別添資料ＸＸⅡ】平成 20 年度学生募集要項参照

資料４－３－１－１　法学既修者認定試験

３．法学既修者認定試験

入学試験合格者のうち、２年の短期修了を希望する者を対象に、法律基本科目の専門知識を問う既修者認定試験を行います。

１．次に掲げる３つの科目について試験を行い、合格した者は法学既修者として認定され、下表の授業科目の単位を修得したものとみなします。

試験科目	対応する授業科目	修得したものとみなす単位数
憲法、民法、刑法	憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～民法Ⅶ、刑事法基礎、刑法Ⅰ・Ⅱ	２４単位

２．出題形式
事例等に基づく論述式問題とします。

３．上記試験の結果、合格点に達した者は法学既修者と認定され、１年間の在学期間の短縮が認められます。

４．**上記試験は平成20年２月上旬を予定しています。詳細については、最終合格者に追ってお知らせします。**

参　考　　法学既修者について

学校教育法に基づく文部科学省令第16号（平成15年３月31日）第25条は、次のように定めており、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者に対し、１年以内の在学期間の短縮を認めています。３年の修了年限のうち１年の在学期間が短縮される結果、２年の在学期間で修了することが可能となります。

文部科学省令第16号（平成15年３月31日）第25条第１項

「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、法学既修者という。）に関しては、第２３条に規定する在学期間については１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。」

このように、法科大学院が法学既修者であるかどうかを判断する基準は、法学部卒業者であるかどうかではなく、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者であるかどうかにかかっています。したがって法学部以外の卒業者であっても、上記の既修者認定試験において既修者と認定された場合には、標準の３年間ではなく２年間の在学期間で本学法科大学院の修了に至ることができます。

出典：平成 20 年度学生募集要項 P10-11

資料４－３－１－２　法学既修者認定試験受験者心得

平成20年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
法　曹　実　務　専　攻（法科大学院）

法学既修者認定試験受験者心得

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号
電話：平　　日　045(339)3660　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
試験当日　045(339)3600　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

１．試験場

横浜国立大学経済学部講義棟（学内図参照）
（試験場本部：横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際経済法学研究棟）

２．試験日程

試験日：　平成20年２月２日(土)　（入棟開始時刻：８時３０分）

時限	科　　目	受　験　者 入室完了時刻	試験開始時刻	遅刻限度時刻	試験終了時刻
１時限	民　法　(180分)	９：００	９：３０	１０：００	１２：３０
２時限	憲　法　(90分)	１３：１０	１３：３０	１４：００	１５：００
３時限	刑　法　(90分)	１５：２５	１５：４５	１６：１５	１７：１５

試験場入場の際には，入口で係員に本専攻入学試験（Ａ日程）で使用した受験票を提示してください。（受験票を忘れた者は，係員に申し出てください。）

３．配　点

科　目	配　点
民　法	１００点
刑　法	１００点
憲　法	１００点

４．試験時間中机上に置いてよいもの

⑴ 受験票
⑵ 筆記用具（黒鉛筆，黒ペン，消しゴム。修正液は不可）

資料４－３－１－３　平成 20 年度法学既修者認定試験合格者等一覧

平成20年度 LS入試 法学既修者認定試験希望者数等

日程		総数	希望者			非希望者			備考
			法学	非法学	計	法学	非法学	計	
A日程	志　望　者	403	154	40	194	113	96	209	
	1次選抜合格者	－	－	－	－	－	－	－	平成20年度非実施
	2次選抜受験者	338	133	35	168	93	77	170	
	2次選抜合格者	105	44	10	54	29	22	51	
	3次選抜受験者	101	43	9	52	27	22	49	
	最終合格者	47	19	4	23	11	13	24	
	既修受験者数	12	10	2	12	－	－	－	
	既修合格者数	1	1	0	1	－	－	－	
B日程	志　望　者	165	128	37	165	－	－	－	
	1次選抜合格者	103	80	23	103	－	－	－	
	2次選抜受験者	91	69	22	91	－	－	－	
	2次選抜合格者	30	24	6	30	－	－	－	
	3次選抜受験者	30	24	6	30	－	－	－	
	最終合格者数	15	12	3	15	－	－	－	

2　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①学生に対する成績の告知につき、各科目とも、秀・優・良・可・不可の分類だけではなく、点数も告知し、平常点と学期末試験得点の内訳も告知して、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとし、学生にも改善点を具体的に促していること。

②学期末試験にあっては、学生に各科目の解答・講評集を交付し、学生に学習の改善点の発見を具体的に促すと共に、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価を学生側からの検証にも適合するものとしていること。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

①優以上の比率が高い科目など厳格な成績評価の観点から点検の必要なものに関しては、法曹実務専攻会議での口頭の注意と点検に加え、平成 20 年度から、成績評価以前に学期末試験前に個別に注意を与え、必要に応じて成績確定以前に専攻長と協議することとしたので、20 年度前期には徹底した結果となると予想されるが、なお結果を注視し、一層の厳格化に努力することとしていること。

第５章　教育内容等の改善措置

１　基準ごとの分析

５－１　教育内容等の改善措置

基準５－１－１
教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準５－１－１に係る状況）
１）組織的かつ継続的な対応
教育の内容及び方法の改善を図るための取り組みについては、本学法科大学院発足時（平成16年）から「教育研究高度化委員会」（以下、「高度化委員会」と略称する）を設け、
この委員会を中心に、下記のような課題設定と活動方針の下、様々な活動を行ってきている。

Ⅰ　教育改善に関する諸課題
１．授業科目ごとの教材の周到な準備、その改良
２．新しい授業方法の工夫と試み
３．授業科目間の連携強化
４．厳正な成績評価の徹底
５．その他（現行カリキュラムの問題点、新司法試験への対応、教員研修など）

Ⅱ　活動方針
１.教材について
①自前の教材作りの一層の推進
②指定教科書等の厳選、その効果的な利用法の探求
③利用者である学生の声の反映

２.授業方法について
①双方向型授業の有効活用
②公開授業による教員の相互診断
③学生アンケートの実施（学期途中・学期末）

３.科目間の連携強化について
①公法系、民事系および刑事系ごとの連絡会議の定期的開催
②いわゆるコア科目群と展開・先端科目群との連絡調整
③「高度化委員会」による統括（ただし、教務委員会との間で役割分担）

４.成績評価について
①多元的な評価方法の採用（小テスト、レポート、期末試験など）
②評価基準の平準化、単位の実質化
③単位未修得者の取り扱い

５.その他

Ⅲ　具体的計画
１.「高度化委員会」における手作り教材の調査

２.年次配当の演習科目用教材の点検・見直し
３.年次配当の演習用教材の完成
４.学期途中の学生アンケートによる日常的な授業改善
５.公開授業の実施
６.成績評価基準の統一
７.自己評価と第三者評価のための資料収集
８.その他

この活動計画にもとづき、「高度化委員会」は、ほぼ毎月１回、場合によっては数回の会議を重ねて諸課題に取り組んできた（【資料５－１－１－１】平成19年度教育研究高度化委員会開催日及び議題参照）。

資料５－１－１－１　平成19年度教育研究高度化委員会開催日及び議題

教育研究高度化委員会の開催日及び議題

平成１９年４月１６日　自己点検評価書の作成について、つながる君（学生からの目安箱）の担当について、自習室の浄水器設置について

同年５月２１日　授業に関する学生アンケート（前期・中間）の実施方法について

同年６月２５日　アンケート集計の進行状況、集計結果のまとめ方について、つながる君に関する報告

同年７月９日　アンケート（前期・期末及び夏季集中講義）の実施について、アンケート自由記載欄のまとめについて、自己点検評価書の外部評価について

同年９月１０日　アンケート集計結果、アンケート結果の学生への公表について

同年１０月１５日　第三者評価について、中期計画について、学生のＧＰＡについて

同年１１月１２日　アンケート（後期・中間）の実施について、つながる君に関する報告、公開授業について、アンケート結果に対応した授業改善計画提出について

同年１２月１０日　アンケート集計結果、自己評価書の作成について、授業改善計画書の配布について

平成２０年１月２１日　アンケート（後期・中間）の公表について、アンケート（後期・期末）の実施について

（２）教育改善のための研修及び研究

平成19年11月29日には、元最高裁判事園部逸夫氏を招き、本学経済学会と本法律系との共催で、「最高裁判例の意義」と題する講演会を開催した。同氏の講演内容は、直接的には学生たちに向けられたものであったが、最高裁判例の形成過程等に関する氏の貴重な経験に基づく種々の指摘は、それを日頃教材として教育に当たっている教員にとっても資するところが大きかった。

本学法科大学院発足時から、前後学期ごとに一度ずつ教員間の相互研修を目的とした「公開授業」を実施しており、全教員が、同僚による授業の方法や進め方を参考にし、また点検し合う機会を提供している。平成19年度は、平成19年６月25日から７月６日の間と平成19年11月20日から12月３日の間、実施した（参観者に対する注意事項を

定めた【資料５－１－１－２】公開授業について参照)。

平成18年度から、新司法試験が実施されている。そこで、平成18年には10月27日に、平成19年には10月31日に、当該年度の合格者を招いて教員から本学法科大学院の授業全般について意見を聞く機会を設けた。また、平成19年11月12日には、その際の意見や、平成19年度の本学法科大学院修了生の新司法試験の結果について在学生から寄せられた意見等を踏まえ、拡大高度化委員会を開催し、教員間で今後の授業方法の改善について話し合った（【別添資料ＸＸⅢ】拡大ＦＤ委員会議事録)。学生に対しては、平成19年12月1日に、専攻長名で、本専攻の成績と新司法試験合格との間には相関関係があるので、日常の授業を着実にこなすように努力すべき旨を伝える文書を配付した（【別添資料Ⅲ】法曹実務専攻の成績と新司法試験合格との相関関係について)。

そのほか、平成16年度～18年度の「持続可能な実務教育体制と教材開発―『横浜モデル』の導入 」に対する法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに対する補助金に引き続き、平成19年度・20年度にも、本学法科大学院において、「『展開・先端科目を中心とした教材開発』プロジェクト」に対し、専門職大学院等教育推進プログラムによる補助金を獲得することができた。このプロジェクトの一環として、ドイツ・アメリカ・イギリスに数名の教員が派遣され、法曹教育制度、教育方法・教材に関する情報・資料を収集し、現在、それを活用しつつ横浜弁護士会とも提携しながら教材開発を進めている。

資料５－１－１－２　公開授業について

「公開授業」について

教育研究高度化委員会

昨年度と同様、今年度も以下の要領に従い、教員間の相互研修を目的とした「公開授業」を実施します。

つきましては、この「公開授業」の趣旨をお汲み取りいただき、各教員の皆様方には積極的に参加して頂けますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

１．実施期間　：１１月２０日〔火〕から１２月３日〔月〕まで

２．注意事項　：

１）参観者は、授業開始前に入室するようお願い致します。中途退室が許されるかどうかについては、当該授業科目の担当者の判断を仰ぎ、その指示に従ってください。ただし、授業終了時刻経過後は、次の授業との関係から、いつでも退室して頂いて結構です。

２）参観者は、できるかぎり目立たないところ（当該授業担当者の指示があれば、その場所）に着席し、質問や感想を含め、授業中は発言しないようにお願い致します。

３）各授業科目の担当者は、可能であれば、参観者のため、事前配布又は授業当日配布の教材・資料の余部を用意してくださるようお願い致します。ただし、これはあくまでも任意であり、義務づけではありません。

なお、授業終了後、授業担当教員が、参観者に対して感想などを求めたりすることは、「公開授業」の趣旨に適っており、歓迎されることですが、参観者が授業担当者から求められていないにもかかわらず、一方的に感想などを述べることは控えてくださいますようお願い致します。

（３）学生アンケートによる授業評価等

上記の活動計画にもとづき、平成 19 年度の場合は、特に学生の声を反映させた授業内容等の改善を重点課題として位置づけ、前後学期ごとに中間及び学期末の２回にわたって「授業に関する学生アンケート」を実施した（休業期間中開講科目に関しても、同一内容のアンケートを１回にまとめて実施した）。形式は、学期中間時のものは自由記載欄の方式によるものであり（【資料５－１－１－３】「授業に関する学生アンケート実施に関するお願い」、【資料５－１－１－４】授業に関する学生アンケートについてのお願い、【資料５－１－１－５】平成 19 年度後期中間授業アンケート参照）、学期末のものはマークシート方式によるものである（【資料５－１－１－６】平成 19 年度後期授業アンケート参照）。アンケートの回収は教員が当たらず、学生に行わせていて、回収率

を上げるよう努めている。中間時のアンケートを自由記載欄方式によっているのは、その方が学生の生の声を把握しやすいからであり、アンケート用紙を回収後、直ちにそのコピーを各担当教員に配付して、反映させうる意見はすみやかに当該授業に反映させうるようにしている。また、学生の意見が授業に反映されることを担保するために、アンケートに現れた意見に対する対応等に関しては「授業改善計画書」によって明示することとし（【資料５－１－１－７】「授業改善計画書」）、これを系長室受付に備えおいて教員の自由な閲覧に供し、学生に対しては、必要に応じ、「授業改善計画書」の内容を別途、書面・口頭によって伝えることとしている。さらに、これらの措置とは別個に、高度化委員会においてアンケート結果の取りまとめを作成して教員に配付し、各自の授業の改善のための参考となしうるようにはかるとともに（【別添資料ＸＸⅣ】「授業アンケート集計結果（自由記載欄まとめ・ＬＳ）」）、学生向けにはその要約版を公表している（【別添資料ＸＸＶ】19 年度後学期学生授業アンケート集計結果（自由記載欄まとめ・LS＋IR））。

学期末のアンケートは各学期の授業の総括として、16 項目の事項を点数で評価するという方式によっているが、これに関しても、各自の担当科目に関するアンケート結果を各担当教員に配付するとともに（【別添資料ＸＸⅥ】「授業アンケート集計結果（マークシート方式・LS）」）、高度化委員会において作成し取りまとめ結果を教員に、その要約版を学生に開示している（【別添資料ＸＸⅦ】「平成 19 年度後学期学生授業アンケート集計結果（マークシート方式・LS）」）。

そのほか、必ずしも授業内容や方法に限定されるわけではなく、施設・設備等をも含め、本学法科大学院における学習・生活面全般に関する要望を受け付けているものであるが、「つながる君」と呼んでいる投書箱を平成 18 年度から事務（法科大学院係）室に設置し（【資料５－１－１－８】ご意見箱・つながる君参照。平成 20 年度からは、国経法棟３階事務室前に場所を移動した）、広く学生の意見を吸い上げることに努めている（学生が投書しやすいように、匿名によることを認めている）。寄せられた意見に対しては、高度化委員会限りで対処可能なものは対処し、そうでないものに関しては、系長、専攻長、関係の各委員会の委員長に取り次ぎ、そこで対処するようにしている。たとえば、前掲した専攻長名での文書（【別添資料Ⅲ】法曹実務専攻の成績と新司法試験合格との相関関係について）の公表には、平成 19 年度の新司法試験の結果に対する本法科大学院の考えを示してほしいとの投書箱に寄せられた学生からの要望も１つの切っ掛けになっている。

本学法科大学院では、発足以降カリキュラムの改善に努めており、それらには、法科大学院予備評価における指摘を受けて行ったものもあるが、授業アンケートの結果も反映されている。

【解釈指針５－１－１－１】【解釈指針５－１－１－２】【解釈指針５－１－１－３】

資料５－１－１－３「授業に関する学生アンケートの実施に関するお願い」

授業に関する学生アンケートの実施に関するお願い

標記の件につき、下記の要領で実施させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

1 アンケート用紙の配布

１１月２６日（月）～１１月３０日（金）の１週間、授業時間において各先生が配布してください。アンケート用紙は、配布日当日までに、授業科目ごとに袋に入れて、先生方のメールボックスに入れておきます。

2 アンケート用紙の回収

アンケート用紙の配布時にアンケートの回収を担当する学生（回収担当者）を指名していただき、アンケート回収袋を回収担当者にお渡し下さい。回収は教員ではなく、学生が担当しますのでご留意ください。

回収担当者に対し、アンケート用紙配布の１週間後（１２月３日（月）～７日（金）の各授業の終了日）までの間に、アンケートを回収し、これを回収袋に入れ、封をして[redacted]様に届けるよう指示してください。

3 複数教員が担当する科目について

前回同様、複数教員で教える授業については、教員数分のアンケート用紙を配布します。

4 アンケート配布時の伝達事項

アンケート配付時には、次の事項を学生にお伝えください。

「複数教員が担当する授業については、授業名に加えて教員名を記入し、教員ごとにアンケート用紙を作成すること」

5 今回から、アンケート内容に対する対応を授業改善計画書に記載して、各先生がご担当の科目ごとに提出していただくことになりました。提出された計画書はファイルにとじて系長室に備え置いて、先生方の閲覧に供する予定です。また、計画書の内容は、授業中等に各先生方から学生に何らかの方法でお伝えいただきたいと思います。計画書の書式は後ほどメールで配布いたしますが、提出期限は１２月２１日（金）ですので、こちらの方も宜しくお願い致します。提出方法に関しても、後ほどお知らせいたします。

ご協力に感謝いたします。

教育研究高度化委員会

資料５－１－１－４「授業に関する学生アンケートについてのお願い」

授業に関する学生アンケートについてのお願い

１１月２６日（月）～１１月３０日（金）の１週間、担当教員が授業アンケート用紙を配布しますので、下記事項についてご留意ください。

1　複数教員で担当する授業科目については、前回同様、教員数分のアンケート用紙を配布することとしました。複数教員が担当する科目については、アンケート用紙の授業科目欄に、授業科目名に加えて必ず教員名を記入し、担当教員ごとにアンケートを作成してください。

2　アンケート用紙は別途メールの添付ファイルでも配付しますので、これにパソコンで記入し、プリントアウトしたものを提出しても構いません。

3　アンケート用紙は学生が回収し、これを回収袋に入れて、アンケート用紙配布の１週間後（１２月３日（月）～７日（金）の各授業の終了日）までの間に、封をして[redacted]様に届けてください。

4　なお、今回から、アンケート内容に対する回答を各教員から授業中等に学生に伝えることにしました。

ご協力に感謝いたします。

教育研究高度化委員会

資料５－１－１－５「平成 19 年度後期中間授業アンケート」

平成１９年度後期中間授業アンケート

授業科目名【　　】　担当者名【　　】

このアンケートは、学期途中の各授業の実態を把握し、その集計結果を担当教員の授業改善に役立ててもらうとともに、学生にとっては、それぞれの授業にのぞむ姿勢や勉強方法について自己点検の機会になることを願いつつ企画・実施するものです。
授業に対する感想やコメントを自由に既済して下さい。授業改善について役立つ提案や注文についても記載して下さい。

＜オリエンテーション＞ 開講時の担当教員からの注意事項の中で、あなたが特に心がけている点について	
＜授業の進め方＞ 授業の組み立て方、進行のペース、双方向性授業になっているかについて	
＜授業内容＞ 授業の難易度、興味深さ、内容の分量、理解度について	
＜教科書等の教材＞ 授業で使用する教科書や手作り教材について	
＜担当教員＞ 担当教員の熱意、説明の仕方、学生の質問に対する対応について	
＜回答者本人＞ 自学習の時間が十分でないと考える場合、その理由について	
＜個別対応の有無＞ 授業への取り組み方、勉強方法について個別の指導・助言を必要とする場合、それはどのような問題か	
＜その他＞ その他、授業に対する自由な意見	

資料５－１－１－６「平成 19 年度後期授業アンケート」

平成19年度 後期授業アンケート 授業科目名・担当者名（ ・ ）

Ⅰ 機械処理をします。該当する番号を、センター試験と同様に、鉛筆またはボールペンで、黒くしっかりと塗りつぶしてください(複数回答不可)。

1 開講時に、この授業の目的、到達目標、授業で用いる教材等、受講生があらかじめ心得ておくべき事項について担当教員から口頭の説明がありましたか。
①はい ②いいえ

2 あなたは、担当教員から説明があった注意事項を守っていますか。
①非常に守っている ②だいたい守っている ③守るときもある ④あまり守っていない ⑤守っていない

3 授業の進行のペースはどうですか。
①速すぎる ②少し速い ③ちょうどよい ④少し遅い ⑤遅すぎる

4 各回の授業内容は、あなたにとってどのくらいの難易度ですか。
①難しすぎる ②難しいところがある ③ふつう ④やさしい ⑤やさしすぎる

5 各回の授業内容は、あなたにとって適当な分量と思われますか。
①多すぎる ②どちらかといえば多い ③ちょうどよい ④どちらかといえば少ない ⑤少なすぎる

6 各回の授業は、シラバスに即して行われていますか。
①計画通りである ②概ね計画通りである ③計画とは少し異なる ④計画と大きく異なる ⑤計画とまったく異なる

7 担当教員は、授業の反応を見ながら、適宜に質問を発するなどして教師と学生の間の意思疎通を図る双方向の授業に努めていますか。
①常に双方向である ②概ね双方向である ③双方向の時もある ④双方向ではない ⑤双方向でなくともよい

8 各回の授業内容は、あなたにとって興味を惹くものですか。
①大変興味深い ②興味深い ③ふつう ④惹かれる時もある ⑤まったく惹かれない

9 あなたは、各回の授業内容をよく理解できますか。
①よく理解できる ②だいたい理解できる ③半分くらい理解できる ④あまり理解できない ⑤まったく理解できない

10 あなたは、購入するように指定された教科書や手作りの教材を活用していますか。
①非常によく活用している ②よく活用している ③使うこともある ④あまり使っていない ⑤まったく使っていない

11 授業中に担当教員の意欲や熱意が伝わってきますか。
①大変よく伝わってくる ②よく伝わってくる ③伝わることもある ④あまり伝わってこない ⑤まったく伝わってこない

12 授業中の担当教官の説明はわかりやすいですか。
①大変明瞭である ②わかりやすい ③わかりにくいところがある ④わかりにくい ⑤さっぱりわからない

13 受講生の質問に対する担当教官の対応は適切ですか。
①非常に適切である ②適切である ③ふつう ④不適切なところがある ⑤非常に不適切である

14 あなたは、この授業の予習のために週当たりどれくらいの時間をとっていますか。
①6時間以上 ②3時間以上6時間未満 ③1.5時間以上3時間未満 ④1.5時間未満 ⑤予習しない

15 あなたは、この授業の復習のために週当たりどれくらいの時間をとっていますか。
①6時間以上 ②3時間以上6時間未満 ③1.5時間以上3時間未満 ④1.5時間未満 ⑤復習しない

16 総合的にこの授業には満足していますか。
①大変満足 ②満足 ③ふつう ④不満がある ⑤非常に不満

資料５－１－１－７「授業改善計画書」

授業改善計画書

科目名： 担当教員名： 受講者数： 「1～10名」　「11～30名」　「31名以上」
［I］この授業であなたが特に力を入れている点、工夫している点は何ですか
［II］［I］のねらいは十分達成されたと思いますか（該当する項目を残して他は削除してください） 4：達成できた　3：ほぼ達成できた　2：あまり達成できなかった　1：達成できなかった
［III］学生のアンケート結果に対して、ご意見・反論等はありますか
［IV］学生のアンケート結果からこの授業について気づいた点は何ですか
［V］授業の改善計画
［VI］その他ご意見・ご提案・ご質問・ご批判等

資料５－１－１－８（１）「ご意見箱・つながる君」

ご意見箱・つながるくん

みなさんからのご意見に日常的に耳を傾け、学生と大学とをつなげるパイプを１つ増やそうと、「ご意見箱・つながるくん」を設置することになりました。

授業アンケートでは記載できなかったこと、学習環境などについて、ご意見・ご要望をおよせください。

大学院係にある施錠したメールボックスが、つながるくんです。

内容は、週に一度、教育研究高度化委員会が確認します。そこで、つながるくんは、特に緊急性のある案件には適しておりませんのでご注意ください。

また、ご意見について問題点などをフォローアップしやすいよう、匿名としなくてよいご意見については、記名願います。

匿名とする場合も、例えば、ABCD のように、アルファベット４文字以上の任意の名称をつけてください。

また、日付とタイトルも入れてください。

ご意見をもとに、小さい一歩ずつかもしれませんが、よりよい学習環境作りを目指していきたいと考えております。ご協力、よろしくお願いいたします。

教育研究高度化委員会

資料５－１－１－８（２）「ご意見箱・つながる君」

学生からの意見への対処方法

教育研究高度化（ＦＤ）委員会

意見箱・つながるくんへ投函された意見や、授業アンケートで出された意見の一部（授業内容・方法などに関するもので、担当教員のみの対処ではなく、系長などとの協議が必要とみなされるもの）について、ＦＤ委員会はそれを整理し、系長および担当専攻長に伝達した上で、系長および専攻長の下で次のように対処する。

○ 意見への対処方法

１）全体についての意見（教務や図書の件など）は、関係委員会などに検討をお願いする。その検討結果については、関係委員会がＦＤ委員会に伝達し、必要に応じて、学生および全教員にも伝達する。

２）特定の授業や教員に関する意見

ａ．必要に応じて、学生に事実を確認する。

ｂ．担当教員に意見を伝達する。

ｃ．担当教員は、当該事項の検討結果をＦＤ委員会に伝達し、必要に応じて学生にも伝達する。

ｄ．学生と担当教員との見解に齟齬が生じた場合、学生に事実を確認する。
事実確認の方法は、事案の性質により、匿名または顕名の方法など、その都度決定する。

ｅ．必要に応じて、各グループ（公法系、民事法系、刑事法系など）で、対処方法を検討する。各グループは、当該事項の検討結果をＦＤ委員会に伝達し、必要に応じて学生にも伝達する。

基準５－１－２
法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準５－１－２に係る状況）

学外における教育研修の一例として、法科大学院協会の企画による研究者教員研修プログラムとして実施される司法研修所での研修に毎年参加している。平成 19 年度は、平成 19 年５月 31 日の民事研修と６月 12 日の刑事研修に、それぞれ教員１名を派遣した。

学内における研修の例としては、地元の法曹関係者にも参加を呼びかけて、横浜民事法研究会を年９回程度開催しており、この研究会で報告された判例研究のいくつかは、すでに本大学院紀要『国際経済法学』の誌面上で公表されている。

本学法科大学院における実務家教員は、豊富な教育経験をもつ者が多く、教材作りや授業計画、各回の進行など、研究者教員との協働関係をも深めるべく常日頃から研鑽を重ねている。とりわけ、民事法総合演習や刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱなど、研究者教員と実務家教員の方法が関わる授業においては、授業前などに担当教員全員が集まって授業計画等について議論し、お互いの知見を深めつつ、研鑽を積んでいる。

本専攻においては、平成 19 年度・20 年度に、「『展開・先端科目を中心とした教材開発』プロジェクト」に対し、専門職大学院等教育推進プログラムによる補助金を獲得することができた（【資料５－１－２－１】平成 19 年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書（様式)、【資料１－１－１－４】平成 19 年度における「専門職大学院等教育推進プログラム」(平成 19 年度選定分）の交付内定等について〔前出 12 ページ〕参照)。このプロジェクトは、本学法律系と横浜弁護士会専門実務研究会とが連携して、展開・先端科目の教材を開発しようというものであるが、その作成過程において、本専攻の研究者教員が横浜弁護士会に出向き、専門実務研究会の各部会所属の弁護士と協議・議論する機会が多く、実務的な知見を得るための格好の機会となっている（【資料５－１－２－２】「大学改革推進プログラム合同フォーラム用ポスター」参照)。

【解釈指針５－１－２－１】

【別添資料ＸＸⅧ　『国際経済法学』15 巻３号以下掲載の判例研究】

（様式１）

整理番号	

平成１９年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書（様式）

●取　組　名　称　　展開・先端科目を中心とした教材開発
　　ー地域弁護士会と連携してー

●取 組 テ ー マ　　①　法科大学院の教育方法・内容の開発・充実
　　２　大学等における教員養成教育の充実

●取　組　期　間　　２　年

●申　請　区　分　　①　単独取組　　２　共同取組

●大　学　（　短　期　大　学　）　名　　横浜国立大学
●学部・学科（研究科・専攻）名　　国際社会科学研究科　法曹実務専攻

●所　在　地　　（郵便番号２４０－８５０１）
　　横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－４
●設　置　者　　国立大学法人　横浜国立大学
●学 長 の 氏 名　　飯田　嘉宏

●申 請 担 当 者
　所　属　部　局　　国際社会科学研究科　法曹実務専攻
　職　　名　　専攻長
　氏　　名　　岩崎（いわさき）　政明（まさあき）
　電　話　番　号　　０４５－３３９－[redacted]

●事 務 担 当 者
　所　属　部　局　　学務部教務課
　職　　名　　教務課長
　氏　　名　　中島（なかじま）　庸介（つねゆき）
　電　話　番　号　　０４５－３３９－[redacted]
　ＦＡＸ番号　　０４５－３３９－[redacted]
　E-mailアドレス　　[redacted]

（様式２－１）
大学名

○　法科大学院の概要（単独取組）

（１）概要（特色）（２００字以内）

本法科大学院は、①市民密着型法曹のほか、租税法務、知的財産権などを基礎とする国際企業法務という社会的需要の高い分野に強い法曹の養成を目的としており、②横浜弁護士会との組織的連携に基づく、理論と実務との架橋を現実に可能とするカリキュラムとスタッフによって、③非法学部出身者・社会人をも広く受け入れつつ、④少人数のきめ細かな教育を行う、⑤法学部を擁さない独立型の大学院である。

（２）大学院の規模（平成１９年５月１日現在）

研　究　科　・　専　攻　名	入学定員	収容定員	在籍学生数	教員数
国際社会科学研究科法曹実務専攻	50 人	150 人	160 人	37 人 （24 人）

注：「教員数」の欄における（　）内には専任教員数を内数で記入してください。

（様式３）
大学（短期大学）名

○　取組の概要（２００字以内）

組織的、全面的な連携関係にある横浜弁護士会の専門実務研究会と協力し、本法科大学院教員と同研究会メンバーである横浜弁護士会会員とによって、展開・先端科目を中心とした実務基礎科目以外の科目に関する教材を開発し、これを公表して全国の法科大学院で活用できるようにする。

○　取組の内容等

（１）取組の内容及び実施計画

１．本取組の意義

横浜国立大学は、実践性、先進性、開放性、国際性という大学全体の理念を実現する一環として、法科大学院における教育に最重点をおいている。さらに中期計画の中で、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を備えた高度専門職業人の育成を図ることとし、そのために実践的な教育を行う大学院組織の充実・発展を図ることとしている。法科大学院制度の理念としては、法曹として一般的に必要な専門的知識と能力を身につけなければならないのは言うまでもないことであるが、これに加えて、各法曹がそれぞれの専門分野を有し、国民各層からの幅広い法的需要に応えることが要請されている。そのためには、法科大学院の教育において、法律基本科目や実務基礎科目におけるばかりではなく、展開・先端科目においても、当該科目を研究者教員が担当するか実務家教員が担当するかにかかわらず、理論と実務との架橋の観点を十分に考慮に入れた上質の教材が用意されなければならない。

２．具体的な取組内容と実施体制

（ア）横浜国立大学法科大学院の特色　　横浜国立大学法科大学院は、①市民密着型法曹のほか、租税法務、知的財産権などを基礎とする国際企業法務という社会的需要の高い分野に強い法曹の養成を目的としており、②横浜弁護士会との組織的連携に基づく、理論と実務との架橋を現実に可能とするカリキュラムとスタッフによって、③非法学部出身者・社会人をも広く受け入れつつ、④少人数のきめ細かな教育を行うことを目指している。大経済圏を形成しながら国公立系の法学部を県下に持たなかった地域の経済界・法曹界・行政・住民の期待は、市民密着型法務、高度専門型法務の方法に対して大きなものがある。そして、このいずれについても、展開・先端科目を中心とした理論と実務との架橋した教材による適切な授業展開が期待されている。

（イ）横浜弁護士会との教材開発に関するこれまでの連携関係　　これに対して、本法科大学院に専任教員４名を派遣する横浜弁護士会は、わが国でも有数の規模と質の高さを持つ弁護士会であり、その規模と質を活かして本法科大学院に対する高度の支援が可能であり、事実、法科大学院発足以来、実務基礎科目の教材を中心としてそのような支援を行ってきた。

これまでの支援は、次のような方法によってきた。すなわち、本法科大学院に派遣される各弁護士に対して、その教材開発と教育方法の改善のために、バックアップ・チーム（１チーム当たり３ないし４名）が組織され、担当教員がこれと合同で、横浜弁護士会派遣の実務家教員の担当する授業科目について教材を作成するというプロジェクトである。そしてこのような方法によって、「民事実務演習」「民事訴訟演習」「民事法総合演習Ⅱ」「商法演習」「刑事実務演習」「刑事法総合演習Ⅱ」「民事模擬裁判」などの科目に関する教材を作成し、これに基づく適切な授業を展開できたと考えている。

（ウ）横浜弁護士会との新たな連携関係　　これに対し、展開・先端科目は横浜弁護士会派遣の実務家専任教員は担当しておらず、これを担当しているのは、主として横浜弁護士会派遣の実務家非常勤教員、本法科大学院所属の研究者教員のほか、本学国際社会科学研究科のもう一つの法律系専攻である国際関係法専攻所属の教員である。したがって、これらの教員が担当する科目に関しては、上記のような体制を組むことができないが、これに代えて以下のような方法をとることとする。

各々の弁護士がそれぞれ専門分野を有しなければならないということは、何も新しい法曹養成制度としての法科大学院において養成される法曹に関してのみ言いうることではなく、既成の法曹（弁護士）に関しても言いうることである。このことは当然、横浜弁護士会においても意識され、既に２００４年度の会長が弁護士（会）として「裁判外の業務や知的財産権等の新しいニーズ積極的に対応していく必要があり、」「専門化された研修を行うだけでなく、専門的なニーズとの結びつきを持つことが求められる」旨を指摘していた（横浜弁護士会新聞２００４年３月号）。そしてこれを受けて、２００５年３月１５日には専門実務研究会合同設立会が開催され、以後、１２の専門実務研究会が各分野において活動を行っている（横浜弁護士会新聞２００５年５月号）。具体的には、①倒産法、②マンション法、③知的財産権法、④会社法、⑤金融取引法、⑥不動産法、⑦遺言・相続、⑧家族法、⑨インターネット法、⑩行政法、⑪独占禁止法、⑫医療過誤、の各専門実務研究会が行われている。各研究会の会員数、開催頻度は様々であるようであるが、最大の会員数の研究会で会員数１２９名（倒産法）、２００６年度１年間における開催頻度の最も多い研究会で１１回（知的財産権、会社法）となっている。また、方法・やり方も、講師を招いての講演形式や参加会員の経験を持ち寄っての検討など一様ではない。

ともあれ、このような活動の成果が各専門実務研究会から集められ、この度、横浜弁護士会『専門実務研究』という論文集として発刊されることになっており、来年度以降も毎年度継続して発刊されることが予定されている。

このように、既に、横浜弁護士会内部で活発な各専門分野に関する研究会が継続的に行われ、専門実務研究会設置運営規則上、弁護士会会員でない者も研究会メンバーとなりうることが可能であり、すでに公認会計士、税理士、司法書士等がメンバーとして参加している研究会もあるようである。そこで、従来から、横浜弁護士

会と組織的連携関係にある本法科大学院においても、上記専門実務研究会に、研究者教員、実務家教員を問わず、本法科大学院で授業科目を担当する関連分野の教員が参加し、そこで得られた知見などを基に、これらの教員、専門実務研究会所属の横浜弁護士会会員が協力して、それぞれの分野の教材を開発することとする。なお、現在本法科大学院で開設されている授業科目と専門実務研究会とのテーマとは必ずしも一致していないが、とりあえず一致する分野から上記の作業を開始することとし、場合によっては新しい授業科目の開設や新規の専門実務研究会の設置も考慮することとする。

３．具体的な実施体制とスケジュール等

具体的な実施計画は次のようになる。

① ９月までにいずれの横浜弁護士会専門実務研究会に本専攻で授業科目を担当するどの教員が参加するかを決定する。場合によっては、新規の専門実務研究会の設置が必要でないかも検討する。
② 各専門実務研究会の総括は弁護士会側の研究会代表者が行い、それに本法科大学院で授業科目を担当する教員が参加することとするが、教材の作成に関しては本法科大学院教員が総括する。法科大学院側の全体の総括は専攻長が行う。
③ 定期的に講演会、研究会方式などで教材の材料を収集し、それに基づいて研究会方式での検討会によって内容を決め、執筆していく。
④ 来年夏までに一応完成させることを目指すが、それ以前であっても作成された教材は、適宜、現に行われている授業で活用していく。
⑤ 教材としてどのように使われているか、どのような問題があるかを、授業見学を通じて検証し、研究会によって不断に改善し、それを集積するとともに、理論的側面からも検証して、常により良い教材に改訂していく作業を来年夏以降も継続し、２年をもって一応の完結とする。
⑥ 授業をＤＶＤ等に収録し、教員間での幅広い検討の材料とするとともに、学生の自学自習にも役立てることとする。
⑦ 一応の完結とする前に、弁護士会、自治体、経済界などの外部有識者からの意見聴取や海外調査をも含めた幅広い検討を行う。
⑧ 適切な段階で有料配布することとし、これをも念頭においた教材とする。

（２）取組の特色

本法科大学院は、横浜弁護士会という全国有数の弁護士会の組織を挙げての全面的な協力を受けるという、わが国全体を見ても特色のある法科大学院であり、理論と実務を架橋する教育としての実務基礎科目の教材開発には相応しい法科大学院であり、事実、相当な成果を挙げ、それに基づく適切な教育を行ってきたと考えている。しかし、法科大学院制度は３年を経過したばかりであり、いかに横浜弁護士会といえども、理論と実務を架橋する教育のための教材の作成には組織としての手は回らず、展開・先端科目などの教材作成は教員個人の努力に委ねられてきたと言わざるを得ない。

すなわち、展開・先端科目の教材は、法科大学院以前の教材と同様に、単独で作成されるか、各大学に所属する教員同士により共同で開発されているように思われる。そのほか、法科大学院発足後は実務家が共同で開発した教材も見られるようであるが、いずれにせよ、研究者教員と実務家教員との密接な協力の下に作成された教材は数少ないように思われる。しかし、本法科大学院と横浜弁護士会との関係の下にあっては、事情が異なりうる。横浜弁護士会では、弁護士の専門化の必要性を見据えつつ、既に各専門実務研究会が多数の分野にわたって活発な活動を行っているのであり、これと本法科大学院とが協力することにより、適切な教材開発の実績を展開・先端科目を中心とした、実務基礎科目以外の科目にも広げることが期待できる。

本法科大学院は、市民密着型法曹のほか、租税法務、知的財産権などを基礎とする国際企業法務という社会的需要の高い分野に強い法曹の養成を目的としており、これを、横浜弁護士会との組織的連携に基づく、理論と実務との架橋を現実に可能とするカリキュラムとスタッフによって実現することとしている。横浜得弁護士会専門実務研究会は、①倒産法、②マンション法、③金融取引法、④不動産法、⑤遺言・相続、⑥家族法などの市民密着型法曹に必要な法分野や、⑦知的財産権法、⑧独占禁止法などの専門法曹に必要な法分野に展開されており、これとの協力により教材を開発することは本法科大学院の教育をより充実させることに資することは間違いない。

（３）取組の有効性

本法科大学院は、横浜弁護士会という全国有数の弁護士会の組織を挙げての全面的な協力の下、理論と実務を架橋する教育としての実務基礎科目の教材開発には相応な成果を挙げることができたと考えている。しかしながら、このような成果は未だ実務基礎科目の教材にとどまっている。そこで、これまでの協力の形態とは異なってはいるが、弁護士会内部の研究会と本法科大学院とが協力するという形態をとることによって、展開・先端科目を中心とした実務基礎科目以外の科目に関しても、理論と実務とを架橋する教材開発が行われるが期待される。

以上のような教材開発方法ないし教材は、次のようにして教育の質の向上に繋がりうる。

① チームによる教材開発であるため、多面的な視点から適切な構成と充実した内容を確保することができる。
② 比較的短期間に成果をあげることができ、直ちに授業に活用することができる。
③ 公開授業や研究会、ＤＶＤを見ての意見申述などによって、教育実践の場での検証と改善が行われる。
④ ③と同様の方法を通じて研究者による理論的検証を加えることにより、理論と実務とを真の意味で架橋するものとすることができる。
⑤ 他の教材とは作成方法が異なるため、作成方法の比較にも役立つ。

このうち③は、授業方法の検討についての教員間のＦＤであるとともに、学生参加型ＦＤを含むものであり、それを通じて、学生に対する適切な指導を行うことができ、学生にとっても、教材の存在とあいまって、主体的学習に対する意欲を高めるものである。

教材は公表を念頭においた内容とすることとし、他の法科大学院にも積極的に活用を呼びかける。

（４）関係団体等との連携方法

本法科大学院は横浜弁護士会と組織的、全面的な連携関係の下にある。同弁護士会は、２００４年度に専門実務研究会を立ち上げ、①倒産法、②マンション法、③知的財産権法、④会社法、⑤金融取引法、⑥不動産法、⑦遺言・相続、⑧家族法、⑨インターネット法、⑩行政法、⑪独占禁止法、⑫医療過誤、の分野において活発な活動を行っている。各専門実務研究会（場合によっては、これら以外の研究会を立ち上げることも考えられる。）に本法科大学院側の教員が参加し、そこで得られた知見等を基に、これらの教員、専門実務研究会所属の横浜弁護士会会員が協力して、それぞれの分野の教材を開発することとする。

各専門実務研究会の総括は弁護士会側の研究会代表者が行うが、教材の作成に関しては当該研究会に参加した本法科大学院教員が総括する。法科大学院側の全体の総括は専攻長が行う。

研究者教員と弁護士会の専門実務研究会との連携によるため、理論と実務とを架橋した教材開発が可能となることは言うまでもないし、チームによる教材開発であるから、多面的な視点から適切な構成と充実した内容を確保することができる。また、比較的短期間に成果をあげることができ、直ちに授業に活用することができるというメリットも期待できる。

（５）取組の経過や成果等に関する情報公開の方法

本法科大学院の教員が参加する専門実務研究会については、その開催の年月日、活動内容、報告者等を本法科大学院のホームページに掲載する。開発した教材についても、一部はホームページに掲載するが、最終的には全体を公表することを予定する。

○「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（16年度～18年度）の成果の活用方法

（テーマ「法科大学院の教育内容・方法の開発・充実」の取組に申請する場合のみ記入してください。）

本法科大学院においては、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（16年度～18年度）により、「持続可能な実務教育体制と教材開発－『横浜モデルの導入』－」との事業について大学改革推進等補助金の交付を受け、教材開発等を行ってきた。これにより開発された教材は次のとおりである。

(1) 法曹倫理Ⅰ
(2) Ｈ17夏休、法曹倫理Ⅰ
(3) Ｈ17夏休、法曹倫理Ⅱ
(4) Ｈ18夏休、法曹倫理Ⅰ
(5) Ｈ18夏休、法曹倫理Ⅱ
(6) Ｈ16　民事実務演習教材①
(7) Ｈ16　民事実務演習教材②
(8) Ｈ17　民事実務演習教材
(9) Ｈ18　民事実務演習教材Ⅰ
(10) Ｈ18　民事実務演習教材Ⅱ
(11) Ｈ17　民事訴訟演習
(12) ローヤリング
(13) 刑事実務演習
(14) Ｈ17　刑事訴訟演習
(15) Ｈ18　刑事訴訟演習
(16) Ｈ16　商法演習①
(17) Ｈ17　商法演習②
(18) Ｈ16　民事要件事実・事実認定論
(19) Ｈ17　民事要件事実・事実認定論
(20) English Legal Writing
(21) 裁判員制度と刑事訴訟
(22) 民事法総合演習Ⅱ
(23) 刑事法総合演習Ⅱ
(24) 民事模擬裁判

これらの教材により、現に日々の授業が行われ、あるいは行われつつある。なお、同一名称の教材が複数挙げられていることがあるが、それは、毎年度ごとに改訂されていることを意味する。すなわち、一度作成された教材にも、毎年手が加えられ、工夫が施されているのである。なお、上記の事業を開始する際には、この事業により作成した教材を有償で配布することを計画していたが、実際に生じた事例をもとに作成した教材は、関係者が仮名であっても、事案の特性から当事者を特定することが可能になるため、プライバシー保護の観点から、教材の市販化を見送ることとした。当初から公刊を視野にいれた教材の作成が望まれ、この点は反省材料である。

専門職大学院等教育推進プログラム（平成１９年度・２０年度）

横浜国立大学法科大学院
「展開・先端科目を中心とした教材開発」
―地域弁護士会と連携して―

事業推進代表者　飯田　嘉宏（横浜国立大学学長）
事業推進責任者　岩崎　政明（同大学院国際社会科学研究科　法曹実務専攻長）

◎　補助事業の目的

横浜国立大学法科大学院における「展開・先端科目」を充実させて、本学の教育目的である「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた高度専門職業人の育成」を図るため、法科大学院における展開・先端科目のための理論と実務の架橋を十分に考慮に入れた上質の教材を提供する。

法科大学院においては、法曹として一般的に必要な専門的知識・能力を養うための法律基本科目や実務基礎科目が重視されることはいうまでもないが、社会・経済の高度化・複雑化に対処しうるための展開・先端科目を充実させる必要がある。

展開・先端科目の教材開発にあたっては、本法科大学院と横浜弁護士会との組織的・全面的な連携関係を活用し、教員と横浜弁護士会の専門実務研究会会員とによって、「活ける法」を対象とした、学生だけでなく、現役法曹にとっても有益な上質な内容の教材を企図する。

◎　補助事業の内容（２事業年度にわたる実施計画）

- 日本の主要法科大学院における採用教材の調査・収集
- 欧米等の主要法科大学院・法曹養成機関における採用教材の調査・収集
- 展開・先端科目の教育に関する他法科大学院への訪問調査
- 横浜弁護士会専門実務研究会との連携による実務事例の分析
- 教員と弁護士による教材編集
- 横浜国立大学法科大学院における作成教材の試用と学生の意見聴取
- 作成教材に関するパネルディスカッション・講演会の実施
- 作成教材に関する外部評価の実施

1．倒産法

横浜国立大学法科大学院：野村秀敏教授、伊東俊明准教授
横浜弁護士会：若田順弁護士
事業者破産、消費者破産、事業者の民事再生、個人再生の４つの事件について、各種手続、債権、担保権、否認権等の取扱いに関する事例作成と分析の教材。

2．不動産法（不動産登記法等を含む）

横浜国立大学法科大学院：今村与一教授、高橋寿一教授、（佐藤純通司法書士）
横浜弁護士会：立川正雄弁護士
不動産概念、不動産取引に係る私法原理、不動産取引における専門家の関与、取引業規制、土地の種類に応じた法規制、建物に係る行政法規制等に関する教材。

3．家族法（扶養・後見・介護・ジェンダーを含む）

横浜国立大学法科大学院：奥山恭子教授、君塚正臣教授、関ふ佐子准教授
横浜弁護士会：川島志保弁護士
家族と人権（男女平等権、アファーマティブ・アクション等）、家事事件とジェンダー（離婚・子供・高齢者をめぐる家事紛争）、法曹実務家の関与方法等に関する教材。

4．金融取引法・消費者法

横浜国立大学法科大学院：川島清嘉教授、大澤康孝教授、渡邉拓准教授
横浜弁護士会：石戸谷豊弁護士
消費者契約法、製造物責任法、特定商取引法・割賦販売法、金融商品取引法等の適用問題、多重債務者問題、集団大量消費者被害問題等に関する事例作成と分析の教材。

5．知的財産権法

横浜国立大学法科大学院：岸本織江准教授、美勢克彦弁護士、伊藤眞弁護士
横浜弁護士会：中道徹弁護士
特許出願の出願経過に関する分析教材、著作権裁判例における証拠資料の収集に関する分析教材、著作物をめぐる紛争課程に関する教材。

6．環境法

横浜国立大学法科大学院：加藤峰夫教授＋環境省関係者
環境法の特色・基本原則、環境対策の法的手法、環境法の争訟方法に関する教材

7．租税法（所得課税法）

横浜国立大学法科大学院：岩崎政明教授、川端康之教授、吉村政穂准教授＋税理士
各種取引に応じた所得分類、収入金額・益金、必要経費・損金、損失の取扱い等の主要問題につき、制度制定の沿革や基因となった裁判等から分析する教材。

2　優れた点及び改善を要する点等

①授業の方法やその内容、教材など多角的な観点から、教育を受ける側の学生の声を汲み上げ、教員の側が謙虚に耳を傾けるべき諸点について整理分析し、個々の授業科目の担当者のみならず、全教員スタッフがその成果を共有するように努めていること。

②前後学期とも学期末の学生アンケートのほか学期中の中間アンケートを実施し、授業にかかわる問題点を担当教員自身ができるかぎり早期に発見し、早期に解決する方策を講じていること。

③学期中の中間アンケートにより学生から寄せられた要望・意見については、その後直ちに担当教員に伝達するとともに、授業改善計画書を提出することとして、学期途中での授業改善に組織をあげて具体的に取り組んでいること。

④専門職大学院等教育推進プログラムによる補助金を得て、地元弁護士会とも連携しつつ、「『展開・先端科目を中心とした教材開発』プロジェクト」に取り組んでいること。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

該当なし。

第６章　入学者選抜等

１　基準ごとの分析

６－１　入学者受入

基準６－１－１
公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準６－１－１に係る状況）

本学法科大学院は、法律専門職を志望する者にとって、公平な機会が与えられるよう、広く門戸を開放し、多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れることを基本方針としており、これを、公平性、開放性、多様性という３つの基本理念（アドミッション・ポリシー）として、広く一般に公表している（【別添資料Ｉ】法科大学院パンフレット、参照。【解釈指針６－１－１－２】）。

具体的な公表手段は、横浜国立大学法科大学院のパンフレット、ホームページ、入学試験に係る学生募集要項などであるが、公表にあたっては、公平性、開放性、多様性という基本理念を示すだけでは抽象的であるため、これをわかりやすく表現して、「入学を希望する学生は出身学部が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとにかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています」としている。

入試委員会としては、この基本理念を、パンフレットの他にも、法科大学院入試説明会、ホームページや学生募集要項に必ず記載することにより、本学法科大学院の入学志願者および一般に対して周知するようにしてきている（【資料６－１－１－１】入試情報（説明会のお知らせ）、【資料６－１－１－２】法曹実務専攻案内、【資料６－１－１－３】国際社会科学研究科法律系ホームページ、【別添資料ＸＸⅨ】パンフレット送付先リスト参照）。

上記のアドミッション・ポリシーを実現するために、本学法科大学院では、入学者受入に際して、入試委員会および広報委員会を中心に活動して、入学試験に際しては、A 日程・B 日程とも「入学試験実施要項」を作成し、責任ある実施体制を組織している（【資料６－１－１－４】入学試験実施要項参照。【解釈指針６－１－１－１】）。

Yokohama International and Business Law　English　Site Map　お問い合

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

入試情報

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科 法律系専攻

▶博士課程前
▶博士課程後
▶法科大学院

法科大学院　説明会のお知らせ

説明会のお知らせ

本専攻では、法科大学院について、下記の3回にわたって説明会を開催いたします。どなたでも無料でご参加いただけます。多数のご参加をお待ちしております。

[平成20年度法科大学院説明会]

第1回説明会

●日時：7月7日(月) 17:30～19:30

●場所：本学教育文化ホール　大集会室(※1)

●内容(予定)：

1. 法曹実務専攻長挨拶
2. 履修カリキュラムについて
3. 入学試験について
4. 理論と実務の架け橋
5. 在学生の声
6. 質疑応答

第2回説明会

●日時：8月2日(土) 14:00～16:00

●場所：本学大学会館4階　会館ホール（※2）

●内容(予定)：

1. 法曹実務専攻長挨拶
2. 履修カリキュラムについて
3. 入学試験について
4. 理論と実務の架け橋
5. 在学生の声
6. 質疑応答

第3回説明会

●日時：日時：9月25日(木) 18:00～19:45

●場所：ランドマークタワー25階　ビジネスサポートフロア
横浜市西区みなとみらい2-2-1
（みなとみらい線　みなとみらい駅徒歩3分）

●内容(予定)：

1. 法曹実務専攻長挨拶
2. 履修カリキュラムについて
3. 入学試験について
4. 理論と実務の架け橋
5. 在学生の声
6. 質疑応答

<アクセス>

※1　キャンパスマップ74番（正門の左下）
※2　キャンパスマップ78番（多目的運動場の左上）

本学へのアクセスは▶大学ホームページをご参照ください。

キャンパスマップはこちらです。
→→▶http://www.ynu.ac.jp/access/img/map10.jpg

＊横浜ランドマークタワー25F＊
横浜市みなとみらい2－2－1
・電車：桜木町駅(JR線・横浜市営地下鉄線)から動く歩道で徒歩5分
ランドマークタワーのオフィスエントランス1F・3Fより
C・Eエレベーターをご利用ください。
みなとみらい駅(みなとみらい線)から徒歩3分
クイーンズモール→ﾗﾝﾄﾞﾏｰｸﾌﾟﾗｻﾞへ進み、1F・3Fのオフィス棟より
C・Eエレベーターをご利用ください。
・車　：首都高速みなとみらいランプより1分

☆ランドマークタワーへのアクセスについて詳しい情報は こちらから▶

出典：法科大学院ホームページ

資料６－１－１－２　法曹実務専攻案内

４．法曹実務専攻案内

Ⅰ　本学法曹実務専攻の特徴

１．法学部を擁しない独立したロー・スクール

本専攻は、法学部を有しない大学院で、大学院国際社会科学研究科の一つの専攻として設置されました。法学部などの学部に所属するいわゆる学部兼担の教授はいません。これは、他大学の法科大学院構想と比較しても珍しいものですが、わが国が制度の導入にあたってモデルの一つとした、アメリカ合衆国のロー・スクールに最も近い形態だということもできます。本専攻の教員は、研究者教員、実務家教員ともに、法曹実務教育に専念して法学教育にあたります。入学を希望する学生には、出身学部が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとにかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

２．徹底した少人数指導体制

本専攻は、入学定員５０名（一学年）に対して専任教員が２４名です。この専任教員の比率は、文部科学省が定める設置基準を大幅に上回るものです。その中には、法学部を擁する大学の法科大学院の多くに見られるような学部兼担教員は含まれていません。また、本学所属の法律系教員が兼担する科目も多数用意し、専任、兼担をあわせれば、本学の約４０名の法律系教員・実務家教員が、本専攻での教育にあたっています。

授業によっては、この５０人をさらに複数のクラスに分割し、できる限り少人数のクラス編成とします。また、アカデミック・アドバイス制度による勉学方法・進路目標の設定や、習熟度に応じた５人から７人程度の学生に対するチュートリアルを実施するなど、きめ細やかで手厚い学習指導の仕組みを用意しています。

３．実務家教員の充実～実務家との高度な連携

本専攻は、横浜弁護士会の全面的な協力を得ることになりました。

横浜弁護士会と本学の間では、すでに過去数年間にわたり、精力的に多面的な協議を重ねて参りました。現在、横浜弁護士会からは、専任教員として３名の弁護士の派遣を受けているほか、みなし専任教員並びに非常勤教員として複数名の弁護士の派遣の協力を得ています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。横浜弁護士会という本学にとって地元の弁護士会との密接な協働は全国的にも珍しいものであり、また、実務教育として望ましいものでもあります。

実務教育の内容についても、横浜弁護士会は教材開発・教授法について専門チームを組織し、本学教員との間で、教育内容の具体的な提携作業を行っています。

その他、本学が神奈川県下の法学実務教育の拠点となることの重要性から、裁判所・法務省からも、実務家教員の派遣などについて、充実した内容の協力を受けています。さらに、知的財産法などの分野でも、文部科学省などから教員が派遣されています。

４．特色ある法曹の養成

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会のさまざまな分野で質の高い法的サービスを提供することができる法曹の養成が求められています。本専攻では、このような社会的要請に応えるため、税務（租税法務）、国際企業法務、市民密着型法務、などの履修モデルを用意し（開講科目一覧および履修モデル参照）、知的財産

出典：平成 20 年度募集要項Ｐ12-13

資料６－１－１－３（１）　国際社会科学研究科法律系ホームページ

法科大学院

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科 法律系専攻

専攻紹介・挨拶　バックアップ
カリキュラム　教員＆学生
教員紹介　外部評価概
FAQ

専攻紹介・挨拶　法科大学院の特色

特色

多様なバックグラウンドの人材を育てる

横浜国立大学には法学部がないものの、従来から、経済学部の経済法学科（現「経済システム学科・法と経済コース」）での法学教育に加え、法律系大学院を有し、ここに社会人や留学生を含む多くの非法学部出身者を受け入れて専門法学教育を行ってきました。その伝統を生かし、入学を希望する学生には、出身学部が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本大学出身か否かといった点や社会人経験の有無にかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

幅広い知識を有する法曹実務家を養成

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会の様々な分野で質の高い法的サービスを提供する事ができる法曹の養成が求められています。本専攻では、このような社会的要請に応えるため、多くの先端・展開科目を用意しています。

また、法律系のもう一つの専攻（国際関係法専攻）など、他専攻の科目をとる事によって、幅広い知識・多面的な視点を会得できるだけでなく、希望すれば他専攻の学生や留学生との交流もしやすい環境になっています。

専任スタッフが徹底ケア

本専攻は、1学年50名の学生に対して24名の専任教員が、また、本学法律系の兼任教員を合わせれば、合計約40名の教員が、教育にあたっています。授業によっては、50名を複数のクラスに分割し、少人数編制をとっています。

また、習熟度に応じてチュートリアルを実施するほか、3名の専任教員によるアカデミックアドバイス・チームも結成し（チームあたり1学年につき学生5名程度）、勉強方法や進路・履修に関して、きめ細やかな対応をしています。さらに専任教員は、週2回、オフィスアワーを設け、質問・相談に応じています。

教員の充実 ― 実務家との高度な連携

法科大学院設立にあたっては、横浜弁護士会との間で多面的な協議を重ね、その全面的な協力を得ています。現在、専任教員2名のほか、客員教授や非常勤教員として複数名の弁護士が派遣されています。いずれも、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。さらに、裁判所・法務省からも実務家教員が派遣されています。

実務教育の内容に関しては、横浜弁護士会に教材開発・教授法についての専門チームが組織され、本学教員との間で、具体的な提携作業を行っています。また、横浜弁護士会所属の法律事務所で実施されるローヤリング（弁護士業務と裁判外解決の技法）などの実務科目も用意されています。

法曹を目指す若者へ　横浜弁護士会会長　山本一行

横浜弁護士会は、創立127周年を迎え、会員数890余名を要する全国屈指の弁護士会であり、従来、最高裁判所司法研修所の刑事及び民事の各弁護教官を始め、多数の法科大学院に教員を送り出すなど、法曹実務教育に熱心に取り組んできました。

とりわけ、横浜国立大学法科大学院とは、その設立準備段階から緊密な協力体制を取り、横浜の地から優秀な法曹を排出すべく努力してきた経緯があります。もちろん、当会が送り出した教員は、充分な実績と経験を積んだ実務家であるばかりか、元司法研修所民事弁護教官など、いずれも法曹教育に熱意のある優秀な弁護士が選任されている事は言うまでもありません。また当会では、エクスターンシップの機会等を通じ、学生の皆さんが法廷活動や法律相談などの弁護士実務に直接触れてもらえるように工夫しています。私達は、皆さんが立派な法曹実務家となれるよう会を挙げて応援していくつもりです。

資料６－１－１－３（２）　国際社会科学研究科法律系ホームページ

法科大学院　横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 法律系専攻

専攻紹介・挨拶　カリキュラム　教員紹介　バックアップ体　教員＆学生の　外部評価概要　FAQ

専攻紹介・挨拶　専攻紹介　専攻紹介

法科大学院の概要

(1)設立の経緯

横浜国立大学は、新制大学として設置されて以来、横浜国大、国大、横国と愛称され、神奈川県下で唯一の国立大学として経済学部に経済法学科を置き、全国から優れた学生を集め優秀な人材を供給してきました。

1990年、本学に、社会科学系専攻としては全国に先駆けて、独立大学院である、大学院国際経済法学研究科（修士課程）が創設されました。この研究科では、法学部出身者・非法学部出身者を問わずに広く門戸を開き、また、内外の学生や社会人をも積極的に受け入れ、高度な専門的知識を有する法律専門家や国際開発協力の専門職業人の養成を行い、高い社会的評価を得てきました。それは、1999年に、博士課程後期課程を有する国際社会科学研究科へと他研究科とともに発展改組されましたが、法曹界を始めとする各界から、本学に法科大学院が設立されることにより、実務法曹養成の一つの拠点となることが大いに期待されてきました。

そして2004年4月、本学の法科大学院は、この独立大学院を母体に、法曹実務専攻(専門職学位課程)として開設されました。

今日、司法制度改革の一環として設立された法科大学院は、従来の法学部教育の単なる延長線上にあるのではなく、法曹養成に特化した法学教育が求められています。国際経済法学研究科以来の本学大学院での法学教育は、先端分野の高度な知識の習得を目指すものですが、非法学部出身者や社会人に広く門戸を開いて、法律知識を有するこれらの専門的職業人の養成について実績を重ねてきたという点で、今日の法科大学院の構想を先取りしてきたということができます。また、これまでの各種の先端分野での教育は、法科大学院での教育においても、特色のある法曹の養成に活かされていきます。

▶ Page To

(2)本学法科大学院の特徴

①法学部を擁さない独立したロー・スクール

本学法科大学院は、法学部を有しない大学院で、大学院国際社会科学研究科専門職学位課程法曹実務専攻として設置されました。

法学部などの学部に所属するいわゆる学部兼担の教授はいません。これは、他大学の法科大学院構想と比較しても珍しいものですが、わが国が制度の導入にあたってモデルの一つとした、アメリカ合衆国のロー・スクールに最も近い形態だということもできます。法科大学院の教員は、研究者教員、実務家教員ともに、法曹養成教育に専念して法学教育にあたっています。

入学を希望する学生は出身学部が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとにかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

資料６－１－１－３（３）　国際社会科学研究科法律系ホームページ

②徹底した少人数指導体制

本学の法科大学院構想では、入学定員50名（一学年）に対して専任教員は24名です。

この専任教員の比率は、文部科学省が定める設置基準を大幅に上回るものです。これら専任教員には、法学部を擁する大学の法科大学院の多くに見られるような学部兼担教員は含まれていません。また、大学院国際関係法専攻所属の教員が兼担する科目も多数用意し、専任、兼担をあわせれば、本学の約40名の法律系教員・実務家教員が、法科大学院での教育を担当しています。

授業によっては、この50人をさらに複数のクラスに分割し、できる限り少人数のクラス編成とします。また、アカデミック・アドバイス制度による、勉学方法・進路目標の設定や、習熟度に応じた5人から7人程度の学生に対する、チュートリアルを実施するなど、きめ細やかで手厚い学習指導の仕組みを用意しています。

▶ Page To

③実務家教員の充実～実務家との高度な連携

本学の法科大学院は、横浜弁護士会の全面的な協力を得て、法曹養成教育を実施しています。

横浜弁護士会と本学の間では、数年間にわたる精力的で多面的な協議を重ねた結果、横浜弁護士会から、専任教員（教授）として3名の弁護士の派遣を受け、法曹実務客員教授並びに非常勤教員として10名の弁護士の派遣の協力を得ています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。横浜弁護士会という本学にとって地元の弁護士会との密接な協働は全国的にも珍しいものであり、また、実務教育として望ましいものでもあります。弁護士会の協力によって、エクスターンシップなど充実した実務教育も実施されます。

実務教育の内容についても、横浜弁護士会は教材開発・教授法について専門チームを組織し、本学教員との間で、教育内容の具体的な提携作業を進めてきており、今後教育に反映されていきます。

その他、本学が神奈川県下の法学実務教育の拠点となることの重要性から、裁判所・法務省からも、実務家教員の派遣などについて、充実した内容の協力を得られることが決まっており、一部については間もなく決まる見通しです。

さらに、知的財産法などの分野でも、実績のある専門の弁護士を法曹実務客員教授として迎えるとともに、文部

資料６－１－１－３（４）　国際社会科学研究科法律系ホームページ

科学省からも専任教員が派遣されています。

④特色ある法曹の養成

法科大学院が全国的に設立される趣旨は、国民にとって親しみやすい法律制度を形成するために、法曹人口を飛躍的に増加させることにあります。このことは、逆に、弁護士などの法律家にとっては、競争が激化することを意味します。そのため、法科大学院には、この競争に打ち勝っていく特色のある法律家の養成が求められます。

本学では、このようなニーズに応えるため、租税法務、国際企業法務、市民密着型法務、などの履修モデルを用意し(一▶開講科目一覧・▶年次配当表・▶履修モデル参照)、知的財産法、経済法、国際経済法、消費者保護法、環境法、租税法、国際租税法などの法分野について高度な専門知識を習得できるようにしています。

いわゆる法曹のうち、在野法曹としての弁護士は、自らの法的資質と良心に従い、未成年者や高齢者、一般市民などの法的弱者保護の役割を担う、法治国家における重要な存在であることはいうまでもありません。本学法科大学院においても、そのような在野法曹として、刑事弁護や民事調停などの市民の法律需要に的確に応ずることのできる専門家を養成することを目標としています。

また、今日の経済社会の発展に伴い生起している複雑な取引構造を理解し、企業家の法律遵守を先導することのできる法曹としての弁護士も、ビジョンとして想定しています。後掲の履修モデルでは、これらの専門家像を現実のものとするための履修科目案を示しています(なお、これらの履修モデルは、学科やコースといった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎません。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特性、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、そのような観点からのアドバイスも行っています)。

▶ Page To

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

Copyright (c) 2004 Yokohama National University. All rights re

資料６－１－１－４（１）入学試験実施要項

2007年11月19日版

平成20年度（2008年度）

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

法曹実務専攻（法科大学院）

入学試験実施要項
（Ａ日程）

●各試験日集合時刻

	分担等	集合時刻
１１月２４日(土) 第２次選抜(小論文試験)	本部詰	１１：００
	本部詰以外教職員	１２：００
１２月１５日(土) 第３次選抜(面接試験)	本部詰	８：００
	警　備	８：２０
	面接委員・廊下立番	８：４５

※ 集合場所はいずれも試験場本部（国経法棟３０５室）

資料６－１－１－４（２）入学試験実施要項

2008年1月21日版

平成20年度（2008年度）

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

法曹実務専攻（法科大学院）

入学試験実施要項
（Ｂ日程）

● 各試験日集合時刻

	分担等	集合時刻
２月２日(土) 第２次選抜(論述試験)	本部詰	８：１５
	本部詰以外教職員	８：４５
２月１６日(土) 第３次選抜(面接試験)	本部詰	８：００
	警　備	８：２０
	面接委員・廊下立番	８：４５

※ 集合場所はいずれも試験場本部（国経法棟３０５）

基準６－１－２
入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準６－１－２に係る状況）

（基準６－１－１に係る状況）において述べたアドミッション・ポリシーを実施するために、本学法科大学院では、入学者受入に際して、入試委員会を中心に活動して、入学試験に際しては、A 日程・B 日程とも「入学試験実施要項」を作成し、責任ある実施体制を組織している（【資料６－１－１－４】平成 20 年度（2008 年度）法曹実務専攻入学試験実施要項〔前出 110-111 ページ〕参照）。具体的には下記の通りである。

本学法科大学院の入学者選抜においては、すべての志願者に対し、選抜に際して法律専門科目の試験は課さずに、法律専門職に必要とされる潜在的な資質を正当に評価するという観点から、大学入試センター適性試験（平成 19 年度入試からは日弁連法務研究財団による適性試験との選択を認めることとした。以下、本章における適性試験に関する記述に関して同様。第１次選抜）のほか、小論文試験（第２次選抜。論理的思考能力および文書表現力を見るための試験）、面接（第３次選抜。法曹志望理由書および社会活動歴特記事項を重視）により合格者を選抜した。また、個別入試において法律の知識を問わないという方針の下、既修者認定試験は合格手続者確定後にこれを行うこととした。この結果、平成 16 年度入試においては、法学部出身者と非法学部出身者の割合も 27 人対 28 人となって、本学の特色を十分に実現することができた。しかし、反面、現役対社会人の比率が 20 名対 35 名となり、現役生にとっては当初想定以上に不利な状況が生じてしまった。また、法学既修者としての短期修了者用クラスを編成するための適正な人数として当初 15 名程度を予定していたところ、既修者認定試験に合格する力を有する者がかなり少なく、ようやく 11 名の合格者を出すにとどまった（【別紙様式２】学生数の状況参照）。

入試委員会としては、これらの入試結果は、個別入学試験において、小論文試験と社会活動歴等の任意提出書類への考慮が重視されすぎたことに原因があるのではないかと分析し、平成 17 年度入試においては、本大学院の基本理念（公平性、開放性、多様性）をより的確に実現するため、適正規模の現役生や法学既修者数を確保できるよう、入試方法を次のように見直すこととした。すなわち、平成 17 年度入試においては、入試時期を２回に分け、A 日程と B 日程を設けた。A 日程入試は平成 16 年 12 月において、募集人員を 40 名とし、平成 16 年度入試と同一の選抜方法により実施することにより、社会人や非法学部出身者に対する開放性を維持することとした。これに対して、B 日程入試は、平成 17 年２月に、募集人員を 10 名として行った。この時期に入試を行うこととした理由は、現役生にとって法科大学院の入試試験が競争上不利にならないように大学における授業や定期試験が一般に終了している時期を選択したためである。入学試験の方法は、大学入試センター適性試験、個別入試として、法律科目試験（憲法、民法、刑法。かつては行政法も課していたが廃止した）

および面接とした。そして、B 日程入試における法律科目試験は、A 日程入試合格者に対する既修者認定試験と同時に、同一科目・同一配点で行い、法学既修者は、A日程入試合格者およびB日程入試合格者の中から、同一基準により選抜することとした。この結果、平成 20 年度入試における入学者データによれば、法学部出身者と非法学部出身者の割合は、31 人対 19 人であるものの、「文部省告示 53 号による社会人等」該当者と「文部省告示 53 号による社会人等」非該当者の割合は、23 人対 27 人となった。合格者数では、これらは、41 人対 21 人と 29 人対 33 人である（【別紙様式２】学生数の状況、【資料６－１－２－１】平成 20 年度（2008 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要参照）。

平成20年度（2008年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要

	A日程	B日程	計
募集人員	40	10	50
出願者	403	165	568
第2次選抜合格者	105	30	135
最終合格者	47	15	62
入学者	38	12	50

最終合格者内訳

1. 出身大学

出身大学名	A日程	B日程	計
慶應義塾大学	9	1	10
東京大学	5	3	8
早稲田大学	4	4	8
中央大学	3	1	4
横浜国立大学	3	0	3
明治大学	3	0	3
京都大学	1	2	3
筑波大学	1	1	2
一橋大学	1	1	2
金沢大学	2	0	2
青山学院大学	1	1	2
学習院大学	2	0	2
上智大学	1	1	2
津田塾大学	2	0	2
北海道大学	1	0	1
岩手大学	1	0	1
お茶の水大学	1	0	1
静岡大学	1	0	1
東京都立大学	1	0	1
東京理科大学	1	0	1
明治学院大学	1	0	1
立教大学	1	0	1
神戸商科大学	1	0	1
			0
			0
計	47	15	62

2. 性別

	A日程	B日程	計
男	26	14	40
女	21	1	22

3. 出身学部・年齢構成

出身学部		A日程 年齢構成 20代	A日程 年齢構成 30代	A日程 年齢構成 40代～	A日程 計	B日程 年齢構成 20代	B日程 年齢構成 30代	B日程 年齢構成 40代～	B日程 計	計 年齢構成 20代	計 年齢構成 30代	計 年齢構成 40代～	計 計
法学	法学部	25	3	1	29	9	2	1	12	34	5	2	41
	（うち「告示53号社会人等」該当者）	(1)	(3)	(1)	(5)	(1)	(1)	(1)	(3)	(2)	(4)	(2)	(8)
非法学	社会科学系学部	6	1	1	8	1	1	0	2	7	2	1	10
	人文科学系学部	3	2	0	5	0	1	0	1	3	3	0	6
	自然科学系学部	4	1	0	5	0	0	0	0	4	1	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		38	7	2	47	10	4	1	15	48	11	3	62
（うち「告示53号社会人等」該当者）		(14)	(7)	(2)	(23)	(2)	(3)	(1)	(6)	(16)	(10)	(3)	(29)

4. 職種
国家公務員、地方公務員、民間企業、法律事務所、その他

基準６－１－３
法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準６－１－３に係る状況）

本学法科大学院は、学生募集要項、ホームページ等で、「入学を希望する学生には出身大学が法学部であると非法学部であるとにかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとにかかわらず、誰に対しても広く門戸を開き」、また「多様な社会的経験を有する者を積極的に受け入れる」旨、公表してきている。

自校出身者の合格者は、別紙様式２の示すように、平成 16 年度以降、１ないし３名で推移してきており、平成 20 年度入試においても、合格者 62 名・入学者 50 名中の３名に留まっている。また、合格者の出身大学を見ても、出身大学は多様であって、特定の大学に集中していない（【別紙様式２】学生数の状況、【資料６－１－２－１】平成 20 年度（2008 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要〔前出 114 ページ〕参照）。【解釈指針６－１－３－１】。

なお、本学法科大学院は、寄付等の募集は行っていない。【解釈指針６－１－３－２】

基準６－１－４
入学者選抜に当たっては，法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準６－１－４に係る状況）

本学法科大学院における入学者選抜においては、まず、法律専門職に必要とされる潜在的な資質を正当に評価するという観点から、法科大学院適性試験の成績を考慮した第１次選抜を行うこととしている。

この第１次選抜合格者に対して、本学法科大学院の個別入試を行う。第１次選抜合格者および個別入試の内容は、以下のとおりである。

まず、A 日程については、第 1 次選抜(書類選抜)を実施して、A 日程募集人員の 10 倍、すなわち 400 人程度を選抜する。選抜の方法は、法科大学院適性試験および出願書類(「入学願書」「志願者申告書 A・B」「社会活動歴に関する文書」)を判断材料とする。その際、とりわけ法学分野以外の専門的知識・経験を重視する（【資料６－１－４－１】入学願書参照)。

次に、第２次選抜において小論文試験を課し、また第３次選抜では、面接を課している。小論文試験においては、法曹としての論理的思考力および文章表現力の資質を見ることを重視し、かなりの読解力を必要とする書籍の中から出題している。小論文問題は、ホームページ上に過去問題として公表している。採点にあたっては、独創性よりは、論理力の優劣を重視している（【別添資料ＸＸＸ】入学試験問題参照)。

他方、面接に際しては、必須出願書類として、「法曹を志望する理由」と「法曹適性に関する自己評価」を 1000 字程度で記載した「志願者申告書」(前述)に基づき質問を行い、単なる夢や理想といった抽象的な回答ではなく、正確で具体的な自己分析に基づく法曹としての自己評価を論理的に回答できるかどうかを測定することとしている。さらに、社会人の出願者については、「社会活動歴」(前述)とその証明書類の提出を求め(任意)、出願者の自己分析・自己評価を証明する手段として利用し、面接評価に客観性をもたせるように配慮している。【解釈指針６－１－４－１】

上記から明らかなように、法学未修者の入学選抜において、旧司法試験の短答式試験または論文試験の合格実績、法学検定試験の合格など法律の知識に関する能力を加点事由とはしていない。

既修者認定試験および B 日程入試においては、憲法、民法、刑法の試験を行い。上記の３科目すべてについて合格点に達した者について、当該科目の単位を認定し、24 単位の単位認定を受けることができる者を、いわゆる既修者として、短期修了を認める制度としている。このような既修者認定制度は、学生募集要項に掲載して周知徹底を図っている。【解釈指針６－１－４－１】

資料６－１－４－１　入学願書

様　式　１

仮受験番号	※	受験番号	※

平成20年度（2008年度）横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
法曹実務専攻（法科大学院）　入 学 願 書（Ａ日程）

横浜国立大学長　殿

ふりがな		性別	男　女
氏　名			
生年月日	年　月　日（満　歳）		
国　籍			

写　真
1．4㎝×3㎝
2．脱帽・上半身
3．出願前３ヶ月以内に撮影したもの
4．受験票と写真票に貼付するものと同じもの
5．写真裏面に氏名を記入すること

貴学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻に入学したいので、
所定の書類を添えて出願いたします。

現住所	〒 電話（　）　－
上記以外の連絡先	〒 電話（　）　－
入学資格	年　月　日 大学　学部　学科　卒業・卒業見込
法学既修者認定試験（○で囲む）	受験を希望する　・　受験を希望しない

履　歴　事　項　等

	入学年月日	卒業年月日	学　校　名（大学等から記入）
学歴	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	

	入社年月日	退社年月日	勤　務　先　名
職歴	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	

賞罰	

裏面も記入すること

出典：平成20年度募集要項

基準６－１－５
入学者選抜に当たって,多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準６－１－５に係る状況）

本学法科大学院の入試においては、必須出願書類の一つである「志願者申告書」に付随する任意提出書類として、「社会活動歴」証明書の提出を認めている（【資料６－１－５－１】社会活動歴特記事項参照）。「社会活動歴」とは、学校や職場をはじめとする社会生活のさまざまな場面で自己の能力を高め、場合によってはその能力を社会に向けて発揮する機会となった個人の経歴（これまでの一例を挙げれば、障害児教育サークルでの経験を元に、教育分野での弁護士活動を希望する者など）を意味する。その書類が添付された出願者については、第１次選抜から、面接を経て、合格者の決定に至るまでの過程において、かかる書類を総合評価の重要な資料として位置づけている。本学の志望者データからすると、次に述べるように、非法学部出身者や社会人（本学における定義は、「社会人」とは、１年以上の実務経験を有する者（常勤に限り、実務の種類は問わない）を指す）の割合が多いことからして、この本学法科大学院の入試方法の意図は相当程度周知されていると解される。

直近の平成 20 年度入試における志望者データによれば、「告示 53 号社会人等」該当者：「告示 53 号社会人等」非該当者の割合が 255 人対 313 人であり、さらに合格者データによれば、「告示 53 号社会人等」該当者：「告示５３号社会人等」非該当者の割合は、29 人対 33 人であった。なお、社会人の職種は、国家公務員、地方公務員、民間企業、法律事務所等である（【資料６－１－２－１】平成 20 年度（2008 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要〔前出 114 ページ〕参照）。【解釈指針６－１－５－１】【解釈指針６－１－５－２】

上記の数字から明らかなように、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を修了した者または実務等の経験を有する者の占める割合が３割を上回っている。【解釈指針６－１－５－３】

【解釈指針６－１－５－４】については、該当なし。

資料６－１－５―１　社会活動歴特記事項

社会活動歴特記事項

（記入上の注意）
この欄は、募集要項５ページの「★社会活動歴について★」および志願者申告書（A・B）作成要領（申告書冒頭）を参照のうえ、簡潔に記入すること。

（記入例）
① 平成○年○月○日　一級建築士免許取得。
○○○建築設計事務所勤務（期間　平成○年○月○日～平成○年○月○日）
② ……

①

②

③

任意提出書類一覧

募集要項５ページの「任意提出書類」を提出する場合は、この欄に書類名を記入すること。

○ 財団法人日弁連法務研究財団法科大学院統一適性試験（いずれかに○を）　受験した ・ 受験していない

①

②

③

以上、相違ありません。

年　月　日

署名

※印欄（表面）は記入しないこと

出典：平成 20 年度募集要項

６－２　収容定員と在籍者数

基準６－２－１
法科大学院の在籍者数については，収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準６－２－１に係る状況）

本学法科大学院の定員は、50名であるところ、別紙様式２「学生数の状況」に示すように、平成16年度においては、入学者は55名、このうち１年次在籍者数（法学未修者）44名、２年次在籍者数（法学既修者）11名である（ただし、実際には休学者５人がでたため、入学者実数は結果的に定員と同じ50名となった（【解釈指針６－２－１－１】【解釈指針６－２－１－２】）。いずれの人数も、当初想定されていた未修者数・既修者数に近かったため、適正な教育を実施できる規模であった。

かかる状況は、別紙様式２から明らかなように、その後も基本的には継続して折り、直近の平成20年度入試においては、入学者は50名、このうち１年次在籍者数（法学未修者）41名、２年次在籍者数（法学既修者認定者数）９名である（ただし、実際には休学者１人がでたため、入学者実数は49名となった。【解釈指針６－２－１－２】）。これは、別紙様式２から明らかなように、平成19年度入試においては、歩留率の読み違いから入学者が59名に達したため、平成20年度入試では、合格者を最小限度に抑えて、入学辞退者が出た場合には、追加合格で対処するという手法を採用したためである。本学では、このような手法を講じることを通じて、在籍者が収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにしている（【解釈指針６－２－１－２】）。

休学者の数とその理由は、【別添資料ＸＸＩ】（平成19年度休学者数）記載のように、平成20年５月１日現在で７名となっている。休学理由は、「学費支弁困難」が最も多く、かつては「勤務の都合」（具体的には、社会人入学生において予定していた退職・休職が困難となった場合等）もあった。他方、留年者は、【別添資料ＸＸ】（平成20年度留年者数）記載のように、同じく平成20年５月１日現在で10名となっている。別紙様式２における在学者数153名は、これらの数を含んだ数字である（【解釈指針６－１－１－３】）。

基準６－２－２
入学者受入において，所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準６－２－２に係る状況）

平成 20 年度入試においては、50 名の定員のところを、まず A 日程入試により 40 名を募集し、B 日程入試により 10 名を募集したところ、A 日程入試においては、403 名の志望者があり、このうち 400 名が第２次選抜を受験し（第１次選抜実施志望者数未満であったため、第１次選抜を行わなかった）、105 名を合格者とした。この合格者のうち、103 名の者が第３次選抜を受験した。第３次選抜の受験欠席者が極めて少なく、また面接において本学を第１次志望とする者が多かったことから、47 名の合格者を発表したところ、入学手続者は予想通り 41 名の者が入学手続をした。B 日程入試においては、志願者を募集した結果、165 名の志望者があり、この内第 1 次選抜(書類選考)によって、105 名を選抜した。このうち 103 名が第２次選抜を受験し、30 名が合格した。この合格者全員が第３次選抜を受験し、12 名の最終合格者を発表したところ、９名が入学手続を行った。しかし、この間、A 日程の入学手続者の中から入学辞退者が出たため、追加合格を実施し、結果として、平成 20 年度入試においては、A 日程・B 日程合計で 50 名の者が入学者として確定した（【資料６－１－２－１】平成 20 年度（2008 年度）法曹実務専攻入学試験結果の概要〔前出 114 ページ〕参照。【解釈指針６－２－２－１】）。

法科大学院の入学希望者は、複数の法科大学院を受験する傾向があるため、どの法科大学院においても合格手続率が読みにくい状況にあるといわれている。また、多くの法科大学院で定員割れの結果が生じている。本学においても、受験者動向を分析することにより、引き続き適正な合格手続率を見極めることができるよう努力することとしているが、これまでのところ、本学法科大学院においては、定員を確実に充足しており、かつ、定員と入学者が１割程度の増加誤差しかない結果となっている。

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①本学法科大学院の入学者選抜は、開放性、公平性、多様性を旨とするアドミッション・ポリシーに照らして、適正に行われてきており、非法学部出身者及び社会人の比率が相対的に高くなっていて、現状ではおおむね順調に進捗してきていると評価している。

②入学手続者の数も、定員を必ず確保しているとともに、学生定員に極めて近似の数を達成してきていることから、入学者に対する教育活動も当初計画どおりに実施することができている。

③適性試験の他、第２次選抜において小論文試験を課し、また面接を重視することにより、学生の適性を多面的総合的に評価することが可能となっている。また、社会人の出願者については「社会活動歴」の申告を認めて多様な能力評価を促進している。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

① 平成 17 年度入試において、A 日程合格者からの入学者の獲得が当初の予想を下回った結果、個別入試において法律科目の試験を課す B 日程入試の実施もあいまって、合格者総数のうち、法学関係の学部出身者の数対法学関係以外の学部出身者の数の割合が 40 名対 13 名の比となってしまった。これに対処すべく導入された B 日程入試の新設は、現役学生に対する競争上不利な状況を改善することには有効であった。

第７章　学生の支援体制

１　基準ごとの分析

７－１　学習支援

基準７－１－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，また，教育課程上の成果を上げるために，各法科大学院の目的に照らして，履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準７－１－１に係る状況）
履修指導としては、次のことを実施している。

①　入学前の事前指導（【資料７－１－１－１】入学前閲読推薦図書案内参照）
これは、学期開始当初から予習を含めた学習が支障なく行われるよう３月中に教科書集の購入を指定するだけでなく、はじめて法学を学ぶ学生を中心に、講義前から法に対する興味関心を湧き立たせるため、事前に、古典を含めた啓蒙的な書籍を推薦する文書を郵送することで、教育効果を高めようとするもの。

②　入学当初のガイダンス
これは４月初日に、本学法科大学院の理念・目的・それに基づくカリキュラム体系、履修の仕方・試験・成績評価から修了認定まで等の教務事項や各種支援体制などを履修案内などの資料にもとづき伝達するもの。初旬の入学式直後に行われるガイダンスでも補充される。

③　履修登録時のアカデミックアドバイスと進路適合性の確認（【別添資料Ⅴ】平成 20 年度受講科目履修状況参照）
これは、毎学期当初に、アカデミックアドバイス・チームの教員に履修登録を点検してもらい、教員が修了要件の充足・制限などの関係で適切な履修状況となっているか、進路と適合的かなどを判断してアドバイスを与え、加えてそれまでの成績等を勘案して、学習指導するもの。

④　アカデミックアドバイス･チームによる学期中の履修状況把握と指導(【別添資料Ⅱ】法曹実務専攻アカデミックアドミックアドバイス学生個人カード参照)
これは各学期途中で少なくとも一回、各学生の勉学状況をチームが把握し、個別指導に結びつけていくもので、メモを学生個人カードに残して、指導の継続性・連続性が保たれるようにしている。

⑤　学期終了後の成績状況に応じた専攻長等による必要な面談
毎年度各学年成績下位数名および自習状況等に問題のあると思われる者数名に対して実施している。

⑥　精神的安定のための面談
成績不振や学習のストレス等に基づく健康障害を防止するため、カウンセラーへの早期相談を促し、教員も専攻長を中心に早期対話を促している。

【解釈指針７－１－１－１】の関係では、①②が入学者全員に対して行われており指針に十分適合したものとなっている。【解釈指針７－１－１－２】の関係では、１年次配当必修科目を少なめに設定することにより、はじめて法学を学ぶ学生が円滑に学習できるよう配慮したカリキュラム構成とするとともに、③④により、各学生に適合した履修指導を実施しており、指針に十分適合したものとなっている。

【解釈指針７－１－１－３】との関係では、法律実務基礎科目を２年次前学期終了後に配置し、それに関連する既修認定科目の単位認定を履修の前提としており、また研究者と実務家合同の総合演習科目を必修とすることによって指針に十分適合したものとなっている。

【解釈指針７－１－１－４】との関係では、②③により履修モデルを念頭に置いた履修指導を行うとともに④を全学生に⑤を成績不振の学生に対して実施し、指針に十分適合した内容となっている。

更に学生が履修に専念できるよう、また教育成果を向上できるよう、物的施設においても、自習室は 365 日 24 時間利用可能な完全個席制で無線 LAN 接続としている。また、インターネットを通した自宅からの法学資料（法令判例検索システム）へのアクセスも可能にしている。

資料７－１－１－１　入学前閲読推薦図書案内

（平成２０年度版）

入学前閲読推薦図書案内

本法科大学院がお薦めする図書です。入学前のお時間の合間に一読されては如何でしょうか。

１．J.J.ルソー・桑原武夫他訳『社会契約論』（岩波文庫）
２．C.ベッカリア・風早八十二訳『犯罪と刑罰』（岩波文庫）
３．阿部謹也『刑吏の社会史－中世ヨーロッパの庶民生活』（中公新書）
４．魚住昭『特捜検察の闇』（文春文庫）
５．読売新聞社会部編『ドキュメント弁護士』（中公新書）
６．秋山賢三『裁判はなぜ誤るのか』（岩波新書）
７．稲木哲郎『裁判官の論理を問う』（朝日新聞社）
８．映画『マイノリティー・リポート』『ペーパームーン』
９．松川正毅『変貌する現代の家族と法』（大阪大学出版会）
１０．奥田安弘『家族と国籍』（補訂版）（有斐閣選書）
１１．君塚正臣ほか『Virtual憲法』（悠々社）
１２．野田進ほか編『シネマで法学』［新版］（有斐閣）
１３．棟居快行ほか『基本的人権の事件簿』（第３版）（有斐閣）
１４．山野目章夫編『ブリッジブック先端民法入門』（第２版）（信山社）
１５．笠井修ほか『はじめての契約法』（第２版）（有斐閣）
１６．大村敦志『生活民法入門』（東京大学出版会）
１７．道垣内弘人『ゼミナール民法入門』（第３版）（日本経済新聞社）
１８．河野与一『新編・学問の曲がり角』（岩波文庫）
１９．末弘厳太郎『役人学三則』（岩波現代文庫）
２０．石井一正『刑事事実認定入門（判例タイムズ社）』
２１．岡本薫『著作権の考え方』（岩波新書）
２２．村上淳一『「権利のための闘争」を読む』（岩波書店）
２３．川井健『民法入門』（第6版）（有斐閣）

基準７－１－２

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で，教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう，学習相談，助言体制の整備がなされていること。

（基準７－１－２に係る状況）

各教員とも毎週２時間のオフィスアワーを設け、時間割表に明示して、担当科目および履修一般についての相談に応じている（【資料２－１－３－６】時間割〔前出 42-43 ページ〕、【別添資料ＸＸⅡ】オフィス・アワー参照）。夏期休業期間においても、メイル等によって、相談を受けられる体制をとっている（【別添資料Ⅳ】平成２０年度履修案内『教員住所録』P336-340 参照）。これにより【解釈指針７－１－２－１】に十分適合している。

実務家教員１名を含む３名のチームによるアカデミックアドバイスを各学期１ないし数回実施することとしている。（【別添資料ＸＸⅢ】アカデミックアドバイスチーム担当学生一覧表参照）

昼食時等に教員が赴いて気軽に相談・懇談を受けることのできるラウンジ（リフレッシュコーナー）を設けている。（【別添資料ＸＸⅣ】ラウンジ（リフレッシュコーナー）参照）

各科目だけでなくカリキュラム全体・施設等についても学生全員が必ず意見を表明できるように投書箱（「つながる君」と愛称）を設置している。

これらにより【解釈指針７－１－２－２】に十分適合する内容となっている。

以上のことは、平成 19 年度法科大学院パンフレット掲載の「学生の声」の中にも示されているように、現実に有効に活用され、学生によっても高く評価されている。（【別添資料Ｉ】学生からの声（19 年度法科大学院パンフレット）参照）

基準７－１－３
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準７－１－３に係る状況）

全学および他部局の提供する図書館・資料室・コンピューター施設およびそこに配置された専門職員 RA・TA のほか、法科大学院（他の法律系専攻含む）固有の学生支援体制として、資料室・コンピューター室を設置し専門職員および RA・TA を配置している（【資料７－１－３－１】コンピューター室 TA 勤務表参照）。

資料室においては、平日９時から午後５時までは図書関係職員が勤務し、検索補助・指導を行い、休業期間を除き、平日午後５時以降９時 45 分まで、土曜 10 時から４時 30 分までは博士課程後期の院生数名が交代で RA として検索補助・指導および勉学相談にあたっている。また、コンピューター室には平日８時 30 分から５時まで専門の技術職員が勤務し、博士課程後期の院生を中心にインターネット環境に明るい TA 院生とともにネット上での資料検索、各種ソフト・ハードの利用の補助・指導を行って、資料検索・学習相談に応じられる体制を整えている。休業期間を除いて、平日午後５時以降 10 時までは、数名の TA が交替でサポートしている。

資料７－１－３－１　コンピューター室 TA 勤務表

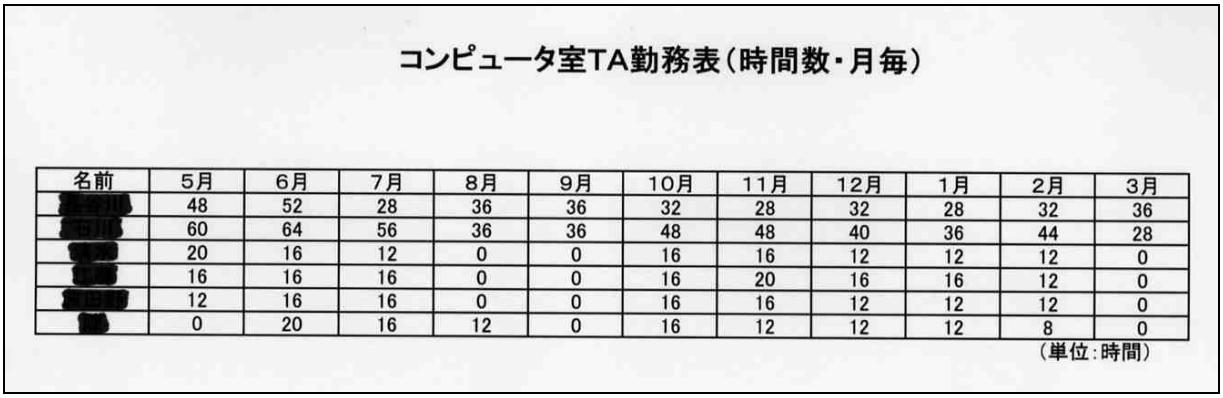

コンピュータ室TA勤務表（時間数・月毎）

名前	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
[redacted]	48	52	28	36	36	32	28	32	28	32	36
[redacted]	60	64	56	36	36	48	48	40	36	44	28
[redacted]	20	16	12	0	0	16	16	12	12	12	0
[redacted]	16	16	16	0	0	16	20	16	16	12	0
[redacted]	12	16	16	0	0	16	16	12	12	12	0
[redacted]	0	20	16	12	0	16	12	12	12	8	0

（単位：時間）

７－２　生活支援等

基準７－２－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言，支援体制の整備に努めていること。

（基準７－２－１に係る状況）
（基準に係る状況）

学生の経済的支援としては、入学金・授業料の免除・減額・各種奨学金制度がある。授業料免除・減額については、大学全体の基準に従って実施され、平成 19 年度は、法科大学院在籍者（休学者除く）160 名のうち 42 名が申請し、21 名が認められている。このほか、再チャレンジ支援プログラムにより平成 19 年度にはのべ 53 名が授業料を免除されている。(【別添資料ＸＸＸⅤ】経済支援状況参照)。

奨学金としては、日本学生支援機構によって提供される範囲で大半の需要を満たしている。平成 19 年度では、49 名が申請し、38 名が認められている。(【別添資料ＸＸＸⅥ】学生支援機構奨学金申請状況一覧参照）しかし、将来に向けて同窓会組織と独自の奨学金制度も検討中である。また、本学を対象に提供される民間の多くの大学院生向け奨学金情報を提供している。これにより【解釈指針７－２－１－１】を充たしている。

また、大学から徒歩５分のところに位置する学生寮は、課程履修のために長時間の自習時間を確保する必要を感じている学生に利用され、人気が高い。(【資料７－２－１－１】峰沢国際交流会館参照)

【解釈指針７－２－１－２】との関係では、学習内容以外の学習環境に対する相談制度としては、保健管理センターでの健康相談・カウンセリング、セクシャルおよびキャンパスハラスメント相談員制度が整えられている。現在までのところ、法科大学院の学生からの相談員に対するハラスメント苦情や相談はない。これは、アカデミックアドバイスチームの教員や専攻長との日常的な情報交換が有効に機能している結果として評価できる側面も有している（【別添資料ＸＸＸⅦ～ＸＸＸⅨ】参照)。

【別添資料ＸＸＸⅦ】奨学金を希望するみなさんへ
【別添資料ＸＸＸⅧ】保健管理センターのしおり（学生版）
【別添資料ＸＸＸⅨ】セクハラ防止パンフレット

資料７－２－１－１　峰沢国際交流会館）

横浜国立大学／教育・キャンパスライフ　キャンパスライフ(学生生活サポート／峰沢国際交流会館)　1/1 ページ

Yokohama National University

横浜国立大学

English　検索　サイトマップ　問い合わせ

- イベントカレンダー
- アクセスガイド（交通／キャンパス案内）
- 訪問者別メニュー
  - 受験生の方へ
  - 企業の方へ
  - 社会人・一般の方へ
  - 卒業生の方へ
  - 在学生のみなさんへ
- 学部・大学院など
- 図書館・各センター
- 大学概要
- 入学案内
- 教育・キャンパスライフ
- 研究・産学連携
- 教育・研究プロジェクトなど
- 留学・国際交流
- 広報・公開・メディア
- 社会貢献・生涯学習
- 研究者総覧
- 教職員向け情報
- 関連リンク

TOP ＞ 教育・キャンパスライフ＞ キャンパスライフ(学生生活サポート／峰沢国際交流会館)

教育・キャンパスライフ【キャンパスライフ】

【キャンパスライフ】その他のメニュー
- キャンパススケジュール
- キャンパスガイドマップ
- 学生生活サポート

→ 教育・キャンパスライフインデックスへ

＜学生生活サポート＞

峰沢国際交流会館

キャンパス至近の自然環境に恵まれた敷地に、一般学生と外国人留学生とが起居を共にして、その体験的な国際交流を通じて相互理解を深めることを目的とした峰沢国際交流会館があります。この峰沢国際交流会館は、男子居住棟と女子居住棟及び共用棟で構成され、共用棟には、スポーツ交流室・男子及び女子の洗濯室・ラウンジ・交流会議室・学習室などがあり共通の交流の場となっています。入居定員は、日本人学生224名、外国人留学生110名であり、居室は全員個室(12平方メートル)となっていて、ユニット型洗面台、トイレ、ベット、机、椅子、ロッカーなどが備えられています。

＜一般学生の場合＞

入居年限	2年以内
入居者の経費負担	(1)寄宿料(月額)　4,700円 (2)共益費(月額)　4,000円 (3)光熱水料その他の経費(各自負担)
入居者の選考	通学所要時間等の地理的状況及び経済状況を考慮して選考します。 4月に学部及び大学院研究科・学府に入学を予定する者を対象としています。
入居者募集要項	下記の窓口で毎年1月から配布しています。 〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号 横浜国立大学　学務部　学生支援課 電話：045-339-3116 なお，郵便で請求する場合には，封筒の表に「峰沢国際交流会館入居者募集要項請求」と朱書し，返信用封筒(角形2号に郵便番号，住所，氏名を明記し，140円切手を貼付)を同封してください。 →詳細はこちら
入居者の決定発表	(1)前期日程及び後期日程の合格発表日に学務部庁舎前の掲示板に掲示します。 (2)横浜国立大学ホームページ「学生支援課からのお知らせ」にも掲載します。

※私費外国人留学生で峰沢国際交流会館への入居を希望する場合には、学務部留学生課(電話：045-339-3184、3190)に問い合わせてください。

(担当：学務部学生支援課)

▲ このページのトップへ

Copyright © Yokohama National University. All rights reserved.
〒240-8501　神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1　横浜国立大学

このサイトについて

http://www.ynu.ac.jp/student/campus/cam_8.html　2008/04/22

７－３　障害のある学生に対する支援

基準７－３－１
身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準７－３－１に係る状況）
（基準に係る状況）

歩行障害を有する者に対しては、全学として対策に取り組んでいる。全キャンパスをバリアフリーエリアとし、そのことをキャンパスマップに表示し、図文字で具体的なアクセスルートがわかるようにしている（【資料７－３－１－１】バリアフリー・キャンパスマップ参照）。

聴覚・視覚・筆記障害等によりノートテイカーの必要な学生に対しては、平成17年度からの取組の結果、ノートテイカーのネットワークが中心人物の１人である法科大学院生を含めたボランティア団体（名称：SVY）として既に組織されている（【資料７－３－１－２】SVYの任務参照）。予算の可能性としても学長裁量経費・部局長裁量経費の可能性のほか、法科大学院の社会的貢献にもとづき交付されている寄附金による運用が考えられている。具体的実施計画については、具体的事案が生じていないため詰められていないが、パソコン利用の最新技術を基礎に実現可能な状況にある。そのための講習会も実施している。なお、学部学生に対する手書きのノートテイクは既に実施している。

また、身体に障害のある学生一般に対する支援の体制づくりを規則制定によって進めている（【資料７－３－１－３】横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習等の支援に関する規則及び相談指針参照）。

平成16年度には歩行障害を有する学生が１名現実に受験したが、合格にはいたらなかった。以上により、【解釈指針７－３－１】【解釈指針７－３－１－２】【解釈指針７－３－１－３】に十分適合する状況となっている。

【別添資料ＸＬ】SVY報告書参照

資料７－３－１－１（１）　バリアフリー・キャンパスマップ

資料７－３－１－１（２）

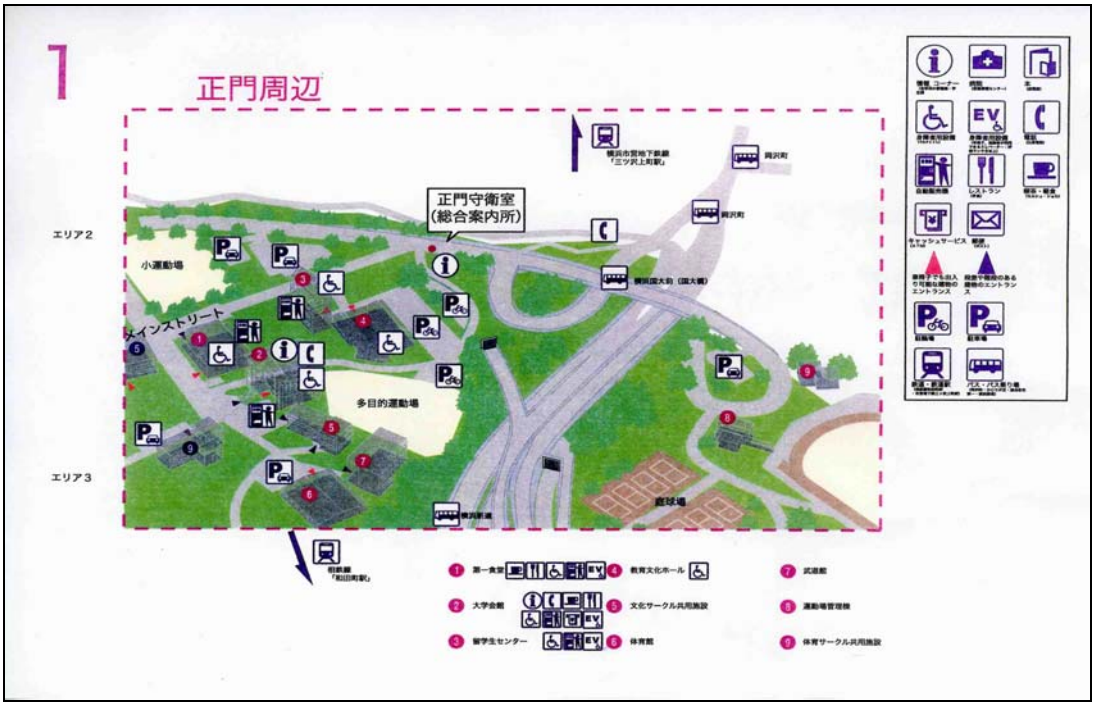

資料７－３－１－１（３）

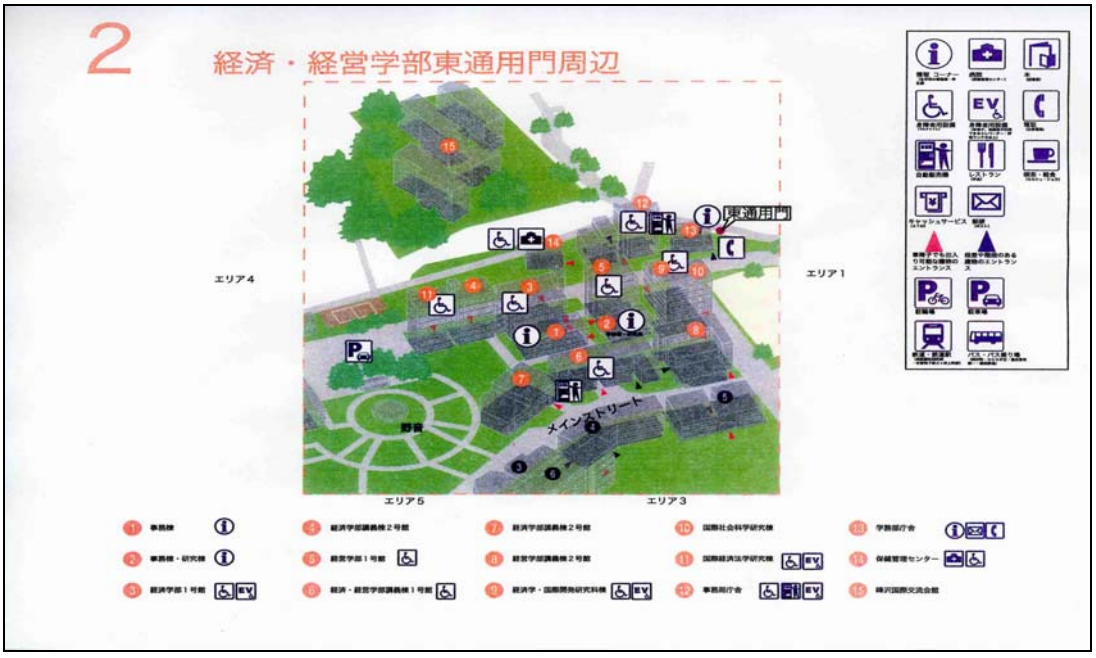

資料７－３－１－２　SVY の任務

SVYの任務

私たち、SVY（Supporting Volunteers for Yokohama National University）は、横浜国立大学に在学する障害学生や留学生がサポートを希望し、教官・学生が共同でサポートを行うようになったことがきっかけで、結成された団体です。過去２年間は、学校がボランティアを募集して活動をしていましたが、本年度より学生にもボランティア活動を広げることで横浜国立大のボランティアを担っていきたいということで設立されました。

横浜国立大学には、本年度、聴覚に障害を持つ学生３名と留学生８００名程度が在籍しています。うち、入学１年目の留学生のうち毎年５～１０名は日本語能力が不足していると言われています。

聴覚に障害がある学生は障害の特徴上、教官の声を聞いても何を言っているのか理解することが出来ません。教官の声が大きくなったからと言って解決する問題でもありません。そのため、講義に出席していると言っても、講義を受けているとは言いがたいという矛盾した状況におかれています。

留学生は、講義で理解できない日本語に出会うことがあり、その場ですぐ確認ができず、リアルタイムの講義が受けられない場合があります。

この様な厳しい状況に、本学の聴覚障害学生と留学生は直面しています。

そこで私たちは、この様な聴覚障害学生と留学生に情報保障しようと勧めていますが、現段階では聴覚障害学生にだけ情報保障を提供できているという状況です。

具体的な聴覚障害学生に対する情報保障としては、ノートテイク、パソコン要約を通して授業中の先生、または学生からの情報を伝えていっていますが、まだまだ情報を伝え切れていない面が多々あります。それゆえに、これからも講習会などを通して、ＳＶＹは更なる情報提供を施すことができるようになり、聴覚障害学生が他の人と同じように情報を聞き取れる事を目指して、貢献していきたいと考えています。

そして、このままＳＶＹが組織として更なる成長をとげ、展開出来るようになったときに、留学生にも聴覚障害学生と同じように、授業の内容を分かりやすく伝えていけるようなサポート体制を整えて行きたいと考えています。

資料７－３－１－３（１）横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習等の支援に関する規則

○横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する規則

（平成 17 年 10 月 13 日　規則第 19 号）

（目的）

第１条　この規則は、横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習支援に関し、入学時から卒業又は修了に至るまで円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において身体に障害のある学生（以下「障害学生」という。）とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳を有する者又は障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

（支援の申出）

第３条　支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から、所属又は所属を希望する学部、研究科、学府又は専攻科（以下「所属学部等」という。）に申し出ることができる。

２　支援の必要性の有無及び支援の範囲は、所属学部等に申し出のあったときに協議する。

（支援体制）

第４条　支援についての実施主体は、障害学生の所属学部等とする。

２　所属学部等は、教養教育科目については大学教育総合センター全学教育部会と、国際交流科目については国際交流委員会と相互に連携、協力するものとする。

３　前２項の支援体制を円滑かつ適切に実施するため、教務委員会は、必要に応じ、関係部局との調整を行うものとする。

（事務）

第５条　支援に関する事務は、所属学部等事務部及び学務部教務課において処理する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。

資料７－３－１－３（２）横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習等に関する相談指針

横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する相談指針

平成１７年１０月１３日
学　長　裁　定

１　目的

この指針は，横浜国立大学における身体に障害のある学生への学習の支援に関する規則第６条の規定に基づき，横浜国立大学（以下「本学」という。）における身体に障害のある学生（以下「障害学生」という。）への入学後の特別な措置や配慮を行うため必要な事項を定める。

２　所属学部等（研究科，学府及び専攻科を含む。以下同じ。）の役割

（１）　所属学部等は，障害学生に対し，入学後のできるだけ早い時期に学習支援に関する相談（以下「相談」という。）を実施しなければならない。

（２）　所属学部等は，相談において，障害学生が必要とする学習支援に関する特別な措置や配慮について，本学が実施できる範囲について協議するとともに，速やかに具体的措置を明らかにしなければならない。なお，科目の履修方法等について当該学生と相談し，柔軟に対応するよう努めることとする。

３　相談の出席者等

（１）　相談の出席者は，本人及び必要に応じてその保護者等とし，また，本学側は所属学部等関係者及び学務部関係者とする。

（２）　学期当初は，授業等の履修開始時期が迫っているため，所属学部等は，関係者が早期に必要な準備に取りかかれるよう留意する。

４　当事者間の調整

所属学部等は，相談の経過や措置等について，教務委員会（以下「委員会」という。）に文書で報告する。また，委員会は，必要に応じ，障害学生と所属学部等との間で，当事者間の意見調整を行う。

５　施設の整備

所属学部等は，相談の結果，施設等を整備する必要があると認められるときは，施設等の整備に要する経費を学長に要求することができる。

６　その他

相談の具体的な日程は，所属学部等と関係者が協議の上，別に定める。

７－４　職業支援（キャリア支援）

基準７－４－１

学生支援の一環として，学生がその能力及び適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように，必要な情報の収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言に努めていること。

（基準７－４－１に係る状況）

【解釈指針７－４－１－１】に関するキャリア支援として、

①　実務家教員を含むアカデミックアドバイス・チームによる指導・助言（【別添資料Ⅱ】法曹実務専攻アカデミックアドバイス学生個人カード参照）

②　エクスターンシップ中の担当弁護士による指導・助言（【資料７－４－１－１】エクスターンシップ研修推奨事項及び注意事項）

③　横浜弁護士会主催神奈川県内４法科大学院交流会（【資料７－４－１－２】横浜弁護士会主催神奈川県内４法科大学院交流会参照）を、実施している。

ほかに、法曹倫理Ⅰの科目の中で、地域の裁判所・検察庁・弁護士会等を訪問見学し、質問討論する機会を設けている。

また、日弁連や各法科大学院主催のシンポジウムなどで、キャリア支援に役立つと思われるものは、国経法系資料室で選定しその案内を掲示している。更に、横浜弁護士会から送付される会報を閲覧できるようにしている。特に学生の関心の高いと思われる部分は、コピーして配布している。

新入生歓迎会や合格祝賀会などの折りには、本学 OB 法曹も参加して、情報提供している。

加えて、外国の裁判官・検察官・弁護士・書記官・警察官・公認会計士等が留学生として法律系の他の専攻で学んでいることを活用して、これらの法曹等との交流を促し、キャリア形成に役立てるよう、施設配置や機会の設定に工夫をしている。

エクスターンシップ研修推奨事項及び注意事項

視点　①教室内のロールプレイングでは体験できない生の事件、現実に触れる。
②後に司法修習生として、弁護修習で腰を据えて行うべき研修を無理に行わない。（５日間の制約も考慮）

１，法律相談、交渉、事情聴取等への立ち会い

（内　容）法律相談等の現場に立ち会う

（意　義）①各事務所で日常的に行われる業務の体験。
②様々な立場の相談者に接してその緊張感を味わうとともに、相談者、依頼者、相手方への、弁護士として、一人間としてあるべき対応の仕方を学ぶ。
③限られた時間内で法律の素人から適確に事情を聞き取る術を学ぶ。

（注意点）①相談者から研修生の立ち会いの同意が得られない場合は、研修生の立場・守秘義務の内容を担当弁護士が相談者等に十分説明し、それでも相談者等の同意が得られない場合は、学生を退席させなければならない。
②弁護士個人が行うものを原則とし、弁護士会主催、行政主催の法律相談については当面見合わせる。
③法律扶助の事情聴取には立ち合わせない。

２，弁論、公判等への立ち会い

（内　容）裁判所に同行して弁論期日、公判期日に立ち会う

（意　義）①生の裁判手続を体験する。
②弁護士の法廷戦術を知る。（対裁判所、対検察官、対相手方）

（注意点）①研修期間中に訴訟事件が入っていない事務所でも、責任の所在その他の問題が生じる可能性があるため、他の弁護士へ再委託することはできない。但し、同一事務所内の他の弁護士等、監督が及ぶ範囲のものはこの限りでない。
②事件記録を見せるべきかも問題となるが、研修の実をあげるためにはむしろ閲覧させる必要がある。記録閲覧等によるプライバシー漏洩は、誓約書＋罰則規定、担当弁護士の指導徹底により防止すべきである。但し、実際に立ち会う事件以外の記録について、閲覧させるか否かは担当弁護士の判断に委ねる。
③少年、調停、弁論準備、和解等の非公開手続については、主催者、依頼者、相手方の同意があれば立ち会わせてよい。

３，委員会等の公的活動への立ち会い

（内　容）各種委員会等の会議等に参加する

（意　義）①紛争処理以外に弁護士が関わる様々な活動を通して弁護士及び弁護士会の社会的役割を知る。
②担当弁護士以外の弁護士と交流する機会ともなる。

（注意点）①綱紀・懲戒委員会等は当然のことながら不可。その他の委員会も当該委員会の事前承諾が必要。
②委員会が５時以降にも行われることが多いので、５時以降にわたる場合は拘束せず自由参加とする。

４，準備書面等の起案

（内　容）準備書面、契約書、内容証明郵便等の文書を起案する

（意　義）①生の素材を使って法律的文章を書く訓練。
②文書作成にかける労力の比率を知り、その作業の重要性を学ぶ。

（注意点）正味約４日間という時間的制約から、記録等の精査を必要とする書面の作成は無理があるので、簡易な内容証明等、担当弁護士の判断により条件が整えば実施してもよい。

５，受任、契約締結、報酬請求への立ち会い

（内　容）事件受任、委任契約締結、報酬請求の現場へ立ち会う

（意　義）①報酬規定改正後の弁護士報酬の決定基準を知る。
②契約書の作成方法、依頼者への説明方法、営業活動のコツを学ぶ。

（注意点）事務所によっては明かしたくない場合もあるかもしれないし、学問的な範疇からも外れることから、エクスターンシップで学ぶ必要はない。よって推奨事項とはしない。

６，共通問題研究

（内　容）予め資料と問題を用意して弁護士が依頼者役になり事情聴取から事案処理までを模擬体験する

（意　義）①弁護士の一連の業務を通して模擬体験できる。
②プライバシー侵害の問題が生じない。

資料７－４－１－１（２）

③各事務所による事件の偏りに左右されない。
（注意点）時間的な制約により事情聴取、起案、発表、講評までは無理なので、推奨事項とはしない。

7，事務局の業務への立ち会い
（内　容）事務局に一定時間同行して説明を受ける。
（意　義）①弁護士と事務局との役割分担を知り、実際に体験する。
②経営者（雇用主）としての弁護士の立場を理解する。
（注意点）弁護修習で体験すれば足りるので、推奨事項とはしない。

8，その他の注意事項
① 学生には学生証を常時携行させて下さい。
② 学生の履歴書はエクスターンシップ終了後に御返還下さい。

資料７－４－１－２　横浜弁護士会主催神奈川県内４法科大学院交流会

2007.11.30

横浜弁護士会主催神奈川県内４法科大学院交流会
法科大学院・法曹交流会

【趣旨】
・ 神奈川県内法科大学院生間の交流を深める(他大学の事情を知ることで刺激になる)。
・ 横浜で活躍される実務家の方々のお話を伺いながら、交流を図るとともに、自分自身の具体的なビジョンを描く(将来のイメージを持つことは、プロセスにおいて重要なこと)。

【日程】
2008年2月25日(月)
・ 一次会(弁護士会主体)　15：00－17：00(例年)
・ 二次会(懇親会：学生主体…桐蔭横浜大学幹事)　18：00－21：00(予定)
※どちらも確定次第、再度ご連絡します。

【場所】
・ 一次会：弁護士会館
・ 二次会：弁護士会の付近を検討中(追って連絡します)
※ 二次会については、会場との関係で上述した時間帯が若干変更されることも予想されます。

【対象】
神奈川県内の法科大学院(神奈川、関東学院、桐蔭横浜、横浜国立)の全学年

【費用】
未定
※ 前回同様、一次会は無料。二次会は3000円程度を予定して計画中。

昨年初めて参加させていただきましたが、法曹になってからのことや、そのために今やるべきことを色々考えることができ、大変有意義な時間をもつことができました。特に、一年生の方にとっては、他のロースクールの事情を知ることで、大変刺激を受けることと思います。また、人脈をつくる良い機会です。
皆さんの積極的な参加をお待ちしております。

【一次会の場所案内】

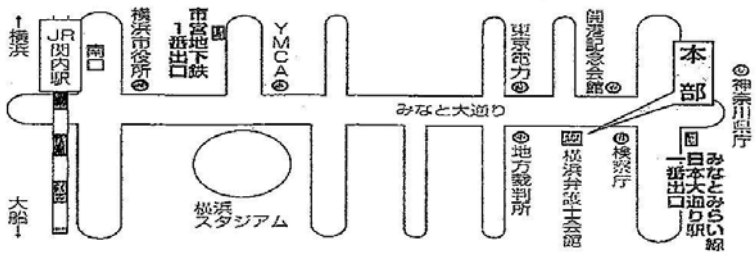

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①各教員のオフィスアワーだけでなく、１チーム実務家専任教員を含む専任教員３名でアカデミックアドバイスチームを作り、各チーム各学年５名程度の学生に対し、履修登録時を除いても、各学期１回から数回、履修相談、学習状況相談だけでなく進路相談その他の相談が行われる体制としていること。

②実務的な研修･学習についても､派遣先の横浜弁護士会所属弁護士事務所だけでなく、希望すれば、大学 OB の弁護士事務所にも訪問できるルートも別途設けていること。

③単に、各教員毎週２コマ分のオフィスアワーを設けているにとどまらず、昼食時に教員が赴いて相談・懇談を受けることができるラウンジを設け、教員と学生が日頃から交流できるようにするとともに、夏季休業期間でも教科その他の相談が可能となる体制としていること。

④各学期２回の授業アンケートを行うほか、カリキュラムや施設などについてのアンケート調査も行い､またいつでも投函できる意見箱(｢つながる君｣と愛称)を設置して、学生の意見をできる限りきめ細かく教育の向上に反映できるようにして学習支援にも役立つようにしていること。

⑥コンピューター室には TA を、資料室には RA を、平日夜間９時 45 分まで土曜も午前 10 時から午後４時 30 分まで配置し、学習相談を含め利用が可能となる体制としていること。

⑦障害をもつ学生に対しては、全学的な歩行障害対策のほか、ノートテイカーの必要な学生が生じた場合にも対応できるよう、ボランティアのネットワーク作りを進めており、実施に向けた体制が整ってきていること。

⑧進路相談先としても、実務家専任教員、派遣先の横浜弁護士会所属弁護士事務所、大学 OB 法曹と、複数の相談先を設けていること。

⑨法律系の他の専攻に留学中の外国の法曹等との交流がキャリア形成に役立つよう、日常的な相互交流が可能となるような自習室配置や機会の設定を行っていること。

⑩学生の健康障害防止のために、早期相談を促すなどの注意を払っていること。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点

該当なし。

第８章　教員組織

１　基準ごとの分析

８－１　教員の資格と評価.

基準８－１－１
研究科及び専攻の種類及び規模に応じ，教育上必要な教員が置かれていること。

（基準８－１－１に係る状況）

入学定員50人､収容定員150人の学生数に対し､みなし専任教員２人を含め、21人の専任教員が置かれている（なお、専任教員のうち１人は平成20年５月１日現在長期海外研修中であるが、９月には帰国予定である。また、みなし専任教員としては、学内的には計５人を置いているが、認証評価との関係では２人となる｡)。この内訳を研究者教員と実務家教員とに分けて詳しく示すと以下のとおりとなる（【別紙様式３】教員一覧、【別紙様式４】科目別専任教員数一覧参照)。すなわち、研究者教員として、憲法担当教員２人、行政法担当教員２人、民法担当教員５人、商法担当教員２人、民事訴訟法担当教員２人、刑法担当教員２人が配置されている(合計15人)。また､実務家専任教員としては、刑事訴訟法担当の裁判官教員であるみなし専任教員１人、法律実務基礎科目担当の弁護士教員３人、検察官教員１人のほか、行政官庁（文部科学省）派遣の展開・先端科目（著作権法）担当の教員１人が配置されている（合計６人)。これらの中には、以上において担当しているとした科目以外の系列の科目を担当している者もいる。具体的には、たとえば、行政法担当教員の１人と民事訴訟法担当教員の１人は、それぞれ展開・先端科目群の科目も担当している。また、実務基礎科目担当の弁護士教員の１人は、基礎法学・隣接科目群の科目、展開・先端科目群の科目も担当している。そこで､【別紙様式４】の合計人数は39人となり、21人を上回っている。

兼担教員としては本学副学長１名、本研究科博士課程前期国際関係法所属の教員 11 人が、基礎法学・隣接科目群に属する科目と展開・隣接科目Ⅰ・Ⅱ群に属する科目を担当している。また、兼任教員としては、他大学に所属する研究者教員８人､弁護士教員13人、裁判官教員１人、司法書士である教員１人、医学者である教員１人がいる。研究者教員の担当科目は、それぞれ行政法、民法（２人)、刑法関係の法律基本科目であるほか、労使関係法、EU 法、中国法である。その他の兼任教員の主たる担当科目は、法律実務基礎科目群に属する科目、展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群に属する科目であるであるが、法律基本科目に位置づけられる公法総合演習もある。

専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を示す資料は、大学の研究者総覧、国際社会科学研究科の法律系ホームページを通じて公開している。なお、

平成 13 年度から平成 17 年度の間の詳しい資料は、自己点検評価報告書によっても公開した。【解釈指針８－１－１－１】

【別紙様式３】教員一覧

【別紙様式４】科目別専任教員数一覧

基準８－１－２
基準８－１－１に規定する教員のうち，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が，専任教員として専攻ごとに置かれていること。
（１）専攻分野について，教育上又は研究上の業績を有する者
（２）専攻分野について，高度の技術・技能を有する者
（３）専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

（基準８－１－２に係る状況）

専任教員の配置は【別紙様式４】科目別専任教員数一覧に記載のとおりであり、憲法担当教員２人、行政法担当教員２人、民法担当教員５人、商法担当教員２人、民事訴訟法担当教員２人、刑法担当教員４人、刑事訴訟法担当教員１人が配置されている。また、法律実務基礎科目担当には、弁護士教員３人、検察官教員１人が配置されているほか、行政官庁（文部科学省）派遣の教員１人が展開・先端科目（著者権法）を担当している。以上の教員の中には、自己が分類された系列以外の系列の科目を担当している者もいる。したがって、基礎法学・隣接科目群にも１人、展開・先端科目群にも４人の専任教員が配置されていることになる。

専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を示す資料は、大学の研究者総覧（ http://kenkyu-web.jmk.ynu.ac.jp/Scripts/websearch/frame_base.htm?lang=ja&page_id=50on 【資料８－１－２－１】研究者総覧ホームページ参照）および国際社会科学研究科法律系のホームページの教員紹介欄（http://www.iblaw.ynu.ac.jp/kyoutu/kyouin.html【資料８－１－２－２】ホームページ（所属別検索結果）及び【資料８－１－２－３】ホームページ（教員紹介）参照）を通じて公開されており、それにより各人が上記要件のいずれかを満たしていることが示されている。なお、平成 13 年度から平成 17 年度の間の詳しい資料は、自己点検評価報告書によっても公開した（【別添資料ＸＬＩ】自己点検評価報告書参照）。【解釈指針８－１－２－１】【解釈指針８－１－２－２】【解釈指針８－１－２－３】

上記で専任として摘示した教員はすべて、法科大学院である法曹実務専攻に限り専任とされ、他の専攻で専任とされること、いわゆる兼担とされていることはない。【解釈指針８－１－２－４】

資料８－１－２－１　研究者総覧（ホームページ表紙）

研究者情報総覧　1/1 ページ

横浜国立大学研究者総覧

横浜国立大学研究者総覧は、本学に在職する研究者と
その教育研究活動に関する情報を広く社会に紹介するものです。

所属別一覧　キーワード検索
研究者名検索　全文検索

現在までのアクセス数
00482278

掲載情報について
English

横浜国立大学

研究者総覧の内容について無断転用を禁止します。
この研究者総覧は評価委員会で管理しています。

資料８－１－２―２　ホームページ（所属別検索結果）

所属別検索結果　1/1 ページ

所属別検索結果

検索ページに戻る

大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻に所属（または授業等を担当）する、8名の研究者が見つかりました。

1～8件目を表示しています。

所属部局及び学科、専攻等	左記以外で授業等を担当する学部・大学院等	職名	氏名	専門分野
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		教授	原田 一明	
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		教授	今村 与一	民事法学
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		教授	川島 清嘉	
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻	大学院国際社会科学研究科国際経済法学専攻	教授	君塚 正臣	公法学
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		教授	野村 秀敏	民事法学
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻	大学院国際社会科学研究科国際経済法学専攻 経済学部国際経済学科	教授	奥山 恭子	民事法，法社会学，比較法
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		准教授	伊東 俊明	民事法学
大学院国際社会科学研究科 法曹実務専攻		准教授	渡邉 拓	民法

検索ページに戻る

※本検索結果については、検索対象部局の授業等を担当する教員も含めて表示しますので、
検索対象部局以外に所属する教員が表示される場合があります。

資料８－１－２－３　ホームページ（教員紹介）

横浜国立大学大学院　国際社会科学研究科法律系専攻　1/2 ページ

Yokohama International and Business Law　English　Site Map　お問い合

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

共通情報　横浜国立大学大学院　国際社会科学研究科 法律系専攻

▶ようこそ ▶教員紹介 ▶セミナー・研究会 ▶法律情報検索 ▶資料室 ▶学年暦 ▶アクセス ▶パンフレット ▶先進的教育プロジ

教員紹介　専任・客員教員・非常勤講師

国際関係法専攻

専任教員

荒木　一郎（国際経済法）
池田　龍彦（開発協力行政）
加藤　峰夫（環境法）
金子　章（刑事訴訟法）
桃島洋典（政治学）
川端　康之（国際租税法）
来生　新（独占禁止法）
小池　治（行政学）
関　ふ佐子（社会保障法）
根本　洋一（国際私法）
森川　俊孝（国際法）
柳　赫秀（国際法）
吉村　政穂（租税法）
辻岡　政男（国際協力論）
ホリダ・ランド（コミュニケーション論の研究）

客員教員

廉原　宏義（開発協力）
内田　勤（開発協力）
松村　治夫（資源・開発問題）

非常勤講師

臼杵　知史（国際環境法）
岸本　幸子（NPO論）
久住　剛（NPO論）
ゲイジ　ジョン（English Writing）
佐島　直子（安全保障論）
鈴木　正貴（アメリカ法）
円谷　峻（民法）
原島　良成（都市計画法）
福嶋　輝彦（対外政策決定過程）
松尾　弘（開発法学）
ミール　モンズ　ルール　ハク（南北問題）
村山　史世（憲法）

法曹実務専攻

専任教員

伊東　俊明（民事訴訟法）
今村　与一（民法）
岩崎　政明（租税法）
大澤　康孝（商法）
奥山　恭子（家族法）
川島　清嘉（弁護士）
岸本　織江（知的財産法）
君塚　正臣（憲法）
久留島　隆（商法）
齋野　彦弥（刑法）
三辺　夏雄（行政法）
高橋　寿一（民法）
高原　将光（弁護士）
田中　利幸（刑法）
角田　美穂子（民法）
野村　秀敏（民事訴訟法）
原田　一明（憲法）
藤原　光秀（検察官）
渡邉　拓（民法）

客員教員

杉原　光昭（弁護士）
高橋　健一郎（弁護士）
村上　光鵬（刑事訴訟法）
田中　誠一（弁護士）
美勢　克彦（弁護士）

非常勤講師

池田　陽子（弁護士）
伊藤　真（弁護士）
大川宏之（弁護士）
大和田　治樹（弁護士）
奥山　明良（労使関係法）
折本　和司（弁護士）

http://www.iblaw.ynu.ac.jp/kyoutu/kyouin.html　2008/04/16

横浜国立大学大学院　国際社会科学研究科法律系専攻　1/2 ページ

Yokohama International and Business Law　English　Site Map　お問い合

TOP | 共通情報 | 入試情報 | 博士課程後期 | 博士課程前期 | 法科大学院 | 留学生プログラム | 学内限定

共通情報　横浜国立大学大学院　国際社会科学研究科 法律系専攻

▶ようこそ ▶教員紹介 ▶セミナー・研究会 ▶法律情報検索 ▶資料室 ▶学年暦 ▶アクセス ▶パンフレット ▶先進的教育プロジ

岩﨑　政明（いわさき　まさあき）　ReaD

▶担当科目

租税法総論、租税政策と所得税法、法情報学、公法演習Ⅱ

▶専門分野／現在の研究領域

租税法学・行政法学／租税法と私法論、新種取引に対する租税法の解釈適用論、電子取引課税、知的財産の価値評価と税制、不動産証券化税制、租税救済法

▶主要業績

「電気通信・電子商取引課税の法と政策」碓井光明ほか編『公法学の法と政策（金子宏先生古希記念論文集）上』（有斐閣、2000）
「金融仲介機関の経済的機能と所得課税のあり方」租税法研究（租税法学会誌）30号72頁(2002)
「ブランド価値評価・使用料と租税法の対応」ジュリスト1242号120頁(2003)

▶メッセージ

学問の王道は、見栄を張らず、誠実に、こつこつと勉強を積み重ねることです。

Masaaki IWASAKI

▶Lectures

Tax Law in general; Law and Policy on Income Taxation; Legal Research; Seminar on Public Law Ⅱ

▶Research Area / Current Research

Tax Law; Administrative Law／ Relation between tax law and civil law; Taxation on new types of transactions; Taxation on e-commerce; Value evaluation and taxation on intellectual property; Taxation and securitization; Tax litigation.

▶Publications

Law and Policy on E-commerce, in LAW AND POLICY ON PUBLIC LAWS (Mitsuaki Usui et al. eds., 2000)
The Economic Functions of Financial Intermediaries and the Income Taxation, 30 Japan Tax Law Review 72 (2002)
Brand Evaluation and Taxation on Royalties of Brand, 1242 Jurist 120(2003)

▶Message

Study hard. That is the best way to reach the goal of your research.

http://www.iblaw.ynu.ac.jp/kyoutu/kyouin_koiin/iwasaki.html　2008/04/16

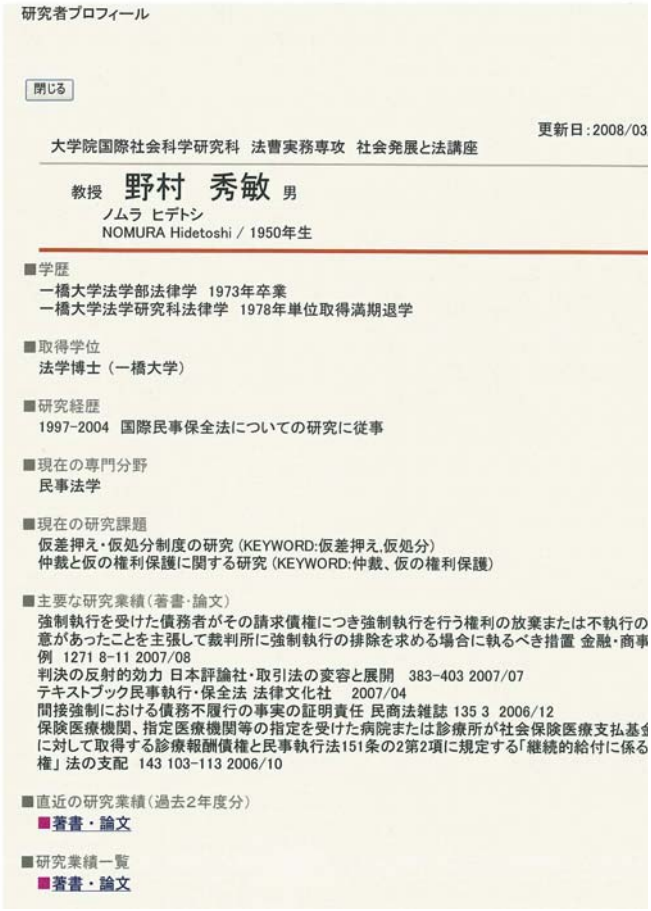
研究者プロフィール

閉じる

更新日：2008/03

大学院国際社会科学研究科　法曹実務専攻　社会発展と法講座

教授　**野村　秀敏**　男

ノムラ ヒデトシ
NOMURA Hidetoshi / 1950年生

■学歴
一橋大学法学部法律学　1973年卒業
一橋大学法学研究科法律学　1978年単位取得満期退学

■取得学位
法学博士（一橋大学）

■研究経歴
1997-2004　国際民事保全法についての研究に従事

■現在の専門分野
民事法学

■現在の研究課題
仮差押え・仮処分制度の研究（KEYWORD:仮差押え,仮処分）
仲裁と仮の権利保護に関する研究（KEYWORD:仲裁、仮の権利保護）

■主要な研究業績（著書・論文）
強制執行を受けた債務者がその請求債権につき強制執行を行う権利の放棄または不執行の意があったことを主張して裁判所に強制執行の排除を求める場合に執るべき措置 金融・商事
例　1271 8-11 2007/08
判決の反射的効力 日本評論社・取引法の変容と展開　383-403 2007/07
テキストブック民事執行・保全法 法律文化社　2007/04
間接強制における債務不履行の事実の証明責任 民商法雑誌 135 3　2006/12
保険医療機関、指定医療機関等の指定を受けた病院または診療所が社会保険医療支払基金に対して取得する診療報酬債権と民事執行法151条の2第2項に規定する「継続的給付に係る権」法の支配　143 103-113 2006/10

■直近の研究業績（過去2年度分）
■著書・論文

■研究業績一覧
■著書・論文

基準８－１－３
教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準８－１－３に係る状況）

専任教員（以下は、法曹実務専攻所属の専任教員と国際社会科学研究科内のもう１つの法律系の専攻である国際関係法専攻所属の専任教員〔法曹実務専攻から言えば兼担教員〕に共通の取扱いである）の採用・昇任に関しては、人事系委員会によって決定される。同委員会は、採用人事に関しては構成員の全員をもって、教授への昇任人事に関しては教授をもって、准教授以下に係る昇任人事に関しては教授・准教授をもって構成される。同委員会の議決方法等に関しては、国経法系教員の人事取扱いに関する内規が存在する（【別添資料ＸＬⅡ】国経法系教員の人事取扱に関する内規参照)。なお、採用に際しては、スカウト委員会を設置して候補者の予備選考を行うこととなっている。

上記内規は、専任教員の採用・昇任の手続の詳細について国経法系専任教員の採用・昇任についての覚書に譲っている（【別添資料ＸＬⅢ】国経法系専任教員の採用・昇任についての覚書参照)。これによると、採用・昇任の審査基準は横浜国立大学教員選考基準（資格基準）によることとなっている（【資料８－１－３－１】国立大学法人横浜国立大学教員資格基準参照)。この資格基準によると、教授となることができる者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされている。すなわち、①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、②研究上の業績が①の者に準ずると認められる者、③大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者、④専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者、である。また、准教授となることができる者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされている。すなわち、①上記の①～④のいずれかに該当する者、②大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者、③修士の学位を有する者、④研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者、⑤専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者、である。

法曹実務専攻の実務家教員である教授については､原則として 15 年以上の実務経験と担当する科目に関する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。また､准教授については､原則として 10 年以上の実務経験と担当する科目に関する実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。なお、法曹実務客員教授（いわゆる「みなし専任」）の採用審査基準は､原則として 15 年以上の実務経験があり、担当する授業科目に関連する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することとされている。

研究者教員に関しては､教授への昇任審査請求資格として､原則として 10 年以上の大学の専任教員歴を要求し、研究業績の審査は、准教授就任後に発表した学術論文について行うものとしている。また、准教授への昇任審査請求資格としては、本学の専任講師としての１年以上の教育経験を要求し、研究業績の審査は、専任講師就任後に発表した

学術論文について行うものとしている。

兼任（非常勤）教員に関しては、採用に際して担当授業科目に関しての十分な研究上の業績または実務経験を要求している。採用は、人事系委員会が構成員の全員をもって、履歴書等によって、当該者がこのような要求を満たしていることを確認したうえで決定している。

○国立大学法人横浜国立大学教員資格基準

（平成16年4月1日
規則第１８１号）

最近改正　平成19年11月8日規則第126号

この基準は、国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則（平成１６年規則第１０２号）第３条第１項の規定に基づき、大学教員の採用及び昇任の審査資格を定める。

1　教　授

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5)　芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

(6)　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2　准教授

准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　前項各号のいずれかに該当する者

(2)　大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3)　修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4)　研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5)　専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

3　講　師

講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　第１項又は前項に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2)　その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

4　助　教

助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第１項及び第２項各号のいずれかに該当する者

(2)　専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

5　特別研究教員

特別研究教員となることのできる者は、平成１９年３月３１日に本学の助手であった者で次の各号のいずれかに該当し、助教に準ずる教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2)　前号の者に準ずる能力を有すると認められた者

6　研究教員

研究教員となることのできる者は、次の各号の全てに該当し、助教に準ずる教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　博士の学位（学位規則第５条の２に規定する法科大学院の専門職学位及び外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2)　専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

7　助　手

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2)　前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

附　則

この基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１１月８日規則第１２６号）

1　この基準は、平成１９年１１月８日から施行し、平成１９年４月１日から実施する。

2　改正後の第１項第４号の適用にあたっては、この基準の施行日前における助教授としての経歴は、准教授としての経歴とみなすものとする。

８－２　専任教員の配置と構成

基準８－２－１
法科大学院には，専攻ごとに，平成１１年文部省告示第　　１７５号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の１.５倍の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）に，同告示の第２号,別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに,同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

（基準８－２－１に係る状況）

法律基本科目に関する専任の研究者教員の配置は以下のとおりである(【別紙様式３】教員一覧、【別紙様式４】科目別専任教員数一覧参照)。すなわち、憲法担当教員２人、行政法担当教員２人、民法担当教員５人、商法担当教員２人、民事訴訟法担当教員２人、刑法担当教員２人である。刑事訴訟法はみなし専任教員が担当している。

実務家専任教員としては、裁判官教員１人、弁護士教員３人、検察官教員１人、行政官庁（文部科学省）派遣の教員１人が配置されている。

以上で、研究者教員 15 人、実務家専任教員６人、総計で 21 人の専任教員が配置されていることになる。このうち教授が 17 人、准教授が４人である。これらはすべて、法科大学院である法曹実務専攻に限り専任とされ、他の専攻で専任とされることいわゆる兼担とされることはない。

なお、行政法担当教員の１人は展開・先端科目群の科目も担当している。民事訴訟法担当教員の１人も展開・先端科目群の科目を担当している。また、実務基礎科目担当の弁護士教員の１人は基礎法学・隣接科目群の科目と展開・先端科目群の科目も担当している。そこで、【別紙様式４】の合計人数は 39 人となり、21 人を上回ることになるし、基礎法学・隣接科目群にも１人、展開・先端科目群にも４人の専任教員が配置されていることになる。【解釈指針８－２－１－１】【解釈指針８－２－１－２】【解釈指針８－２－１－３】【解釈指針８－２－１－４】【解釈指針８－２－１－５】

法律基本科目を担当する教員を含め、以上の各教員が担当科目を適切に指導できる適格・能力を有することは、大学の研究者総覧（ホームページ）および国際社会科学研究科法律系のホームページの教員紹介欄を通じて公開されている最近の活動状況に関する資料、自己点検評価報告書の教員個人の研究・教育活動報告欄（【資料８－１－２－１】研究者総覧ホームページ、【資料８－１－２－２】ホームページ（所属別検索結果）〔前出 144-145 ページ〕及び【別添資料ＸＬＩ】自己点検評価報告書参照）から明らかである。

基準８－２－２
専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準８－２－２に係る状況）

（１）本学法科大学院は、租税法務、国際企業法務に強い法曹、市民密着型の法曹の養成を理念としているが、基礎法学・隣接科目は、主として、本学法科大学院と並ぶ国際社会科学研究科内のもう１つの法律系の専攻である博士課程前期国際関係法専攻所属の兼担教員と兼任教員によって賄われている。ただし、アメリカ法は、他の系列に属する科目を担当する法科大学院の専任教員が、他の系列の科目と併せて担当している。専任教員が担当しているのは、８科目中の１科目である。また、展開・先端科目のうちの著作権法担当として専任教員が１人、国際取引法関係の科目（国際取引法）担当の専任教員が１人配置されている。そのほか５つの科目（租税法総論、所得税法、執行・保全法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ）は、法律基本科目担当の専任教員がそれらの科目と並んで担当している。これらのうちには、複数の展開・先端科目を担当している者がいるので、結局、展開・先端科目を担当している専任の教員は４人となる。専任教員が担当していない展開・先端科目は、基礎法学・隣接科目と同様に、国際関係法所属の兼担教員と兼任教員によって担われてる。展開・先端科目に関しては、専任教員が担当している科目は、33科目中６科目となる。

このように基礎法学・隣接科目と展開・先端科目は、兼担・兼任教員に負っている部分が大きいが、兼担教員の所属する国際関係法専攻は法曹実務専攻（法科大学院）と同一の国際社会科学研究科内におかれたもう１つの法律系の専攻であり、法曹実務専攻と密接な連繋を図りながら運営されているので、研究科全体としての教育上のバランスは十分図られている。市民密着型の法分野は兼任の弁護士教員により担当されている部分が大きく、専任教員の配置が相対的に少ないが、これには、むしろ特定分野に強い非常勤の弁護士教員を広く迎えいれるというメリットがある。のみならず、この分野の教育について、法律基本科目を担当する専任教員が関与することによってまとまりをつけ、教育上支障を生じないように工夫している。【解釈指針８－２－２－１】

（２）専任教員21人の年齢構成は、平成20年５月１日を基準日として以下のとおりである。

60歳台３人、50歳台11人、40歳台３人、30歳台４人。

【解釈指針８－２－２－２】

【別紙様式３】教員一覧、【別紙様式４】科目別専任教員数一覧

８－３　実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準８－３－１
基準８－２－１に規定する専任教員の数のおおむね２割以上は，専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者であること。

（基準８－３－１に係る状況）
21人の専任教員のうち６人が専任・みなし専任の実務家教員であり、この比率は約３割となる。６人のうち２人がみなし専任教員であり、この実務家専任教員に占める割合は約３割３分となる（【別紙様式３】教員一覧参照）。【解釈指針８－３－１－２】

法曹実務専攻の実務家教員である教授の採用基準は、国経法専任教員の採用審査基準第２条第２項により、原則として 15 年以上の実務経験と担当する科目に関する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することとされている。准教授については、原則として 10 年以上の実務経験と担当する科目に関する実務経験及び教員としての適格性を有することが必要である。また、法曹実務客員教授（いわゆる「みなし専任」）の採用審査基準は、原則として15年以上の実務経験があり、担当する授業科目に関連する十分な実務経験及び教員としての適格性を有することとされている（【別添資料ＸＬⅢ】国経法系専任教員の採用・昇任についての覚書参照）。

各教員の実際の実務経験は、弁護士である教員に関しては、33 年、29 年の者が各１人であり、14 年の検察官勤務の後、弁護士に転じて 18 年の者が１人いる。また、裁判官である教員は、38年の裁判官としての実務経験と、退官してからの３年の弁護士兼法科大学院教員としての経験を有する。検察官である教員は 27 年の実務経験を有し、行政官庁派遣の教員は、担当科目である著作権法に関連した部署での 15 年の実務経験を有する。これらの教員が高度の実務の能力を有することは、各人が取り扱った事件、弁護士会等における経歴などから客観的に証明されているといえる。【解釈指針８－３－１－１】

なお、みなし専任教員は、年間６単位以上の授業を担当するだけではなく、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。そのため、みなし専任教員からも専任教員が随時、教育方法改善や教育資料のあり方等について意見を徴する機会を設けている。また、みなし専任教員にも相部屋ではあるが研究室を貸与し、メールアドレスも専任教員のそれと並んで履修案内に掲載するなどして、学生からの学習上、生活上、進路上等の相談に応じうる体制を整えている（【別添資料Ⅳ】平成 20 年度履修案内 P336 以下「教員住所録」参照）。【解釈指針８－３－１－２】

基準８－３－２

基準８－３－１に規定する実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも３分の２は，法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準８－３－２に係る状況）

専任・みなし専任の実務家教員６人のうち１人は官庁派遣（文部科学省）の教員であるが、残りは、裁判官教員１人、弁護士教員３人、検察官出身の教員１名であり、法曹としての十分な実務経験を有する(【別紙様式３】教員一覧参照)。具体的には、弁護士である教員に関しては、実務経験が 33 年、29 年の者が各１人であり、14 年の検察官勤務の後、弁護士に転じて 18 年の経験を有する者が１人いる。また、裁判官である教員は 28 年のそれとしての実務経験と３年の弁護士兼法科大学院教員としての経験を、検察官である教員は 27 年の実務経験を有する。

８－４　専任教員の担当授業科目の比率

基準８－４－１
各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については，原則として，専任教員が配置されていること。

（基準８－４－１に係る状況）

法律基本科目群に属する科目（すべて必修）、法律実務基礎科目群中の必修科目及び総合演習科目群に属する科目（すべて必修）は、ほとんどすべてを専任教員が担当しており、ごくわずかな部分を兼任教員が担っている（なお、Tutorial は法律基本科目として位置付けられるが必修ではないので、以下の説明からは除外している。）。具体的には、法律基本科目中の行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅲ、民法Ⅴ、刑法Ⅱを他大学所属の研究者教員である兼任教員が担当している。ただし、民法Ⅰを兼任教員が担当しているのは、本来の担当者である専任教員が海外研修中であるという臨時的理由による。また、総合演習科目中の公法総合演習（実質は法律実務基礎科目と性格付けられる。）２クラス、民事法総合演習（実質は法律実務基礎科目と位置付けられる。）１クラスには、それぞれ、専任教員ともに、弁護士である兼任教員が関与している。また、法律実務基礎科目である民事実務演習２クラスのうちの１クラスは、弁護士である兼任教員が担当している。同じく法律実務基礎科目である実務民事訴訟演習２クラスには、弁護士である兼任教員が担当するほか、そのうちの２回分の授業について、兼任である派遣裁判官教員が関与している。派遣裁判官教員は、法律実務基礎科目中の民事要件事実・事実認定論をも担当している。専任教員と兼任教員がともに関与しているすべてのクラスにおいて、専任教員が当該クラスの授業内容・授業の実施・成績評価に責任を負っている。そうすると、必修である全 53 の授業科目（クラス）のうち、44 を専任教員が担当していることになり、この割合は約 83％となる。【解釈指針８－４－１－１】

他方、本学法科大学院の特色ある分野とされている租税法務の領域に関しては、８科目中２科目（租税法総論、所得税法）を本学法科大学院（法曹実務専攻）の専任教員が担当している。また、もう１つの特色ある分野とされている国際企業法務の分野に関しては、８科目中１科目（国際取引法）を本学法科大学院の専任教員が担当している。このように述べると、表面的には専任教員の比率が低いように見えなくもないが、本学法科大学院専任の教員が担当する科目以外の科目も、本学法科大学院が属する本学国際社会科学研究科内のもう１つの法律系の専攻であり、本学法科大学院と密接な連携を図りながら運営される国際関係法専攻所属の教員（本学法科大学院との関係でいえば兼担教員）が担当しており、研究科全体としてのバランスをとっている。

本学法科大学院は市民密着型の法曹の養成をも１つの特色としているが、市民密着型の法曹に関連した科目とは何かを厳密に限界付けることは困難と思われる。しかし、これを一応、本学法科大学院のカリキュラムに即して言えば、

展開・先端科目Ⅱ群に属する科目であるということになるとすると、ここでは、10科目中３科目（執行・保全法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ）が専任教員によって担当されており、残りは弁護士・司法書士である兼任教員が担当している。ここでも専任教員の比率が低いように見えるが、専任教員が全体を総括してまとまりをつけ、教育上支障がないようにしている。のみならず、この科目群の科目は、法律基本科目の特定分野を展開し実務に発展させた科目であり、法曹実務のいわば原型である市民密着型の法分野をカバーするよう設定するものであるため、特定分野に強い実務家兼任教員を中心に構成することにむしろ意義があると考える。

【別紙様式１】開講授業科目一覧、【別紙様式３】教員一覧

８－５　教員の教育研究環境

基準８－５－１
法科大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準８－５－１に係る状況）

専任教員のうち研究者教員の授業負担は、法科大学院の科目に関しては３～12 単位、これに自大学他専攻等科目を加えた場合に５～28.3 単位となっており、20 単位を超えている者が４人いる。また、さらに他大学非常勤講師として担当する科目を加えると７～28.3 単位となり、20 単位を超える者が７人であるが、最多でも 28.3 単位にとどまっており、30 単位を超える者はいない。実務家教員の法科大学院での授業負担は４～10 単位であり、これに自大学他専攻等科目を加えると６～16 単位、さらに他大学非常勤講師として担当する科目を加えると６～18 単位となる（【別紙資料３】教員一覧参照）。【解釈指針８－５－１－１】

基準８－５－２
法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上及び管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準８－５－２に係る状況）

本学法科大学院（法曹実務専攻）は博士課程前期国際関係法専攻、博士課程後期国際経済法学専攻とともに、本学国際社会科学研究科の中の法律系を構成している。そこで、これらの専攻に所属する教員全員に共通のサバティカル制度を平成 18 年度に設け、平成 19 年度から実施している。これは、それ以前に存在した旧サバティカル制度の下で、法科大学院発足前の平成 12 年当時在籍していた国際社会科学研究科法律系所属の全教員が平成 18 年度までにサバティカルをとり終えたところから、改定を施したものである。サバティカルの主な内容は、半年間の授業負担免除、本来の年間授業負担の１／２を超えない範囲で免除された授業科目の残りの半年間での担当、１年間の学内行政負担の免除である。これに基づいてサバティカルの対象となる者の順番を確定し、平成 19 年度には法科大学院所属の教員１人、国際関係法専攻所属の教員１人が、平成 20 年度にも法科大学院所属の教員１人が、実際にサバティカルをとっている（【別添資料ＸＬⅣ】新サバティカル制度の導入について参照）。

基準８－５－３
法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため，必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準８－５－３に係る状況）

本学法科大学院の専任教員の教育・研究上重要な機能を担っているのは、国経法系資料室である。同資料室は、月曜日から金曜日までは午前９時から午後９時 45 分まで、土曜日は午前 10 時から午後４時 30 分まで開室して利用に供されている。このうち、月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までの時間帯には、３人の非常勤職員が交替で勤務している。これらの職員は、図書・雑誌の整理、貸出業務等の本来の資料室職員としての業務をこなすほか、教員の依頼に応じて教材をコピーする等のサービス業務も行っている。なお、月曜日から金曜日までの午後５月以降、土曜日の開室は RA に負っており、長期休業期間中に当たる８月・９月・３月はこの時間帯は開室していない（【資料８－５－３－１】国経法系資料室非常勤職員シフト参照）。

資料８－５－３－１　国経法系資料室非常勤職員シフト

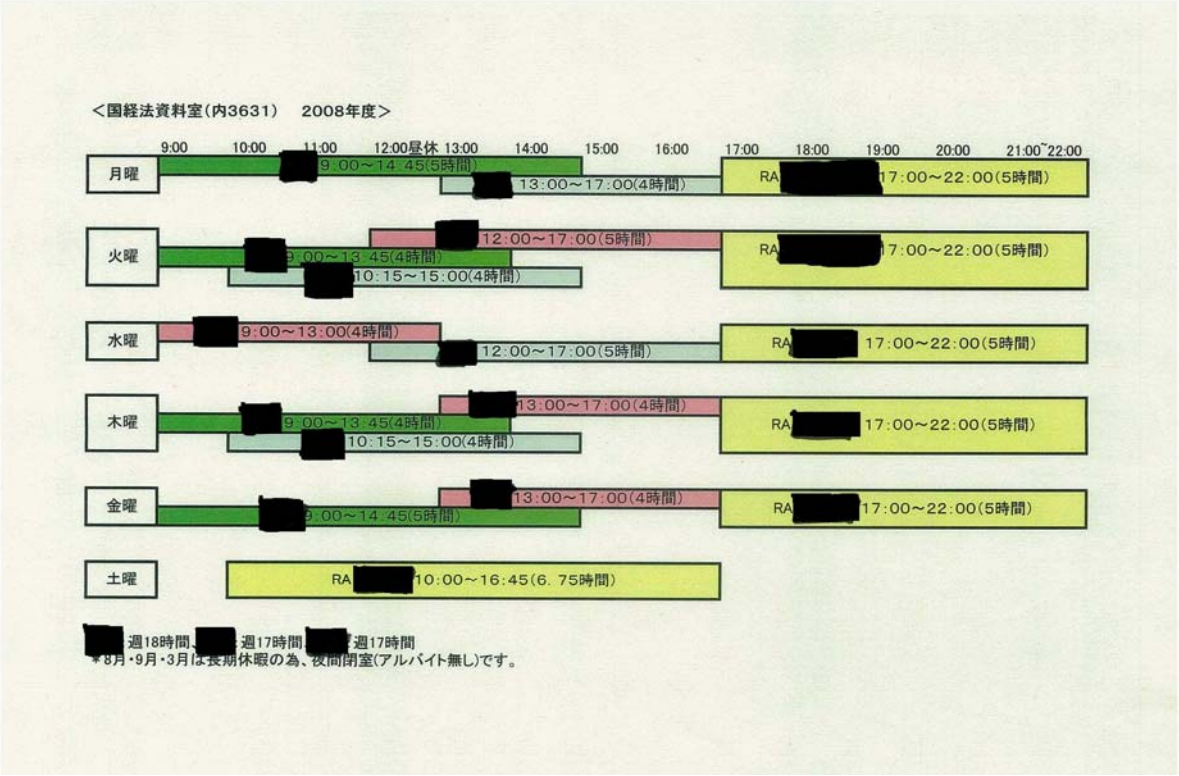

２　優れた点及び改善を要する点等

（１）優れた点

①入学定員 50 人、収容定員 150 人の学生数に比し、21 人の専任教員を配置して少人数教育を実現しえている点は、優れた点として評価できる。

②本学法科大学院は横浜弁護士会と全面的な協力・提携関係にあり、同弁護士会から多くの専任・みなし専任・兼任の弁護士教員の安定的な供給を得ることができる点も、長所として指摘しうるであろう。

③第２章においても指摘したところであるが、横浜弁護士会所属の専任・みなし専任の教員の背後には、各人について３～４人のバックアップチームが付されているから、実質的には、上記に指摘したような表面的に現れた形以上の少人数教育が行われているといって過言ではない。

④このように、地元弁護士会との密接な協力・提携関係を築いている点は優れた点として指摘しうるが、他方で、東京からも遠くはないという地の利をいかし、地元弁護士のみならず、東京の弁護士の協力も得ている点は長所としうるであろう。

⑤学生定員からすると、３人いれば（文部科学省告示ではおおむね２割以上）十分であるはずの実務家専任教員を６人配置（約３割）しており、しかも全員働き盛りの年齢層である点も優れている。

⑥多数の専任教員を配置している結果、ほとんどすべての法律基本科目、法律実務基礎科目を専任教員によって開講しえている点は特記すべき事項である。

⑦多数の専任教員を配置しているため、各人の授業負担を比較的少なく抑えている点は優れた点であろう。

⑧重要な文献を多数備えている国経法系資料室が平日午後９時４５分まで、土曜日も利用しうるようにしている点は、教育・研究上多大な便宜を供しているといえる。

⑨本学法科大学院（法曹実務専攻）と密接な連繋を図りながら運営されている国際関係法専攻所属の専任教員の協力により多数の租税法関係の科目、国際企業法務に関する科目を開設している点は、本学法科大学院の特色の１つである。

⑩横浜弁護士会と密接な協力・提携関係にあるため、それぞれの分野で専門的な仕事をしている同弁護士会所属の弁護士による実務的な科目を多数開講しえている点も、本学法科大学院の特色の１つとして指摘しうるところである。

⑪法科大学院設置後、新たなサバティカル制度を設けて実施に移している点は長所として指摘しうる点であろう。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等

該当なし。

第９章　管理運営等

１　基準ごとの分析

９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

（基準９－１－１に係る状況）

法科大学院の設置に伴って､平成16年度から新たな運営体制を整備し実施しており、その状況は平成 20 年度に至っても変わらない。まず法科大学院の設置に伴って、平成16年度から新たに運営体制を整備し、実施している。本学法科大学院（法曹実務専攻）の運営に関する重要事項を審議する機関として、法曹実務専攻会議が置かれている。教員の採用、学生の入学、成績評価、修了判定等の専攻の運営にかかわる事項の決定は、法曹実務専攻が単独でこれを行い、カリキュラム編成については、博士課程前期国際経済法学専攻の協力を得ながら法曹実務専攻がこれを決定する。法曹実務専攻会議は、法曹実務専攻に所属する専任教員と同専攻で講義を担当する国際経済法学専攻の専任教員で構成される（【資料９－１－１－１】教員及び行政組織図及び【資料９－１－１－２】国際経済法学系委員会について参照)。

法科大学院（法曹実務専攻）には、同専攻会議により選出される専攻長を置き、国際社会科学研究科教授会の承認を得る。

これにより【解釈指針９－１－１－１】､【解釈指針９－１－１－２】および【解釈指針９－１－１－３】に適合した内容となっている。

みなし専任教員は、教育に関する法曹実務専攻会議に参加する権利を有する。この教育に関する法曹実務専攻会議においては、入試、教育方法、カリキュラム編成および修了判定を含む教育計画および教育運営方法について審議･決定する｡みなし専任教員は、教育内容、教育方法改善のため、教育研究高度化委員会に参加する権利を有する（【資料９－１－１－２】国際経済法学系委員会について記載のⅡ．４．および５.)。みなし専任教員には研究室が貸与され、随時学生に対するアカデミックアドバイスを行うほか、メールによる相談にも応ずる態勢を整えている｡これにより【解釈指針９－１－１－４】を十分に充たしている。

次に委員会構成は、法科大学院（法曹実務専攻）は法律系の中で国際関係法専攻と車の両輪の関係の下で運営されるため、人的資源の有効適切で省力的な活用のため、法律系単位で実施している。しかしその委員会構成も法科大学院（法曹実務専攻）の業務に対応すべく、平成 15 年度までの（イ）教務厚生委員会（ロ）研究図書委員会（ハ）自己評価委員会（ニ）電算委員会（ホ）人事委員会（ヘ）将来計画委員会（ト）英語教育委員会（チ）財務委員会という構成を、①教務厚生委員会②入試委員会③施設研究図書委員会④教育研究高度化委員会（ＦＤ委員会含む）⑤広報委員会⑥国際化推進・実施委員会⑦人事委員

会⑧将来計画委員会⑨財務委員会という構成に変更した。これにより、円滑な運営がなされ、教育への一層の資源投入が確保されている。

資料９－１－１－１　教員及び行政組織図

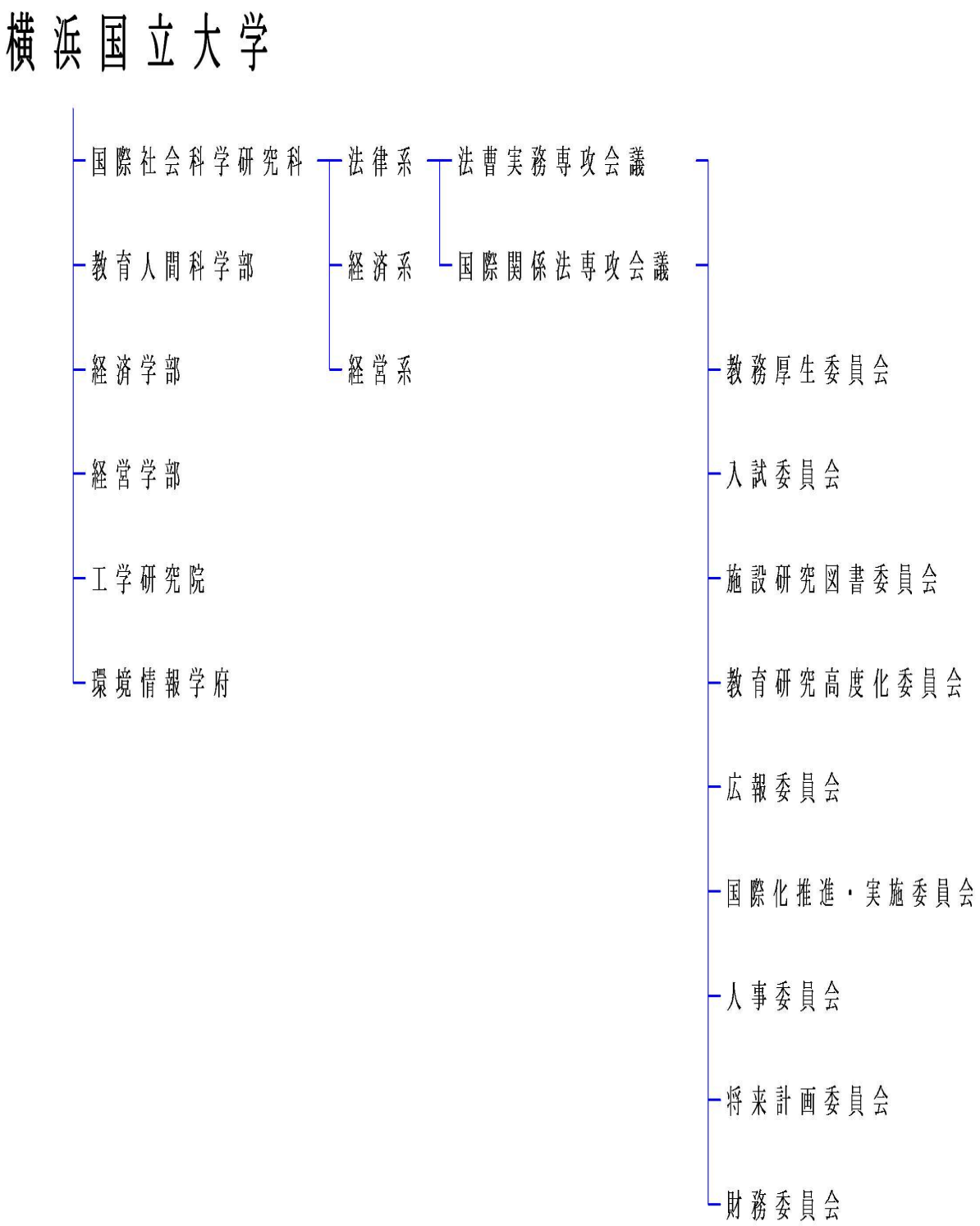

平成１６年度からの国際経済法学系委員会について

Ⅰ．運営の前提

１．国際社会科学研究科の法律関係専攻：国際経済法学系（国経法系）は、法曹実務専攻と国際関係法専攻の２専攻で構成される。この２専攻は、それぞれ独立した目標を持つが、その運営形態においてはこれまで同様に相互補完的であり、十分な連携を保ちつつ専攻の運営に当たることが必要である。

２．国経法系は、平成２年の国際経済法学研究科の創設以来の伝統を継承し、平成１１年の国際社会科学研究科の創設に際して、法律系の教員組織として機能してきている。また、同研究科創設に当たり、国経法系の意見が保障されるように制度設計されて、国経法系の独立性が保たれてきた。更に、平成１６年４月に法曹実務専攻の新たな設置と国際関係法専攻の改組が行われたが、これまでの経験を活かし、今後の法律関係専攻の進むべき方向を踏まえて、車の両輪が円滑に回転するよう国経法系の運営を行う。

Ⅱ．運営の方法

１．国経法系運営の責任者として国経法系委員長を置くとともに、法曹実務専攻長及び国際関係法専攻長を置き、それぞれの専攻の運営の円滑化を図る。国経法系委員長は、所属する専攻の専攻長を兼務する。

２．平成１６年度以降、国経法系は「法曹実務専攻会議」と「国際関係法専攻会議」の二つの専攻会議を定期的に開催することとするが、両者を併せて「国経法系委員会」とし、二つの専攻会議を連続して開催する．この場合：

1)「法曹実務専攻会議」の審議事項は「法曹実務専攻に関する事項」と「二つの専攻に共通する事項」とする。

2)「国際関係法専攻会議」の審議事項は「国際関係法専攻に関する事項」と「二つの専攻に共通する事項」とする。

3) 会議は、「法曹実務専攻に関する事項」、「二つの専攻に共通する事項」、「国際関係法専攻に関する事項」の順に行う。

4) なお、「国経法系委員会」議長は国経法系委員長とするが、議事進行に当たっては、国経法系委員長と国経法系委員長が属さない専攻の長の２名体制とし、「二つの専攻に共通する事項」に関する議事については国経法系委員長が、それ以外の各専攻に関する議事については当該専攻長が議事進行に当たることとする。

３．教員の人事に関しては、国経法人事系委員会を存続させ、それぞれの専攻に関する人事について審議・決定する。当該人事により、「人事に関する法曹実務専攻会議」と「人事に関する国際関係法専攻会議」と読み替える。

４．法曹実務客員教員は、上記Ⅱ．２．の「法曹実務専攻会議」において、教育の事項に関する部分については、出席し、審議に加わる権利を有する。法曹実務客員教員は、出席できない場合には委任状を提出することができる。

５．国際関係法専攻の教育を直接担当することがない実務家専任教員及び法曹実務客員教員は、「国際関係法専攻会議」には出席しない。（オブザーバーとしての参加は可能）

図１：国経法系委員会と法曹実務専攻会議・国際関係法専攻会議の関係

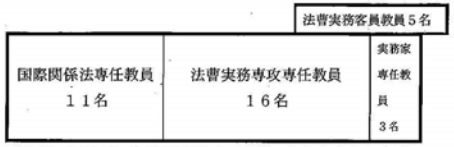

国経法系委員会（国際関係法専攻会議・法曹実務専攻会議）

基準９－１－２
法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

（基準９－１－２に係る状況）

法科大学院に関する事務を担当するのは、【資料９－１－２－１】（事務組織図）に囲みで示した事務組織であるが、入試・教務・修了判定など学生に関する事項を所管するのは、本学法科大学院においては、社会科学系事務部法科大学院係である。この係は従前は経済や経営の専攻をも取り扱う大学院係の中の１つの係であったが、平成 19 年度に法科大学院（法曹実務専攻）をも含めた法律系専攻の主として学務事務を取り扱う係として独立した。その結果、現在では、専ら法科大学院の事務を取り扱う常勤の係長１名、法科大学院の事務と国際関係法専攻の事務を併せ所管する常勤職員１名のほか、非常勤職員１名によって、法科大学院の事務を処理している。

教員に関する事項を所管するのは総務係であるが、会計担当職員のうち常勤１名を法律系専任とし、会計以外の事項については総務係長を中心にこれが常勤・非常勤を指揮することを加えて実施している。これにより【解釈指針９－１－２－１】を充たす実質となっている。

スタッフ・ディベロップメントについては、現在までのところ法科大学院に特化した研修は行っていないが、総務・教務全般にかかる職員研修を行っている（【資料９－１－２－２】事務系職員研修一覧参照）。これにより【解釈指針９－１－２－２】を充たす実質となっている。

資料９－１－２－１　事務組織図

4．事務組織

（1）教務・厚生・図書館に関する組織一覧表（平成19年４月１日現在）

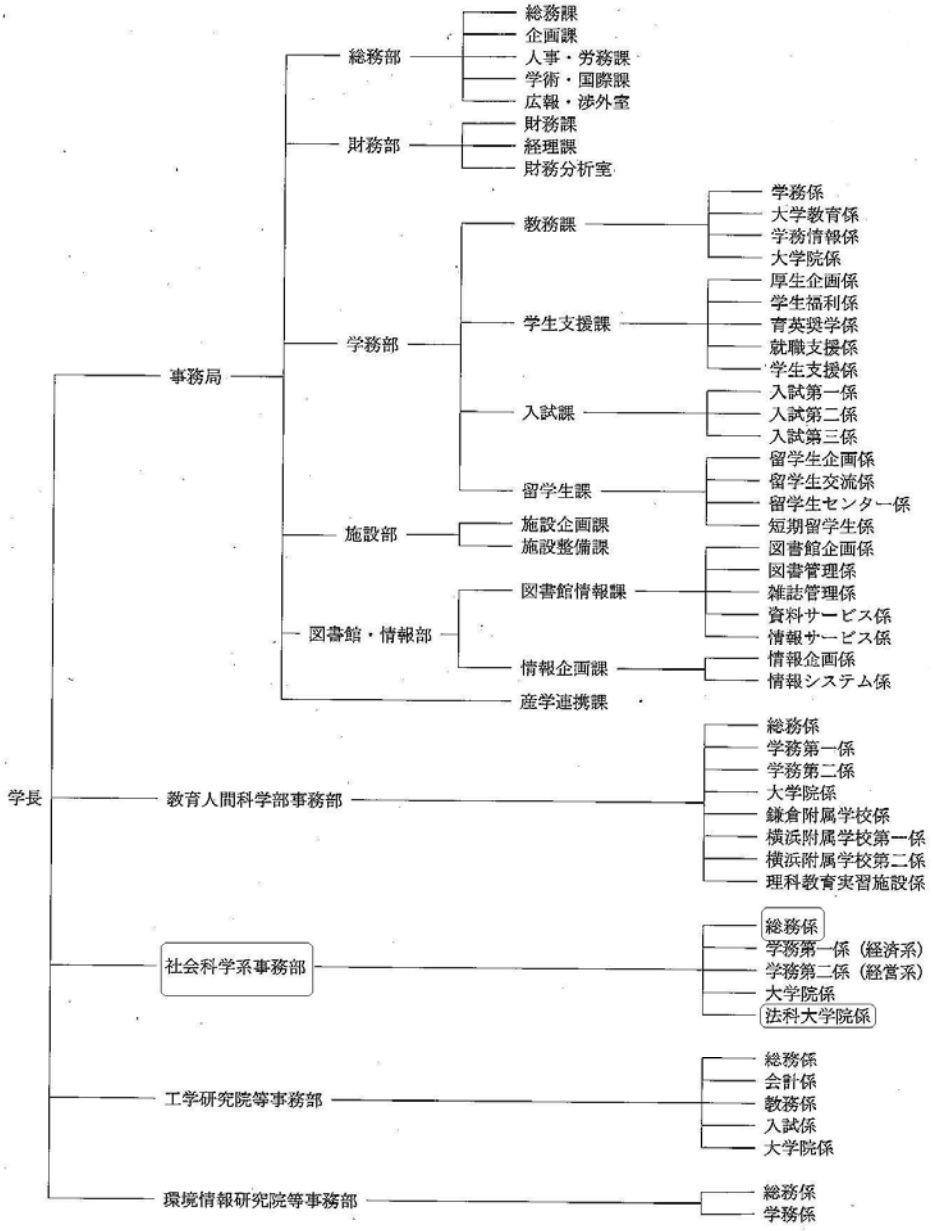

資料９－１－２－２　事務系職員研修一覧

事務系職員研修一覧

１．　関東地区新採用職員研修
２．　関東甲信越地区国際企画担当職員研修
３．　関東甲信越地区国立大学法人等会計事務研修
４．　関東・甲信越地区係長研修
５．　大学職員セミナー
６．　大学マネージメントセミナー
７．　関東甲信越地区中堅係員研修
８．　関東・甲信越地区大学職員啓発セミナー
９．　横浜国立大学ビジネス実務法務研修
１０．横浜国立大学事務系職員外国語研修
１１．横浜国立大学大学職員 SD 研修
１２．横浜国立大学大学アドミニストレーター養成研修
１３．横浜国立大学国際交流推進研修
１４．横浜国立大学新規採用職員研修
１５．横浜国立大学主任研修
１６．横浜国立大学係長研修
１７．横浜国立大学事務情報化推進研修

基準９－１－３
法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準９－１－３に係る状況）

まず法科大学院の教育活動を適切に実施するため、横浜国立大学は、設置基準の約２倍の専任教員の配置を行っている。次に、大学の資産および毎年度の大学の予算を基礎に（【別添資料ＸＬＶ】平成 20 年度収支予算案参照）各部局予算配分基準に基づき予算を配分するほか、教育研究高度化経費・学長裁量経費の配分において、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように配慮され、また施設整備経費の計画・執行においても重点的な配分を行っている（【別添資料ＸＬⅥ】平成 19 年度国際社会科学研究科（法律系）収支報告書参照)。これにより【解釈指針９－１－３－１】を充たしている。

また、教育研究高度化経費・学長裁量経費の配分において意見聴取が制度化されており、また必要に応じて専攻長のもとめに応じ、学長が事情聴取を行い、あるいは陳情を受けつけ､施設改善の経費などを支出している｡これにより法科大学院の教室の冷房化、学生自習室・法廷教室や資料の整備が実施された。このことにより【解釈指針９－１－３－３】を充たしている。ただし建物については、かろうじてやり繰りをしている状況で余裕がなく教育・研究資料の保管に窮している。

【解釈指針９－１－３－２】との関係では、東京税理士会から寄附金を受け入れ、法科大学院固有の予算として執行している。また、平成 16 年度から３年間にわたり法科大学院形成支援プログラムとして採択された結果支給された経費及び平成 19 年度からの２年間にわたり専門職大学院等教育推進プログラムとして採択され支給されている経費は、専ら、本学法科大学院（法曹実務専攻）において支出している（【別添資料ＸＬⅦ】LS 形成支援プログラム経費参照)。

なお、大学の予算・決算は学外委員を含めて構成される経営協議会で審議・承認されている。

９－２　自己点検及び評価

基準９－２－１
法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表していること。

（基準９－２－１に係る状況）

本学国際社会科学研究科法律系（当時は博士課程前期のみの国際経済法学研究科）では、法科大学院（法曹実務専攻）発足前において、平成６年、平成９年の２回にわたり、自己点検評価報告書を作成・公表してきたところであるが、その後の、国際経済法学研究科の国際社会科学研究科への改組（平成 11 年)、博士課程前期経済法学専攻の廃止と法科大学院(法曹実務専攻)の発足(平成 16 年)という目まぐるしい事態の変化の中で、自己点検評価報告書の作成を行う余裕のない状況が続いてきた。しかしながら、法科大学院の発足に際し、３年ごとを基本に外部評価者を加えた体制で自己点検評価報告書を作成し、途中の年度については教育活動等の状況報告書をまとめて、公表するという予定を立てた。

具体的には、教育研究高度化委員会の主導の下に、法科大学院（法曹実務専攻）のほか､博士課程前期国際関係法専攻(法科大学院発足前に関しては経済関係法専攻も含む。)と博士課程後期国際経済法学をも含めた国際社会科学研究科法律系全体の自己点検評価報告書を作成することとした。また、法科大学院発足後の第１回自己点検評価報告書のカバーする期間としては、前回の報告書から相当の時間が経っていることもあり、法科大学院発足の前後を跨いで平成 13 年度から平成 17 年度までの５年間とすることとし、その結果、平成 18 年 12 月付けの自己点検評価報告書が作成された。この自己点検評価報告書に関し、３名の外部評価委員（私立大学総長、国立大学教授、元横浜弁護士会会長）に委嘱し、書面で意見を頂いた上で、平成 19 年 11 月 21 日には、直接意見交換をする機会をもった。その折には、広報活動の重要性、法曹養成と研究者養成との関係などについて貴重な意見を伺うことができた。

本法律系が作成した自己点検評価報告書に外部評価委員の意見を併せたものは､｢自己点検評価報告書（横浜国立大学国際社会科学研究科国際経済法学系〔博士課程前期国際関係法専攻・専門職学位課程法曹実務専攻・博士課程後期国際経済法学専攻〕)（平成 13 年度～平成 17 年度)」(【別添資料ＸＬＩ】自己点検評価報告書参照）として印刷し、全国の法律系・政治系の学部、法科大学院を含めた法律系の大学院を有する 200 以上の大学等に配付した。また、本法律系のホームページ（URL: http://www.iblaw.ynu.ac.jp/kyoutu/gaibuhyouka.html）にも掲載し、公表している。

基準９－２－２
自己点検及び評価を行うに当たっては，その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに，適当な実施体制が整えられていること。

（基準９－２－２に係る状況）

FDとともに自己点検評価を行う組織として教育研究高度化委員会を設置し、同委員会が中心になって、教務厚生委員会、入試委員会、施設研究図書委員会等が資料を提供して取りまとめ、各教員の情報等を加えて、平成 18 年度には、平成 13 年度から平成 17 年度の範囲をカバーした自己点検評価報告書を作成した上、平成 19 年に、外部評価委員の意見をも伺った。自己点検及び評価項目としては次のようなものがあげられる（【別添資料ＸＬＩ】自己点検評価報告書参照）。Ⅰ教育・研究体制、Ⅱ教員組織、Ⅲ教育活動、Ⅳ教育改善の試み、Ⅴ入学者選抜等、Ⅵ教育・研究施設、Ⅶ研究活動、Ⅷ国際交流、Ⅸ社会貢献、Ⅹ管理・運営、XI 自己点検および評価、XⅡ教員個人の教育・研究活動。

以上のように、実施体制、自己点検評価項目とも【解釈指針９－２－２－１】に合致している。なお、上記と同様の体制・評価項目の下に、３年ごとに自己点検評価を実施し、途中の年度に関しては教育活動等の報告書をまとめて公表することを予定している。

基準９－２－３
自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために，適当な体制が整えられていること。

（基準９－２－３に係る状況）

自己点検評価を統括する教育研究高度化委員会は、FD の実施についても責任を果たす委員会である。そのことにより、FD の集積を自己点検評価に結びつけるとともに、自己点検評価の結果を直ちに FD に反映させていくことができる。委員会は、学生の授業アンケートの結果を取りまとめ、教育改善のきっかけを各教員に提供し、また、授業改善計画書の提出を求めている。その他にも、学期毎の教育内容方法のグループによる検討、全科目公開授業の参観、試験問題の相互点検、成績分布の公表・点検、解答・講評の公表などを実施している。この意味において、【解釈指針９－２－３－１】に対応している。

基準９－２－４
自己点検及び評価の結果について，当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準９－２－４に係る状況）

法科大学院発足後の第１回目の自己点検評価報告書に関して、私立大学総長（著名な法律学者)、国立大学の法律学教授、元横浜弁護士会会長に外部評価委員を依頼し、その意見書を併せて最終的な報告書とした（【別添資料ＸＬＩ】自己点検評価報告書参照)。【解釈基準９－２－４－１】に合致している。第２回目以降の報告書に関しても、同様の措置をとる予定である。

９－３　情報の公表

基準９－３－１
法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

（基準９－３－１に係る状況）

教育活動等の状況などについて、パンフレット、ホームページなどで広く公表することとしている。

法科大学院開設前の平成 15 年度から、毎年、新しいパンフレットを作成している。平成 20 年度のパンフレットは作成途中であるが、平成 19 年度からは、博士課程前期国際関係法専攻、博士課程後期国際経済法学専攻を併せた本学法律系全体のパンフレットとしている（【別添資料Ｉ】法科大学院パンフレット、法科大学院特有の部分５頁（【資料９－３－１－１】平成 19 年度パンフレット参照））。そこでは、教育活動等に関する多くの情報を提供しているが、学生の生の声を中心に教育の実際がわかるような内容も掲載し、教育活動の現状が具体的に伝えられるような工夫をしている。その結果、本学法科大学院の特色、カリキュラム、学生生活、バックアップ体制、入試概要・結果が目に鮮やかに映る、他に例を見ない、活き活きとした学生本位の画期的なものとなっている。パンフレットは全国の大学、大学院（法科大学院含む）、地方自治体、経済団体、企業、同窓会組織、法曹会、放送局、新聞社、雑誌社、資格学校予備校、県内主要高校など、公共の場を含め広く配布し、ホームページからも直接ダウンロードできるものとしている。

ホームページを開設し、適宜、更新している。そこでは専攻紹介、授業時間割、開講科目一覧、修了要件・履修細目、履修モデル、年次配当表、教員紹介、学習環境、教員、学生からの声、FAQ が掲載されている（【資料９－３－１－２】法科大学院ホームページ参照）。また、説明会情報、募集要項などは迅速にホームページ上に公開し、その旨を外部の法科大学院関連サイトへも通知して、志願者等の便宜を図っている。

説明会を年３回開催している。第１回目は７月初旬学内において、第２回目も８月初旬学内において、全学的なオープンキャパスの一環として、そして第３回目は９月下旬学外（横浜ランドマークタワー）にて開催している。これらの説明会においては、教員から本学法科大学院に関する情報を広く発進するほか、在学生による忌憚のない現状報告・意見を加えて、利用者本位の内容となるようにしている（【資料６－１－１－１】入試情報（説明会のお知らせ）〔前出 104 ページ〕参照）。

こうして基準に十分適合する状況を形成している。

資料９－３－１－１　平成19年度パンフレット

特色ある法学・開発系

国際経済法学系委員長　池田 龍彦

本学の法律系大学院は、修士課程「国際関係法専攻」、専門職学位課程「法曹実務専攻・法科大学院」及び博士課程「国際経済法学専攻」の３専攻で構成されています。伝統的な法分野を基礎として、各法分野の国際関係領域と経済関係領域を統合する新しい法学及び国際開発の教育研究を目指し平成２年度に設立された独立大学院・国際経済法学研究科を起源としています。

院生はバラエティーに富んでおり、学卒者、社会人経験者、官庁及び外国政府派遣者、弘費留学生等が集まっています。また、英語による特別プログラムにより、常時40名の世界各地からの留学生が学んでいます。

このように、本大学院は、研究者、法曹、官庁実務家、企業法務担当者や国際開発専門家になろうとする院生だけでなく、既にそれらの職にある院生が相互に交流し切磋琢磨する充実したユニークな大学院です。

幸福な社会の実現

法曹実務専攻長　岩崎 政明

最近のマスコミ報道では、新司法試験の合格率は３割程度に過ぎないという厳しい現実が明らかにされています。また、その厳しい試験を勝ち抜いたとしても、法曹実務家の数が増える近い将来においては、それほど高い収入は見込めないであろうともいわれています。そのような中、法科大学院の学籍を考えている皆様は、大きな不安を感じていることと思います。

しかし、実務法曹は、人の生命、身体、財産を守る最後の砦として、厳しい教育と競争試験を乗り越えてでも志願するに値する、立派な職業です。社会や他者の幸福に貢献するという高い理想と強い意志を持って、横浜国立大学の法曹実務専攻に入学してください。われわれ教職員一同は、皆様の夢が叶うよう、最大限の支援をしたいと願ってあります。

[いわさき・まさあき]　早稲田大学大学院博士課程社会科学研究科政治学専攻修了（政治学士）　Harvard Law School客員研究員　国税庁税務署総合委員　筑波大学教育学・研究科講師　公認会計士試験（租税法）試験委員

多様性で育つ国際性

国際関係法学専攻長　柳 赫秀

本学次の特色は、多様性、連携性及び国際性に集約できます。まず、様々な背景の学生が多様なコースで研究に励んでおります。社会のニーズに対応した５つのコースには、互いに有機的・体系的に連結された豊富な授業科目が用意されています。

次に、教育方法における理論と実務の連携、教員面・入試区分面における法曹実務専攻（LS）との緊密な連携、経済学部の「法と経済コース」との連携、そして、博士後期課程の「国際経済法学専攻」及び「国際開発専攻」との連携もあります。

最後に、在学生の半分以上を占める各国からの留学生が５つのコース以外にも、英語プログラムの「法と政策コース」や「インフラストラクチャー管理学コース」に在学し、豊かな国際性を編み出しています。時代の要請を先取る研究とともに、自己啓発を図りたい方々のご参集をお待ちしております。

[ゆ・ひょくすお]　韓国延世大学法学部卒業、1980年文部省留学生として来日　東京大学大学院法学研究科修了（法学博士）　Harvard Law School, Johns Hopkins University Visiting Scholar

資料９－３－１－２　法科大学院ホームページ

基準９－３－２
法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

（基準９－３－２に係る状況）

【解釈指針９－３－２－１】に掲げられた事項を含む教育活動等に関する重要事項を記載した文書として、横浜国立大学法科大学院年次報告書を作成し、ホームページ(http://www.iblaw.ynu.ac.jp/houka/houka_pdf/gaibuhyouka.pdf)に掲載して、毎年改訂することとしている（【別添資料ＸＬⅧ】年次報告書参照）。

９－４　情報の保管

基準９－４－１
評価の基礎となる情報について，適宜，調査及び収集を行い，適切な方法で保管されていること。

（基準９－４－１に係る状況）

シラバス、講義配布資料、試験問題、授業アンケート、成績分布・分析、入試結果など、自己点検評価の基礎となる資料は、各学期ごとを基本に、専攻長・教務厚生委員会・教育研究高度化委員会・入試委員会によって収集され、専攻長室に保管されている。保管期間は少なくとも５年としている。

それにより、【解釈指針９－４－１－１】、【解釈指針９－４－１－２】および【解釈指針９－４－１－３】を十分充足している。

２　優れた点及び改善を要する点等

①法科大学院の運営の上で生じる学務を適切に把握し、それに対応できる委員会構成として、円滑に実施していること。
②自己点検評価を統括する教育研究高度化委員会を、FD の実施についても責任を果たす委員会とすることにより、FD の集積を自己点検評価に結びつけるとともに、自己点検評価の結果をただちに FD に反映させていくことのできる体制としていること。
③教育内容・方法の点検および厳格な成績評価が、制度的にも実際にも着実かつ先端的に実施されていること。
④自己点検評価書を作成し、外部評価委員の意見を受けた上、広く公表していること。
⑤法科大学院の情報の提供のために毎年新たなパンフレットを作成し、ホームページに関しては適宜、改訂し、常に、よりわかりやすいしかも活き活きとした最新のものの提供となるよう努めていること。
⑥説明会でも在校生に状況を率直に話してもらう機会を常に設け、新しいパンフレットには、学生の生の声を中心に載せるなど、情報提供も学生本位、利用者本位のものとなるよう努力していること。
⑦パンフレットの配布先にも公共の場を含めて広く、またホームページの迅速な情報掲載を外部サイトへ通知するなどして情報の広範迅速な伝達に努めていること。

（２）改善・検討または努力を続けるべき点等
①職員の FD については、全学的に自己点検評価およびそれに伴う改善の体制が整えられつつあるが、これを一層確実に進めるべきこと。

第１０章　施設，設備及び図書館等

1　基準ごとの分析

１０－１　施設の整備

基準１０－１－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準１０－１－１に係る状況）

（１）教室等

本学法科大学院では、法律基本科目群、チュートリアル、法律実務基礎科目群、総合演習科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ群及びⅡ群に属する各授業科目が、前・後期の学期中のほか、夏季、冬季及び春季の休業中にも開講されており、年度ごとの開講科目は、総数にして 92 科目に及ぶ。

これらのうち、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事・刑事の両訴訟法をはじめとする必修科目については、少なくとも 50 人前後の学生を収容することのできる教室が必要とされる。また、法律基本科目群に属する公法、民法、刑法、民事訴訟法の各演習や、実務基礎科目群に属する民事実務、商事法務、刑事実務の各演習、公法、民事法、刑事法の各総合演習のいずれもが必修科目であり、１学年を２クラスに分けたこれらの演習形式の授業を実施するためには、定員 30 人規模の演習室を最低でも 2 部屋必要とする。

現状では、平成 17 年度自己評価書（予備評価）でも検討課題とされた本学法科大学院専用の講義棟建設の目途は立っていない。けれども、講義用の教室に関しては、本学経済学部及び経営学部から両学部講義棟の試験定員 100 人規模の教室を供与され、学期中はもちろん、休業中の集中講義を含めて法科大学院専用教室としての利用が確保されている。演習室に関しては、長時間の授業にも支障がないように、国際社会科学研究棟、国際経済法学研究棟及び経営学部研究棟の各会議室を演習用に確保している。経済学部、経営学部及び国際社会科学研究科から、これら施設確保のために格別の配慮があることは特筆に値する。なお、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目Ⅰ・Ⅱ群に属する選択科目に関して言えば、受講生の多い若干の科目を除き、国際経済法学棟内の教室でほぼ充足している。教室等の位置関係については、【別添資料ＸＬⅨ】国際経済法棟・国際社会科学研究棟・棟別平面図を参照。

法律実務基礎科目群に属する民事・刑事模擬裁判については、残念ながらいまだ専用教室をもつに至っていないが、毎年、本学常盤台キャンパス内の教育文化ホールで実施しており、現在では、模擬裁判用の備品等も大半が同ホール内での保管が認められるようになっている。模擬裁判の実施中は、その様子を全学に向けて公開しているが、全学からは、模擬裁判用ホールの安定的利用のために格別の配慮を得ている。【解釈指針１０－１－１－１】

（２）自習室

本学法科大学院では、1 年次から 3 年次までの全学生一人ひとりに指定席を用意した

自習室が完備している（自習用の総座席数は 173)。現状では、1・2 年次生に割り当てられた国際社会科学研究棟 3 階及び 4 階、3 年次生専用の経営学部講義棟 2 号館 4 階の２棟に分かれているものの､各棟への出入りはIDカードによる管理システムを採用し、土曜、日曜、祝祭日を含めた文字どおり 365 日間、昼夜を分かたず、24 時間の自習室利用が認められている。また、各棟各階には、ラウンジ等のリフレッシュ・コーナーが開放されており、国際社会科学研究科棟 6 階のゼミ室は、他専攻の学生との共用ではあるが、特に法科大学院学生の自主ゼミ用の教室として活用されている。自習室のある 2 棟の建物については、【別添資料Ｌ（国際経済法学研究棟・国際社会科学研究棟概要）を参照。

さらに、本学法科大学院を修了した学生についても、科目等履修生又は研究生の身分を取得した場合には、一定数の座席が用意されており（平成 20 年度では、科目等履修生 20 名に対し、座席数 16)、修了後新司法試験を受験するまでの期間、自習室の利用が可能となっている。もちろん、上記学生身分を取得しない場合にも、本学修了生の立場で附属中央図書館の利用が認められるのは言うまでもない。【解釈指針１０－１－１－５】

（３）図書館

国際経済法学研究棟 4 階の資料室（以下では､「国経法資料室」の略称を用いる）は、本学において法学系及び政治学系の文献情報を集約する施設であり、従来、経済学部附属貿易文献資料センターとこれに隣接する社会科学系図書館（中央図書館分館）に分散していた法律関係の基本資料（民集、刑集をはじめとする判例集、主要判例・法律雑誌）の同資料室への移管がすでに完了し、法科大学院における教育・研究上必要不可欠の文献資料をほぼ網羅するに至っている（所蔵図書・雑誌のデータや、今後の収書方針、資料室の管理運営に関しては後述)。国経法資料室の平面図は、【別添資料ＬⅠ】国際社会科学研究科資料室資料配置図のとおり。

附属図書館は、電子情報化に伴う学術情報の効率的運用と強固な学内ネットワークの構築を目的として、平成 19 年度より情報基盤センターと事務部門を一元化した。平成 13 年から翌 14 年にかけての大型改修工事によって実現した多目的のメディア･ホール、情報ラウンジ、メディアブース、カフェ等最新の施設を擁し、同中央図書館に開架図書・雑誌コーナーと併設された閲覧室は、緑豊かなキャンパスの自然をとり込む快適な空間を演出しており、国際経済法学資料室とも、OPAC（本学蔵書総合目録の電子検索システム）を通じて緊密な連携を図る体制を整えている（国際経済法学資料室との具体的な協力関係については後述)。附属図書館の概要については、資料【１０－１－１－１】附属図書館概要を参照されたい。【解釈指針１０－１－１－６】

（４）教員室

教員研究室としては、国際経済研究棟 5 階から 7 階までの全 27 室（各 19 ㎡）と経済新研究棟 5 階の全 8 室（各 20 ㎡）が専任教員及びみなし専任教員用に割り当てられている。これにより、各常勤専任教員全員に個人研究室が確保されている。このほか、非常勤講師・客員教授・客員研究員用の研究室も経済旧研究棟 4 階に 4 室用意されている。

国際経済研究棟 3 階には、専攻会議等の用に供される大会議室、国際社会科学研究科法学系委員長室、教職員の懇談の場となる談話室が設けられ、同棟 2 階には専攻長室、同棟 1 階には小会議室がそれぞれ設けられている。

教員研究室及び会議室等の位置関係については、【別添資料ＬⅡ】教員研究室等のとおり。【解釈指針１０－１－１－２】

（５）事務室等

国際経済法学研究棟 3 階の法学系委員長室に接して秘書室と管理室が設けられてお

り、秘書室には非常勤職員 1 名、管理室には、留学生ほか他専攻の学生担当者を含め、非常勤職員 6 名が日常的業務に従事し、同棟 2 階専攻長室にも、非常勤職員 1 名が配置されている。

教務・厚生関係を司る法科大学院係は、国際社会科学研究棟 2 階にあり、学生自習室に近接したところで学生からのさまざまな問い合わせに応じる窓口となっており、常勤職員 2 名と非常勤職員 1 名が配置されている。人事・会計を司る社会科学系総務係は、同棟 1 階にあり、事務長、係長をはじめ、非常勤を含めた 10 名の職員が配置されている。【解釈指針１０－１－１－４】

（６）学生との面談スペース

教員が学生と面談することのできる施設として、教員室、共同研究室のほか、リフレッシュコーナーが設けられているものの、修学や学生生活に関する相談・助言をより一層行うため、国経法棟 1 階の 102 教室を相談室として利用している。【解釈指針１０－１－１－３】

（７）将来に向けての対応

前述したように、現時点で本学法科大学院専用の講義棟建設の見通しは立っていないが、平成 20 年度に予定された経済学部・経営学部講義棟 1 号館の改修工事の計画立案に当たり、経済・経営両学部には、法律系としての意見書を提出し（【別添資料Ｌ Ⅲ】要望書参照）、教室数、教室内の仕様等の改善を要望している。これにより、同講義棟改修工事の完了後は、現状にも増して余裕をもった教室・演習室の運用、AV 機器使用環境の改善、より一層教育効果を高める時間割編成など、施設面での大きな改善が期待される。

教員研究室、事務室等に当てられた施設は、現状においても必要にして十分と言えるが、学生、教職員、さらに相互の交流・憩いの場として、国際経済法学棟 1 階ロビー等共用スペースの環境改善を促進している。

資料１０－１－１－１（１）　附属図書館概要

国立大学法人横浜国立大学附属図書館概要

平成１９年度

国立大学法人横浜国立大学附属図書館

１ 沿 革

昭和 24 年 5 月　国立学校設置法による横浜国立大学の設置により、附属図書館が設置された。
昭和 24 年 10 月　学芸学部分館、経済学部分館及び工学部分館が設置された。
昭和 25 年 3 月　附属図書館規則を制定した。
昭和 26 年 4 月　学芸学部分館立野分室が設置された。
昭和 28 年 4 月　学芸学部分館立野分室が学芸学部横浜分館と改称された。
昭和 36 年 5 月　工学部分館が大岡地区に竣工した。
昭和 41 年 4 月　学芸学部の名称変更に伴い、学芸学部分館を教育学部分館、学芸学部横浜分館を教育学部横浜分館と改めた。
昭和 46 年 3 月　教育学部横浜分館を廃止した。
昭和 47 年 4 月　横浜国立大学附属図書館運営委員会を設置した。
昭和 49 年 6 月　中央図書館が常盤台地区に竣工（RC4F 3,967 ㎡）した。
経済学部分館が経済学部研究棟内に竣工（RC2F 1,290 ㎡）した。
昭和 49 年 9 月　本館、教育学部分館及び経済学部分館が常盤台地区に移転した。
昭和 51 年 4 月　附属図書館規則の全面改正に伴い、各分館を廃止し、教育分館、経済・経営分室及び工学分室を設置した。
附属図書館運営委員会規程、附属図書館利用規程及び附属図書館長選考規程を施行した。
事務組織が統合され、事務部課制が実施された。
昭和 51 年 10 月　「館報」を創刊した。
昭和 54 年 2 月　工学分室が常盤台地区に竣工（1,930 ㎡）した。
電算機(ACOS 200)を導入した。
昭和 54 年 4 月　雑誌受入業務のオンライン処理を開始した。
昭和 56 年 4 月　附属図書館規程を一部改正し、従来の中央図書館及び各分室を、中央図書館（教育科学・人文科学研究フロアを含む）、社会科学系研究図書館及び理工学系研究図書館に改めた。
昭和 60 年 7 月　中央図書館２号館増築工事（3,492 ㎡）が竣工した。
昭和 62 年 1 月　新電算機システム（NEC150/7SVS）を導入した。（業務用パッケージ LICSU）
昭和 62 年 3 月　学術情報センターに接続した。
昭和 63 年 2 月　一般市民利用への対応指針を策定した。
昭和 63 年 12 月　電算機システムを更新した。(NEC3100/70A)
平成 4 年 4 月　学術情報センターＩＬＬシステム（NACSIS-ILL）稼働に伴い、オンラインによる図書館間相互利用サービスを開始した。
平成 5 年 4 月　社会科学系研究図書館に「社会科学系学術雑誌フロア」及び保存書庫を設置した。
9 月　蔵書冊数が１００万冊を突破した。
10 月　中央図書館の土曜日開館を開始した。
平成 6 年 3 月　保存書庫（社会科学系研究図書館）に集密書架を設置した。
7 月　インターネット及び電話回線によるＯＰＡＣサービスを開始した。
平成 7 年 3 月　ＣＤ－ＲＯＭサーバシステムを導入した。
12 月　電算機システムを更新した。（業務用パッケージ LINUS/U）
平成 8 年 2 月　入退館管理システムを導入した。
7 月　ホームページの試験運用開始
11 月　学術情報センター学術雑誌目次遡及データベース形成事業への参加
平成 9 年 2 月　インターネット用パソコン 7 台増設（総合情報処理センターから移設）
7 月　学内発行学術雑誌目次情報検索システムの実施
10 月　理工学系研究図書館の土曜日開館を開始した。
平成 10 年 1 月　「横浜国立大学附属図書館総覧」の刊行
4 月　総合情報処理センターの協力（ﾊﾟｿｺﾝ 27 台移設）によりｾﾙﾌﾗｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰを開設した。
平成 11 年 4 月　中央図書館、理工学系研究図書館の平日夜間開館を 1 時間延長した。
WEB 対応 CD-ROM サーバーシステム及び学術論文データベースサーバを導入した。
5 月　中央図書館に図書交流ｺｰﾅｰを設置した。
12 月　電算機システムを更新した。（業務用パッケージ NALIS）

平成 12 年 3 月　「附属図書館のトータルデザインに関する調査研究プロジェクト」（平成 11 年度実施）の報告書を学長に提出した。
4 月　横浜国立大学事務情報化推進室が設置された。
コンソーシアムによる電子ジャーナルサービスを開始した。
5 月　学内 LAN 利用のオンライン文献複写申込み（ネットオーダー）を開始した。
中央図書館に放送大学図書コーナーを設置した。
10 月　情報リテラシー教育の一環として図書館主催による総合領域「知の回廊」（平成 12 年度後期）を実施した。
11 月　「横浜国立大学中央図書館施設基本計画」を策定した。
平成 13 年 6 月　中央図書館新営・改修工事が着工された。
11 月　「横浜国立大学附属図書館における情報リテラシー教育のあり方（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ）」を策定した。
平成 14 年 11 月　中央図書館新営・改修工事が竣工（12,231 ㎡）した。
平成 15 年 4 月　中央図書館がリニューアルオープンした。
5 月　中央図書館竣工記念式典・祝賀会を挙行した。
平成 16 年 4 月　中央図書館にシラバス掲載図書コーナーを設置した。
一般市民（県内在住・在勤・在学）への貸出サービス（要「学外利用登録」）を開始した。
7 月　中央図書館及び理工学系研究図書館の休日開館(授業期間中の日曜日・祝日)を開始した。
10 月　本学卒業生等への貸出サービス（要「学外利用登録」）を開始した。
中央図書館メディアホール及び情報ラウンジが授業期間中の土曜日・日曜日・祝日にも講演会、展示場として利用可能となった。
12 月　図書館業務用電算機システムを更新した。（業務用パッケージ NALIS）
平成 17 年 1 月　中央図書館の自動貸出装置が更新（1 台）・増設（1 台）されて 2 台となった。
2 月　オンライン・リクエストサービス（貸出中図書予約、貸出・予約状況確認、ILL 文献複写・図書借用申込）を開始した。
3 月　神奈川県立川崎図書館との連携協力（図書館連絡車を利用した相互貸借）に関する覚書に調印した。
4 月　中央図書館の土曜日・日曜日・祝日開館時間を３０分延長した。
神奈川県立川崎図書館と相互貸借（無料）サービスを開始した。
カラーコピーサービスを開始した。
中央図書館に教科書（県内の小・中学校で使用）コーナーを設置した。
11 月　図書館利用者アンケート調査を実施した。
平成 18 年 4 月　事務組織改編に伴い、図書館事務部が廃止され、事務局に図書館・情報部が設置された。
5 月　神奈川県立川崎図書館の返却率により神奈川県立図書館所蔵図書の貸出サービスを開始した。
7 月　国立情報学研究所「永世代学術コンテンツ基盤共同構築事業」に採択された。
「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営委員会規則」「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営細則」が定められた。
8 月　第１回横浜国立大学学術情報リポジトリ運営委員会が開催された。
10 月　中央図書館に新書コーナーを設置した。
11 月　（社会科学系）総合研究棟Ⅰの改修に伴う社会科学系研究図書館の改修工事が竣工された。
平成 19 年 3 月　神奈川県立図書館との相互協力協定調印式が行われた。
横浜国立大学学術情報リポジトリを試験公開した。
4 月　社会科学系研究図書館がリニューアルオープンした。

２ 組 織　（平成１９年４月１日現在）

（１）組織構成図

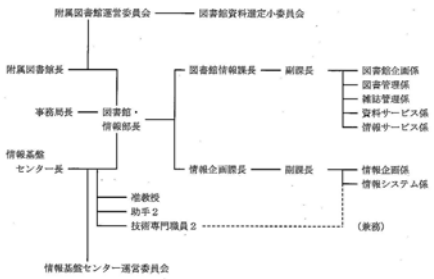

（２）図書館・情報部の職員構成

	定員職員	非常勤職員	合計	備考
図書館・情報部長	1		1	
図書館情報課長	1		1	
副課長	1		1	
図書館企画係	2	3	5	用務員２
図書管理係	2	4	6	
雑誌管理係	2	2	4	
資料サービス係	4	3	7	
情報サービス係	2	3	5	
情報企画課長	1		1	
副課長	1		1	
情報企画係	1	2	3	係長は副課長が兼務
情報システム係	3	1	4	
合計	２１	１８	３９	

資料１０－１－１－１（２）　附属図書館概要

3　施設・設備（平成１９年４月１日現在）

	区　分	中央図書館	社会科学系研究図書館	理工学系研究図書館	合　計
施設	1）床面積（㎡）	12，231	1，103	1，951	15，285
	用途別内訳				
	閲覧室	5，520	36	1，396	6，952
	書　庫	2，402	991	133	3，526
	事務室	896	閲覧室に含む	139	1，035
	その他	3，413	76	283	3，772
	2）収容可能冊数	885,175冊	278,075冊	188,750冊	1,352,000冊
付帯設備	エレベーター	2台		1台	3台
	ダムウェータ		1台		1台
	空調装置	全	全	全	
	放送設備	1式	1式	1式	3式
諸設備	閲覧座席	1，120席	20席	164席	1，304席
	視聴覚設備				
	個人用AV機器	8台			8台
	多人数用AV機器	7台			7台
	放送大学視聴機器	4台			4台
	サーバ	(注) 13台			13台
	情報検索用パソコン				
	OPAC専用	15台	1台	3台	19台
	CD-ROMサーバ用	1台			1台
	CD-ROM単体利用	4台		1台	5台
	化学DB検索用			1台	1台
	インターネット用	1台			1台
	自学自習用パソコン				
	情報基盤センター管理PC	65台		9台	74台
	グループ学習室	14台			14台
	講習会用パソコン	11台			11台
	リフレッシュルーム	4台			4台
	図書館業務用パソコン	20台		3台	23台
	事務用パソコン	35台		5台	40台
	ファクシミリ	2台		1台	3台
	電子複写機	3台	1台	1台	5台
	リーダプリンタ	1台			1台

（注）サーバ１３台のうち４台は情報基盤センターに設置されている。

4

4　蔵　書

	中央図書館				社会科学系研究図書館	
	学習・参考フロアー		教育科学人文科学系研究フロアー			
	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書
総記	79,153	36,716	14,486	4,351	27,280	14,900
哲学	12,599	1,304	18,612	11,786	5,427	3,597
歴史	20,900	3,039	25,059	5,973	9,058	6,968
社会科学	71,636	15,989	78,023	22,634	89,486	111,449
自然科学	32,119	4,461	31,329	31,348	6,529	7,456
工学	24,788	2,695	7,731	1,862	9,705	5,251
産業	11,192	1,055	4,251	993	15,020	9,984
芸術	11,163	1,099	19,749	8,607	1,325	760
語学	9,347	2,233	11,617	9,680	1,964	2,060
文学	17,537	5,746	28,150	22,031	5,110	4,502
小計	290,434	74,337	239,007	119,265	170,904	166,927
製本雑誌	4,823	4,625	15,890	9,409	17,047	22,248
計	295,257	78,962	254,897	128,674	187,951	189,175
合　計	374,219		383,571		377,126	

注1：製本雑誌は昭和55年5月1日以降
注2：平成16年4月1日の 国立大学法人化に伴い、55,429冊を承継資産補正

5

冊　数

（平成19年4月1日現在）

理工学系研究図書館		合　計		
和漢書	洋書	和漢書	洋書	計
7,122	1,829	128,041	57,796	185,837
1,354	257	37,992	16,944	54,936
4,935	557	59,992	16,537	76,529
4,732	1,711	243,877	151,783	395,660
20,737	39,725	90,714	82,990	173,704
45,799	41,056	88,023	50,864	138,887
1,759	737	32,222	12,769	44,991
3,650	1,802	35,887	12,268	48,155
1,059	435	23,987	14,408	38,395
1,552	122	52,349	32,401	84,750
92,699	88,231	793,044	448,760	1,241,804
12,634	40,121	50,394	76,403	126,797
105,333	128,352	843,438	525,163	1,368,601
233,685		1,368,601		1,368,601

6

5．所蔵資料の推移

（1）図書所蔵冊数

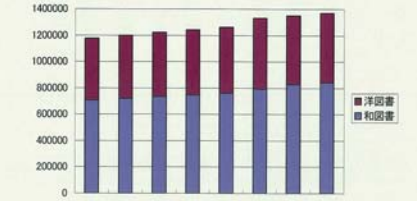

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
和図書	706885	721540	734496	747758	760596	815414	827749	843438
洋図書	469245	478207	486413	493435	499908	515784	520710	525163
計	1176130	1199747	1220909	1241193	1260504	1331198	1348459	1368601
増加数	24513	23617	21162	20284	19311	15265	17261	20142

注：平成16年4月1日の国立大学法人化に伴い、55,429冊を承継資産補正

（2）雑誌所蔵種類数

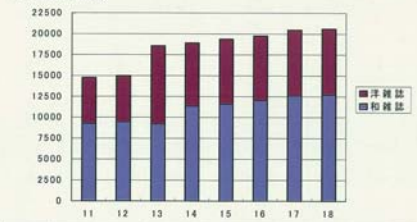

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
和雑誌	9267	9463	9213	11342	11603	12036	12609	12704
洋雑誌	5465	5515	9353	7556	7753	7719	7870	7896
計	14732	14978	18566	18898	19356	19755	20479	20600

7

資料１０－１－１－１（３）　附属図書館概要

6　利用状況（平成１８年度）

（1）開館日数　３００日

（2）利用対象者数　１２，５０８人
（内訳）学　生　１０，７９０
教職員　１，７１８

（3）入館状況
◇年間入館者総数　７０２，１１７人（うち学外者　３，１５４人）
（内訳）中央図書館　５９４，１７５　（うち学外者　２，８５２人）
社会科学系研究図書館　１，０４３　（うち学外者　０人）
理工学系研究図書館　１０６，８９９　（うち学外者　３０２人）

（4）館外貸出状況
貸出冊数（人数）　６９，３４４冊（４１，０６１人）
（内訳）学　生　６４，３３０　（３８，４５７人）
教職員　３，４４９　（　１，７２９人）
学外者　１，５６５　（　８７５人）
１日平均貸出冊数（人数）　２３１冊（　１３７人）

（5）ＡＶ資料利用状況

利用者別	
学生	５，８０６人
教職員	１７
学外者	０
合計	５，８２３人

資料形態別	
ビデオ	１０６件
ＬＤ	１８８
ＣＤ	２５
CD-ROM	９３６
DVD	３，９６０
合計	５，２１５件

（6）レファレンス・サービス

利用者別	
学生	５，２７３件
教職員	３，３５５
学外者	７３３
合計	９，３６１件

業務内容別	
所在調査	９，１９９件
利用指導	２０
事項調査	１４２
合計	９，３６１件

８

（7）複写サービス

利用者別	
学内者	５，１１６件
学外者	４
合計	５，１２０件

業務内容別	
電子複写	５，１１９件
ﾘｰﾀﾞｰﾌﾟﾘﾝﾀ	１
合計	５，１２０件

（8）相互協力

図書の貸借		文献複写	
貸出	借受	受付	依頼
国内　６８８冊	６４７冊	４，５７３件	４，８０３件
国外　７	３	２０	１６２
合計　６９５冊	６５０冊	４，５９３件	４，９６５件

（9）訪問利用
共通閲覧証・紹介状発行件数

種名	発行数
県内大学図書館共通閲覧証	２７
紹介状	６４
合計	９１枚

来館者数

種名	来館者数
県内大学図書館共通閲覧証	１９人
紹介状	１５
その他	３，１２０
合計	３，１５４人

９

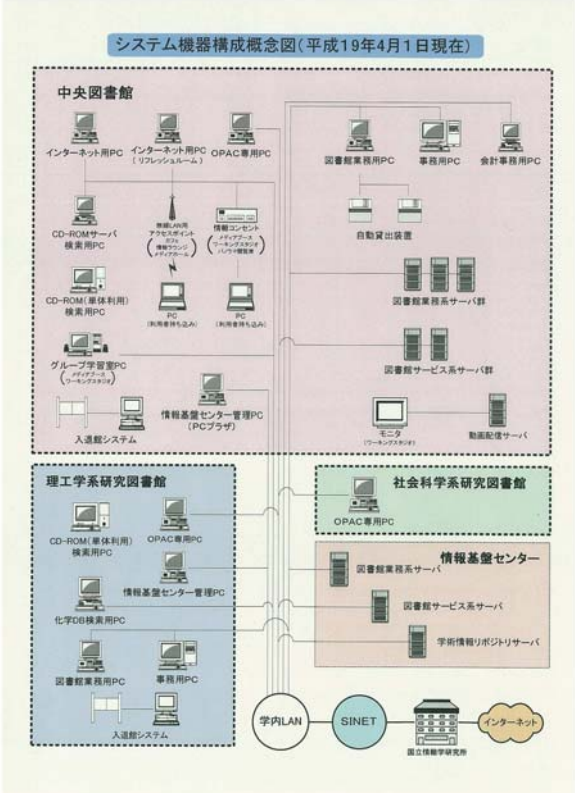

国立大学法人横浜国立大学附属図書館概要
平成１９年４月発行
国立大学法人横浜国立大学附属図書館
横浜市保土ケ谷区常盤台７９番地６号
〒240-8501　電話　(045)339-3204（図書館情報課図書館企画係）
http://www.lib.ynu.ac.jp/

１０－２　設備及び機器の整備

基準１０－２－１
法科大学院の各施設には，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で，かつ，技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

（基準１０－２－１に係る状況）

図書、雑誌等、電子媒体を含めた文献情報については後述（基準１０－３－１に係る状況）することとして、ここでは、教員の教育・研究活動および学生の日常的な学習活動を支える設備・機器の整備状況について述べる。

まず、教員の個人研究室には、机、椅子、書架、電話・ファックス、ロッカー、PC、プリンターなど教員にとって必要な備品が標準的に整備されている。新任の教員に対しては、本人の意向をも聴取しながら、PC、プリンターを含め、適宜備品の補充に努めている。

共用スペースのうち、国経法資料室には、PC13台、プリンター、教員専用の複写機1台、教員学生共用の複写機1台、プリペイド・カード方式の学生用複写機1台、製本機2台、シュレーダー1台等々、必要十分な事務用機器が備え付けられている。また、国際経済法学研究棟3階及び1階の大小会議室には、会議用の家具が常備され、談話室には、応接セットのほか、教職員の執務用文具類（プリンター用の再生紙、筆記用具、ファイル、封筒、便箋その他）が過不足なく常備されている。

学生自習室には、総数173人分の机と椅子のほか書架も備え付けられ、国際社会科学研究科棟4階には学生用複写機2台、経営学部講義棟2号館4階にも学生用複写機が用意されている。また、国際社会科学研究科棟3階及び4階のリフレッシュ・コーナーには、まさにくつろぎの空間を醸し出す家具類が備わっている。

近年では、AV機器を用いた授業も増加しており、これに対応可能な設備機器（プロジェクター、DVD デッキ、OHP 等）が用意されている。前に触れた模擬裁判用の設備を毎年度の授業に用いられている。

教員研究室、学生自習室、国経法資料室、附属図書館、そして事務室での情報の発信・受信はすべて、学内LANにより接続されており、学生自習室及び国経法資料室には、無線LANも配備されている。また、国際社会科学研究科棟3階及び経営学部講義棟2号館4階の各電算室には、PC環境として申し分のない機器が揃っており、学生は、これを24時間利用することができる。24時間体制のフル稼働となれば、備付機器の不具合やトラブルの発生可能性も増えるおそれがあるけれども、情報助手1名と補助者（RA）の働きにより、安定した利用環境が保障されている。

特筆すべきは、情報基盤センターから提供される「授業支援システム」である。このシステムは、シラバス、授業計画、各回の主題と学生への課題提起、課題となるレポートの提出とその受付といった一連のプロセスを媒介するシステムであり、各授業科目の担当教員と受講学生を結ぶホットラインとも言える。操作性など改善の余地もあることから、今のところ、教員間での普及率はそれほどに高くないが、授業の形式・規模次第でメーリングリストと使い分けることにより、今後は、授業関係情報の主要な伝達手段として位置づけられるであろう。

１０－３　図書館の整備

基準１０－３－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し，かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

（基準１０－３－１に係る状況）

言うまでもなく、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するための中核的な教育機関である法科大学院においては、人的側面での教員の資質とその絶えざる向上とともに、物的な側面での図書館の整備が絶対的な条件となる。以下では、この物的側面を支えるロー・ライブラリー、国経法資料室を中心にして、同資料室が、教員の教育・研究活動、そして学生の学習をどのように支援しているかを見てゆく。また、同資料室と附属中央図書館の協力関係についても必要なかぎりで言及したい。

（１）国経法資料室の利用について

国経法資料室は、通常、平日の開室時間であれば、毎日午前 9 時から午後 9 時 45 分まで利用することができ、週末土曜日にも午前 10 時から午後 4 時 30 分まで利用可能である。同資料室には、3 名の非常勤職員が配置されており、少なくとも午後 5 時までは 2 名の体制で利用者に対応できるように勤務表が組まれている（午後 5 時以降は、RA による対応）。【別添資料ＬⅣ】国際経済法学資料室利用内規は、同資料室利用内規、利用案内をはじめとする基本文書である。【解釈指針１０－３－１－２】

これらの職員により、すべての利用者は、文献検索やその所在場所の案内、設備機器の操作等日常的な補助・サポートを受けている。特に教員にとっては、講義案、演習用資料等大部の教材を用意する必要がある場合に、そうした教材の印刷・製本サービスを利用することができるので、たいへん助かっている。【解釈指針１０－３－１－３】【解釈指針１０－３－１－７】

国経法資料室備付けの設備機器についてはすでに述べたが、平成 19 年度末、同資料室をより快適な環境にするため、閲覧室のテーブル、受付カウンター、書架側板その他の備品を更新した。些事にわたる改善事項ではあるが、学生の場合には、各自のコピーカードの利用限度を超えた者でも、プリペイド・カードによる複写機を利用できるようになった点もひとつの朗報となっている。同資料室内で学生が電子情報をダウンロードして印刷したい場合にも、枚数が多くならないかぎり無料で応じるなど窓口対応の日常的な改善に努めている。【解釈指針１０－３－１－１】

（２）図書・雑誌の所蔵状況

かねてより、法律系の図書・雑誌の所蔵場所が分散していたことが、利用者にとっての悩みの種であったけれども、この問題は、法令・判例に関する基本資料の国経法資料室への移管措置によって大半解消された。さらに、本学法科大学院設置前から、学内の図書・雑誌の所蔵状況を系統的に調査し、新刊図書と併行して未所蔵図書・雑誌の収集や新規購入、バック・ナンバーの補填を重点的に推し進めてきた。このような取り組みにより、現在では、国内の法律関係雑誌は、大方不自由なく紙媒体でも閲覧できるようになり、記念論文集ほか学生にとって入手のむつかしい高価な書籍に関しては、相当の充実ぶりを示すようになっている。国経法資料室が作成した雑誌目録は、【資料１０－３－１－１】横浜国立大学大学院国際社会科学研究科資料室利用案内である。平成 19 年度に購入した図書については、【別添資料ＬⅤ】平成 19 年度購入図書タイトルリスト

を参照。【解釈指針１０－３－１－４】

そのうえ、紙媒体での雑誌資料の収集・補填がすぐには追いつかない間にも、電子化されたものがあれば、可及的速やかに購入し、教員及び学生の便宜を図ってきた。現在では、各種の CD-ROM に加え、インターネット上の文献検索・収集の方法を重視し、教員であれば、研究室のみならず、自宅からのアクセスも可能であり、学生であれば、自習室でも自宅でも利用可能な情報ソースを飛躍的に拡大させてきた。とりわけ、学生の場合には､ネット上の学習システムの導入により､修了生を含む2年次以降の利用者は、自己の修得した知識とその理解度を自己点検しながら、これとリンクした基本文献にまでさかのぼって復習することができるようになり、一層効果的な自学習が期待されるところである。教員の場合で言えば、平成 19 年度より膨大な判例情報とこれに対応する論文・評釈を有機的に関連づけた総合的な情報システムを採用し、授業を準備するうえでの作業能率が格段に向上している。教員・学生の利用に供される電子媒体の文献情報については、【資料１０－３―１－２】電子媒体文献情報を参照。なお、学生自習室と国経法資料室との間がやや離れていることは、平成 17 年度予備評価においても指摘のあった点であるが、学生自習室の端末から主要雑誌の電子媒体にも容易にアクセスすることができるようになり、この点でも大幅な改善が見られる。【解釈指針１０－３－１－５】【解釈指針１０－３－１－６】

ここ数年の間にむしろ新たな問題として浮上してきたのは、国経法資料室の限りある所蔵スペースの有効活用である。現に、平成 19 年度中にも複数の低書架を新たに備え付け、所蔵スペースの確保に努めてきたが、図書・雑誌の国経法資料室への移管・集中というこれまでの方針を貫くことのできない状況がすでに生まれている。

そこで、従来からの収書方針を成文化したうえ、新たな状況にも対応できるように、国経法資料室において是非とも所蔵すべき図書・雑誌と必ずしもそうでないものを振り分けつつ、さらに本学所蔵図書・雑誌の充実を図るための「基本方針」(【別添資料ＬⅥ】基本方針参照）を作成した。今後は、この基本方針に基づき、図書・雑誌の選定に当たっては所蔵場所に留意し（同方針第 2 項)、必要不可欠のものから優先的に国経法資料室に配架することとし（第 4 項及び第 5 項)、電子媒体の文献情報のうち、確度・信頼性が高く、かつ紙媒体との併用を必要としないものについては、漸次的に電子化への一元化を進める予定である。

（３）附属中央図書館との協力関係

毎年度の文献資料の選定に当たっては、一般学生用図書のほか、小額ながら、ビジネス・スクールと同様、ロー・スクール用図書の費目が恒常的に設けられている。また、研究図書収書計画においては、法学系の文献資料がしばしば採用され（平成 19 年度分につき、【別添資料ＬⅦ】法学系文献資料参照)、社会科学系の所蔵コレクションの中でも相対的に弱いと思われる法学系図書の収集が重点的課題とされていることが伺われる。

このほかにも、法学系の文献情報に関しては、中央図書館から国経法資料室に対して意見が求められることも多く、反対に、学生からの要望を救い上げ、随時に国経法資料室から中央図書館へ学生用図書をリクエストする場合にも、予算の許すかぎりで積極的な対応を受けており、両者間の連絡・連携体制は密なるものがある。特に教員の研究を支援する意味では、国経法資料室と国際社会科学研究科棟3階の資料室の関係についても言及すべきところだが、同様に緊密な連絡体制にあることのみを指摘しておく。

国際経済法学資料室の利用について

1. 場所　　国際経済法学研究科棟4階

2. 開室時間　月曜ー金曜 A.M. 9:00 – P.M. 9:45
　　土曜 A.M. 10:00 – P.M. 4:30　　日曜・祝日は休みです。
　・ 夏季休室・冬期休室、急な変更等の場合は、国際経済法学研究科棟2階掲示板、資料室掲示板にてお知らせします。

☆ 入室の注意事項

1. 資料室に入室の際は、必ず用紙に名前を記入し、学生証を係りに提示してください。
2. 筆記具、ノート、パソコン、図書等以外は、資料室に携行することができません。
3. 鞄・携帯電話を持ち込むことはできませんので、上記以外の手荷物は、4階のコインロッカーに入れてから資料室に入室してください。

3. 閲覧
　＊ 図書は、室内での閲覧・コピーができます。
　＊ LPP/IMP 以外の学生は、貸出できません。また、修士論文は、閲覧のみでコピーはできません。
　博士課程後期の学生は、洋書のみ当日返却の一時帯出が出来ます。

4. コピー機による複写
　＊ 学生は、入り口横にある学生用コピー機２台を使用する事ができます。
　＊ 本資料室の図書・資料の複写について
　① 本研究科生（博士課程前期・法曹実務専攻の学生）による複写は、各自のコピーカード又は、プリペイドカードを使用します。
　② 本研究科生（博士課程後期の学生）による複写の場合は、係りに申し出て、必要事項をノートに記入してください。コピーカードを貸与します。（年間1000枚可能）
　③ 本研究科以外の学生・学外の者がコピーを希望する場合は、プリペイド式コピー機を使用できます。

　＊ 本資料室の資料以外のものをコピーする際は、係りに申し出てからコピーをしてください。
　＊ 他学部学生と学外の方はプリペイド式コピー機の利用が可能です。
　　プリペイドカードが手元にない場合は、資料室に予備がないので、生協で購入してください。

5. パソコンによる印刷
　＊IR、LS、IMP、LPP は、年間 100 枚まで、博士後期課程の学生は年間 300 枚までプリントできます。
　プリント後は、プリントした枚数を専用のノートに記入してください。
　院生以外の学生、学外の方は、印刷は2，3枚程度であれば無料で印刷できます。

6. 横浜国際経済法学会会員の申込
　＊ 法学会事務局にて、「横浜国際経済法学会」入会申込ができます。
　場所は、国経法棟2階204号室です。

☆ 資料室内での机及び機器については、長時間の独占的利用を控え、譲り合って使用されるようお願いします。

国際経済法学資料室で利用できる文献資料について

1. 判例集
　＊ 最高裁判例集、大審院判例集、高等裁判例集、条約集、など
2. 法律雑誌
　＊ ジュリスト、時の法令、判例時報、判例タイムズ、法学教室、法律時報 など
3. 各大学の紀要（法律・政治関係）
4. 国際関係法・IMP関係の洋雑誌・図書
5. Website による検索　北窓側パソコン2台・南窓側1台）
　＊ web利用は、各自が持っているIDとパスワードを入力すると使用できるシステムです。
　☆LEX-DB検索
　☆LEXISNEXIS検索
　☆LLI オンラインシステム（ジュリスト等の検索システム）
　　LLI オンラインシステムは、国社電算室・LS院生室でも検索できます。

　<注意>
　DVD/CD-ROM 検索専用パソコンでは、LAN 検索はできません。
　「ユーザー名：student　パスワード：なし」でログインしてください。
　ダウンロードはできません。

6. CD-ROM・DVD の検索
　＊パソコン備付（南窓側パソコン2台）（4月1日現在パソコン調整中です）

法律判例文献情報 DVD

別冊ジュリスト判例百選DVD

わかりやすい法情報の調べ方

RGZ：Entscheidungen des Reichsgerichts in Zivilsachen：Archiv-DVD-ROM

資料１０－３－１－１（２）　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科資料室利用案内

International and Business Law Library

Information for IMP and LPP students

Location : 4F of International and Business Law Bldg.
Office Hours : Monday - Friday 9:00a.m. – 9:45p.m.
Saturday 10:00 a.m. – 4:30p.m.
Sunday & National Holiday closed
Other Information: See the library bulletin board and
the second floor information board, IBLAW Bldg.

☆*Important*:

◆*Please leave your personal belongings in the locker located in front of the library, 4th floor before you enter the library.*

◆*Please show your ID Card to the staff and fill out the sheet.*

- Borrow books IMP and LPP student can borrow books

*How to Check-Out books or materials

1. Ask for a Check-Out card.
2. On Check-Out Card, write your name, the title of books or materials and other information.
3. You may check out 5 books for 2 weeks.

You must return books which you checked by yourself until due day.

<ATTENTION>

Holders of overdue materials will not be permitted to check out new materials.

Moreover, after overdue materials are returned, the holders of these materials will not be permitted to check out new materials for a period equals to the length of time the materials were overdue.

*Copying

You can copy materials with your own copying card by a machine located near the library entrance.

資料１０－３－１－１（３）　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科資料室利用案内

1.横浜国立大学附属図書館（中央図書館）

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-6
TEL/FAX	045-339-3219（メインカウンター） 045-339-3221/3229（レファレンスデスク）
URL	http://www.lib.ynu.ac.jp/

開館日及び利用時間

授業期	月～金	9：00－21：45
	土・日・祝	9：30－16：30
休業期	月～金	9：00－17：00
	土・日・祝	休　館

休館日
開学記念日（6月1日）、年末年始（12月27日～翌1月4日）ほか
※詳しい開館日はホームページでご確認ください。

利用方法
入館・貸出は図書利用カード要、
大学院生の図書貸出：冊数　15冊以内、期限　2ヶ月以内
■　博士論文（横浜国立大学大学院）：館内閲覧・複写○（著作権法の範囲内）

2．社会科学系研究図書館

社会科学関係の学術雑誌を中心に、各国判例集、統計書、有価証券報告書等が配架されています。

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-3 社会科学系総合研究棟Ⅰ（経済学部）　2階
連絡先	中央図書館

開館日及び利用時間

授業期	月～金	9：00－21：45
	土・日・祝	休　館（注）
休業期	月～金	9：00－17：00
	土・日・祝	休　館

（注）本学の大学院生・教職員は特別利用 11：00-15：00 が可能

休館日
開学記念日（6月1日）、年末年始（12月27日～翌1月4日）ほか
※詳しい開館日はホームページでご確認ください。

利用方法
入退館：9時～17時は、附属図書館または貿易文献資料センターで入館証を受け取り東側ドアから入室、17時以降は附属図書館で入館証を受け取り東側ドアから入室。

3．経済学部附属貿易文献資料センター

国際経済や世界貿易に関する調査・研究に必要な資料・情報を収集しています。
特徴的な資料：横浜高等商業学校収集資料（高商資料）など

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-3 社会科学系総合研究棟Ⅰ（経済学部）　2階
TEL/FAX	045－339－3519/3521
URL	http://www.econ.ynu.ac.jp/CITShomepage/

開館日及び利用時間
月～金　9：00－17：00
受付時間　9：00－16：30

休館日
土日、国民の休日、開学記念日(6月1日)、年末年始、その他資料センターの定める日
※臨時閉館・開館時間短縮については HP・資料室掲示板でご確認ください。

利用方法
入館時に所定用紙に氏名を記入、資料複写：学生証要
■　修士論文（経済系）：館内閲覧のみ○（学生証要）、館外帯出・複写×

4．経営学部研究資料室

経営学・会計学関係の学術雑誌や大学紀要を中心に、日本と欧米の主要企業社史・財務情報に関する資料なども収集しています。

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 社会科学系総合研究棟Ⅱ（経営学部）　2階
TEL/FAX	045－339－3669/3669
URL	http://www.business.ynu.ac.jp/contents/archives/ 経営学部 TOP＞学部紹介＞関連施設＞研究資料室

開室日及び利用時間

授業のある日	月 ～ 木	9：00－17：00
	金	9：00－20：30
授業のない日	月～金	9：00－17：00

休室日　土曜日、日曜日、祝日、横浜国立大学の定める休日

利用方法
入室：自由、貸出：○（学生証要、1週間、雑誌は当日中に返却）
■　修士論文（経営系）：貸出○（学生証要、1週間）

5．国際経済法学資料室

主として法科大学院・国際関係法の研究教育活動のために収集された和洋図書・雑誌・判例・データベースを所蔵しています。

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 国際経済法学研究棟　4階
TEL/FAX	045－339－3631/ 3631
URL	http://www.iblaw.ynu.ac.jp/kyoutu/siryousitsu.html 国際社会科学研究科法律系専攻 TOP＞共通情報＞資料室

開室日及び利用時間
月～金　9：00－21：45
土曜日　10：00－16：30

休室日　通常：日曜日・祝日
※3・8・9 月は、月～金 9:00-17:00 開室、土・日・祝祭日は閉室となります。
※夏季休暇・冬期休暇、急な変更等の場合は、掲示にてご連絡いたします。

利用方法
入室：学生証要、室内での閲覧・複写○、貸出×
■　修士論文（法律系）：室内閲覧○、複写×

6．国際社会科学研究科資料室

主に博士課程後期４専攻の学生・教員の研究・教育に必要な学術雑誌、大学紀要、各種報告書、統計データベースなどを収集しています。

所在地	〒240-8501　横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 国際社会科学研究棟　3階（304）
TEL/FAX	045－339－3783/3783
URL	http://www.igss.ynu.ac.jp/library/index.html 国際社会科学研究科 TOP＞教育・研究＞施設＞国際社会科学研究科資料室

開室日及び利用時間
月～金　9：00－12：00
13：00－17：00

休室日　土曜日、日曜日、祝日、横浜国立大学の定める休日
※臨時休室についてはホームページ、資料室掲示板、国社棟５階掲示板でご確認ください。

利用方法
入室：自由、複写のための貸出：○（学生証要、当日中返却）
■　博士論文（国際開発研究科、国際社会科学研究科）：室内閲覧○（学生証要）、貸出・複写×

資料１０－３－１－１（４）　横浜国立大学大学院国際社会科学研究科資料室利用案内

横浜国立大学
社会科学系図書館・資料室案内
（大学院生用）
2008年4月

■　横浜国立大学にある、社会科学分野の図書館・資料室全６施設の総合利用案内です。

■　各図書館、資料室の基本情報に加え、修士論文および博士論文（経済学・経営学・国際経済法学・学術）の所蔵場所と利用方法を掲載しています。
注意）複写○と記載されている場合でも、原則として著作権法の範囲内での複写を意味します。それを超える場合は、著者の許諾が必要となります。詳細ご確認のうえ、ご利用ください。

■　この案内に掲載してほしい項目など、ご意見がありましたら、下記または各資料室係員までお寄せ下さい。

附属図書館情報サービス係：ref@lib.ynu.ac.jp

貿易文献資料センター
社会科学系総合研究棟Ⅰ
(18)＊　経済学部事務棟）　2階（201）
Center for International Trade Studies
Social Science General Research Bldg. I
(18)＊　Administration）　2nd floor　(201)

社会科学系研究図書館
社会科学系総合研究棟Ⅰ
(18)　経済学部1号館）　2階（204）
Social Science Library
Social Science General Research Bldg. I
(18)　Research Building)　2nd floor　(204)

経営学部研究資料室
社会科学系総合研究棟Ⅱ
(22)　経営学部1号館）　2階（201）
Library of Business Administration
Social Science General Research Bldg. II
(22)　Research Building)　2nd floor　(201)

渡り廊下でつながっています。

国際経済法学資料室
国際経済法学研究棟(25)　4階
International and Business Law Library
(25)　International and Business Law Bldg.　4th floor

中央図書館
Central Library

国際社会科学研究科資料室
国際社会科学研究棟(26)　3階（304）
Library of International Social Science Studies
(26)　International Graduate School of Social Sciences Bldg.　3rd floor (304)

横浜国立大学常盤台キャンパスマップより

資料１０－３―１－２（１）（電子媒体文献情報）

資料１０－３―１－２（２）（電子媒体文献情報）

新刊情報

商事法務の書籍は，全国の主要書店で入手することができます

わかりやすい法情報の調べ方　＜DVD＞

法律図書館連絡会ビデオ制作委員会　編

DVD（上映時間43分）／付録利用ガイド39頁／4，935円（税込）
ISBN978-4-7857-9004-2　　07．10刊

初学者と図書館司書との対話の様子から、法情報のリサーチ方法について紹介する。法学部・法科大学院の授業補助教材、法律図書館の利用者教育用ガイダンス・図書館員研修用だけでなく、公共図書館における一般市民向けの参考資料、法律事務所等の新人教育向けにも！

本商品の「（DVD利用ガイドの）はしがき」はこちら

主要内容
■DVD
□Opening
□Research Step 1　リサーチ内容の整理～図書館カウンターに学生が質問に来る
主題を明確にする　インターネットによる検索　法律辞典による確認　図書館所蔵資料の調査
□Research Step 2「引用の読み方」
判例の略語表記の読み方　コンメンタール、判例評釈、最高裁判所判例解説の説明　判例百選、最高裁判所判例集の紹介
□Research Step 3　改正法令と判例の関係
法令番号、官報の説明　判例掲載雑誌、裁判所のウェブサイトの説明　現行法令の調べ方
有料の判例全文データベースの紹介　廃止（改正前）法令の調べ方　条例の調べ方
□Research Step 4　裁判の結果をふまえて
新聞に載った判決の裁判所ウェブサイトでの確認
□Ending

■DVD付録利用ガイド
DVDに採り上げたテーマと関連法令、判例について
DVDの流れとリサーチのポイント
用語解説

新刊書籍一覧情報に戻る

[TOP PAGE|会社案内|新刊情報|既刊情報|「NBL」]
[資料版/商事法務|債権管理|スクール|事業再生|注文・購読]

http://www.shojihomu.co.jp/newbooks/9004.html　　2008/05/09

資料１０－３―１－２（３）（電子媒体文献情報）

法律判例文献情報CD-ROM　2007年版Ⅱ　収録内容

1982年1月～2007年6月までに刊行された法律関連文献(定期刊行物または図書)および判例の書誌情報を収録しております。

編	文献編	判例編	
収録内容	法律に関する書籍や研究紀要、雑誌、新聞等約1,400誌紙に掲載された論文 ジュリスト 756～1336 公法研究 47～68 法学論叢(京都大学) 110-1～160-3･4 など	収録している主な判例集	
		･最高裁判所判例集	35巻5号～60巻9号
		･高等裁判所判例集	33巻5号～54巻2号
		･行政事件裁判例集	32巻6号～48巻11/12号
		･労働関係民事裁判例集	32巻3/4号～48巻5/6号
		･家庭裁判月報	33巻11号～59巻5号
		･東京高等裁判所判決時報	31巻10号～56巻1/12号
		･訟務月報	27巻8号～53巻2号
		･判例時報	1020号～1964号
		･判例タイムズ	453号～1237号
		･労働判例	374号～934号
		･労働経済判例速報	1103号～1970号
		･判例地方自治	1号～290号
収録件数	476,202件	39,428件	

第一法規株式会社　お問合せ HOTLINE

商品の内容に関するご照会　TEL.0120-203-694　FAX.0120-302-640
ご住所･ご名義等各種変更のご連絡　TEL.0120-203-696　FAX.0120-202-974
請求･お支払いに関するご照会　TEL.0120-203-695　FAX.0120-202-973
(電話受付時間／9:00～17:30　土･日･祝日を除く)

資料１０－３―１－２（４）（電子媒体文献情報）

別冊ジュリスト 判例百選DVD 利用ガイド

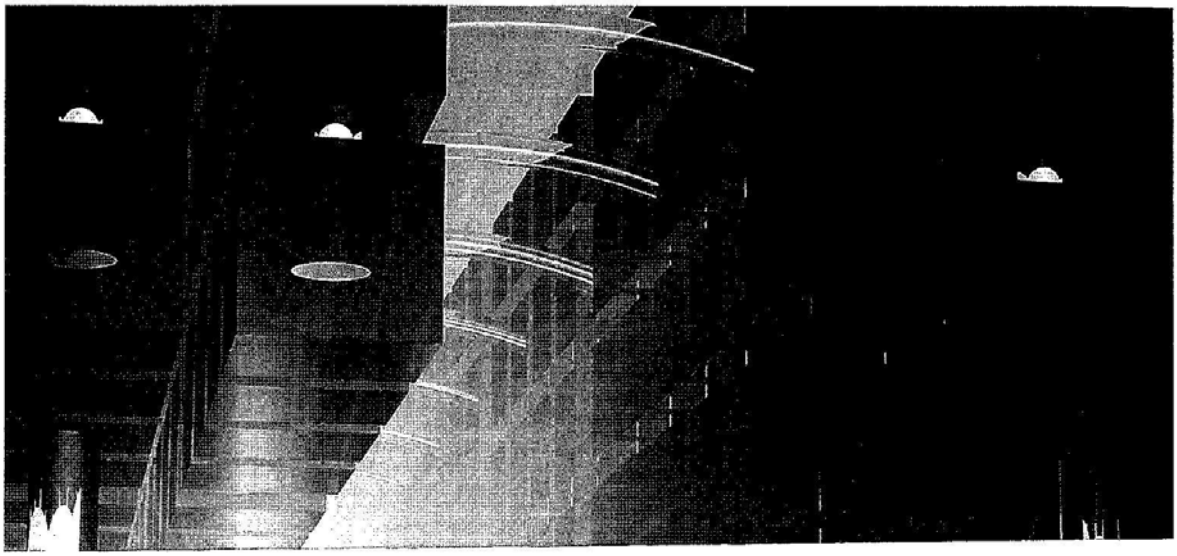

収録範囲	「判例百選」177冊、「重要判例解説」35冊、「基本判例解説シリーズ」13冊、「単行シリーズ」2冊、「基本判例シリーズ」5冊の合計232冊	
検索対象	収録範囲に掲載された論文等全記事	
検索項目	解説	タイトル、雑誌別、著者、著者肩書
	判例	任意語、裁判所、事件番号、裁判日付
表　　示	雑誌名・頁、発行年月、タイトル、著者名、著者肩書	
判例本文	「解説」の対象となる判例のうち、大審院判決録、大審院判例集、最高裁判例集に掲載された判例の判決全文	

2　優れた点及び改善を要する点等

（1）優れた点

本学法科大学院の施設・設備面での優れた点を挙げるとすれば、第1に、学生自習室において在学中の学生全員に個人用の机と椅子を提供しているところである。修了後の自習室の継続的利用についても、科目等履修生など学生身分を有する者に限られるが、必要な座席数を確保している。学生自習室では、年中 24 時間の利用が認められ、無線LANが配備されているため、自前のPCを用いた自学習の環境として不足はなく、隣接した電算室でも24時間のPC利用が認められている。

第2に、教員研究室は、2 棟に分かれて割り当てられているが、みなし専任教員研究室、客員教授室、非常勤講師室を含め、部屋数としては必要十分であり、全スタッフの教育・研究活動の足場としての機能はもとより、学生との面談・交流の場としても十分な機能を発揮している。教員研究室内の設備も、PC、プリンター等が標準的に備え付けられており、国経法資料室の利用と相まって過不足のない環境が整っている。

第3に、財政的な制約にもかかわらず、電子媒体の文献情報を意欲的に導入してきた経緯があり、図書館機能に関しては、今後ますます電子情報化への傾斜が強まるものと予想されるが、そうした将来への対応も無理なく推し進めることのできる学内の連絡・連携体制が整っている。

第4として、開講科目の中でも展開・先端科目の多様性が本学法科大学院の一大特色をなすことから、国際法関係、知的財産法関係、税法関係等の法学系文献資料、さらに経済・経営系に属する関連資料は、他大学に比して相当に充実していると言える。これに加え、専門職大学院等教育推進プログラム補助金事業の一環として、「展開・先端科目を中心とした教材開発」プロジェクト（平成19年度及び20年度）が採択された結果、教材開発のために必要な文献資料の一層の充実を図る機会が与えられている。

（2）改善・検討または努力を続けるべき点等

反面、施設・設備面において改善を要する点と言えば、現状でも最低限度の教室及び演習室を確保してはいるものの、絶対量が不足しており、時間割を編成したりする場面で大きな足かせになっているところである。教室内の仕様に関しては、前述したように、講義棟の大改修に向けてAV機器の使用に適した環境整備を要望しているが、その要望がどの程度実現されるかは定かではない。本学経済学部及び経営学部の施設に依存した状態から一日も早く脱し、法科大学院固有の講義棟においてすべての授業を学生たちが受講できるようにすることは、やはり最も大きな課題として残されている。

また、特に紙媒体での図書・雑誌等のコレクションの完備は、一朝一夕にして果たせるものではなく、今後も粘り強く追求すべき継続的課題として自覚するものである。

法科大学院認証評価自己評価書　別添資料一覧

別添番号	章	資料名
Ⅰ	1	法科大学院パンフレット
Ⅱ	1	法曹実務専攻アカデミックアドバイス学生個人カード
Ⅲ	1	「法曹実務専攻新司法試験受験状況表」
		「法曹実務専攻の成績と新司法試験合格との相関について」
		「平成１９年度新司法試験結果の分析と本専攻の取組について」
Ⅳ	2	平成２０年度履修案内
Ⅴ	3	平成２０年度ＬＳ科目及び共通科目履修登録状況
Ⅵ	3	平成１９年度ローヤリング配属先一覧
Ⅶ	3	誓約書
Ⅷ	3	実習結果報告書
Ⅸ	3	エクスターンシップ（授業科目名「ローヤリング」）成績評価報告書
Ⅹ	3	平成20年度学生別履修登録状況
ⅩⅠ	4	法曹実務専攻における成績評価の指針・平成16年当時
ⅩⅡ	4	法曹実務専攻における成績評価の指針・平成19年改正現行
ⅩⅢ	4	法曹実務専攻における学期末試験に関する申し合わせ
ⅩⅣ	4	法曹実務専攻における厳正な成績評価等に関する申し合わせ
ⅩⅤ	4	法曹実務専攻成績分布一覧
ⅩⅥ	4	学期末試験の模範解答及び講評集
ⅩⅦ	4	平成１６年度既修得単位認定（法曹実務専攻入学者の入学前既修得単位の認定について）
ⅩⅧ	4	平成１７年度既修得単位認定（法曹実務専攻入学者の入学前既修得単位の認定について）
ⅩⅨ	4	履修要件を満たさなかったため配当年次に履修できなかった者（平成１６年度～平成１９年度）
ⅩⅩ	4	平成20年度留年者数
ⅩⅩⅠ	4	平成１９年度法曹実務専攻修了者数及び未修了者数
ⅩⅩⅡ	4	平成２０年度学生募集要項（Ａ日程・Ｂ日程）
ⅩⅩⅢ	5	拡大ＦＤ委員会議事録
ⅩⅩⅣ	5	「授業アンケート集計結果（自由記載欄まとめ・ＬＳ）」
ⅩⅩⅤ	5	１９年度後学期学生授業アンケート集計結果(自由記載欄まとめ・ＬＳ＋ＩＲ)
ⅩⅩⅥ	5	授業アンケート集計結果（マークシート方式・ＬＳ）（ＬＳアンケート集計結果）
ⅩⅩⅦ	5	平成１９年度後期中間学生学生授業アンケート集計結果（マークシート方式・ＬＳ）
ⅩⅩⅧ	5	『国際経済法学』１５巻３号以下掲載の判例研究
ⅩⅩⅨ	6	パンフレット送付先リスト
ⅩⅩⅩ	6	入学試験問題
ⅩⅩⅩⅠ	6	平成19年度休学者数
ⅩⅩⅩⅡ	7	オフィス・アワー（平成２０年度法曹実務専攻（法科大学院）オフィスアワー一覧）
ⅩⅩⅩⅢ	7	平成２０年度アカデミックアドバイスチーム担当学生一覧表
ⅩⅩⅩⅣ	7	ラウンジ（リフレッシュコーナー）
ⅩⅩⅩⅤ	7	経済支援状況
ⅩⅩⅩⅥ	7	学生支援機構奨学金申請状況一覧
ⅩⅩⅩⅦ	7	奨学金を希望するみなさんへ（平成２０年度奨学金案内）
ⅩⅩⅩⅧ	7	保健管理センターのしおり（学生版）
ⅩⅩⅩⅨ	7	セクハラ防止パンフレット
ⅩⅬ	7	SVY個人報告書
ⅩⅬⅠ	8	自己点検評価報告書（外部評価報告書）
ⅩⅬⅡ	8	国経法系教員の人事取扱に関する内規
ⅩⅬⅢ	8	国経法系専任教員の採用・昇任についての覚書
ⅩⅬⅣ	8	新サバティカル制度の導入について
ⅩⅬⅤ	9	平成20年度収支予算案（平成20年度当初予算配分（案））
ⅩⅬⅥ	9	平成19年度国際社会科学研究科（法律系）収支報告書
ⅩⅬⅦ	9	ＬＳ形成支援プログラム経費
ⅩⅬⅧ	9	年次報告書（横浜国立大学法科大学院年次報告書）
ⅩⅬⅨ	10	国際経済法棟・国際社会科学研究棟・棟別平面図
Ⅼ	10	国際経済法学研究棟・国際社会科学研究棟概要
ⅬⅠ	10	国際社会科学研究科資料室資料配置図
ⅬⅡ	10	教員研究室等（国際経済法学研究棟）
ⅬⅢ	10	要望書（社会科学系講義棟改修工事について）
ⅬⅣ	10	国際経済法学資料室利用内規
ⅬⅤ	10	平成19年度購入図書タイトルリスト
ⅬⅥ	10	国際経済法学資料室所蔵図書・雑誌購入の基本方針
ⅬⅦ	10	法学系文献資料（平成１９年度附属図書館大学院（人文・社会科学系）図書収書計画希望調書）